

新経済・財政再生計画
改革工程表2020
(評価案)

令和3年(2021年)12月
内閣府政策統括官(経済社会システム担当)

1. 社会保障

予防・健康づくりを推進するため、先進事例の横展開やインセンティブの積極活用等を通じて糖尿病等の生活習慣病の予防・重点化予防や認知症の予防等に重点的に取り組む。これにより、健康寿命を延伸し、平均寿命との差を縮小することを目指す。

- ・平均寿命の延伸を上回る健康寿命の延伸を目標に、2040年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し、75歳以上とすることを目指す。

⇒健康寿命 男性：72.14年、女性：74.79年（2016年）

- ※要介護度を活用した「日常生活動作が自立した期間の平均」を補完的に活用する。
- ・高齢者の就業・社会参加率

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）		
		21	22	23
—	—	<p>1. 2040年までに健康寿命を男女とも3歳以上延伸し、75歳以上とすることを目指す</p> <p>a. 「自然に健康になれる環境づくり」や「行動変容を促す仕掛け」など「新たな手法」も活用した「健康寿命延伸プラン」の着実な実施を通じ、次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣形成等、疾病予防・重症化予防、介護予防・フレイル対策、認知症予防等の取組を推進するとともに、客観的に健康づくり関連施策を評価できる指標の設定に向け、健康寿命に影響をもたらす要因に関する研究を実施（2019年度から2021年度まで）。</p> <p>b. 研究結果を踏まえ、客観的指標を次期健康づくり運動プランの目標として設定し、そこで得られた指標をK P Iとして活用できるか検討する。</p> <p>《厚生労働省》</p>		

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

実施年度

2021年度

具体的取組

進捗状況

1 2040年までに健康寿命を男女とも3歳以上延伸し、75歳以上とすることを旨す

a. 「自然に健康になれる環境づくり」や「行動変容を促す仕掛け」など「新たな手法」も活用した「健康寿命延伸プラン」の着実な実施を通じ、次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣形成等、疾病予防・重症化予防、介護予防・フレイル対策、認知症予防等の取組を推進するとともに、客観的に健康づくり関連施策を評価できる指標の設定に向け、健康寿命に影響をもたらす要因に関する研究を実施（2019年度から2021年度まで）。

a. 2019年度から2021年度までの厚生労働科学研究において、健康寿命に影響をもたらす要因に関する研究を行っている。

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）		
		21	22	23
<p>○年間新規透析患者数 【2028年度までに35,000人以下に減少】 ⇒40,885人（40,468人、39,344人）（2019年（2018年、2016年））</p> <p>○糖尿病有病者の増加の抑制 【2022年度までに1,000万人以下】 ⇒1,000万人（2016年度）</p> <p>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数 【2022年度までに2008年度と比べて25%減少】⇒13.5%減（13.7%減、3.2%減） （2019年（2018年、2014年））</p>	<p>○かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体、広域連合の数【2020年度までに市町村：1,500、広域連合：47】 ⇒市町村：1,412（1,292、1,003）（2020年（2019年、2017年）） ⇒広域連合：47（45、32）（2020年（2019年、2018年））</p> <p>○特定健診の実施率 【2023年度までに70%以上】 （受診者数/対象者数。特定健診・特定保健指導の実施状況（回答率100%）） ⇒55.6%（54.7%、51.4%） （2019年（2018年、2016年））</p> <p>○特定保健指導の実施率 【2023年度までに45%以上】 （特定保健指導終了者数/特定保健指導対象者数。特定健診・特定保健指導の実施状況（回答率100%）） ⇒23.2%（23.2%、18.8%） （2019年（2018年、2016年））</p> <p>○スマート・ライフ・プロジェクト参画団体数【2022年度までに7,000団体以上】⇒6,100団体（5,476団体、3,673団体）（2020年度（2019年度、2016年度））</p>	<p>2. 糖尿病等の生活習慣病や慢性腎臓病の予防の推進</p> <p>a. 日本健康会議の重症化予防WG等において重症化予防の先進・優良事例の把握を行うとともに、それを踏まえた糖尿病性腎症重症化予防プログラム等に基づき取組を推進。</p> <p>b. 「健康日本21（第2次）」も踏まえ、「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙・受動喫煙防止」「健診・検診の受診」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体への支援や好事例（※）の横展開や健康無関心層を含む国民への働きかけを行う「スマート・ライフ・プロジェクト（SLP）」を推進。（※）野菜摂取量増加に向けた地方自治体の取組など地域の関係者が一体となって推進する取組。</p> <p>c. 2017年度実績より、全保険者の特定健診・特定保健指導の実施率を公表（2018年度から実施）。</p> <p>d. 地域の医師会等とも連携しながら特定健診・特定保健指導の実施に取り組む好事例を横展開するなど、まずは目標値（2023年：70%（特定健診）、45%（特定保健指導））の早期達成を目指し、現状の分析を踏まえつつ、特定健診・特定保健指導の実施率の向上につながる効果的な方策等を検討。また、好事例の横展開等により、保険者別の取組の見える化を図る。</p> <p>e. 国保において、40～50歳代が特定健診を受診しやすくなるよう、休日夜間の健診実施や40歳未満からの健診実施等の横展開を図る。</p> <p style="text-align: right;">（次頁に続く）</p>		

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

実施年度

2021年度

具体的取組

進捗状況

2 糖尿病等の生活習慣病や慢性腎臓病の予防の推進（前頁より続く）

a. 日本健康会議の重症化予防WG等において重症化予防の先進・優良事例の把握を行うとともに、それを踏まえた糖尿病性腎症重症化予防プログラム等に基づき取組を推進。

b. 「健康日本21（第2次）」も踏まえ、「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙・受動喫煙防止」「健診・検診の受診」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体への支援や好事例（※）の横展開や健康無関心層を含む国民への働きかけを行う「スマート・ライフ・プロジェクト（SLP）」を推進。（※）野菜摂取量増加に向けた地方自治体の取組など地域の関係者が一体となって推進する取組。

c. 2017年度実績より、全保険者の特定健診・特定保健指導の実施率を公表（2018年度から実施）。

d. 地域の医師会等とも連携しながら特定健診・特定保健指導の実施に取り組む好事例を横展開するなど、まずは目標値（2023年：70%（特定健診）、45%（特定保健指導））の早期達成を目指し、現状の分析を踏まえつつ、特定健診・特定保健指導の実施率の向上につながる効果的な方策等を検討。
また、好事例の横展開等により、保険者別の取組の見える化を図る。

e. 国保において、40～50歳代が特定健診を受診しやすくなるよう、休日夜間の健診実施や40歳未満からの健診実施等の横展開を図る。

a. 日本健康会議の「保険者データヘルス全数調査事例集2020」において、保険者による好事例の横展開を実施した。

b. 第10回「健康寿命をのばそう！アワード」を実施予定であり、生活習慣病予防の啓発、健康増進のための優れた取組を行う団体を表彰。これらの取組を好事例として「スマート・ライフ・プロジェクト（SLP）」の公式WEBサイトにて紹介し、他の団体等による活用を推進。

c. 保険者別の特定健診・特定保健指導実施率（2019年度実績）を厚生労働省HPに公表（2021年3月）。

d. 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、引き続き、特定保健指導を適切に実施していけるよう、2021年2月に、
・ビデオ通話が可能な情報通信機器を用いた初回面接における「グループ支援」の実施を可能とするとともに、
・同情報通信機器を用いた継続支援について、対面で行う場合と同じポイントを算定することを可能とした。
また、特定健診等対象者に対し、HPやインターネット広告などを通じ、特定健診等の必要性に係る周知広報を実施している。
加えて、「健康スコアリング活用ガイドライン」や日本健康会議の「保険者データヘルス全数調査事例集2020」、都道府県ブロック会議の事例集等において、保険者による好事例を共有し、横展開を行った。

e. 40～50歳代が特定健診を受診しやすくなるよう、国民健康保険の保険者努力支援制度において、休日夜間の特定健診や40歳未満からの健診等に対して評価指標を追加し取組を促すとともに、好事例を収集し、厚生労働省ホームページ等で公表して横展開を行った。

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）			
		21	22	23	
<p>○年間新規透析患者数 【2028年度までに35,000人以下に減少】 ⇒40,885人（40,468人、39,344人）（2019年（2018年、2016年））</p> <p>○糖尿病有病者の増加の抑制 【2022年度までに1,000万人以下】 ⇒1,000万人（2016年度）</p> <p>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数 【2022年度までに2008年度と比べて25%減少】⇒13.5%減（13.7%減、3.2%減） （2019年（2018年、2014年））</p>	<p>○かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体、広域連合の数【2020年度までに市町村：1,500、広域連合：47】 ⇒市町村：1,412（1,292、1,003）（2020年（2019年、2017年）） ⇒広域連合：47（45、32）（2020年（2019年、2018年））</p> <p>○特定健診の実施率 【2023年度までに70%以上】 （受診者数/対象者数。特定健診・特定保健指導の実施状況（回答率100%）） ⇒55.6%（54.7%、51.4%）（2019年（2018年、2016年））</p> <p>○特定保健指導の実施率 【2023年度までに45%以上】 （特定保健指導終了者数/特定保健指導対象者数。特定健診・特定保健指導の実施状況（回答率100%）） ⇒23.2%（23.2%、18.8%）（2019年（2018年、2016年））</p> <p>○スマート・ライフ・プロジェクト参画団体数【2022年度までに7,000団体以上】⇒6,100団体（5,476団体、3,673団体）（2020年度（2019年度、2016年度））</p>	<p>2. 糖尿病等の生活習慣病や慢性腎臓病の予防の推進（前頁より続く）</p> <p>f. 慢性腎疾患（CKD）診療連携体制モデル事業を継続実施。 →</p> <p>g. モデル事業を踏まえ、自治体等への支援や好事例の横展開を実施。 →</p> <p>h. 腎疾患対策について、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、既存の普及啓発のための取組（対一般市民）や研修会（対医療従事者）等について開催が困難となっているところ、厚生労働科学研究等を通じてオンラインの活用や新しい生活様式に沿った普及啓発活動等の好事例について収集・発信し、横展開を図る。 →</p> <p>i. 糖尿病性腎症の患者であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対して、医療保険者が医療機関と連携した保健指導を実施する好事例を横展開。 →</p> <p>j. 新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえつつ、保険者インセンティブ制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用、戦略的な情報発信などによる後押しにより、先進・優良事例を横展開。 →</p> <p>k. 「受診率向上施策ハンドブック（第2版）」を活用し、特定健診とがん検診の一体的実施など自治体の先進事例の横展開を実施。 →</p> <p>l. 厚生労働科学研究において、2020年度に新たな技術を活用した血液検査など負荷の低い検査方法に関する検証を実施し、その検証結果を踏まえ、必要な検討を速やかに実施予定。 →</p> <p style="text-align: right;">（次頁に続く）</p>			

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

実施年度

2021年度

具体的取組

進捗状況

2 糖尿病等の生活習慣病や慢性腎臓病の予防の推進（前頁より続く）

f. 慢性腎疾患（CKD）診療連携体制モデル事業を継続実施。

f. 慢性腎臓病（CKD）診療連携構築モデル事業を継続実施し、CKD診療連携体制の構築を推進中。

g. モデル事業を踏まえ、自治体等への支援や好事例の横展開を実施。

g. 慢性腎臓病（CKD）診療連携構築モデル事業で得られたCKD診療連携体制の好事例を共有し、自治体等への支援を実施中。

h. 腎疾患対策について、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、既存の普及啓発のための取組（対一般市民）や研修会（対医療従事者）等について開催が困難となっているところ、厚生労働科学研究等を通じてオンラインの活用や新しい生活様式に沿った普及啓発活動等の好事例について収集・発信し、横展開を図る。

h. 厚生労働科学研究において、新型コロナウイルス感染症流行下における普及啓発活動等の好事例を収集して共有し、関連学会等と連携して、効果的な普及啓発活動の横展開を実施。

i. 糖尿病性腎症の患者であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対して、医療保険者が医療機関と連携した保健指導を実施する好事例を横展開。

i. 生活習慣の改善による糖尿病患者の重症化予防を適切に実施していくため、後期高齢者支援金の加算・減算制度の基準について、糖尿病性腎症の重症化予防プログラムを踏まえつつ、医療機関との連携及び効果検証を評価できる内容に見直した。

j. 新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえつつ、保険者インセンティブ制度の評価指標への追加なインセンティブの一層の活用、戦略的な情報発信などによる後押しにより、先進・優良事例を横展開。

j. 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、引き続き、糖尿病等の生活習慣病等の予防を適切に実施していくため、保険者インセンティブ制度の評価指標について見直しを行った。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた保健事業の好事例を収集し、厚生労働省ホームページ等で公表して横展開を行った。

k. 「受診率向上施策ハンドブック（第2版）」を活用し、特定健診とがん検診の一体的実施など自治体の先進事例の横展開を実施。

k. 都道府県担当者会議や自治体・保険者研修会等において、「受診率向上施策ハンドブック（第2版）」を活用して、特定健診とがん検診の一体的実施など自治体の先進事例の横展開を推進。

l. 厚生労働科学研究において、2020年度に新たな技術を活用した血液検査など負荷の低い検査方法に関する検証を実施し、その検証結果を踏まえ、必要な検討を速やかに実施予定。

l. 厚生労働科学研究において2020年度に自己採血キットの精度等の検証を行った結果、検査の手技の難しさ等で導入に当たった課題が明らかとなったため、技術の進展等も踏まえ引き続き必要な検討を行っていく。

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）		
		21	22	23
<p>○年間新規透析患者数 【2028年度までに35,000人以下に減少】 ⇒40,885人（40,468人、39,344人）（2019年（2018年、2016年））</p> <p>○糖尿病有病者の増加の抑制 【2022年度までに1,000万人以下】 ⇒1,000万人（2016年度）</p> <p>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数 【2022年度までに2008年度と比べて25%減少】⇒13.5%減（13.7%減、3.2%減） （2019年（2018年、2014年））</p>	<p>○かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体、広域連合の数【2020年度までに市町村：1,500、広域連合：47】 ⇒市町村：1,412（1,292、1,003）（2020年（2019年、2017年）） ⇒広域連合：47（45、32）（2020年（2019年、2018年））</p> <p>○特定健診の実施率 【2023年度までに70%以上】 （受診者数/対象者数。特定健診・特定保健指導の実施状況（回答率100%）） ⇒55.6%（54.7%、51.4%） （2019年（2018年、2016年））</p> <p>○特定保健指導の実施率 【2023年度までに45%以上】 （特定保健指導終了者数/特定保健指導対象者数。特定健診・特定保健指導の実施状況（回答率100%）） ⇒23.2%（23.2%、18.8%） （2019年（2018年、2016年））</p> <p>○スマート・ライフ・プロジェクト参画団体数【2022年度までに7,000団体以上】⇒6,100団体（5,476団体、3,673団体）（2020年度（2019年度、2016年度））</p>	<p>2. 糖尿病等の生活習慣病や慢性腎臓病の予防の推進（前頁より続く）</p> <p>m. 事業主健診情報について、健診実施機関から保険者に健診結果を直接提供することを推進するための健診実施機関と保険者間の契約書のひな形の活用等を通じて、事業者から保険者への円滑な提供を促進していく。</p> <p>n. 全保険者種別で健康スコアリングレポート（保険者単位）で実施するとともに、健康保険組合、国家公務員共済組合においては、現行の保険者単位のレポートに加え、事業主単位でも実施し、業態内の平均等の見える化を通じて特定健診・保健指導の実施の促進を行う。</p> <p>o. 保険者インセンティブ制度を活用し、特定健診・保健指導の実施率向上に取り組む保険者を評価する。また、そのうち、後期高齢者支援金の加算・減算制度においては、加算対象範囲の拡大や加算率の引き上げ等により、保険者の予防・健康づくりの取組を推進。</p> <p>p. 効果的な特定健診・特定保健指導の実施方法について、予防・健康づくりに関する大規模実証事業の検証結果や、厚生労働科学研究の研究結果も踏まえ、そのあり方について第4期医療費適正化計画の見直しと併せて検討する。</p> <p>《厚生労働省》</p>		
		→		
		→		
		→		
		→		

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

実施年度

2021年度

具体的取組

進捗状況

2 糖尿病等の生活習慣病や慢性腎臓病の予防の推進（前頁より続く）

m. 事業主健診情報について、健診実施機関から保険者に健診結果を直接提供することを推進するための健診実施機関と保険者間の契約書のひな形の活用等を通じて、事業者から保険者への円滑な提供を促進していく。

n. 全保険者種別で健康スコアリングレポート（保険者単位）で実施するとともに、健康保険組合、国家公務員共済組合においては、現行の保険者単位のレポートに加え、事業主単位でも実施し、業態内の平均等の見える化を通じて特定健診・保健指導の実施の促進を行う。

o. 保険者インセンティブ制度を活用し、特定健診・保健指導の実施率向上に取り組む保険者を評価する。また、そのうち、後期高齢者支援金の加算・減算制度においては、加算対象範囲の拡大や加算率の引き上げ等により、保険者の予防・健康づくりの取組を推進。

p. 効果的な特定健診・特定保健指導の実施方法について、予防・健康づくりに関する大規模実証事業の検証結果や、厚生労働科学研究の研究結果も踏まえ、そのあり方について第4期医療費適正化計画の見直しと併せて検討する。

m. 健診実施機関から保険者への健診結果の直接提供に係る条項を含む事業主と健診実施機関の契約のひな形を定め、関係者に周知（2020年12月）。事業者から保険者への円滑な提供が可能となるよう、先進的な取組を実施している保険者からヒアリングを実施中。

n. 2021年10月に2019年度実績を用いた保険者単位の健康スコアリングレポートを実施するとともに、2021年度中に2020年度実績を用いた事業主単位及び保険者単位の健康スコアリングレポートを作成するための準備を進めている。

o. 保険者インセンティブ制度を活用し、特定健診・保健指導の実施率向上に取り組む保険者を評価対象とした。

また、そのうち、後期高齢者支援金の加算・減算制度において、2020年度に中間見直しを行い、加算率については、実施率の特に低い保険者は法定上限の10%にする等の引き上げを行い、加算対象範囲については、単一健保であれば特定健診実施率57.5%未満を加算対象としていたところ、段階的に引き上げ70%未満を加算対象とする等の見直しを行った。加えて、減算については成果指標の拡大や配分基準のメリハリを強化する等の見直しを実施した。

p. 昨年度の特定健診・保健指導の大規模実証事業において、効果検証を実施。

一 諸外国のエビデンスレビュー（文献検索）を実施

一 NDBデータを用いて特定保健指導が健診結果に与える影響を回帰不連続デザインを用いて調査

アウトカム指標に基づいたモデル実施を新たに導入（2018年度～）。

今年度は、大規模実証事業において、事業効果及び事業目的について明確化するため、引き続き効果検証を実施。事業効果に関するアウトカム指標・アウトプット指標の検討等のため、11月に検討会を立ち上げ予定。

一 特定保健指導の実施率が高い保険者等の保健指導内容を、アンケートやヒアリングを通じて実証フィールドで収集し、特定健診・保健指導の効果的な実施方法を検証

一 特定保健指導について、従来の指導方法による効果と、アウトカム指標を導入したモデル実施による効果等を、NDB等のデータを用いて定量的に比較することを検討中

その上で、特定健診・保健指導のあり方の見直しを検討する。

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○「日常生活自立度」がⅡ以上に該当する認知症高齢者の年齢階級別割合【2018年度と比べて減少】 ⇒65-69歳：1.6%（1.7%、1.6%） 70-74歳：2.8%（2.9%、3.0%） 75-79歳：7.2%（7.1%、7.0%） 80-84歳：16.5%（17.2%、16.9%） 85-89歳：30.7%（32.2%、31.8%） 90歳以上：47.5%（50.4%、49.4%） （2020年度（2019年度、2018年度））</p>	<p>○認知症カフェ等を設置した市町村【2020年度末までに100%】 （設置市町村数／全市町村数。認知症総合支援事業等実施状況調べ） ⇒87.2%（87.1%、81.0%） （2020年度末（2019年度末、2018年度末））</p> <p>（参考）○認知症サポーターの数【2020年度末までに1,200万人】達成済み ⇒1,339万人（1,317万人、1,264万人） （2021年9月末（2020年度末、2019年度末））</p> <p>○認知症サポート医の数【2025年までに1.6万人】 ⇒11,381人（11,170人、9,878人） （2020年度末（2019年度末、2018年度末））</p> <p>○介護予防に資する通いの場への参加率【2025年度末までに8%】（通いの場の参加者実人数／住民基本台帳に基づく65歳以上の高齢者人口。平成30年度 介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況（平成30年度実施分）に関する調査結果） ⇒6.7%（5.7%、4.2%） （2019年度（2018年度、2016年度））</p>	<p>3. 認知症予防の推進及び認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供</p> <p>a. 通いの場（身体を動かす場等）の充実や認知症カフェの増加に向けた取組の推進。新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での実施が困難となっているところもあり、オンラインによる実施を促進するため、通いの場についてはアプリ等の活用を進めるとともに、認知症カフェについては2020年度に作成した手引きの活用や好事例の普及により、設置を推進。</p> <p>b. 認知症予防に関する先進・優良事例を収集・活用し、取組の実践に向けたガイドライン等を作成。</p> <p>c. ガイドライン等を各自治体へ周知。</p> <p>d. 認知症対策イノベーション基盤整備事業において、官民が連携した予防ソリューションの開発を推進。</p> <p>e. 各認知症疾患医療センターにおける、かかりつけ医や地域包括支援センター等との連携による診断後の相談支援機能を強化。</p> <p>f. 認知症疾患医療センターの機能のあり方等について引き続き検討。</p> <p>g. 認知症疾患医療センターの機能のあり方等について検討結果に基づき対応。</p> <p>h. 認知症の予防・治療法開発に資するデータベースの構築と実用化について取り組む。</p> <p>i. 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動支援、認知症サポート医の養成等の認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進。</p> <p>《厚生労働省・経済産業省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

実施年度	
2021年度	
具体的取組	進捗状況
<p>3 認知症予防の推進及び認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供</p> <p>a. 通いの場（身体を動かす場等）の充実や認知症カフェの増加に向けた取組の推進。新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での実施が困難となっているところもあり、オンラインによる実施を促進するため、通いの場についてはアプリ等の活用を進めるとともに、認知症カフェについては2020年度に作成した手引きの活用や好事例の普及により、設置を推進。</p> <p>b. 認知症予防に関する先進・優良事例を収集・活用し、取組の実践に向けたガイドライン等を作成。</p> <p>d. 認知症対策イノベーション基盤整備事業において、官民が連携した予防ソリューションの開発を推進。</p> <p>e. 各認知症疾患医療センターにおける、かかりつけ医や地域包括支援センター等との連携による診断後の相談支援機能を強化。</p> <p>h. 認知症の予防・治療法開発に資するデータベースの構築と実用化について取り組む。</p> <p>i. 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動支援、認知症サポート医の養成等の認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進。</p>	<p>a. オンラインで行う認知症カフェ等の促進について、2020年度老人保健健康増進等事業において手引きを作成し、全国会議等で周知する等、感染防止対策を徹底したうえで、での取組を推進。</p> <p>通いの場の充実について、2019年度における参加率は6.7%と増加傾向であり、新型コロナウイルス感染症の感染防止にも配慮した取組について、自治体への周知や特設WEBサイト、オンライン通いの場アプリを活用した情報発信等を実施。さらに、2021年8月に、先進的な事例等を参考に類型化した事例集「通いの場の類型化について（Ver.1.0）」を公表し、自治体に周知するとともに、更なる取組事例の収集を実施中</p> <p>b. 認知症の予防に関する自治体の取組について、2021年度老人保健健康増進等事業においてガイドライン（手引き）の作成を実施中。</p> <p>d. 認知症のリスクを持つ高齢者に対し、多因子介入（運動指導・栄養指導・認知機能訓練）による効果検証を研究機関・企業・自治体が連携して実施中。</p> <p>e. 認知症疾患医療センターについては、診断後の相談支援機能のための人員配置に関して介護保険事業費補助金により自治体への支援を実施。</p> <p>h. 認知症の予防・治療法開発に資するデータベースの構築と実用化について、2020年6月時点で、オレンジレジストリに関しては、健常者10,188名・軽度認知障害1,610名・認知症7920名（合計19,718名）の登録を確認。</p> <p>i. 認知症初期集中支援チームの活動支援について、2021年度老人保健健康増進等事業において事例集を作成予定。認知症地域支援推進員の活動支援について、認知症地域支援推進員活動の手引き、活動事例集を周知。認知症サポート医の養成について、養成研修のあり方について2021年度老人保健健康増進等事業において検討を実施。</p>

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）		
		21	22	23
<p>○がんの年齢調整死亡率（75歳未満） 【2022年度までに2017年度と比べて低下】 （{ [観察集団の各年齢（年齢階級）の死亡率] × [基準人口集団のその年齢（年齢階級）の人口] } の各年齢（年齢階級）の総和 / 基準人口集団の総人口（人口10万人当たりで表示）。国立がん研究センターが「人口動態調査」に基づき集計） ⇒70.0（71.6、73.6） （2019年（2018年、2017年））</p>	<p>○対策型検診で行われている全てのがん種における検診受診率 【2022年度までに50%以上】 （受診者数 / 対象者数。国民生活基礎調査（令和元年調査）） ⇒ ・胃がん（男）48.0%（46.4%）（女）37.1%（35.6%） ・肺がん（男）53.4%（51.0%）（女）45.6%（41.7%） ・大腸がん（男）47.8%（44.5%）（女）40.9%（38.5%） ・子宮頸がん43.7%（42.4%） ・乳がん47.4%（44.9%） （2019年（2016年））</p> <p>○精密検査受診率 【2022年度までに90%以上】 （（要精密検査者数－精密検査未受診者数－精密検査未把握者数） / 要精密検査者数。国立がん研究センターがん情報サービス） ⇒ ・胃がん81.0%（80.7%、81.7%） ・肺がん83.5%（83.0%、83.5%） ・大腸がん70.7%（70.6%、70.1%） ・子宮頸がん75.2%（75.4%、74.4%） ・乳がん88.8%（87.8%、92.9%） （2017年度（2016年度、2015年度））</p>	<p>4. がん対策の推進 i. がんの早期発見と早期治療</p> <p>a. がんを早期発見し、早期治療に結びつけるため、より精度の高い検査方法に関する研究を推進。 b. 難治性がん等について、血液等による簡便で低侵襲な検査方法の開発。 c. 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」の普及に取り組むとともに、職域におけるがん検診の実態調査の結果も踏まえ、精度管理について検討。より効果的な受診勧奨の取組についての実証事業を実施。 d. 「「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理」を踏まえ、科学的根拠に基づいたがん検診を推進。 e. 新型コロナウイルス感染拡大に伴う、検診の延期や受診控えなどにより、前年の同じ時期より受診者が減少しているとのデータが示されている。必要な検診を受診するよう、情報発信、広報活動に取り組むとともに、検診の実施状況の把握・分析を行い、効果的な受診勧奨等の方策を検討する。 f. 次期がん対策推進基本計画に向け、各種がんの特性や年齢別の罹患率等も踏まえ、より効果的な取組を推進するための方策について、K P I も含め取り組むべき施策を検討する。</p> <p>≪厚生労働省≫</p>		
		→	→	→

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

実施年度

2021年度

具体的取組

進捗状況

4 がん対策の推進

i. がんの早期発見と早期治療

a. がんを早期発見し、早期治療に結びつけるため、より精度の高い検査方法に関する研究を推進。

b. 難治性がん等について、血液等による簡便で低侵襲な検査方法の開発。

c. 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」の普及に取り組むとともに、職域におけるがん検診の実態調査の結果も踏まえ、精度管理について検討。より効果的な受診勧奨の取組についての実証事業を実施。

d. 「「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理」を踏まえ、科学的根拠に基づいたがん検診を推進。

e. 新型コロナウイルス感染拡大に伴う、検診の延期や受診控えなどにより、前年の同じ時期より受診者が減少しているとのデータが示されている。必要な検診を受診するよう、情報発信、広報活動に取り組むとともに、検診の実施状況の把握・分析を行い、効果的な受診勧奨等の方策を検討する。

f. 次期がん対策推進基本計画に向け、各種がんの特性や年齢別の罹患率等も踏まえ、より効果的な取組を推進するための方策について、KPIも含め取り組むべき施策を検討する。

a. 「「がん研究10か年戦略」の推進に関する報告書（中間評価）」（2019年4月）を踏まえ、より精度の高い検査方法に関する研究を推進。

b. 「「がん研究10か年戦略」の推進に関する報告書（中間評価）」（2019年4月）を踏まえ、より簡便で低侵襲な検査方法に関する研究を推進。

c. 「職域におけるがん検診マニュアル」（2018年4月）を参考に、職域においても科学的根拠に基づく検診（※）を普及。職域におけるがん検診の実態把握とともに、精度管理に関する研究を推進。より効果的な受診勧奨の取組についての実証事業を実施中※例えば、乳がん検診では、40歳以上の女性を対象に2年に1回、乳房エックス線検査を実施。

d. 「「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理」（2020年3月）を踏まえ、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」を改正し、科学的根拠に基づいたがん検診を推進。

e. 緊急事態宣言を踏まえたがん検診における対応について適切な感染防止策を講じた上で着実に実施するよう通知。より効果的な受診勧奨の取組についての実証事業を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症を踏まえた受診勧奨資材を作成し、自治体へ周知。

f. 「がん検診のあり方に関する検討会」において、次期がん対策推進基本計画策定に向け、より効果的な取組を推進するための方策を検討中。

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○仕事と治療の両立ができる環境 と思う人の割合 【2025年度までに40%】 （「そう思う」又は「どちらか といえばそう思う」と回答した人数 ／有効回収数。がん対策・たばこ 対策に関する世論調査（令和元年 度調査回答率 54.9%） ⇒37.1%（27.9%） （2019年度（2016年度））</p>	<p>○がん診療連携拠点病院において、 「治療と仕事両立プラン」等を活用し て支援した就労に関する相談件数 【2022年までに年間25,000件】 ⇒29,070件（21,967件、2,251件） （2018年（2017年、2016年6月～7 月の間））</p>	<p>4. がん対策の推進 ii. がんの治療と就労の両立</p> <p>a. 「治療と仕事両立プラン」を活用した支援を行う「がん患者の 仕事と治療の両立支援モデル事業」の成果を踏まえ、取組 を拡大し、個々の事情に応じた就労支援を行うための体制整備。 b. 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、社会全体での失業者 の増加や労働環境が悪化しているところ、引き続き、がん診療 連携拠点病院等の相談支援センターに就労に関する専門家（社 労士等）や両立支援コーディネーターを配置し、就労支援を行 う「がん患者の就労に関する総合支援事業」の活用を促進する。 c. 企業等への相談対応、個別訪問指導、助成金による制度導 入支援。 d. 働き方・休み方改善ポータルサイト等を通じ、企業におけ る傷病休暇等の取組事例を横展開。</p> <p>《厚生労働省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

実施年度

2021年度

具体的取組

進捗状況

4 がん対策の推進

ii. がんの治療と就労の両立

a. 「治療と仕事両立プラン」を活用した支援を行う「がん患者の仕事と治療の両立支援モデル事業」の成果を踏まえ、取組を拡大し、個々の事情に応じた就労支援を行うための体制整備。

b. 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、社会全体での失業者の増加や労働環境が悪化しているところ、引き続き、がん診療連携拠点病院等の相談支援センターに就労に関する専門家（社労士等）や両立支援コーディネーターを配置し、就労支援を行う「がん患者の就労に関する総合支援事業」の活用を促進する。

c. 企業等への相談対応、個別訪問指導、助成金による制度導入支援。

d. 働き方・休み方改善ポータルサイト等を通じ、企業における傷病休暇等の取組事例を横展開。

a. 「がん患者の仕事と治療の両立支援モデル事業」（2018年度から2019年度まで）に基づき、個々の事情に応じた就労支援を行うための体制整備を実施。就労支援に関するコンサルテーションや支援依頼の増加、患者の就労の準備性の向上等といった一定の効果がみられたため、2020年度より、「がん患者の就労に関する総合支援事業」において、就労に関する専門家の配置に追加して、両立支援コーディネーターを配置し、「治療と仕事両立プラン」の作成等の両立支援の推進。

b. がん診療拠点病院等の相談支援センターに就労に関する専門家（社労士等）や両立支援コーディネーターを配置し、就労支援を行う「がん患者の就労に関する総合支援事業」の活用を促進。

c. 独立行政法人労働者健康安全機構において、各都道府県に設置している産業保健総合支援センターによる企業等への相談対応や個別訪問指導、助成金による制度導入支援を行っている。

d. 働き方・休み方改善ポータルサイト等を通じ、企業における傷病休暇等の取組事例を横展開している。

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○適正体重を維持している者の増加（肥満（BMI 25以上）、やせ（BMI 18.5未満）の減少） 【2022年度までに ・20～60歳代男性の肥満者の割合28%（BMI（体重kg÷身長m÷身長m）の数値が25以上の者／調査対象者のうち、20～60歳代男性で、身長・体重を測定した者。国民健康・栄養調査） ・40～60歳代女性の肥満者の割合19%（BMI（体重kg÷身長m÷身長m）の数値が25以上の者／調査対象者のうち、40～60歳代女性で、身長・体重を測定した者。国民健康・栄養調査） ・20歳代女性のやせの者の割合20%（BMI（体重kg÷身長m÷身長m）の数値が18.5未満の者／調査対象者のうち、20歳代女性で、身長・体重を測定した者。国民健康・栄養調査）】 ⇒35.1%（32.4%）（2019年（2016年）） ⇒22.5%（21.6%）（2019年（2016年）） ⇒20.7%（20.7%）（2019年（2016年））</p> <p>○がんの年齢調整死亡率（75歳未満）【2022年度までに2017年度と比べて低下） （ { [観察集団の各年齢（年齢階級）の死亡率] × [基準人口集団のその年齢（年齢階級）の人口] } の各年齢（年齢階級）の総和 / 基準人口集団の総人口（人口10万人当たりで表示）。国立がん研究センターが「人口動態調査」に基づき集計） ⇒70.0（71.6、73.6）（2019年（2018年、2017年））</p> <p>○年間新規透析患者数【2028年度までに35,000人以下に減少】 ⇒40,885人（40,468人、39,344人）（2019年（2018年、2016年））</p> <p>○糖尿病有病者の増加の抑制 【2022年度までに1,000万人以下】 ⇒1,000万人（2016年度）</p> <p>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の人数 【2022年度までに2008年度と比べて25%減少】 ⇒13.5%減（13.7%減、3.2%減） （2019年（2018年、2014年））</p> <p>○野菜摂取量の増加【2022年度までに350g】 ⇒280.5g（288.2g）（2019年（2017年））</p> <p>○食塩摂取量の減少【2022年度までに8g】 ⇒10.1g（9.9g）（2019年（2017年））</p>	<p>○スマート・ライフ・プロジェクト（SLP）参画団体数【2022年度までに7,000団体以上】 ⇒6,100団体（5,476団体、3,673団体） （2020年度（2019年度、2016年度））</p> <p>○特定健診の実施率【2023年度までに70%以上】 （受診者数/対象者数。特定健診・特定保健指導の実施状況（回答率100%）） ⇒55.6%（54.7%、51.4%） （2019年（2018年、2016年））</p> <p>○特定保健指導の実施率【2023年度までに45%以上】 （特定保健指導終了者数/特定保健指導対象者数。特定健診・特定保健指導の実施状況（回答率100%）） ⇒55.6%（54.7%、51.4%） （2019年（2018年、2016年））</p> <p>○対策型検診で行われている全てのがん種における検診受診率【2022年度までに50%以上】（受診者数/対象者数。国民生活基礎調査（令和元年調査）） ⇒ ・胃がん（男）48.0%（46.4%）、（女）37.1%（35.6%） ・肺がん（男）53.4%（51.0%）、（女）45.6%（41.7%） ・大腸がん（男）47.8%（44.5%）、（女）40.9%（38.5%） ・子宮頸がん43.7%（42.4%） ・乳がん47.4%（44.9%） （2019年（2016年））</p> <p>○1日あたりの歩数 【2022年度までに ・20～64歳:男性9,000歩、女性8,500歩 ・65歳以上:男性7,000歩、女性6,000歩】 ⇒20～64歳:男性（7,864歩（7,769歩））、女性（6,685歩（6,770歩））65歳以上:男性（5,396歩（5,744歩））、女性（4,656歩（4,856歩）） （2019年度（2016年度））</p> <p>○産学官連携プロジェクト本部の設置【2021年度中】 ⇒2021年度内の設置を目指して準備中</p> <p>○産学官連携プロジェクト参画企業数【2022年度までに20社以上】 ⇒2022年1月以降募集予定</p>	<p>5. 無関心層や健診の機会が少ない層への啓発</p> <p>a. 「健康日本21（第2次）」も踏まえ、「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙・受動喫煙防止」「健診・検診の受診」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体への支援や好事例の横展開や健康無関心層を含む国民への働きかけを行う「スマート・ライフ・プロジェクト（SLP）」を推進。特定健診・特定保健指導の見直しの際には、加入者の年齢等による特性にも留意の上、特定健診・特定保健指導の在り方やKPIの設定も含め検討を行う。</p> <p>b. 野菜摂取量増加に向けた取組等の横展開、民間主導の健康的な食事・食環境（スマート・ミール）の認証制度等の普及支援など、自然に健康になれる環境づくりを推進。</p> <p>c. 「栄養サミット2021」を契機に、産学官連携プロジェクト本部を設置し、企業への参画の働きかけを行う。</p> <p>d. 産学官連携プロジェクトにおいて、企業等へ本プロジェクトへの参画について働きかけを行い、各企業等から減塩等の定量目標を得る。</p> <p>e. 産学官連携プロジェクトにおいて、各企業等が設定した減塩等の定量目標について進捗評価を行う。</p> <p>f. 新型コロナウイルス感染症による食事や運動等の生活習慣の変化や、健康への影響、健診受診状況に関する厚生労働科学研究を2020年度末までを目途に実施予定。当該調査結果を踏まえ、「新しい生活様式」に対応した健康づくりの検討、普及・啓発を推進。</p> <p>g. 新たな日本健康会議において、産学官連携に向けた新たな取り組みについて検討する。 《厚生労働省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

実施年度

2021年度

具体的取組

進捗状況

5 無関心層や健診の機会が少ない層への啓発

- | | |
|---|--|
| <p>a. 「健康日本21（第2次）」も踏まえ、「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙・受動喫煙防止」「健診・検診の受診」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体への啓発、健康増進のための優れた取組を行う団体を表彰。これらの取組を好事例として支援や好事例の横展開や健康無関心層を含む国民への働きかけを行う「スマート・ライフ・プロジェクト（SLP）」を推進。特定健診・特定保健指導の見直しの際には、加入者の年齢等による特性にも留意の上、特定健診・特定保健指導の在り方やKPIの設定も含め検討を行う。</p> <p>b. 野菜摂取量増加に向けた取組等の横展開、民間主導の健康的な食事・食環境（スマート・ミール）の認証制度等の普及支援など、自然に健康になれる環境づくりを推進。</p> <p>c. 「栄養サミット2021」を契機に、産学官連携プロジェクト本部を設置し、企業への参画の働きかけを行う。</p> <p>f. 新型コロナウイルス感染症による食事や運動等の生活習慣の変化や、健康への影響、健診受診状況に関する厚生労働科学研究を2020年度末までを目途に実施予定。当該調査結果を踏まえ、「新しい生活様式」に対応した健康づくりの検討、普及・啓発を推進。</p> <p>g. 新たな日本健康会議において、産官学連携に向けた新たな取り組みについて検討する。</p> | <p>a. 第10回「健康寿命をのばそう！アワード」を実施予定であり、生活習慣病予防の啓発、健康増進のための優れた取組を行う団体を表彰。これらの取組を好事例として支援や好事例の横展開や健康無関心層を含む国民への働きかけを行う「スマート・ライフ・プロジェクト（SLP）」の公式WEBサイトにて紹介し、他の団体による活用を推進。</p> <p>b. 野菜摂取量の増加や食塩摂取量の減少に向けた取組について、食生活改善普及月間において、各自治体や関係団体等で取組を推進。スマートミール認証を取得した事業者等の取組をスマート・ライフ・プロジェクト（SLP）ウェブサイトにおいて紹介。</p> <p>c. 産学官連携プロジェクト本部の設置に向け、関連の予算事業を立てるなど、準備作業を進めている。</p> <p>f. 令和2年度厚生労働科学特別研究による、「新しい生活様式」における国民の生活習慣の現状に関する調査結果を踏まえ、リーフレットの作成やホームページによる情報提供、室内でも実施可能な運動動画の発信等の、「新しい生活様式」や新型コロナウイルス感染予防に対応した健康づくりに関する普及・啓発を推進した。研究に関しては、変化や健康影響等を縦断的に把握するための後継研究として、2021年度より厚生労働科学研究（3ヶ年予定）を開始した。</p> <p>g. 新たな日本健康会議(2021年10月オンライン開催)で採択した「健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025」において、保険者と民間団体や地方自治体等の協働を具体的な取組に掲げるなど、産官学連携に向けた取り組みを促進。</p> |
|---|--|

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）		
		21	22	23
<p>○適正体重を維持している者の増加（肥満（BMI25以上）、やせ（BMI18.5未満）の減少） 【2022年度までに ・20～60歳代男性の肥満者の割合28%（BMI（体重kg÷身長m÷身長m）の数値が25以上の者 / 調査対象者のうち、20～60歳代男性で、身長・体重を測定した者。国民健康・栄養調査） ・40～60歳代女性の肥満者の割合19%（BMI（体重kg÷身長m÷身長m）の数値が25以上の者 / 調査対象者のうち、40～60歳代女性で、身長・体重を測定した者。国民健康・栄養調査） ・20歳代女性のやせの者の割合20%（BMI（体重kg÷身長m÷身長m）の数値が18.5未満の者 / 調査対象者のうち、20歳代女性で、身長・体重を測定した者。国民健康・栄養調査）】 ⇒35.1%（32.4%）（2019年（2016年）） ⇒22.5%（21.6%）（2019年（2016年）） ⇒20.7%（20.7%）（2019年（2016年）） ○がんの年齢調整死亡率（75歳未満）【2022年度までに2017年度と比べて低下】 （〔観察集団の各年齢（年齢階級）の死亡率〕×〔基準人口集団のその年齢（年齢階級）の人口〕の各年齢（年齢階級）の総和／基準人口集団の総人口（人口10万人当たりで表示）。国立がん研究センターが「人口動態調査」に基づき集計） ⇒70.0（71.6、73.6）（2019年（2018年、2017年）） ○年間新規透析患者数【2022年度までに35,000人以下に減少】 ⇒40,885人（40,468人、39,344人）（2019年（2018年、2016年）） ○糖尿病有病者の増加の抑制 【2022年度までに1000万人以下】 ⇒1,000万人（2016年度） ○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数【2022年度までに2008年度と比べて25%減少】⇒13.5%減（13.7%減、3.2%減）（2019年（2018年、2014年）） ○野菜摂取量の増加【2022年度までに350g】 ⇒280.5g（288.2g）（2019年（2017年）） ○食塩摂取量の減少【2022年度までに8g】 ⇒10.1g（9.9g）（2019年（2017年））</p>	<p>○予防・健康づくりについて、一般住民を対象としたインセンティブを推進する市町村、被用者保険者等の数 【2020年度までに市町村：800市町村、2023年度末までに被用者：600保険者】日本健康会議から引用 ⇒市町村：1,079（1,024、563）（2020年（2019年、2017年）） 被用者：310（320、165）（2020年（2019年、2017年））</p>	<p>6. 予防・健康づくりに頑張った者が報われる制度の整備</p> <p>a. 保険者機能を強化するとともに、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえつつ、保険者インセンティブ制度の加減算双方向での評価指標による財政的インセンティブ及びナッジの活用などにより、予防・健康づくりに頑張った者が報われる仕組みを整備。</p> <p>b. 現状の分析を踏まえつつ「個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドライン」の周知を行うほか、2018年度から後期高齢者支援金の減算制度において、保険者による個人インセンティブ事業を指標とし、取組を支援したことにより、インセンティブ事業に取り組み保険者数が増加。2021年度以降は、予防・健康づくりについて、個人を対象としたインセンティブを推進する被用者保険者等の数に関する指標の目標達成のために、後期高齢者支援金の加減算制度の総合評価指標の要件に、個人インセンティブ事業の実施だけでなく、効果検証まで行うことを追加し、引き続き、保険者の取組を支援していく。</p> <p>《厚生労働省》</p>		

社会保障 1. 予防健康づくりの推進

実施年度

2021年度

具体的取組

進捗状況

6 予防・健康づくりに頑張った者が報われる制度の整備

a. 保険者機能を強化するとともに、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえつつ、保険者インセンティブ制度の加減算双方向での評価指標による財政的インセンティブ及びナッジの活用などにより、予防・健康づくりに頑張った者が報われる仕組みを整備。

b. 現状の分析を踏まえつつ「個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドライン」の周知を行うほか、2018年度から後期高齢者支援金の減算制度において、保険者による個人インセンティブ事業を指標とし、取組を支援したことにより、インセンティブ事業に取り組む保険者数が増加。2021年度以降は、予防・健康づくりについて、個人を対象としたインセンティブを推進する被用者保険者等の数に関する指標の目標達成のために、後期高齢者支援金の加減算制度の総合評価指標の要件に、個人インセンティブ事業の実施だけでなく、効果検証まで行うことを追加し、引き続き、保険者の取組を支援していく。

a. 保険者インセンティブ制度において、新型コロナウイルス感染症によって保険者が実施する予防・健康づくりの取組に影響が生じること等を踏まえ、評価指標や配点の見直しを行った。

b. 後期高齢者支援金の加算・減算制度において、2020年度に中間見直しを行い、2021年度以降の総合評価指標の要件に、個人インセンティブ事業の実施だけでなく、当該事業が加入者の行動変容に繋がったかどうか、効果検証まで行うことを追加した。

社会保障 1. 予防健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>—</p>	<p>○認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング（点検）するとともに、地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した上で、介護給付費適正化の取組を実施した保険者【2020年度末までに100%】（実施保険者数/全保険者数。保険者機能強化推進交付金等の評価指標に係る実施状況として把握）⇒92.6%（75.9%） （2019年度（2018年度））</p>	<p>7. インセンティブの活用を含め介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防等を市町村が一体的に実施する仕組みの検討</p> <p>a. 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（2019年法律第9号）に基づき、保健事業と介護予防の一体的な実施を着実に推進。→</p> <p>b. 市町村を中心とした高齢者の保健事業と介護予防の一体的かつ効率的な実施を促すため、特別調整交付金を活用した支援を実施。→</p> <p>c. 保険者機能強化推進交付金等については、取組状況の「見える化」を着実に実施する観点から、2021年度も引き続き都道府県及び市町村の指標項目ごとの得点獲得状況を一般公表するとともに、2021年度評価指標における各市町村の得点状況の分析を行う。→</p> <p>d. また、2022年度評価指標について、アウトカム指標の強化や、地域差の縮減を見据えた自立支援・重度化防止・介護費用の適正化に関する市町村の取組につながる指標を評価する方向に制度を重点化・簡素化することも含め、必要な検討を行い、指標の見直しを行う。→</p> <p>e. 年齢調整後の要介護度と認定率の地域差縮減に向け、引き続き、費用分析や適正化手法を普及することに加え、進捗管理の手引きを周知する。また、各保険者による定期的なモニタリング（点検）を行うとともに、地域差を分析した上で適正化方策の実施状況を把握し、その状況を踏まえて、都道府県が策定した介護給付費適正化計画に基づき、都道府県から市町村への必要な支援を行う。→</p> <p>《厚生労働省》</p>			
<p>○低栄養傾向（BMI 20以下）の65歳以上の者の割合の増加の抑制【2022年度に22%以下】（BMI（体重kg÷身長m÷身長m）の数値が20以下の者 / 調査対象者のうち65歳以上で、身長・体重を測定した者。国民健康・栄養調査）⇒16.8%（17.9%） （2019年（2016年））</p>	<p>○フレイル予防の普及啓発ツールを活用した栄養に係る事業を実施する市町村 【2022年度までに50%以上】（フレイル予防の普及啓発ツールを活用した栄養に係る事業を実施する市町村 / 全市町村 厚生労働省で把握）⇒14.1%（2020年）</p>	<p>8. フレイル対策に資する食事摂取基準の活用</p> <p>a. 食事摂取基準（2020年版）を活用したフレイル予防の普及啓発ツールの活用事例を収集し、好事例を公表・周知することにより、各自治体における取組を推進。→</p> <p>《厚生労働省》</p>			

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

実施年度

2021年度

具体的取組

進捗状況

7 インセンティブの活用を含め介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防等を市町村が一体的に実施する仕組みの検討

- | | |
|---|---|
| <p>a. 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（2019年法律第9号）に基づき、保健事業と介護予防の一体的な実施を着実に推進。</p> <p>b. 市町村を中心とした高齢者の保健事業と介護予防の一体的かつ効率的な実施を促すため特別調整交付金を活用した支援を実施。</p> <p>c. 保険者機能強化推進交付金等については、取組状況の「見える化」を着実に実施する観点から、2021年度も引き続き都道府県及び市町村の指標項目ごとの得点獲得状況を一般公表するとともに、2021年度評価指標における各市町村の得点状況の分析を行う。</p> <p>d. また、2022年度評価指標について、アウトカム指標の強化や、地域差の縮減を見据えた自立支援・重度化防止・介護費用の適正化に関する市町村の取組につながる指標を評価する方向に制度を重点化・簡素化することも含め、必要な検討を行い、指標の見直しを行う。</p> <p>e. 年齢調整後の要介護度と認定率の地域差縮減に向け、引き続き、費用分析や適正化手法を普及することに加え、進捗管理の手引きを周知する。また、各保険者による定期的なモニタリング（点検）を行うとともに、地域差を分析した上で適正化方策の実施状況を把握し、そまた、保険者による介護給付適正化事業の実施状況を調査し、その結果も踏まえ、地方の状況を踏まえて、都道府県が策定した介護給付費適正化計画に基づき、都道府県から市町村への必要な支援を行う。</p> | <p>a. 2020年4月より高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を開始しており、着実に推進。</p> <p>b. 高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施を推進するため、特別調整交付金による財政支援を実施。</p> <p>c. 2021年度の都道府県及び市町村の指標項目ごとの得点獲得状況の一般公表に向け、各都道府県及び市町村から報告のあった内容を集計中。</p> <p>d. 2022年度評価指標については、アウトカム指標の強化や地域差の縮減を見据えた自立支援・重度化防止・介護費用の適正化に関する市町村の取組につながる指標を評価する方向に制度を重点化・簡素化する方向で指標を見直し、2021年8月に通知を発出。</p> <p>e. 都道府県担当職員に対して、2021年8月に地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域差分析についての研修を行うとともに、進捗管理の手引きについて周知。厚生局による都道府県へのヒアリングを実施予定。</p> |
|---|---|

8 フレイル対策に資する食事摂取基準の活用

- | | |
|--|--|
| <p>a. 食事摂取基準（2020年版）を活用したフレイル予防の普及啓発ツールの活用事例を収集し、好事例を公表・周知することにより、各自治体における取組を推進。</p> | <p>a. 食事摂取基準（2020年版）を活用したフレイル予防の普及啓発ツールの周知を図り、各自治体における取組を推進。</p> |
|--|--|

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○望まない受動喫煙のない社会の実現（2022年度） （⇒※受動喫煙の機会を有する者の割合 (a)行政機関 (b)医療機関 (c)職場 (e)飲食店 月1回以上受動喫煙の機会ありと回答した者/調査対象者のうち20歳以上で、当該項目を回答した者 (d)家庭 毎日受動喫煙の機会ありと回答した者/調査対象者のうち20歳以上で、当該項目を回答した者。国民健康・栄養調査） ※「第3期がん対策基本計画（平成30年3月9日閣議決定）」や「健康日本21（第2次）」においても同様の目標を設定 ⇒※受動喫煙の機会を有する者の割合 (a) 行政機関4.1%(8.0%) (b) 医療機関2.9%(6.2%) (c) 職場26.1%(30.9%) (d) 家庭6.9%(7.7%) (e) 飲食店29.6%(42.2%) (2019年度（2016年度））</p>	<p>○普及啓発等の受動喫煙対策に取り組んでいる都道府県数 【47都道府県】 ⇒47都道府県（47都道府県、36都道府県） (2020年度（2019年度、2018年度））</p>	<p>9. 受動喫煙対策の推進</p> <p>a. 2020年4月に全面施行された健康増進法の一部を改正する法律に基づく受動喫煙対策の推進。</p> <p>b. 2021年度は改正健康増進法の経過措置として喫煙可能室の設置ができる小規模飲食店等に限って受動喫煙対策の助成の継続及び相談支援の継続。</p> <p>≪厚生労働省≫</p>	→	→	
<p>○80歳で20歯以上自分の歯を有する者の割合【2022年度までに60%以上】 （20歯以上の自分の歯を有する者/80歳の者（被調査者のうち、75～79歳、80～84歳の年齢階級から推計）。歯科疾患実態調査）⇒51.2%（40.2%） (2016年(2011年)) ○60歳代における咀嚼良好者の割合の増加【2022年度までに80%以上】 （何でも噛んで食べることができると回答した者/60歳代の被調査者のうち、当該項目を回答した者。国民健康・栄養調査） ⇒71.5%（76.2%、72.6%） (2019年(2017年、2015年)) ○40歳代、60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少 【2022年度までに40歳代25%以下、60歳代45%以下】 （歯周ポケット（4mm以上）のある者/40歳代、60歳代の各被調査者。歯科疾患実態調査） ⇒40歳代：44.7%（27.9%）（2016年(2011年)） ⇒60歳代：62.0%（51.6%）（2016年(2011年)）</p>	<p>○歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している都道府県の増加 【2022年度までに47都道府県】 ⇒45都道府県（43都道府県） (2019年(2017年))</p> <p>○過去1年間に歯科検診を受診した者の割合【2022年度までに65%】 （過去1年間に歯科検診を受診した者/20歳以上の被調査者のうち、当該項目を回答した者。国民健康・栄養調査） ⇒52.9%（47.8%）（2016年(2012年)）</p>	<p>10. 歯科口腔保健の充実と歯科保健医療の充実</p> <p>a. 口腔の健康と全身の健康に関するエビデンスや自治体が歯科口腔保健医療施策を効果的に行うために有用な情報等の収集・検証を行い、適切な情報提供を行う。</p> <p>b. 歯科健診や歯科保健指導を効果的・効率的に実施するためのモデルとなる取組の提示等を行う。</p> <p>c. 「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（以下、基本的事項という。）の中間評価等を踏まえ、ワーキンググループにおいて、歯周病等の歯科疾患対策について、効果的な予防対策等の検討及び課題の整理等を行い、自治体等における歯科疾患予防の取組を推進するとともに、2022年度予定の「基本的事項」の最終評価及び次期計画策定に反映する。</p> <p>d. う蝕予防、歯周病予防、口腔機能低下予防等を含めた歯科疾患の効果的な一次予防のモデルの検討等を行い、広く市町村で展開可能な歯科疾患予防に係る取組の提案等を行う。</p> <p>e. 後期高齢者医療広域連合が実施する高齢者の特性を踏まえた歯科健診の実施支援。</p> <p>≪厚生労働省≫</p>	→	→	→

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

実施年度		
2021年度		
	具体的取組	進捗状況
9	<p>受動喫煙対策の推進</p> <p>a. 2020年4月に全面施行された健康増進法の一部を改正する法律に基づく受動喫煙対策の推進。</p> <p>b. 2021年度は改正健康増進法の経過措置として喫煙可能室の設置ができる小規模飲食店等に限って受動喫煙対策の助成の継続及び相談支援の継続。</p>	<p>a. 2020年4月に健康増進法の一部を改正する法律（以下、「改正健康増進法」という。）が全面施行され、原則屋内禁煙が義務づけられた。国民や施設の管理権原者などに対し、改正健康増進法の内容等について、ラジオCMやインターネット広告等を通じて一層の周知啓発を実施。受動喫煙対策の必要性とともに助成金等の活用を促した。</p> <p>b. 2020年4月より改正健康増進法が施行されたことから、喫煙可能室の設置ができる小規模飲食店等に限って助成を引き続き行っている。相談支援についても、2020年度と同様に実施している。</p>
10	<p>歯科口腔保健の充実と歯科保健医療の充実</p> <p>a. 口腔の健康と全身の健康に関するエビデンスや自治体が歯科口腔保健医療施策を効果的に行うために有用な情報等の収集・検証を行い、適切な情報提供を行う。</p> <p>b. 歯科健診や歯科保健指導を効果的・効率的に実施するためのモデルとなる取組の提示等を行う。</p> <p>c. 「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（以下、基本的事項という。）の中間評価等を踏まえ、ワーキンググループにおいて、歯周病等の歯科疾患対策について、効果的な予防対策等の検討及び課題の整理等を行い、自治体等における歯科疾患予防の取組を推進するとともに、2022年度予定の「基本的事項」の最終評価及び次期計画策定に反映する。</p> <p>d. う蝕予防、歯周病予防、口腔機能低下予防等を含めた歯科疾患の効果的な一次予防のモデルの検討等を行い、広く市町村で展開可能な歯科疾患予防に係る取組の提案等を行う。</p> <p>e. 後期高齢者医療広域連合が実施する高齢者の特性を踏まえた歯科健診の実施支援。</p>	<p>a. 厚生労働科学研究において、口腔の健康と全身の健康の関係性についてのエビデンスの整理を行っている。また、自治体における効果的・効率的な歯科保健医療の取組等に関する情報収集等を実施。</p> <p>b. 標準的な歯科健診票の活用や職域における効率的な歯科健診・歯科保健指導等の検討等を実施。</p> <p>c. 歯周病の実態等を踏まえた効果的な歯周病対策について、ワーキンググループを設置し、検討を実施中。</p> <p>d. 自治体等において効果的・効率的で普及・定着が可能な、う蝕予防、歯周病予防、口腔機能低下予防等を含めた歯科疾患の一次予防施策等のコミュニティモデルの検討等を実施。</p> <p>e. 歯周病や口腔機能の低下による疾病を予防するために、後期高齢者医療広域連合が実施する歯科健診に対して補助を実施。</p>

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○妊娠中の喫煙率・飲酒率【2024年度に0%】（妊娠中に喫煙ありと回答した人数/全回答者数。母子保健課調査） ⇒（喫煙率）23%（24%、27%、29%）（2019年度（2018年度、2017年、2016年））、（飲酒率）1.0%（1.2%、1.2%、1.3%）（2019年度（2018年度、2017年度、2016年度））</p> <p>○足腰に痛みのある女性高齢者の割合の減少【2022年度までに1,000人当たり260人】 （足腰に痛み（「腰痛」か「手足の関節が痛む」のいずれか若しくは両方の有訴者）のある65歳以上の女性/調査対象者のうち65歳以上の女性で、当該項目を回答した者。国民生活基礎調査（令和元年調査）） ⇒1,000人当たり255人（267人）（2019年度（2016年度））</p> <p>○子宮頸がんや乳がんを含めたがんの年齢調整死亡率（75歳未満）【2022年度までに2017年度と比べて低下】（〔観察集団の各年齢（年齢階級）の死亡率〕×〔基準人口集団のその年齢（年齢階級）の人口〕の各年齢（年齢階級）の総和/基準人口集団の総人口（人口10万人当たりで表示）。国立がん研究センターが「人口動態調査」に基づき集計） ⇒700（716、736）（2019年（2018年、2017年））</p> <p>○妊娠・出産について満足している者の割合【2024年度までに85.0%】（「産後、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができた」と回答した人数/全回答者数。母子保健課調査）⇒85.1%（83.5%、82.8%、81.1%）（2019年度（2018年度、2017年度、2016年度））</p>	<p>○妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合【2024年度に100%】（「妊娠届け出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している」と回答した市区町村数/全市区町村数。母子保健課調査） ⇒98.9%（98.6%、98.0%、97.1%）（2019年度（2018年度、2017年度、2016年度））</p> <p>○骨粗鬆症検診の受診率【2017年度を基準に上昇】 （骨粗鬆症検診の受診者数（地域保健・健康増進事業報告）/骨粗鬆症検診の対象年齢（※）の女性の人数（国勢調査）（※）40,45,50,55,60,65,70歳。骨粗鬆症財団調べ） ⇒5.2%（5.5%、5.4%）（2019年度（2018年度、2017年度））</p> <p>○子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率【2022年度までに50%以上】 （受診者数/対象者数。国民生活基礎調査（令和元年調査）） ⇒子宮頸がん43.7%（42.4%）、乳がん47.4%（44.9%）（2019年（2016年））</p>	<p>11. 生涯を通じた女性の健康支援の強化</p> <p>a. 女性の健康支援に関し、調査研究を進め、必要な情報を広く周知・啓発。</p> <p>b. 2020年度から「予防・健康づくりに関する大規模実証事業」において、女性特有の健康課題に関するスクリーニング、介入方法を検証。</p> <p>c. 検証結果に基づき、スクリーニング及び介入方法の健診・保健指導制度等への組み込みを検討。</p> <p>d. 新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも、必要な検診を受診するよう、情報発信、広報活動に取り組む。</p> <p>e. 2019年度に開始した特定妊婦等に対する産科受診等支援を踏まえ、女性健康支援センターを通じた支援を引き続き行う。</p> <p>f. 2019年度に作成した好事例集の内容を踏まえ、子育て世代包括支援センターを通じた支援を引き続き行う。</p> <p>g. 「「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理」を踏まえ、科学的根拠に基づいたがん検診を推進。</p> <p>h. 効果的な個別勧奨の手法の普及など、女性のがん検診受診率向上に向けた取組を推進。 《厚生労働省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>
<p>○乳幼児健康診査の未受診率【2024年度までに3～5か月児が20%、1歳6か月児が3.0%、3歳児が3.0%】（100-〔健康診査受診実人員/対象人員〕。地域保健・健康増進事業報告） ⇒（3～5か月児）4.6%（4.2%、4.5%、4.4%）、（1歳6か月児）4.3%（3.5%、3.8%、3.6%）、（3歳児）5.4%（4.1%、4.8%、4.9%）（2019年度（2018年度、2017年度、2016年度））</p> <p>○むし歯のない3歳児の割合【2024年度までに90.0%】（100-〔むし歯のある人員の合計/歯科健康診査受診実人員。地域保健・健康増進事業報告） ⇒88.1%（86.8%、85.6%、84.2%）（2019年度（2018年度、2017年度、2016年度））</p> <p>○全出生数中の低出生体重児の割合【平成28年度の9.4%に比べて減少】（低出生体重児出生数/出生数。人口動態統計） ⇒9.2%、9.4%（9.4%、9.4%、9.4%）（2020年、2019年（2018年、2017年、2016年））</p>	<p>○乳幼児健診にマイナンバー制度の情報連携を活用している市町村数【増加（2020年6月以降の数値を踏まえて検討）】⇒2020年6月運用開始のため未把握（2021年度末目処で集計中）</p> <p>○マイナポータルを通じて乳幼児健診等の健診情報を住民へ提供している市町村数【増加（2020年6月以降の数値を踏まえて検討）】⇒2020年6月運用開始のため未把握（2021年度末目処で集計中）</p>	<p>12. 乳幼児期・学童期の健康情報の一元的活用の検討</p> <p>a. 市町村におけるシステム改修及び乳幼児健診情報と学校健診情報の連携・利活用方法の研究を進める。</p> <p>b. 乳幼児健診の受診の有無等を電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれる仕組みを開始し、また、マイナポータルを活用し、乳幼児健診、妊婦健診、予防接種等の個人の健康情報を一元的に確認できる仕組みを開始する。 《厚生労働省》</p>	<p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

実施年度

2021年度

具体的取組

進捗状況

11 生涯を通じた女性の健康支援の強化

a. 女性の健康支援に関し、調査研究を進め、必要な情報を広く周知・啓発。

a. 2015年度から「女性の健康の包括的支援」に関する研究事業を立ち上げ、教育プログラムの開発等の研究を実施しており、2021年度も研究を継続している。また、2020年度から「予防・健康づくりに関する大規模実証事業」において、「女性特有の健康課題に関するスクリーニング及び介入方法検証のための実証事業」を開始し、2021年度も事業を継続している。さらに、女性の健康支援のためのウェブサイト「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」を運営しており、2021年度もウェブサイトの充実を行い、情報の周知・啓発を行っている。

b. 2020年度から「予防・健康づくりに関する大規模実証事業」において、女性特有の健康課題に関するスクリーニング、介入方法を検証。

b. 2020年度から「予防・健康づくりに関する大規模実証事業」において、「女性特有の健康課題に関するスクリーニング及び介入方法検証のための実証事業」を開始し、2021年度も事業を継続している。

d. 新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも、必要な検診を受診するよう、情報発信、広報活動に取り組む。

d. 令和2年度厚生労働科学特別研究による、「新しい生活様式」における国民の生活習慣の現状に関する調査結果を踏まえ、リーフレットの作成やホームページによる情報提供等の、健診・検診の受診を含めた「新しい生活様式」や新型コロナウイルス感染予防に対応した健康づくりに関する普及・啓発を推進した。

e. 2019年度に開始した特定妊婦等に対する産科受診等支援を踏まえ、女性健康支援センターを通じた支援を引き続き行う。

e. 女性健康支援センターの機能を拡充し、産科受診等支援を実施。また、2020年度から予期せぬ妊娠などにより、身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が身近な地域に必要な支援を受けられるよう、SNSを活用した相談支援や、アウトリーチ支援といった多様な形態による専門的な支援を行っている。

f. 2019年度に作成した好事例集の内容を踏まえ、子育て世代包括支援センターを通じた支援を引き続き行う。

f. 子育て世代包括支援センターについては、運営費及び開設準備にかかる補助や、市町村の取組事例の周知により、全国展開を促進しており、2021年4月1日時点で1,603市区町村（2,451か所）に設置されている。

g. 「「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理」を踏まえ、科学的根拠に基づいたがん検診を推進。

g. 「「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理」（2020年3月）を踏まえ「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」を改正し、科学的根拠に基づいたがん検診を推進。

h. 効果的な個別勧奨の手法の普及など、女性のがん検診受診率向上に向けた取組を推進。

h. 2019年4月に「受診率向上施策ハンドブック（第2版）」を公表し、自治体の先進事例の横展開を実施。また、受診勧奨資材を作成し、より効果的な受診勧奨の取組についての実証事業を推進。

12 乳幼児期・学童期の健康情報の一元的活用の検討

a. 市町村におけるシステム改修及び乳幼児健診情報と学校健診情報の連携・利活用方法の研究を進める。

a. 2019年度から3か年計画で、母子保健分野と学校保健分野の情報連携のメリットを明らかにするため、厚生労働科学研究において「母子保健情報と学校保健情報を連携した情報の活用に向けた研究」を実施している。

b. 乳幼児健診の受診の有無等を電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれる仕組みを開始し、また、マイナポータルを活用し、乳幼児健診、妊婦健診、予防接種等の個人の健康情報歴を一元的に確認できる仕組みを開始する。

b. 母子保健法及び番号法を改正し、乳幼児健診情報をマイナンバーによる情報連携の対象に位置づけ、自治体間で乳幼児健診情報を引き継ぎ可能とした。（デジタル手続法：2019年5月24日成立、5月31日公布）また、市町村におけるシステム改修に対し、補助を実施している。

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○健診・検診情報を標準化された形でデジタル化し、PHRとして活用。【2022年度を目途に達成】 ⇒「新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プラン」に基づき、標準フォーマットの整備やシステム改修を行っている。 ・マイナポータル等を通じて本人に提供開始済（乳幼児健診・妊婦健診・特定健診） ・工程表に基づき対応中（自治体検診・事業主健診・学校健診）</p>	<p>○PHR推進に向けて健診・検診情報の標準化や必要な法令等を整備 【2021年度を目途に達成】 ⇒「新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プラン」に基づき、健診・検診データの標準化や必要な法制上の対応を行っている。 ・フォーマット整備済（自治体検診） ・工程表に基づき対応中（事業主健診・学校健診） ・法制上対応済（デジタル社会形成整備法、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律） <small>（参考）○PHR推進に向けた健診・検診情報の分析・活用のために必要な取組を整理【2020年夏までに工程化】達成済み</small></p>	<p>13. PHR推進を通じた健診・検診情報の予防への分析・活用</p> <p>a. 2020年度に策定した工程に基づき、必要な法制上の対応を行うとともに、フォーマットが未整備である自治体検診（がん検診、骨粗鬆症検診等）について、健診機関等から自治体に検診結果を提出する際や、マイナポータルインフラを活用して本人が検診情報を確認する際のデータのフォーマット等を整備する。</p> <p>b. 2022年度早期から、マイナポータルで提供する健診・検診情報を順次拡大。</p> <p>c. 民間連携の推進に向けて、2020年度内を目途に民間PHR事業者向けガイドラインを策定するとともに、民間PHR事業者において同ガイドラインが遵守される仕組みを官民が連携して構築。加えて、マイナポータルとのAPI連携等を推進。 《厚生労働省》</p>	→	→	
<p>○食物によるアナフィラキシーショック死亡者数ゼロ 【2028年度まで】 ⇒2人（1人、4人）（2020年度（2019年度、2017年度））</p>	<p>○都道府県アレルギー疾患医療拠点病院を設置した都道府県数 【2021年度までに47都道府県】 ⇒37都道府県（33都道府県、6県）（2020年度（2019年度、2017年度））</p> <p>○都道府県が実施する患者市民への啓発事業及び医療従事者等への研修事業を実施した都道府県数 【2021年度までに47都道府県】 ⇒36都道府県（33都道府県、26都道府県）（2020年度（2019年度、2018年度））</p> <p>○中心拠点病院での研修に参加した累積医師数 【2022年度までに100人】 ⇒43人（42人、22人）（2020年度（2019年度、2018年度））</p>	<p>14. アレルギー疾患の重症化予防と症状の軽減に向けた対策の推進</p> <p>a. アレルギー疾患の状態に応じた適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、各都道府県におけるアレルギー疾患医療提供体制の整備を推進。</p> <p>b. 免疫アレルギー疾患研究10か年戦略に基づく重症化予防と症状の軽減に向けた研究を推進。</p> <p>c. アレルギーポータルを通じて、アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報提供を実施。</p> <p>d. 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、2020年度に中心拠点病院での医師の研修受け入れが中止されたことから、中心拠点病院での医師の研修に係るKPIを修正。また、中心拠点病院では、オンラインでの研修実施を検討している。 《厚生労働省》</p>	→	→	→

社会保障 1. 予防健康づくりの推進

実施年度

2021年度

具体的取組

進捗状況

13 PHR推進を通じた健診・検診情報の予防への分析・活用

a. 2020年度に策定した工程に基づき、必要な法制上の対応を行うとともに、フォーマットが未整備である自治体検診（がん検診、骨粗鬆症検診等）について、健診機関等から自治体に検診結果を提出する際や、マイナポータルインフラを活用して本人が検診情報を確認する際のデータのフォーマット等を整備する。

c. 民間連携の推進に向けて、2020年度内を目途に民間PHR事業者向けガイドラインを策定するとともに、民間PHR事業者において同ガイドラインが遵守される仕組みを官民が連携して構築。加えて、マイナポータルとのAPI連携等を推進。

a. 「新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プラン」に基づき、自身の保健医療情報を閲覧・活用できる仕組みを整備中。自治体検診（がん検診など）について2021年8月に健診機関から自治体へ提出する健診結果用フォーマットを公開し、2022年度早期にマイナポータルでの提供開始ができるよう自治体においては必要なシステム改修を対応中（疾病予防対策事業費補助金における健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業に基づき補助を実施）。また、必要な法制上の対応を実施（デジタル社会形成整備法、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律）。

c. 2021年4月に「民間 PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を公開した。2021年8月よりマイナポータルAPI（医療保険情報取得API）の利用受付が開始され、デジタル庁・総務省・経済産業省・厚生労働省で連携してマイナポータルAPIを活用した安全・安心な民間PHRサービスの利活用の促進に向けて引き続き取り組んでいるところ。

14 アレルギー疾患の重症化予防と症状の軽減に向けた対策の推進

a. アレルギー疾患の状態に応じた適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、各都道府県におけるアレルギー疾患医療提供体制の整備を推進。

b. 免疫アレルギー疾患研究10か年戦略に基づく重症化予防と症状の軽減に向けた研究を推進。

c. アレルギーポータルを通じて、アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報提供を実施。

d. 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、2020年度に中心拠点病院での医師の研修受け入れが中止されたことから、中心拠点病院での医師の研修に係るKPIを修正。また、中心拠点病院では、オンラインでの研修実施を検討している。

a. アレルギー疾患医療提供体制整備事業において実施するアレルギー疾患医療全国拠点病院連絡会議にて、都道府県拠点病院間で好事例を共有し、アレルギー疾患医療提供体制の整備を推進。

b. 免疫アレルギー疾患研究10か年戦略に基づき、安心して生活できる社会の構築を目指し、免疫アレルギー疾患の疫学・基礎研究、治療開発や臨床研究を推進。

c. アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報提供するウェブサイト「アレルギーポータル」を通じた、アレルギー疾患に関する情報提供を実施。

d. 中心拠点病院である国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構相模原病院では、新型コロナウイルス感染症による移動制限等の影響を受けて、2020年度の医師の実地研修受け入れ実績は1人とどまった。2021年度は新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら実地研修を継続して実施するとともに、オンラインを活用した医師の研修を併行して実施している。

社会保障 1. 予防健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）		
		21	22	23
<p>○糖尿病有病者の増加の抑制 【2022年度までに1,000万人以下】 ⇒1,000万人（2016年度）</p> <p>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数 【2022年度までに2008年度と比べて25%減少】 ⇒13.5%減（13.7%減、3.2%減） （2019年(2018年、2014年)）</p> <p>○適正体重を維持している者の増加（肥満（BMI 25以上）、やせ（BMI 18.5未満）の減少） 【2022年度までに ・20～60歳代男性の肥満者の割合28%（BMI（体重kg÷身長m÷身長m）の数値が25以上の者 / 調査対象者のうち、20～60歳代男性で、身長・体重を測定した者。国民健康・栄養調査） ・40～60歳代女性の肥満者の割合19%（BMI（体重kg÷身長m÷身長m）の数値が25以上の者 / 調査対象者のうち、40～60歳代女性で、身長・体重を測定した者。国民健康・栄養調査） ・20歳代女性のやせの者の割合20%（BMI（体重kg÷身長m÷身長m）の数値が18.5未満の者 / 調査対象者のうち、20歳代女性で、身長・体重を測定した者。国民健康・栄養調査）】 ⇒35.1%（32.4%）（2019年（2016年）） ⇒22.5%（21.6%）（2019年（2016年）） ⇒20.7%（20.7%）（2019年（2016年））</p>	<p>○国及び都道府県等による健康サポート薬局の周知活動の実施回数 【各実施主体において年1回以上】 ⇒44回（48回） （2020年度：国1、都道府県43 （2019年度：国1、都道府県47））</p> <p>○健康サポート薬局の届出数 【2021年度までに2018年度と比べて50%増加】 ⇒2,515件（2,070件、1,355件） （2020年度（2019年度、2018年度））</p> <p>○都道府県・指定都市における相談拠点・専門医療機関・治療拠点機関の設置又は選定数 【2021年度までに67自治体】 ⇒相談拠点：アルコール67（56、49）自治体、薬物66（62、39）自治体、ギャンブル等依存症67（65、42）自治体 ⇒専門医療機関 アルコール65（60、34）自治体、薬物57（49、26）自治体、ギャンブル等依存症59（51、24）自治体 ⇒治療拠点機関 アルコール65（60、25）自治体、薬物57（49、19）自治体、ギャンブル等依存症59（51、18）自治体 （2021年度見込（2020年度、2019年8月末））</p> <p>○精神保健福祉センター及び保健所の相談件数 【2016年度と比較して増加】 ⇒アルコール22,587件（21,228件、21,777件）、薬物9,526件（8,801件、8,635件）、ギャンブル等依存症3,837件（7,097件、8,337件）（2019年（2018年、2016年））</p>	<p>15. 健康サポート薬局の取組の推進</p> <p>a. 「健康サポート薬局」の普及・推進のため、趣旨や考え方について、「薬と健康の週間」など、様々な機会を通じて、国民、自治体や薬局関係団体に向けて周知。</p> <p>b. 健康サポート薬局の要件として薬剤師の受講が求められている研修プログラムにおいて、生活習慣病等の内容の充実を引き続き検討。</p> <p>c. 健康サポート薬局の取組状況・効果や関連法令の改正を踏まえ、必要に応じて制度を見直し。</p> <p>≪厚生労働省≫</p>		
<p>○1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者の割合 【2025年度までに男性13%、女性6.4%以下】 ⇒男性14.9%、女性9.1%（2019年）</p>	<p>（2021年度見込（2020年度、2019年8月末））</p> <p>○精神保健福祉センター及び保健所の相談件数 【2016年度と比較して増加】 ⇒アルコール22,587件（21,228件、21,777件）、薬物9,526件（8,801件、8,635件）、ギャンブル等依存症3,837件（7,097件、8,337件）（2019年（2018年、2016年））</p>	<p>16. アルコール・薬物・ギャンブル等・ゲームの依存症対策の推進</p> <p>a. アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症については、未設置自治体へのヒアリング実施や研修の充実を図るなどして、都道府県等における相談拠点機関・専門医療機関・治療拠点機関の整備を行うほか、地域における関係機関の連携強化や民間団体への支援等を推進する。</p> <p>b. ゲーム依存症については、実態調査の結果等を踏まえ、正しい知識の啓発、人材育成、相談体制の整備などについて検討する。</p> <p>≪厚生労働省≫</p>		

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>15 健康サポート薬局の取組の推進</p> <p>a. 「健康サポート薬局」の普及・推進のため、趣旨や考え方について、「薬と健康の週間」など、様々な機会を通じて、国民、自治体や薬局関係団体に向けて周知。</p> <p>b. 健康サポート薬局の要件として薬剤師の受講が求められている研修プログラムにおいて、生活習慣病等の内容の充実を引き続き検討。</p> <p>c. 健康サポート薬局の取組状況・効果や関連法令の改正を踏まえ、必要に応じて制度を見直し。</p>	<p>a. 「薬と健康の週間」など、様々な機会を通じて、国民、自治体や薬局関係団体に向けて周知を行った。なお、国において上記の他に講演等により複数回周知を行っている。</p> <p>b. 健康サポート薬局の要件として薬剤師の受講が求められている研修プログラムにおける生活習慣病等の内容の充実について、引き続き検討を行っている。</p> <p>c. 健康サポート薬局の取組状況や医薬品医療機器等法の改正を踏まえ、手続きの柔軟化等を含めた検討を行っている。</p>
<p>16 アルコール・薬物・ギャンブル等・ゲームの依存症対策の推進</p> <p>a. アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症については、未設置自治体へのヒアリング実施や研修の充実を図るなどして、都道府県等における相談拠点機関・専門医療機関・治療拠点機関の整備を行うほか、地域における関係機関の連携強化や民間団体への支援等を推進する。</p> <p>b. ゲーム依存症については、実態調査の結果等を踏まえ、正しい知識の啓発、人材育成、相談体制の整備などについて検討する。</p>	<p>a. 全国拠点機関（久里浜医療センター）において、都道府県等の依存症の相談・治療等に係る人材を養成するための研修等を実施。 都道府県等の担当者が参加する全国会議において、依存症の相談拠点機関・専門医療機関・治療拠点機関の整備や民間団体への支援を依頼。 依存症の相談拠点機関・専門医療機関・治療拠点機関の選定・整備の促進や民間団体の支援を行うため、都道府県等に対して補助金を交付。</p> <p>b. ゲーム依存症については、科学的知見の集積を待って、ゲーム依存症の相談マニュアルを作成予定。</p>

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）			
		21	22	23	
<p>○糖尿病有病者の増加の抑制 【2022年度までに1,000万人以下】 ⇒1,000万人（2016年度）</p> <p>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数 【2022年度までに2008年度と比べて25%減少】⇒13.5%減（13.7%減、3.2%減） （2019年(2018年、2014年)）</p> <p>○適正体重を維持している者の増加（肥満（BMI 25以上）、やせ（BMI 18.5未満）の減少） 【2022年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20～60歳代男性の肥満者の割合28%（BMI（体重kg÷身長m÷身長m）の数値が25以上の者 / 調査対象者のうち、20～60歳代男性で、身長・体重を測定した者。国民健康・栄養調査） ・40～60歳代女性の肥満者の割合19%（BMI（体重kg÷身長m÷身長m）の数値が25以上の者 / 調査対象者のうち、40～60歳代女性で、身長・体重を測定した者。国民健康・栄養調査） ・20歳代女性のやせの者の割合20%（BMI（体重kg÷身長m÷身長m）の数値が18.5未満の者 / 調査対象者のうち、20歳代女性で、身長・体重を測定した者。国民健康・栄養調査） <p>⇒35.1%（32.4%） （2019年（2016年）） ⇒22.5%（21.6%） （2019年（2016年）） ⇒20.7%（20.7%） （2019年（2016年））</p>	<p>○保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者数 【2020年度までに100社以上】 日本健康会議から引用 ⇒124社（123社、102社） （2019年(2018年、2017年)）</p> <p>○健康保険組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業数 【2020年度までに500社以上】 ⇒1794社（1476社、539社） （2020年(2019年、2017年)）</p> <p>○協会けんぽ等保険者や商工会議所等のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業数 【2020年度までに3万社以上】 日本健康会議から引用 ⇒58597社（51126社、23074社） （2020年(2019年、2017年)）</p>	<p>17. 予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業について、多様・包括的な民間委託を推進</p> <p>a. 予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業について、民間事業者等と連携したデータに基づく受診勧奨等の先進的取組の横展開や、複数保険者や民間事業者が連携したモデル事業の拡大等を通し、質の高いサービスの提供や効率性を高めるための、多様・包括的な民間委託を推進。</p> <p>b. 2020年度から「予防・健康づくりに関する大規模実証事業」において、医師等による管理・施設利用等を含む運動プログラムの効果を検証。</p> <p>c. 検証結果に基づき、運動プログラムの普及実装を検討・確立。</p> <p>※上記の取組に加え、項目21、項目13の取組等により、民間事業者と連携した効果的・効率的な予防・健康づくりを推進する。さらに、取組の状況や検証結果等を踏まえ、適切なK P Iの設定等の対応についても検討する。 《厚生労働省》</p> <p>18. 企業による保険者との連携を通じた健康経営の促進</p> <p>a. 健康スコアリングレポートの見方や活用方法等を示した実践的なガイドラインの活用等により、企業が保険者との連携を通じて健康経営を促進し、予防・健康づくりの推進における先進・優良事例を全国展開。</p> <p>b. 全保険者種別で健康スコアリングレポート（保険者単位）で実施。健康保険組合、国家公務員共済組合においては、現行の保険者単位のレポートに加え、事業主単位でも実施。 《厚生労働省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p>

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>17 予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業について、多様・包括的な民間委託を推進</p> <p>a. 予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業について、民間事業者等と連携したデータに基づく受診勧奨等の先進的取組の横展開や、複数保険者や民間事業者が連携したモデル事業の拡大等を通じ、質の高いサービスの提供や効率性を高めるための、多様・包括的な民間委託を推進。</p> <p>b. 2020年度から「予防・健康づくりに関する大規模実証事業」において、医師等による管理・施設利用等を含む運動プログラムの効果を検証。</p> <p>※上記の取組に加え、項目21、項目13の取組等により、民間事業者と連携した効果的・効率的な予防・健康づくりを推進する。さらに、取組の状況や検証結果等を踏まえ、適切なKPIの設定等の対応についても検討する。</p>	<p>a. 健康・予防サービスを提供する事業者との協働・連携を推進させる場としての「データヘルス・予防サービス見本市」の開催を支援し、医療保険者と事業者のマッチングを促進（2021年度はオンラインで開催予定） また、複数の保険者や民間のヘルスケア事業者等による保健事業の共同実施についてガイドラインでの周知を通じて推進。</p> <p>b. 2020年度から「予防・健康づくりに関する大規模実証事業」において、「健康増進施設における標準的な運動プログラム検証のための実証事業」を開始し、2021年度も事業を継続している。</p>
<p>18 企業による保険者との連携を通じた健康経営の促進</p> <p>a. 健康スコアリングレポートの見方や活用方法等を示した実践的なガイドラインの活用等により、企業が保険者との連携を通じて健康経営を促進し、予防・健康づくりの推進における先進・優良事例を全国展開。</p> <p>b. 全保険者種別で健康スコアリングレポート（保険者単位）で実施。健康保険組合、国家公務員共済組合においては、現行の保険者単位のレポートに加え、事業主単位でも実施。</p>	<p>a. 2021年10月に2019年度実績を用いた保険者単位の健康スコアリングレポートを各健保組合に対して発出するとともに、発出に当たり、企業が保険者との連携を通じて健康経営を促進する観点から、活用ガイドラインの提供や活用チェックリストの各項目における好事例の掲載等の工夫をした。</p> <p>b. 2021年度中に2020年実績を用いた事業主単位及び保険者単位の健康スコアリングレポートを作成するための準備を進めている。</p>

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）		
		21	22	23
<p>○糖尿病有病者の増加の抑制 【2022年度までに1,000万人以下】 ⇒1,000万人（2016年度）</p> <p>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数 【2022年度までに2008年度と比べて25%減少】⇒13.5%減（13.7%減、3.2%減） （2019年（2018年、2014年））</p> <p>○適正体重を維持している者の増加（肥満（BMI 25以上）、やせ（BMI 18.5未満）の減少） 【2022年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20～60歳代男性の肥満者の割合28%（BMI（体重kg÷身長m÷身長m）の数値が25以上の者 / 調査対象者のうち、20～60歳代男性で、身長・体重を測定した者。国民健康・栄養調査） ・40～60歳代女性の肥満者の割合19%（BMI（体重kg÷身長m÷身長m）の数値が25以上の者 / 調査対象者のうち、40～60歳代女性で、身長・体重を測定した者。国民健康・栄養調査） ・20歳代女性のやせの者の割合20%（BMI（体重kg÷身長m÷身長m）の数値が18.5未満の者 / 調査対象者のうち、20歳代女性で、身長・体重を測定した者。国民健康・栄養調査） <p>⇒35.1%（32.4%） （2019年（2016年）） ⇒22.5%（21.6%） （2019年（2016年）） ⇒20.7%（20.7%） （2019年（2016年））</p>	<p>○かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体、広域連合の数 【2020年度までに市町村：1,500、広域連合：47】 日本健康会議から引用 ⇒市町村：1,412（1,292、1,003） （2020年（2019年、2017年）） ⇒広域連合：47（45、32） （2020年（2019年、2018年））</p> <p>○レセプトの請求情報を活用し、被保険者の全体像を把握した上で、特定健診未受診者層や未治療者、治療中断者、治療中の者から事業対象者を抽出している自治体数 【増加】 ⇒自治体：1,443（1,384） （2020年（2019年））</p> <p>○アウトカム指標を用いて事業評価を実施している自治体数【増加】 ⇒自治体：1,429（1,329） （2020年（2019年））</p>	<p>19. 保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等</p> <p>a. 保険者インセンティブ制度の加減算双方向での評価指標による財政的インセンティブの一層の活用、戦略的な情報発信などによる後押しにより、先進・優良事例の横展開を促進。</p> <p>b. 効率的・効果的なデータヘルスの普及に向け、評価指標や保健事業の標準化を検討。健康保険組合については、2020年度の第2期データヘルス計画の中間見直し以降、保険者共通の評価指標を導入し、健康保険組合間での実績の比較等を可能にする。</p> <p>c. 保険者努力支援制度については、2021年度以降も加減算双方向での評価指標による財政的インセンティブを一層活用するとともに、「見える化」を促進する観点から市町村ごとの点数獲得状況を指標ごとに公表する。</p> <p>d. 国民健康保険における取組に加えて、後期高齢者医療や被用者保険等その他の各医療保険制度においても、評価指標や各保険者の取組状況等について、保険者等にとって活用しやすい形で見える化を進める。</p> <p>e. 2024年度以降の後期高齢者支援金の加減算制度について、検討を行う。</p> <p>《厚生労働省》</p>		

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

実施年度

2021年度

具体的取組

進捗状況

19 保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等

a. 保険者インセンティブ制度の加減算双方向での評価指標による財政的インセンティブの一層の活用、戦略的な情報発信などによる後押しにより、先進・優良事例の横展開を促進。

b. 効率的・効果的なデータヘルスの普及に向け、評価指標や保健事業の標準化を検討。健康保険組合については、2020年度の第2期データヘルス計画の中間見直し以降、保険者共通の評価指標を導入し、健康保険組合間での実績の比較等を可能にする。

c. 保険者努力支援制度については、2021年度以降も加減算双方向での評価指標による財政的インセンティブを一層活用するとともに、「見える化」を促進する観点から市町村ごとの点数獲得状況を指標ごとに公表する。

d. 国民健康保険における取組に加えて、後期高齢者医療や被用者保険等その他の各医療保険制度においても、評価指標や各保険者の取組状況等について、保険者等にとって活用しやすい形で見える化を進める。

a. 後期高齢者支援金の加算・減算制度において、2020年度に中間見直しを行い、2021年度以降の加算率については、実施率の特に低い保険者は法定上限の10%にする等の引き上げを行い、加算対象範囲については、単一健保であれば特定健診実施率57.5%未満を加算対象としていたところ、段階的に引き上げ70%未満を加算対象とする等の見直しを行った。また、2021年度以降の減算については成果指標の拡大や配分基準のメリハリを強化する等の見直しを実施した。また、先進・優良事例の横展開を促進する観点から、各保険者の総合評価指標の実績値を2021年度中に公表する予定であり、あわせて、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた保健事業の好事例について厚生労働省でとりまとめたうえ、ホームページで公表し横展開を行った。

b. 健保組合間で実績の比較を可能とするべく第2期データヘルス計画の中間見直しにおいて、内臓脂肪症候群該当者割合などの共通指標を導入した。また、健康保険組合のデータヘルス計画の保健事業の実績データ等を分析し、評価指標や保健事業の標準化に向け検討を行っている。

c. 国民健康保険の保険者努力支援制度においては、市町村における予防・健康づくり等の取組状況を踏まえて評価指標や配点の見直しを行うとともに、市町村ごとの点数獲得状況を指標ごとにHPで公表した。

d. 後期高齢者医療制度においては、2021年度から、保険者インセンティブの結果につなげられるよう、活用しやすい形式で提供することとした。
被用者保険においては、評価指標について、保険者にとって活用しやすいよう、保険者からの問い合わせ内容等を踏まえてQAを発売した。また、取組状況についても、減算対象の保険者のみ総合評価点数を公表していたところ、見直し後は全保険者の点数を公表することとした。

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○2025年までに、認知症の診断・治療効果に資するバイオマーカーの確立（臨床試験取得3件以上）、日本発の認知症の疾患修飾薬候補の治験開始 ⇒バイオマーカーPOC1件（1件）（2021年10月時点（2020年10月時点））</p> <p>○がんの年齢調整死亡率（75歳未満）【2022年度までに2017年度と比べて低下】 （{ [観察集団の各年齢（年齢階級）の死亡率] × [基準人口集団のその年齢（年齢階級）の人口] } の各年齢（年齢階級）の総和 / 基準人口集団の総人口（人口10万人当たりで表示）。国立がん研究センターが「人口動態調査」に基づき集計） ⇒70.0（71.6、73.6） （2019年（2018年、2017年））</p>	<p>（参考）○全国的な情報登録システム（オレンジレジストリ）への発症前も含めた認知症進行段階ごとにおける症例等の登録合計件数【2020年度までに合計1万件】達成済み ⇒合計19,718件（9,073件、5,764件） ・前臨床期 10,188件（7,761件、4,488件） ・軽度認知障害期 1,610件（1,312件、1,276件） ・認知症7,920件 （2020年度6月時点（2018年度、2017年度））</p> <p>○がんゲノム医療中核拠点病院又はがんゲノム医療拠点病院を地域ブロック毎に適正に設置 【2020年度までに地域ブロックごとに1医療機関以上設置】 ⇒45医療機関（45医療機関、11医療機関）（2020年度（2019年度、2018年度））</p>	<p>20. 認知症、がんゲノム医療等の社会的課題解決に資する研究開発や実装</p> <p>a. 認知症の危険因子、防御因子を特定し、病態を解明する大規模コホート研究の実施。 →</p> <p>b. 有効な認知症予防、診断・治療法の研究・開発を推進。 →</p> <p>c. がんゲノム医療中核拠点病院等の整備を行うとともに、遺伝子パネル検査の実施施設を拡大。 →</p> <p>d. がんゲノム情報管理センターの整備を行うとともに、がんゲノム情報管理センターでゲノム情報や臨床情報を集約・整備し、産学官の研究者による革新的医薬品や診断技術などの開発を推進。 →</p> <p>e. がんゲノム医療中核拠点病院又はがんゲノム医療拠点病院を、地域ブロック毎に適正に配置(※)する。 →</p> <p>（※）「がんゲノム医療中核拠点病院等の指定に関する検討会」を踏まえ、2020年度からはがんゲノム医療中核拠点病院又はがんゲノム医療拠点病院について、設置した都道府県を増やすことから地域ブロック毎に適正に配置する方針とした。</p> <p>≪厚生労働省≫</p>			
<p>【2019年に策定した実行計画（第1版）に掲げられたがん・難病全ゲノム解析等の工程表に基づき先行解析を実施】⇒2019年12月以降がん領域約3,800症例、難病領域約2,500症例解析済みであり、2021年度末までには、更にがん領域約9,900症例、難病領域約3,000症例解析を行う見込み。</p>	<p>【2019年に策定した実行計画（第1版）に掲げられたがん・難病全ゲノム解析等の工程表に基づき先行解析を実施】⇒2019年12月以降、がん領域約3,800症例、難病領域約2,500症例解析済みであり、2021年度末までには、更にがん領域約9,900症例、難病領域約3,000症例解析を行う見込み。</p>	<p>21. ゲノム医療の推進</p> <p>a. 全ゲノム解析の推進 2019年に策定した実行計画を踏まえ、人材育成・体制整備を推進する。 →</p> <p>≪厚生労働省≫</p>			

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>20 認知症、がんゲノム医療等の社会的課題解決に資する研究開発や実装</p> <p>a. 認知症の危険因子、防御因子を特定し、病態を解明する大規模コホート研究の実施。</p> <p>b. 有効な認知症予防、診断・治療法の研究・開発を推進。</p> <p>c. がんゲノム医療中核拠点病院等の整備を行うとともに、遺伝子パネル検査の実施施設を拡大。</p> <p>d. がんゲノム情報管理センターの整備を行うとともに、がんゲノム情報管理センターでゲノム情報や臨床情報を集約・整備し、産学官の研究者による革新的医薬品や診断技術などの開発を推進。</p> <p>e. がんゲノム医療中核拠点病院又はがんゲノム医療拠点病院を、地域ブロック毎に適正に配置(※)する。</p> <p>(※) 「がんゲノム医療中核拠点病院等の指定に関する検討会」を踏まえ、2020年度からはがんゲノム医療中核拠点病院又はがんゲノム医療拠点病院について、設置した都道府県を増やすことから地域ブロック毎に適正に配置する方針とした。</p>	<p>a. 2016年4月より全国8カ所を拠点とした1万人コホートを施行し、疫学調査、画像およびゲノムデータ収集を実施中。</p> <p>b. 2019年10月に認知症臨床治験に即応するコホート研究（J-TRC）を開始し、2020年7月にはウェブサイトによる被験者募集を開始するとともに、オンサイト施設による検査を開始。</p> <p>c. 2020年度までに、がんゲノム医療中核拠点病院を12施設、がんゲノム医療拠点病院を33施設指定し、2021年10月時点でがんゲノム医療連携病院183箇所を公表。</p> <p>d. 2021年10月までに、2万件以上のゲノム情報等をがんゲノム情報管理センターに集約。</p> <p>e. 2020年度までに、がんゲノム医療中核拠点病院又はがんゲノム医療拠点病院を、地域ブロック毎に適正に配置。</p>
<p>21 ゲノム医療の推進</p> <p>a. 全ゲノム解析の推進 2019年に策定した実行計画を踏まえ、人材育成・体制整備を推進する。</p>	<p>a. 全ゲノム解析の推進に関する研究を実施。2019年12月以降、がん領域約3,800症例、難病領域約2,500症例解析済みであり、2021年度末までには、更にがん領域約9,900症例、難病領域約3,000症例解析を行う見込み。</p>

生涯現役社会を目指し、高齢者、女性をはじめとして多様な就労・社会参加を促進するため、働き方の多様化に応じた年金受給開始時期の選択肢の拡大、被用者保険の適用拡大について検討を進めるとともに、元気で働く意欲のある高齢者の雇用機会の更なる拡大に向けた環境を整備する。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
—	—	<p>22. 勤労者皆保険制度（被用者保険の更なる適用拡大）の実現を目指した検討</p> <p>a. 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大について、2022年10月に100人超規模、2024年10月に50人超規模の企業まで適用範囲を拡大すること、また2022年10月に5人以上の個人事業所の適用業種に弁護士・税理士等の士業を追加することを盛り込んだ年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）が2020年5月に成立したところであり、その円滑な施行に向けた準備、周知、広報に努める。</p> <p>また、就業調整の防止に向けた環境整備については、2016年10月に施行された適用拡大では、社会保険加入のメリット等を企業が従業員に丁寧に説明し、理解いただくことが重要であったことから、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に伴い、企業が制度の意義を十分に理解し、従業員に説明できるための資料作成、専門家による相談受付、専門家の個別派遣（周知・専門家活用支援事業）を実施することにより、労働者本人への周知・企業から従業員への説明支援を行う。《厚生労働省》</p> <p>b. 適用範囲の拡大について、実施状況の把握に努めるとともに、同法の検討規定に基づき、今後の検討課題について検討を行う。 《厚生労働省》</p>	→	→	→
—	—	<p>23. 高齢期における職業生活の多様性に応じた公的年金制度の整備</p> <p>a. 2022年4月に施行が予定されている、在職定時改定の導入、在職老齢年金制度の見直し、年金の受給開始時期の選択肢の拡大等を盛り込んだ年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）の円滑な施行に向けた準備、周知、広報に努める。《厚生労働省》</p> <p>b. 高齢期における職業生活の多様性に応じた一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方について、同法の検討規定に基づき、今後の検討課題について検討を行う。 《厚生労働省》</p>	→	→	→

社会保障 2. 多様な就労・社会参加

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>22 勤労者皆保険制度（被用者保険の更なる適用拡大）の実現を目指した検討</p> <p>a. 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大について、2022年10月に100人超規模、2024年10月に50人超規模の企業まで適用範囲を拡大すること、また2022年10月に5人以上の個人事業所の適用業種に弁護士・税理士等の士業を追加することを盛り込んだ年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）が2020年5月に成立したところであり、その円滑な施行に向けた準備、周知、広報に努める。</p> <p>また、就業調整の防止に向けた環境整備については、2016年10月に施行された適用拡大では社会保険加入のメリット等を企業が従業員に丁寧に説明し、理解いただくことが重要であったことから、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に伴い、企業が制度の意義を十分に理解し、従業員に説明できるための資料作成、専門家による相談受付、専門家の個別派遣HP上の特設ページによる周知（周知・専門家活用支援事業）を実施することにより、労働者本人への周知・企業から従業員への説明支援を行う。《厚生労働省》</p> <p>b. 適用範囲の拡大について、実施状況の把握に努めるとともに、同法の検討規定に基づき今後の検討課題について検討を行う。</p>	<p>a. 令和2年法律の円滑な施行に向けて、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和3年政令第229号）を2021年8月6日に公布した。</p> <p>システム開発の準備や、円滑な施行に向けた効果的な周知・広報のため、適用拡大の対象となる可能性が高い事業所の抽出を実施している。</p> <p>また、社会保険加入のメリット等を企業が従業員に丁寧に説明し、理解いただくことが重要であるため、2021年2月に設置した厚労省HP上の「社会保険適用拡大特設サイト」及び年金機構とした文書やリーフレットによる周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業が適用拡大の意義を的確に理解し、労働者への丁寧な説明を行えるよう、事業者を対象とした説明会や従業員に対する個別の年金相談等（周知・専門家活用支援事業） ・短時間労働者の被用者保険加入と処遇改善を行う事業主に対するキャリアアップ助成金による支援 <p>などの施策を実施している。</p> <p>b. 適用範囲の拡大に関する検討課題について、厚生労働省内で検討を行っている。</p>
<p>23 高齢期における職業生活の多様性に応じた公的年金制度の整備</p> <p>a. 2022年4月に施行が予定されている、在職定時改定の導入、在職高齢年金制度の見直し等の年金の受給開始時期の選択肢の拡大等を盛り込んだ年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）の円滑な施行に向けた準備、周知、広報に努める。《厚生労働省》</p> <p>b. 高齢期における職業生活の多様性に応じた一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方について、同法の検討規定に基づき、今後の検討課題について検討を行う。</p>	<p>a. 令和2年法律の円滑な施行に向けて、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和3年政令第229号）を2021年8月6日に公布した。</p> <p>また、システム開発の準備や、年金請求書送付時に同封している案内について、2021年度送付分から年金の受給開始時期の選択肢の拡大に伴う見直しを行った。また、50歳以上の「ねんきん定期便」について、2022年度送付分から年金見込額を表示する対象を75歳に繰上げた場合まで拡大する等の見直しを行う予定である。</p> <p>b. 高齢期における職業生活の多様性に応じた一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方について、厚生労働省内で検討を行っている。</p>

持続可能な社会保障制度の実現に向け、医療・介護提供体制の効率化を促進するとともに、医療・介護サービスの生産性向上を図るため、地域医療構想に示された病床の機能分化・連携や介護医療院への移行等を着実に進めるとともに、人口減少の中であって少ない人手で効率的なサービスが提供できるよう、AIの実装、ロボット・IoT・センサーの活用、データヘルスの推進など、テクノロジーの徹底活用を図る。これらにより、一人当たり医療費の地域差半減、介護費の地域差縮減を目指す。

- ①医療費・介護費の適正化
- ②年齢調整後の一人あたり医療費の地域差半減
- ③年齢調整後の一人あたり介護費の地域差縮減
- ④医療・福祉サービスの生産性の向上
- ⑤医療・福祉サービスの質の向上

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
—	—	24. 元気で働く意欲のある高齢者を介護・保育等の専門職の周辺業務において育成・雇用する取組を全国に展開 a. 多様な人材の活用を推進するために必要な取組を実施。 ≪厚生労働省 内閣府≫	→		
—	—	25. 子ども・子育てについて、効果的・効率的な支援とするための優先順位付けも含めた見直し a. 教育・保育給付費の基礎となる公定価格について、子ども・子育て会議における議論も踏まえ、経営実態や収益性などの観点から、そのあり方について必要な検討を加え、予算にその内容を反映する。 b. 児童手当（特例給付）の見直しについて、令和3年（2021年）の通常国会に必要な法案を提出し、令和4年（2022年）10月支給分から適用する。 また、少子化社会対策大綱等に基づき、安定的な財源を確保しつつ、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に向けた取組を進める。その際、児童手当について、多子世帯等への給付の拡充や世帯間の公平性の観点での世帯合算導入が必要との指摘も含め、財源確保の具体的方策と併せて、引き続き検討する。 ≪厚生労働省・内閣府≫	→	→	

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

実施年度

2021年度

具体的取組

進捗状況

24 元気で働く意欲のある高齢者を介護・保育等の専門職の周辺業務において育成・雇用する取組を全国に展開

a. 多様な人材の活用を推進するために必要な取組を実施。

a. 多様な働き方、柔軟な勤務形態による効率的・効果的な事業運営を行うため、介護現場における多様な働き方導入モデル事業を実施している。

また、子どもの身の回りの世話等の業務を行う高齢者等を雇用する保育所等に、公定価格上で加算を行っている。

地域住民や子育て経験者などの多様な人材を活用し、保育士の負担を軽減するため、保育所等において、遊具等の消毒や清掃、園外活動時の見守りといった保育に係る周辺業務を行う保育支援者の配置に必要な支援を行っている。

25 子ども・子育てについて、効果的・効率的な支援とするための優先順位付けも含めた見直し

a. 教育・保育給付費の基礎となる公定価格について、子ども・子育て会議における議論も踏まえ、経営実態や収益性などの観点から、そのあり方について必要な検討を加え、予算において、子ども・子育て会議の議論も踏まえ、2020年度の公定価格から反映。その内容を反映する。

a. 2020年国家公務員給与の減額改定に伴う公定価格における人件費の減額改定について、子ども・子育て会議の議論も踏まえ、2020年度の公定価格から反映。

b. 児童手当（特例給付）の見直しについて、令和3年（2021年）の通常国会に必要な法案を提出し、令和4年（2022年）10月支給分から適用する。

b. 全世代型社会保障改革の方針（令和2年12月15日閣議決定）等を踏まえ、2021年5月に児童手当法の改正を行い、令和4年（2022年）10月支給分から特例給付の支給対象者を限定する見直しを行った。

また、少子化社会対策大綱等に基づき、安定的な財源を確保しつつ、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に向けた取組を進める。その際、児童手当について、多子世帯等への給付の拡充や世帯間の公平性の観点での世帯合算導入が必要との指摘も含め、財源確保の具体的方策と併せて、引き続き検討する。

また、改正法の附則に検討規定を設け、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対応に寄与する観点から、児童手当の支給を受ける者の児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討することとした。

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）			
		21	22	23	
<p>○「人生の最終段階における医療・ケアに関する患者本人等の相談に適切に対応できる医療・介護人材を育成する研修」参加者が所属する医療機関等の実数【2021年度に300機関以上】 ⇒503機関(457機関、377機関) (2020年度(2019年度、2017年度))</p>	<p>○「人生会議（ACP: アドバンス・ケア・プランニング）国民向け普及啓発事業」の集客数【2021年度に15,000人以上】 ⇒14,993人(22,980人) (2020年度(2019年度))</p> <p>○「人生の最終段階における医療・ケアに関する患者本人等の相談に適切に対応できる医療・介護人材を育成する研修」の実施回数【2021年度に12回以上】 ⇒14回(16回、12回) (2020年度(2019年度、2017年度))</p> <p>○「人生の最終段階における医療・ケアに関する患者本人等の相談に適切に対応できる医療・介護人材を育成する研修」の参加人数【2021年度に960人以上】 ⇒1,286人(1,343人、979人) (2020年度(2019年度、2017年度))</p>	<p>26. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方等について（人生会議などの取組の推進）</p> <p>a. 人生会議の取組を全国に広げるため、各種イベントやツールを活用し、国民に対して、普及・啓発を進める。また、医療関係者等が人生の最終段階における医療・ケアの相談に対応出来るよう、研修を実施する。研修の実施方法については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、オンライン形式等による開催を検討する。《厚生労働省》</p>	→		
<p>○精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数【2019年度の公表値316日から増加】 ⇒平均生活日数：326.9(316) (2018年度(2016年度))</p>	<p>○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」の実施自治体数【2021年度までに150自治体】 ⇒自治体数：109(96、49) (2021年度(2020年度、2018年度))</p> <p>○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」において実施している事業総数【2021年度までに1,500事業】 ⇒事業数：483(418、204) (2021年度(2020年度、2018年度))</p>	<p>27. 在宅看取りの好事例の横展開</p> <p>a. 在宅看取りの好事例の整理及び各種研修等を通じた横展開。研修の実施方法については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、オンライン形式等による開催を検討する。《厚生労働省》</p>	→		
		<p>28. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>a. 障害福祉計画に基づき、地域の関係機関の重層的な連携による支援体制の構築、サービス基盤の整備などを推進する。 b. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進・構築支援事業及び多職種・多機関連携による地域連携体制整備事業を引き続き推進していく。 《厚生労働省》</p>	→	→	

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>26 人生の最終段階における医療・ケアの在り方等について(人生会議などの取組の推進)</p> <p>a. 人生会議の取組を全国に広げるため、各種イベントやツールを活用し、国民に対して、普及・啓発を進める。また、医療関係者等が人生の最終段階における医療・ケアの相談に対応出来るよう、研修を実施する。研修の実施方法については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、オンライン形式等による開催を検討する。</p>	<p>a. 現在、国民向け普及・啓発及び医療関係者向け研修（オンライン研修）を実施中。</p>
<p>27 在宅看取りの好事例の横展開</p> <p>a. 在宅看取りの好事例の整理及び各種研修等を通じた横展開。研修の実施方法については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、オンライン形式等による開催を検討する。</p>	<p>a. 現在、研修をオンラインにて実施中。</p>
<p>28 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>a. 障害福祉計画に基づき、地域の関係機関の重層的な連携による支援体制の構築、サービス基盤の整備などを推進する。</p> <p>b. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進・構築支援事業及び多職種・多機関連携による地域連携体制整備事業を引き続き推進していく。</p>	<p>a. 2021年度からの第6期障害福祉計画においても、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る成果目標を設定するとともに、2021年3月に「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」報告書を取りまとめ、更なる推進を図る。</p> <p>b. 2021年度においても、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進・構築支援事業及び多職種・多機関連携による地域連携体制整備事業を引き続き推進。</p>

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○地域医療構想の2025年における医療機能別（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）の必要病床数を達成するために増減すべき病床数に対する実際に増減された病床数の割合【2025年度に100%】 （実際に増減された病床数／地域医療構想の2025年における医療機能別（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）の必要病床数を達成するために増減すべき病床数（病床機能報告））⇒具体的な工程の設定については検討中であり、指標の設定についても検討中。</p> <p>○介護療養病床の第8期計画期末までのサービス減量【2023年度末に100%】 （2021年1月から2023年度末までに廃止した介護療養病床数／2021年1月の介護療養病床数。厚生労働省「病院報告」）⇒21.4%減（0%） （2021年7月（2021年1月））</p>	<p>○地域医療構想調整会議において具体的対応方針について合意に至った医療施設の病床の割合 【2020年度冬の感染状況を見ながら、具体的な工程の設定について検討することとしており、その結果を踏まえて指標を改めて設定】⇒具体的な工程の設定については検討中であり、指標の設定についても検討中。</p> <p>○公立病院改革プランまたは公的医療機関等2025プラン対象病院で、再検証要請対象医療機関とされた医療施設のうち、地域医療構想調整会議において具体的対応方針について再度合意に至った医療施設の病床の割合【（同上）】 ⇒具体的な工程の設定については検討中であり、指標の設定についても検討中。</p>	<p>29. 地域医療構想の実現</p> <p>i. 地域医療構想の実現に向けた病床の機能分化・連携の取組を促進する</p> <p>a. 今般の新型コロナウイルス感染症対応で得られた知見（医療機関の対応状況等に関するデータ分析を含む。）を踏まえ、今後の新興感染症等の感染拡大時に必要な対策（医療機関・病床等の確保、マンパワーの確保等）が機動的に講じられるよう、新興感染症等対応を「医療計画」の記載事項として位置付けるための法制上の措置を講じる（第8次医療計画～）。</p> <p>b. これを前提に、中長期的な人口構造の変化に対応するための地域医療構想については、その基本的な枠組み（病床必要量の推計など）を維持しつつ、着実に取組を進めていく。 各地域における検討状況を適時・適切に把握しつつ、自主的に検討・取組を進めている医療機関や地域については、その検討・取組を「重点支援区域」や「病床機能再編支援制度」等により支援するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応状況に配慮しつつ、各地域において地域医療構想調整会議を主催する都道府県等とも協議を行い、2020年度冬の感染状況を見ながら、以下の取組に関する具体的な工程の設定について検討する。その際、2025年以降も継続する人口構造の変化を見据えつつ、段階的に取組を進めていく必要がある中、その一里塚として、2023年度に各都道府県において第8次医療計画（2024年度～2029年度）の策定作業が進められることから、2022年度中を目途に地域の議論が進められていることが重要となることに留意が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再検証対象医療機関における具体的対応方針の再検証 民間医療機関も含めた再検証対象医療機関以外の医療機関における対応方針の策定（策定済の場合、必要に応じた見直しの検討） <p>c. 都道府県が運営する地域医療構想調整会議における協議の促進を図る環境整備として、広く地域の医療関係者等が地域医療構想の実現に向けて取り組むことができるよう、議論の促進に必要と考えられる情報・データの利活用の在り方、地域医療構想調整会議等における議論の状況の「見える化」やフォローアップの在り方等について、法制上の位置付けも含め、自治体と丁寧な検討の上、地域医療構想を着実に進めるために必要な措置を講ずる。</p> <p>d. 第8次医療計画における記載事項追加（新興感染症等対応）等に向けて、「基本方針」や「医療計画作成指針」の見直しを行う。</p> <p>e. 地域医療構想の議論の進捗状況を踏まえつつ、各都道府県において、第8次医療計画を策定する。</p> <p>f. 介護療養病床について、2023年度末の廃止期限に向け、2021年度介護報酬改定に向けた関係審議会における検討結果も踏まえ、基準や報酬、予算事業等を組み合わせた移行支援を行う。〈厚生労働省〉</p>			
—	—	<p>29. 地域医療構想の実現</p> <p>ii. 病床のダウンサイジング支援の追加的方策を検討</p> <p>a. 地域医療介護総合確保基金の活用状況の検証結果を踏まえ、病床のダウンサイジング支援の追加的方策について検討し、その結果に基づき所要の措置を講じる。</p> <p>b. 介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換状況を踏まえ、2021年度介護報酬改定に向けた関係審議会等における検討の結果に基づき、取組を推進。〈厚生労働省〉</p>			

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

実施年度

2021年度

具体的取組

進捗状況

29 地域医療構想の実現

i. 地域医療構想の実現に向けた病床の機能分化・連携の取組を促進する

a. 今般の新型コロナウイルス感染症対応で得られた知見（医療機関の対応状況等に関するデータ分析を含む。）を踏まえ、今後の新興感染症等の感染拡大時に必要な対策（医療機関・病床等の確保、マンパワーの確保等）が機動的に講じられるよう、新興感染症等対応を「医療計画」の記載事項として位置付けるための法制上の措置を講じる（第8次医療計画～）。

b. これを前提に、中長期的な人口構造の変化に対応するための地域医療構想については、その基本的な枠組み（病床必要量の推計など）を維持しつつ、着実に取組を進めていく。

各地域における検討状況を適時・適切に把握しつつ、自主的に検討・取組を進めている医療機関や地域については、その検討・取組を「重点支援区域」や「病床機能再編支援制度」等により支援するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応状況に配慮しつつ、各地域において地域医療構想調整会議を主催する都道府県等とも協議を行い、2020年度冬の感染状況を見ながら、以下の取組に関する具体的な工程の設定について検討する。その際、2025年以降も継続する人口構造の変化を見据えつつ、段階的に取組を進めていく必要がある中、その一里塚として、2023年度に各都道府県において第8次医療計画（2024年度～2029年度）の策定作業が進められることから、2022年度中を目途に地域の議論が進められていることが重要となることに留意が必要である。

- ・ 再検証対象医療機関における具体的対応方針の再検証
- ・ 民間医療機関も含めた再検証対象医療機関以外の医療機関における対応方針の策定（策定済の場合、必要に応じた見直しの検討）

c. 都道府県が運営する地域医療構想調整会議における協議の促進を図る環境整備として、広く地域の医療関係者等が地域医療構想の実現に向けて取り組むことができるよう、議論の促進に必要と考えられる情報・データの利活用の在り方、地域医療構想調整会議等における議論の状況の「見える化」やフォローアップの在り方等について、法制上の位置付けも含め、自治体と丁寧に検討の上、地域医療構想を着実に進めるために必要な措置を講ずる。

d. 第8次医療計画における記載事項追加（新興感染症等対応）等に向けて、「基本方針」や「医療計画作成指針」の見直しを行う。

e. 地域医療構想の議論の進捗状況を踏まえつつ、各都道府県において、第8次医療計画を策定する。

f. 介護療養病床について、2023年度末の廃止期限に向け、2021年度介護報酬改定に向けた関係審議会における検討結果も踏まえ、基準や報酬、予算事業等を組み合わせた移行支援を行う。

a. 2021年通常国会において、医療法を改正し、新興感染症等対応を「医療計画」の記載事項として位置付けた。

b. 2021年9・10月に、都道府県に対し地域医療構想の進捗状況について調査を実施。併せて、重点支援区域や病床機能再編支援制度による支援を引き続き、実施しており、2021年度分について、申請受付中。地域医療構想の進め方については、新型コロナウイルス感染症への対応状況に配慮しつつ、検討中。

c. 地域医療構想調整会議における議論の促進に必要と考えられる情報・データの利活用の在り方や地域医療構想調整会議等における議論の状況の「見える化」やフォローアップの在り方については、同年9月に、事務連絡を発出し、地域医療構想調整会議等における議論の促進の方策や議論の状況を含め、都道府県に対し地域医療構想の進捗状況についての調査を実施した。

d・e. 同年6月に、「第8次医療計画等に関する検討会」を開催。本検討会において引き続き議論を行い、2022年度中に国において、医療計画の「基本方針」、「医療計画作成指針」を作成これを踏まえ、2023年度中に都道府県において、第8次医療計画を策定。

f. 2021年度介護報酬改定において、
 ・介護療養型医療施設の移行先として想定される介護医療院について、基本報酬の引上げや長期療養生活移行加算の創設等の報酬上の評価の拡充を行いつつ、
 ・介護療養型医療施設について、基本報酬の引下げや、移行計画未提出減算を創設し、2024年4月1日までの移行計画を半年ごとに都道府県知事に提出するよう求める等の取組を実施。

また、介護医療院への移行状況を調査するとともに、2021年9月・10月に介護医療院への移行に関する研修及び相談会を実施。

なお、介護医療院への転換等にかかる費用について、2021年度においても地域医療介護総合確保基金による助成を継続。

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>29 地域医療構想の実現</p> <p>ii. 病床のダウンサイジング支援の追加的方策を検討</p> <p>a. 地域医療介護総合確保基金の活用状況の検証結果を踏まえ、病床のダウンサイジング支援の追加的方策について検討し、その結果に基づき所要の措置を講じる。</p> <p>b. 介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換状況を踏まえ、2021年度介護報酬改定に向けた関係審議会等における検討の結果に基づき、取組を推進。《厚生労働省》</p>	<p>a. 2020年度に予算事業として措置された「病床機能再編支援事業」については、2021年通常国会で改正した医療法等により、新たに「地域医療介護総合確保基金」に全額国費の事業として位置付け、地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の合意を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等の取組に対して支援を実施。</p> <p>b. 2021年度介護報酬改定において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護療養型医療施設の移行先として想定される介護医療院について、基本報酬の引上げや長期療養生活移行加算の創設等の報酬上の評価の拡充を行いつつ、 ・介護療養型医療施設について、基本報酬の引下げや、移行計画未提出減算を創設し、2024年4月1日までの移行計画を半年ごとに都道府県知事に提出するよう求める等の取組を実施。 <p>また、介護医療院への移行状況を調査するとともに、2021年9月・10月に介護医療院への移行に関する研修及び相談会を実施。</p> <p>なお、介護医療院への転換等にかかる費用について、2021年度においても地域医療介護総合確保基金による助成を継続。</p>

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>各都道府県が作成した医療計画に沿って、医療設備・機器等の共同利用計画を策定した医療機関 【2022年度末までに1000件以上】 ⇒504件（308件） （2021年9月時点(2020年)）</p>	<p>○医療機関が策定した共同利用計画について、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する協議の場において確認した都道府県の割合 【2021年度までに100%】 （共同利用計画について協議で確認を行った都道府県数/医療機関により共同利用計画が提出された都道府県数。厚生労働省より各都道府県に調査） ⇒29%（56%） （2021年9月時点(2020年)）</p>	<p>30. 高額医療機器の効率的な配置等を促進</p> <p>a. 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、都道府県において策定された医療計画に基づき、医療機関が共同利用計画を策定するとともに、地域ごとに関係者による外来医療提供体制の確保に関する協議の場を開催し、医療機器等の効率的な活用を進める。</p> <p>b. 共同利用計画策定の件数を含めた状況を把握するとともに、共同利用計画策定が十分に進まない場合には、更なる実効的な措置を速やかに検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。 《厚生労働省》</p>	→	→	
-	-	<p>31. 将来的な医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討</p> <p>a. 2023年度以降の医学部定員について、医師偏在の是正のために地域枠を活用するという観点を踏まえ、2020年11月の「医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会」において確認された方針に基づき、2036年時点での必要医師数や医師の供給推計等を用い、地域枠の設置方針を含めた医学部の臨時定員数について、2021年春までを目途に同検討会において検討し、結論を得る。《厚生労働省》</p>	→		
-	-	<p>32. 医師の働き方改革について検討</p> <p>a. 「医師の働き方改革に関する検討会」の議論を踏まえ、長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置の義務付け等、時間外労働の上限規制に係る制度上の必要な措置を講ずるとともに、上限規制が適用される予定の2024年4月1日に向けて、医師の労働時間の短縮のための各種勤務環境改善策の推進等の総合的な取組を実施。</p> <p>b. タスク・シフティング等の勤務環境改善の先進的な取組を行う医療機関への支援を実施。</p> <p>c. 医療勤務環境改善支援センターにおいて、労務管理等の専門家による医療機関の訪問支援等を実施。 《厚生労働省》</p>	→	→	→

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>30 高額医療機器の効率的な配置等を促進</p> <p>a. 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、都道府県において策定された医療計画に基づき、医療機関が共同利用計画を策定するとともに、地域ごとに関係者による外来医療提供体制の確保に関する協議の場を開催し、医療機器等の効率的な活用を進める。</p>	<p>a. 都道府県において医療機器等の効率的な活用に関する事項を盛り込んだ外来医療計画に基づき、医療機関が新規にCT・MRIを購入した際に当該機器に係る共同利用計画を策定する取組を実施中。</p>
<p>31 将来的な医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討</p> <p>a. 2023年度以降の医学部定員について、医師偏在の是正のために地域枠を活用するという観点から踏まえ、2020年11月の「医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会」において確認された方針に基づき、2036年時点での必要医師数や医師の供給推計等を用い、地域枠の設置方針を含めた医学部の臨時定員数について、2021年春までを目途に同検討会において検討し、結論を得る。</p>	<p>a. 2021年8月27日に開催された「医療従事者の需給に関する検討会 第39回医師需給分科会」において、2023年度の医学部総定員数は、2019年度の医学部総定員数を上限とするとともに、歯学部振替枠を廃止し、地域の医師確保・診療科偏在対策に有効な範囲に限って、地域枠臨時定員として認めることとされた。さらに、2024年度以降の医学部定員については、「第8次医療計画等に関する検討会」等における議論の状況を踏まえて検討する必要があるとされた。</p>
<p>32 医師の働き方改革について検討</p> <p>a. 「医師の働き方改革に関する検討会」の議論を踏まえ、長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置の義務付け等、時間外労働の上限規制に係る制度上の必要な措置を講ずるとともに、上限規制が適用される予定の2024年4月1日に向けて、医師の労働時間の短縮のための各種勤務環境改善策の推進等の総合的な取組を実施。</p> <p>b. タスク・シフティング等の勤務環境改善の先進的な取組を行う医療機関への支援を実施</p> <p>c. 医療勤務環境改善支援センターにおいて、労務管理等の専門家による医療機関の訪問支援等を実施。</p>	<p>a. 第204回国会において、勤務医の労働時間管理や健康確保措置の整備等を盛り込んだ医療法改正案を提出し、5月に成立したところ。改正法を着実に施行するため、引き続き「医師の働き方改革の推進に関する検討会」において、施行に向けた課題についての議論を行うなど、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組を実施。</p> <p>b. 地域医療介護総合確保基金区分Ⅵにより、勤務医の労働時間短縮に取り組む医療機関に対して総合的な支援を実施。</p> <p>c. 2021年度も引き続き、各都道府県が設置する医療勤務環境改善支援センターにおいて、労務管理等の専門家による医療機関への訪問支援等を実施。</p>

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23																								
<p>○第3期医療費適正化計画における各都道府県の医療費目標及び適正化指標【2023年度における各都道府県での目標達成】 ※医療費適正化計画の見直しを踏まえたKPIに今後修正 ⇒現時点で記載できるデータ無し。</p> <p>○年齢調整後の一人当たり医療費の地域差【2023年度時点での半減を目指して年々縮小】 ※医療費適正化計画の見直しを踏まえたKPIに今後修正 ⇒0.077(0.076、0.073) (2019年(2018年、2016年))</p> <p>○年齢調整後の要介護度別認定率の地域差【2020年度末までに縮減】⇒</p> <table border="1"> <tr> <td>合計</td> <td>6.1%</td> <td>(6.3%, 7.8%)</td> </tr> <tr> <td>要支援1</td> <td>25.0%</td> <td>(22.3%, 24.3%)</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>15.9%</td> <td>(16.4%, 15.1%)</td> </tr> <tr> <td>要介護1</td> <td>8.5%</td> <td>(7.8%, 7.5%)</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>8.4%</td> <td>(8.1%, 8.0%)</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>8.3%</td> <td>(8.3%, 9.2%)</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>9.1%</td> <td>(9.8%, 9.8%)</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>10.0%</td> <td>(10.9%, 12.1%)</td> </tr> </table> <p>(2019年度(2018年度,2016年度))</p>	合計	6.1%	(6.3%, 7.8%)	要支援1	25.0%	(22.3%, 24.3%)	要支援2	15.9%	(16.4%, 15.1%)	要介護1	8.5%	(7.8%, 7.5%)	要介護2	8.4%	(8.1%, 8.0%)	要介護3	8.3%	(8.3%, 9.2%)	要介護4	9.1%	(9.8%, 9.8%)	要介護5	10.0%	(10.9%, 12.1%)	<p>○後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者【2023年度までに100%】 (実施保険者数/全保険者数。保険者データヘルス全数調査(回答率96.6%)) ⇒36.1% (29.0%、17.7%) (2020年(2019年、2017年))</p> <p>○重複・頻回受診、重複投薬の防止等の医療費適正化の取組を実施する保険者【2023年度までに100%】 (実施保険者数/全保険者数。保険者データヘルス全数調査(回答率96.6%)) ⇒56.3% (51.9%、40.8%) (2020年(2019年、2017年))</p> <p>○認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)するとともに、地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した上で、介護給付費適正化の取組を実施した保険者【2020年度末までに100%】(実施保険者数/全保険者数。保険者機能強化推進交付金等の評価指標に係る実施状況として把握) ⇒92.6% (75.9%) (2019年(2018年))</p> <p>○国保連合会と協働・連携して医療費適正化の観点からレセプトデータ等の分析等を行っている都道府県。 【2025年度までに50%】 ⇒現時点で記載できるデータ無し。</p>	<p>33. 地域の実情を踏まえた取組の推進</p> <p>i. 地域別の取組や成果について進捗管理・見える化を行うとともに、進捗の遅れている地域の要因を分析し、保険者機能の一層の強化を含め、さらなる対応の検討</p> <p>a. 各都道府県において、第3期医療費適正化計画(2018年度から2023年度まで)に基づき、医療費適正化の取組を推進するとともに、国から示した医療費適正化計画のPDCAに関する様式をもとに、各都道府県において地域差縮減に資するよう、他県と比較した分析を行うデータセットの提供等を通じて毎年度PDCA管理を行い、その結果を都道府県HPに公表し、厚労省へ報告する。</p> <p>b. 第4期の医療費適正化計画に向けては、第3期医療費適正化計画の進捗も踏まえ、都道府県の意見を聴きながら、国と都道府県が一緒になって効果的なPDCA管理ができるよう、そのあり方等について、以下の観点も踏まえ、法制上の対応も含め、見直しに向けた検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間中の年度ごとの医療費の見込みの設定及び改訂や、各医療保険制度における保険料算定に用いる足下の医療費と医療費の見込みの照合などの毎年度のPDCA管理の在り方 ・医療費の見込みを著しく上回る場合の都道府県の対応方法の在り方 ・医療費の見込みについて、取組指標を踏まえた医療費を目標として代替可能であることを明確化 ・地域医療構想の実現(病床機能の分化及び連携の推進等)や医療の効率的な提供の推進のための目標(後発医薬品の使用割合等)など、適正な医療を地域に広げるための計画における取組内容の見直し ・適正な医療を地域に広げるために適切な課題把握と取組指標の設定や、取組指標を踏まえた医療費の目標設定を行っている先進的な都道府県の優良事例についての横展開 ・高齢者医療確保法上の都道府県の役割 <p>上記の見直しの中で、適切なKPIの設定等についても併せて検討する。</p> <p>c. 保険者協議会の機能強化を図るため、以下の観点も踏まえ、法制上の対応も含め、検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者協議会の位置づけを見直し、都道府県が中心的な役割を果たしつつ、国が支援を行うこと ・都道府県が行う都道府県計画の年度ごとの進捗や実績の評価について、保険者協議会の協力を得ながら行うこと <p>d. 後期高齢者支援金の加減算制度においては、2021年度から適用する指標について、加入者の適正服薬の取組を評価する指標を新たに追加する等の見直しを行い、引き続き、保険者インセンティブ制度を着実に実施していく。</p> <p>e. 国民健康保険の保険者努力支援制度においても、適用する指標について、引き続き地方団体と協議の上、見直しを行い、保険者インセンティブ制度を着実に実施していく。 (次頁に続く)</p>			
合計	6.1%	(6.3%, 7.8%)																											
要支援1	25.0%	(22.3%, 24.3%)																											
要支援2	15.9%	(16.4%, 15.1%)																											
要介護1	8.5%	(7.8%, 7.5%)																											
要介護2	8.4%	(8.1%, 8.0%)																											
要介護3	8.3%	(8.3%, 9.2%)																											
要介護4	9.1%	(9.8%, 9.8%)																											
要介護5	10.0%	(10.9%, 12.1%)																											

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

実施年度

2021年度

具体的取組

進捗状況

33 地域の実情を踏まえた取組の推進

i. 地域別の取組や成果について進捗管理・見える化を行うとともに、進捗の遅れている地域の要因を分析し、保険者機能の一層の強化を含め、さらなる対応の検討

a. 各都道府県において、第3期医療費適正化計画（2018年度から2023年度まで）に基づき、医療費適正化の取組を推進するとともに、国から示した医療費適正化計画のPDCAに関する様式をもとに、各都道府県において地域差縮減に資するよう、他県と比較した分析を行うデータセットの提供等を通じて毎年データ等を基に、医療費適正化の取組を推進するとともに、これまでと同様、今年度もPDCA管理を行い、その結果を都道府県HPに公表し、厚労省へ報告する。

b. 第4期の医療費適正化計画に向けては、第3期医療費適正化計画の進捗も踏まえ、都道府県の意見を聴きながら、国と都道府県が一緒になって効果的なPDCA管理ができるよう、そのあり方等について、以下の観点も踏まえ、法制上の対応も含め、見直しに向けた検討を行う。
 ・計画期間中の年度ごとの医療費の見込みの設定及び改訂や、各医療保険制度における保険料算定に用いる足下の医療費と医療費の見込みの照合などの毎年度のPDCA管理の在り方
 ・医療費の見込みを著しく上回る場合の都道府県の対応方法の在り方
 ・医療費の見込みについて、取組指標を踏まえた医療費を目標として代替可能であることを明確化
 ・地域医療構想の実現（病床機能の分化及び連携の推進等）や医療の効率的な提供の推進のための目標（後発医薬品の使用割合等）など、適正な医療を地域に広げるための計画における取組内容の見直し
 ・適正な医療を地域に広げるために適切な課題把握と取組指標の設定や、取組指標を踏まえた医療費の目標設定を行っている先進的な都道府県の優良事例についての横展開
 ・高齢者医療確保法上の都道府県の役割
 上記の見直しの中で、適切なKPIの設定等についても併せて検討する。

c. 保険者協議会の機能強化を図るため、以下の観点も踏まえ、法制上の対応も含め、検討を行う。
 ・保険者協議会の位置づけを見直し、都道府県が中心的な役割を果たしつつ、国が支援を行うこと
 ・都道府県が行う都道府県計画の年度ごとの進捗や実績の評価について、保険者協議会の協力を得ながら行うこと

d. 後期高齢者支援金の加減算制度においては、2021年度から適用する指標について、加入者の適正服薬の取組を評価する指標を新たに追加する等の見直しを行い、引き続き、保険者インセンティブ制度を着実に実施していく。

e. 国民健康保険の保険者努力支援制度においても、適用する指標について、引き続き地方団体と協議の上、見直しを行い、保険者インセンティブ制度を着実に実施していく。

a. 厚生労働省から都道府県に対し、医療費適正化の取組のPDCA管理のための様式を提供するとともに、他県と比較した分析を行うデータセットを毎年度提供。都道府県において、こうしたデータ等を基に、医療費適正化の取組を推進するとともに、これまでと同様、今年度もPDCA管理を実施し、その結果を都道府県HPに公表及び厚労省に報告。

b. c. 2024年度からはじまる第4期医療費適正化計画の策定に向けて、骨太の方針2021に基づき、医療費適正化計画の見直しを審議会で議論開始（2021年7月から）。医療費適正化の取組や保険者協議会の活用策等について、都道府県や保険者からヒアリングを実施。医療費適正化の取組のエビデンスを整備中。
 ー 後発医薬品の差額通知について、保険者毎の取組の有無が保険者毎の後発医薬品の使用割合にどの程度寄与しているのか重回帰分析等の統計解析を実施中。
 ー 重複投薬、多剤投薬の防止などの医療費適正化効果について、先行研究のレビューを実施中。
 第4期医療費適正化計画について、2022年を目処に国において基本方針を策定し、2023年度中に都道府県において計画を策定する。

d. 後期高齢者支援金の加減算制度において、2020年度に中間見直しを行い、適正服薬の取組を評価する新たな指標の追加を行った。

e. 国民健康保険の保険者努力支援制度については、地方団体と協議を行った上で指標の見直しを行った。

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23						
<p>○第3期医療費適正化計画における各都道府県の医療費目標及び適正化指標【2023年度における各都道府県での目標達成】 ※医療費適正化計画の見直しを踏まえたKPIに今後修正 ⇒現時点で記載できるデータ無し。</p> <p>○年齢調整後の一人当たり医療費の地域差【2023年度時点での半減を目指して年々縮小】 ※医療費適正化計画の見直しを踏まえたKPIに今後修正 ⇒0.077(0.076、0.073) (2019年(2018年、2016年))</p> <p>○年齢調整後の要介護度別認定率の地域差【2020年度末までに縮減】 ⇒ 合計 6.1% (6.3%, 7.8%) 要支援1 25.0%(22.3%, 24.3%) 要支援2 15.9%(16.4%,15.1%) 要介護1 8.5% (7.8%, 7.5%) 要介護2 8.4% (8.1%, 8.0%) 要介護3 8.3% (8.3%, 9.2%) 要介護4 9.1% (9.8%, 9.8%) 要介護5 10.0%(10.9%, 12.1%) (2019年度(2018年度、2016年度))</p>	<p>○後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者【2023年度までに100%】 (実施保険者数/全保険者数。保険者データヘルス全数調査(回答率96.6%)) ⇒36.1% (29.0%、17.7%) (2020年(2019年、2017年))</p> <p>○重複・頻回受診、重複投薬の防止等の医療費適正化の取組を実施する保険者【2023年度までに100%】 (実施保険者数/全保険者数。保険者データヘルス全数調査(回答率96.6%)) ⇒56.3% (51.9%、40.8%) (2020年(2019年、2017年))</p> <p>○認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)するとともに、地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した上で、介護給付費適正化の取組を実施した保険者【2020年度末までに100%】(実施保険者数/全保険者数。保険者機能強化推進交付金等の評価指標に係る実施状況として把握) ⇒92.6% (75.9%) (2019年(2018年))</p> <p>○国保連合会と協働・連携して医療費適正化の観点からレセプトデータ等の分析等を行っている都道府県。 【2025年度までに50%】 ⇒現時点で記載できるデータ無し。</p>	<p>3 3. 地域の実情を踏まえた取組の推進（前頁より続く）</p> <p>f. 後期高齢者医療制度における一人当たり医療費の地域差縮減に寄与する都道府県及び知事の役割強化や在り方を検討。</p> <p>g. 年齢調整後の要介護度と認定率の地域差縮減に向け、引き続き、費用分析や適正化手法を普及することに加え、進捗管理の手引きを周知する。</p> <p>また、各保険者による定期的なモニタリング(点検)を行うとともに、地域差を分析した上で適正化方策の実施状況を把握し、その状況を踏まえて、都道府県が策定した介護給付費適正化計画に基づき、都道府県から市町村への必要な支援を行う。</p> <p>h. 地域包括ケア「見える化」システムに地域ごとの取組の具体的事例を掲載。</p> <p>i. 国において、介護給付費の地域差等の分析、「見える化」を引き続き推進し、地域包括ケア「見える化」システムを通じて国民に分かりやすい形で公表。</p> <p>j. 保険者機能強化推進交付金等については、取組状況の「見える化」を着実に実施する観点から、2021年度も引き続き介護給付費の適正化の取組も含めた都道府県及び市町村の指標項目ごとの得点獲得状況を一般公表するとともに、2021年度評価指標における各市町村の得点状況の分析を行う。</p> <p>k. また、2022年度評価指標については、アウトカム指標の強化や、地域差の縮減を見据えた自立支援・重度化防止・介護費用の適正化に関する市町村の取組につながる指標を評価する方向に制度を重点化・簡素化することも含め、必要な検討を行い、指標の見直しを行う。</p> <p>l. 介護給付費適正化計画の取組状況を分析するとともに、より効果の高い給付費適正化の取組について検討・周知する。</p> <p>m. 国保連合会と協働・連携して医療費適正化の観点からレセプトデータ等の分析を行っている都道府県の先進・優良事例について横展開を図る。</p> <p>n. 国保連合会及び支払基金における医療費適正化にも資する取り組みを着実に推進するための業務の在り方や位置づけについて、検討する。 《厚生労働省》</p>	→	→	→	→	→	→	→	→	→

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

実施年度

2021年度

具体的取組

進捗状況

33 地域の実情を踏まえた取組の推進

f. 後期高齢者医療制度における一人当たり医療費の地域差縮減に寄与する都道府県及び知事の役割強化や在り方を検討。

g. 年齢調整後の要介護度と認定率の地域差縮減に向け、引き続き、費用分析や適正化手法を普及することに加え、進捗管理の手引きを周知する。
また、各保険者による定期的なモニタリング（点検）を行うとともに、地域差を分析した上で適正化方策の実施状況を把握し、その状況を踏まえて、都道府県が策定した介護給付費適正化計画に基づき、都道府県から市町村への必要な支援を行う。

h. 地域包括ケア「見える化」システムに地域ごとの取組の具体的事例を掲載。

i. 国において、介護給付費の地域差等の分析、「見える化」を引き続き推進し、地域包括ケア「見える化」システムを通じて国民に分かりやすい形で公表。

j. 保険者機能強化推進交付金等については、取組状況の「見える化」を着実に実施する観点から、2021年度も引き続き介護給付費の適正化の取組も含めた都道府県及び市町村の指標項目ごとの得点獲得状況を一般公表するとともに、2021年度評価指標における各市町村の得点状況の分析を行う。

k. また、2022年度評価指標については、アウトカム指標の強化や、地域差の縮減を見据えた自立支援・重度化防止・介護費用の適正化に関する市町村の取組につながる指標を評価する方向に制度を重点化・簡素化することも含め、必要な検討を行い、指標の見直しを行う。

l. 介護給付費適正化計画の取組状況を分析するとともに、より効果の高い給付費適正化の取組について検討・周知する。

m. 国保連合会と協働・連携して医療費適正化の観点からレセプトデータ等の分析を行っている都道府県の先進・優良事例について横展開を図る。

n. 国保連合会及び支払基金における医療費適正化にも資する取り組みを着実に推進するための業務の在り方や位置づけについて、検討する。

f. 骨太の方針2021で「中長期的課題として、都道府県のガバナンスを強化する観点から、現在広域連合による事務処理が行われている後期高齢者医療制度の在り方（中略）の検討を深める」とされたところ。地方公共団体の意見を十分に踏まえながら、引き続き検討。

g. 都道府県担当職員に対して、2021年8月に地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域差分析についての研修を行うとともに、進捗管理の手引きについて周知。また、保険者による介護給付費適正化事業の実施状況を調査し、その結果も踏まえ、地方厚生局による都道府県へのヒアリングを実施予定。

h. 保険者における医療・介護連携等に関する取組事例を収集し、システム上での好事例の掲載を拡充。

i. 介護給付費の地域差分析に資する指標（年齢調整後一人当たり介護給付費、年齢調整後要介護認定率等）を地域包括ケア「見える化」システムにおいて、国民に分かりやすい形で公表。

j. 2021年度の都道府県及び市町村の指標項目ごとの得点獲得状況の一般公表に向けて、各都道府県及び市町村から報告のあった内容を集計中。

k. 2022年度評価指標については、アウトカム指標の強化や、地域差の縮減を見据えた自立支援・重度化防止・介護費用の適正化に関する市町村の取組につながる指標を評価する方向に制度を重点化・簡素化する方向で指標を見直し、2021年8月に発出。

l. 保険者による介護給付費適正化事業の実施状況を調査するとともに、事業の実施率向上や、より効果の高い給付費適正化の取組について引き続き検討。

m. 医療費適正化の観点から、国保連合会と協働・連携してレセプトデータ等の分析を行っている都道府県の先進・優良事例については、2021年度中に調査を実施する予定。

n. 国保連合会におけるデータ活用が円滑に行われるよう、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）により国民健康保険法を改正し、国保連合会が保険者に対してレセプト・特定健診等の情報の提供を求めることができる法令上の根拠を創設した。また、支払基金においては、データヘルスに関する保険者等関係者との積極的な意見交換により、ニーズに応じた戦略的なデータヘルス業務を行うよう専任組織を設置した。

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○法定外繰入等を行っている市町村数【2023年度までに100市町村】【2026年度までに50市町村】⇒321市町村（355市町村）（2019年、（2018年））</p>	<p>○法定外繰入等の額【2018年度決算（1,258億）より減少】⇒1,100億円（1,261億円、2,516億円）（2019年、（2018年、2016年））</p> <p>○保険料水準の統一に向けて市町村と議論を開始している都道府県【2021年度までに100%】（実施都道府県数/47都道府県。厚生労働省より各都道府県に調査）⇒100%（2021年度）</p> <p>○保険料水準の統一の目標年度を定めている都道府県【2023年度までに60%】（実施都道府県数/47都道府県。厚生労働省より各都道府県に調査）⇒38.3%（14.9%）（2020年度、（2017年度））</p>	<p>33. 地域の実情を踏まえた取組の推進</p> <p>ii. 国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進（法定外繰入の解消等）</p> <p>a. 法定外繰入等の解消期限や公費の活用等解消に向けた実効的・具体的手段が盛り込まれた計画の策定・実行を推進する。 国保都道府県単位化後の法定外繰入等の状況を踏まえつつ、法定外繰入等を解消する観点から、法定外繰入等が生じる要因の分析を市町村単位で行い法定外繰入等の額と併せて公表する。また、赤字発生の要因ごとに効果的な取組を分析し、特に解消が遅れている市町村を中心に、その要因に応じて個別に展開を図るとともに、国と地方団体との議論の場を継続的に開催して協議し、その結果に基づき、より実効性のある更なる措置を進める。</p> <p>b. 都道府県内保険料水準の統一に向けて、2020年度の納付金等算定ガイドラインや国保運営方針策定要領の見直しを踏まえた、各都道府県の取組状況の把握・分析を行う。その内容を踏まえ、戦略的な情報発信などにより、公費活用を含めた法定外繰入等の解消など、様々な課題がある中で市町村と議論を深め着実に統一に向けて取り組む都道府県の先進・優良事例の横展開を図る。</p> <p>c. 国保について、以下の観点から、地方団体等と協議し、その結果に基づき、より実行性のある更なる措置を検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定外繰入等の解消及び保険料水準の統一に関する事項についての国保運営方針の記載事項への位置づけ ・国保制度の財政均衡を図るための在り方 ・医療費適正化を推進するための国保運営方針の記載事項の在り方 <p>《厚生労働省》</p>			
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>33. 地域の実情を踏まえた取組の推進</p> <p>iii. 高齢者の医療の確保に関する法律第14条に基づく地域独自の診療報酬について在り方を検討</p> <p>a. 各都道府県において、第3期医療費適正化計画に基づき、医療費適正化の取組を推進するとともに、毎年度P D C A管理を実施し、国において、高齢者の医療の確保に関する法律第14条に基づく地域独自の診療報酬について、都道府県の意向を踏まえつつ、その判断に資する具体的な活用策を検討し、提示。 《厚生労働省》</p>			
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>34. 多剤投与の適正化</p> <p>i. レセプト情報を活用し、医師や薬剤師が投薬履歴等を閲覧できる仕組みの構築</p> <p>a. レセプト情報を活用し、医師や薬剤師が投薬履歴等を閲覧できるシステム（本人のマイナポータルでの閲覧を含む）を稼働し、2021年10月からデータ提供を開始。《厚生労働省》</p>			

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

実施年度

2021年度

具体的取組

進捗状況

33 地域の実情を踏まえた取組の推進

- ii. 国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進（法定外繰入の解消等）
- a. 法定外繰入等の解消期限や公費の活用等解消に向けた実効的・具体的な手段が盛り込まれた計画の策定・実行を推進する。
国保都道府県単位化後の法定外繰入等の状況を踏まえつつ、法定外繰入等を解消する観点から、法定外繰入等が生じる要因の分析を市町村単位で行い法定外繰入等の額と併せて公表する。また、赤字発生の変因ごとに効果的な取組を分析し、特に解消が遅れている市町村を中心に、その変因に応じて個別に展開を図るとともに、国と地方団体との議論の場を継続的に開催して協議し、その結果に基づき、より実効性のある更なる措置を進める。
- b. 都道府県内保険料水準の統一に向けて、令和2年度の納付金等算定ガイドラインや国保運営方針策定要領の見直しを踏まえた、各都道府県の取組状況の把握・分析を行う。その内容を踏まえ、戦略的な情報発信などにより、公費活用を含めた法定外繰入等の解消など、様々な課題がある中で市町村と議論を深め着実に統一に向けて取り組む都道府県の先進・優良事例の横展開を図る。
- c. 国保について、以下の観点から、地方団体等と協議し、その結果に基づき、より実行性のある更なる措置を検討。
・法定外繰入等の解消及び保険料水準の統一に関する事項についての国保運営方針の記載事項への位置づけ
・国保制度の財政均衡を図るための在り方
・医療費適正化を推進するための国保運営方針の記載事項の在り方

- a. 各都道府県、市町村において、法定外繰入等の変因や額解消に向けた実効的・具体的な手段等が盛り込まれた、赤字削減・解消計画の策定・公表。さらに国の要請に基づき計画に解消期限を明記し、都道府県ごとの設定状況を比較できる形で、国において公表。
また、全都道府県に個別ヒアリングを実施するとともに、効果的な取組事例について横展開を実施した。
さらに、地方団体と協議の上で、令和4年度保険者努力支援制度の都道府県指標において、法定外繰入の解消期間が長期の市町村の割合が一定以上である都道府県に対し、マイナス点を導入
- b. 各都道府県の2021年度からの国保運営方針について、保険料水準の統一に向けた取組状況の把握・分析を行い、とりまとめて見える化を行った。また、各都道府県に個別ヒアリングを実施し、統一に向けた議論の進め方の好事例の横展開を実施した。
- c. 地方団体等と協議の上、2021年に国民健康保険法を改正し、財政均衡を図るために必要な措置や保険料水準の統一に関する事項について、都道府県国保運営方針の記載事項に位置づけた。

33 地域の実情を踏まえた取組の推進

- iii. 高齢者の医療の確保に関する法律第14条に基づく地域独自の診療報酬について在り方を検討
- a. 各都道府県において、第3期医療費適正化計画に基づき、医療費適正化の取組を推進するとともに、毎年度PDCA管理を実施し、国において、高齢者の医療の確保に関する法律第14条に基づく地域独自の診療報酬について、都道府県の意向を踏まえつつ、その判断に資する具体的な活用策を検討し、提示。

- a. 都道府県において、データセットやPDCA管理様式等を基に、第3期医療費適正化計画（2018年度から2023年度まで）に基づき医療費適正化の取組を推進するとともに、毎年度PDCA管理を実施しその結果を都道府県HPに公表及び厚労省に報告。地域別診療報酬については、2017年の社会保障審議会医療保険部会において議論が行われ、厚生労働省から都道府県に基本的な考え方を提示（2018年3月）。都道府県の意向を踏まえつつ、検討。

34 多剤投与の適正化

- i. レセプト情報を活用し、医師や薬剤師が投薬履歴等を閲覧できる仕組みの構築
- a. レセプト情報を活用し、医師や薬剤師が投薬履歴等を閲覧できるシステム（本人のマイナポータルでの閲覧を含む）を稼働し、2021年10月からデータ提供を開始。

- a. マイナポータルや医療機関・薬局における薬剤情報の閲覧を2021年10月から開始した。

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
—	—	<p>34. 多剤投与の適正化 ii. 診療報酬での評価等</p> <p>a. 医師・院内薬剤師と薬局薬剤師の協働の取組による医薬品の適正使用の評価等、2020年度診療報酬改定における取組に基づき、多剤投与の適正化を推進。《厚生労働省》</p>	→		
<p>○年齢調整後の要介護度別認定率の地域差【2020年度末までに縮減】</p> <p>⇒合計 6.1% (6.3%, 7.8%)</p> <p>要支援1 25.0%(22.3%,24.3%)</p> <p>要支援2 15.9%(16.4%,15.1%)</p> <p>要介護1 8.5% (7.8%, 7.5%)</p> <p>要介護2 8.4% (8.1%, 8.0%)</p> <p>要介護3 8.3% (8.3%, 9.2%)</p> <p>要介護4 9.1% (9.8%, 9.8%)</p> <p>要介護5 10.0%(10.9%,12.1%) (2019年度(2018年度,2016年度))</p> <p>○年齢調整後の一人当たり介護費の地域差（施設/居住系/在宅/合計）【2020年度末までに縮減】</p> <p>⇒合計 5.4% (5.1%, 5.3%)</p> <p>施設 9.5% (8.8%, 8.9%)</p> <p>居住 18.2%(19.1%,21.3%)</p> <p>在宅 8.7% (8.4%, 8.5%) (2019年度(2018年度,2016年度))</p>	<p>○認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング（点検）するとともに、地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した上で、介護給付費適正化の取組を実施した保険者【2020年度末までに100%】（実施保険者数/全保険者数。保険者機能強化推進交付金等の評価指標に係る実施状況として把握）</p> <p>⇒92.6% (75.9%) (2019年 (2018年))</p>	<p>35. 介護保険制度における財政的インセンティブの評価指標による評価結果の公表及び取組状況の「見える化」や改善の推進</p> <p>a. 保険者機能強化推進交付金等については、取組状況の「見える化」を着実に実施する観点から、2021年度も引き続き介護給付費の適正化の取組も含めた都道府県及び市町村の指標項目ごとの得点獲得状況を一般公表するとともに、2021年度評価指標における各市町村の得点状況の分析を行う。</p> <p>b. また、2022年度評価指標については、アウトカム指標の強化や、地域差の縮減を見据えた自立支援・重度化防止・介護費用の適正化に関する市町村の取組につながる指標を評価する方向に制度を重点化・簡素化することも含め、必要な検討を行い、指標の見直しを行う。</p> <p>c. 年齢調整後の要介護度と認定率の地域差縮減に向け、引き続き、費用分析や適正化手法を普及することに加え、進捗管理の手引きを周知する。また、各保険者による定期的なモニタリング（点検）を行うとともに、地域差を分析した上で適正化方策の実施状況を把握し、その状況を踏まえて、都道府県が策定した介護給付費適正化計画に基づき、都道府県から市町村への必要な支援を行う。</p> <p>d. 介護給付費適正化計画の取組状況を分析するとともに、より効果の高い給付費適正化の取組について検討・周知する。《厚生労働省》</p>	→	→	→
—	—	<p>36. 第8期介護保険事業計画期間における保険者機能の強化に向けた調整交付金の新たな活用方策の運用状況の把握と第9期計画期間に向けた必要な検討</p> <p>a. 第8期介護保険事業計画期間からの保険者機能の強化に向けた調整交付金の新たな活用方策について、その実施状況を把握し、市町村における給付費適正化の取組を促す。 《厚生労働省》</p>	→		

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

実施年度

2021年度

具体的取組

進捗状況

34 多剤投与の適正化

ii. 診療報酬での評価等

a. 医師・院内薬剤師と薬局薬剤師の協働の取組による医薬品の適正使用の評価等、2020年度診療報酬改定における取組に基づき、多剤投与の適正化を推進。

a. 2020年度診療報酬改定において、薬局で患者の服薬情報を一元的に把握し、処方医に重複投薬等の解消に係る提案を行う取組みの評価として、服用薬剤調整支援料2を新設し、適切に運用した。当該評価新設の結果の検証を実施しており、2021年12月に中央社会保険医療協議会において報告した。

35 介護保険制度における財政的インセンティブの評価指標による評価結果の公表及び取組状況の「見える化」や改善の推進

a. 保険者機能強化推進交付金等については、取組状況の「見える化」を着実に実施する観点から、2021年度も引き続き介護給付費の適正化の取組も含めた都道府県及び市町村の指標として、各都道府県及び市町村から報告のあった内容を集計中。項目ごとの得点獲得状況を一般公表するとともに、2021年度評価指標における各市町村の得点状況の分析を行う

b. また、2022年度評価指標については、アウトカム指標の強化や、地域差の縮減を見据えた自立支援・重度化防止・介護費用の適正化に関する市町村の取組につながる指標を評価する方向に制度を重点化・簡素化することも含め、必要な検討を行い、指標の見直しを行う。

b. 2022年度評価指標については、アウトカム指標の強化や地域差の縮減を見据えた自立支援・重度化防止・介護費用の適正化に関する市町村の取組につながる指標を評価する方向に制度を重点化・簡素化する方向で指標を見直し、2021年8月に通知を発出。

c. 年齢調整後の要介護度と認定率の地域差縮減に向け、引き続き、費用分析や適正化手法を普及することに加え、進捗管理の手引きを周知する。また、各保険者による定期的なモニタリング（点検）を行うとともに、地域差を分析した上で適正化方策の実施状況を把握し、その状況を踏まえて、都道府県が策定した介護給付費適正化計画に基づき、都道府県から市町村への必要な支援を行う。

c. 都道府県担当職員に対して、2021年8月に地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域差分析についての研修を行うとともに、進捗管理の手引きについて周知。また、保険者による介護給付適正化事業の実施状況を調査し、その結果も踏まえ、地方厚生局による都道府県へのヒアリングを実施予定。

d. 介護給付費適正化計画の取組状況を分析するとともに、より効果の高い給付費適正化の取組について検討・周知する。

d. 保険者による介護給付適正化事業の実施状況を調査するとともに、事業の実施率向上や、より効果の高い給付費適正化の取組について引き続き検討。

36 第8期介護保険事業計画期間における保険者機能の強化に向けた調整交付金の新たな活用方策の運用状況の把握と第9期計画期間に向けた必要な検討

a. 第8期介護保険事業計画期間からの保険者機能の強化に向けた調整交付金の新たな活用方策について、その実施状況を把握し、市町村における給付費適正化の取組を促す。

a. 2021年度の調整交付金の算定において、市町村における給付費適正化の取組に係る調整交付金への反映状況を把握し、保険者の給付費適正化の取組を促進。

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○地域医療構想の2025年における医療機能別（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）の必要病床数を達成するために増減すべき病床数に対する実際に増減された病床数の割合【2025年度に100%】 （実際に増減された病床数／地域医療構想の2025年における医療機能別（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）の必要病床数を達成するために増減すべき病床数（病床機能報告））⇒具体的な工程の設定については検討中であり、指標の設定についても検討中。 ○介護療養病床の第8期計画期末までのサービス減量【2023年度末に100%】 （2021年1月から2023年度末までに廃止した介護療養病床数／2021年1月の介護療養病床数。厚生労働省「病院報告」。） ⇒21.4%減（0%）（2021年7月（2021年1月））</p>	<p>○公立病院改革プランまたは公的医療機関等2025プラン対象病院で、再検証要請対象医療機関とされた医療施設のうち、地域医療構想調整会議において具体的方針について再度合意に至った医療施設の病床の割合【2020年度冬の感染状況を見ながら、具体的な工程の設定について検討することとしており、その結果を踏まえて指標を改めて設定】⇒具体的な工程の設定については検討中であり、指標の設定についても検討中。</p> <p>○在宅患者訪問診療件数【2017年医療施設調査からの増加】 ⇒1,228,040件(1,072,285件)(2017年(2014年))</p>	<p>37. 大都市や地方での医療・介護提供に係る広域化等の地域間連携の促進</p> <p>a. 今般の新型コロナウイルス感染症対応で得られた知見（医療機関の対応状況等に関するデータ分析を含む。）を踏まえ、今後の新興感染症等の感染拡大時に必要な対策（医療機関・病床等の確保、マンパワーの確保等）が機動的に講じられるよう、新興感染症等対応を「医療計画」の記載事項として位置付けるための法制上の措置を講じる（第8次医療計画～）。</p> <p>b. これを前提に、中長期的な人口構造の変化に対応するための地域医療構想については、その基本的な枠組み（病床必要量の推計など）を維持しつつ、着実に取組を進めていく。 各地域における検討状況を適時・適切に把握しつつ、自主的に検討・取組を進めている医療機関や地域については、その検討・取組を「重点支援区域」や「病床機能再編支援制度」等により支援するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応状況に配慮しつつ、各地域において地域医療構想調整会議を主催する都道府県等とも協議を行い、2020年度冬の感染状況を見ながら、以下の取組に関する具体的な工程の設定について検討する。その際、2025年以降も継続する人口構造の変化を見据えつつ、段階的に取組を進めていく必要がある中、その一里塚として、2023年度に各都道府県において第8次医療計画（2024年度～2029年度）の策定作業が進められることから、2022年度中を中途に地域の議論が進められていることが重要となることに留意が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再検証対象医療機関における具体的対応方針の再検証 民間医療機関も含めた再検証対象医療機関以外の医療機関における対応方針の策定（策定済の場合、必要に応じた見直しの検討） <p>c. 都道府県が運営する地域医療構想調整会議における協議の促進を図る環境整備として、広く地域の医療関係者等が地域医療構想の実現に向けて取り組むことができるよう、議論の促進に必要と考えられる情報・データの利活用の在り方、地域医療構想調整会議における議論の状況の「見える化」やフォローアップの在り方等について、法制上の位置付けも含め、自治体と丁寧に検討の上、地域医療構想を着実に進めるために必要な措置を講ずる。</p> <p>d. 第8次医療計画における記載事項追加（新興感染症等対応）等に向けて、「基本方針」や「医療計画作成指針」の見直しを行う。</p> <p>e. 地域医療構想の議論の進捗状況を踏まえつつ、各都道府県において、第8次医療計画を策定する。 <厚生労働省></p>			
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>38. 診療報酬や介護報酬において、アウトカムに基づく支払いの導入等の推進</p> <p>a. 2018年度診療報酬改定の影響の検証結果を踏まえて実施した、2020年度診療報酬改定におけるアウトカム指標の見直し等に基づき、取組を推進。医療の質の向上と標準化に向け、データ分析を踏まえたDPC制度の効果的な運用を進めていく。</p> <p>b. 2018年度介護報酬改定で創設したADLの改善等のアウトカムを評価する加算等に関する検証結果等を踏まえ、2021年度介護報酬改定に向けた関係審議会等における検討結果に基づき、取組を推進。</p> <p>c. 介護事業所・施設の経営実態等を適切に把握できるよう、介護報酬改定において参照される経営概況調査等の実施に向けて、介護事業所・施設ごとの正確な収益状況を把握するため、調査・集計方法等の見直しや有効回答率の向上を通じて、より適切な実態把握のための方策を検討</p> <p>d. 検証を通じて、より効果的な加算の在り方や経営実態の把握の在り方に関して、2024年度介護報酬改定に向けて必要な対応を検討。<厚生労働省></p>			

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

実施年度

2021年度

具体的取組

進捗状況

37 大都市や地方での医療・介護提供に係る広域化等の地域間連携の促進

- a. 今般の新型コロナウイルス感染症対応で得られた知見（医療機関の対応状況等に関するデータ分析を含む。）を踏まえ、今後の新興感染症等の感染拡大時に必要な対策（医療機関・病床等の確保、マンパワーの確保等）が機動的に講じられるよう、新興感染症等対応を「医療計画」の記載事項として位置付けるための法制上の措置を講じる（第8次医療計画～）。
- b. これを前提に、中長期的な人口構造の変化に対応するための地域医療構想については、その基本的な枠組み（病床必要量の推計など）を維持しつつ、着実に取組を進めていく。各地域における検討状況を適時・適切に把握しつつ、自主的に検討・取組を進めている医療機関や地域については、その検討・取組を「重点支援区域」や「病床機能再編支援制度」等により支援するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応状況に配慮しつつ、各地域において地域医療構想調整会議を主催する都道府県等とも協議を行い、2020年度冬の感染状況を見ながら、以下の取組に関する具体的な工程の設定について検討する。その際、2025年以降も継続する人口構造の変化を見据えつつ、段階的に取組を進めていく必要がある中、その一里塚として、2023年度に各都道府県において第8次医療計画（2024年度～2029年度）の策定作業が進められることから、2022年度中を目的に地域の議論が進められていることが重要となることに留意が必要である。
- ・ 再検証対象医療機関における具体的対応方針の再検証
 - ・ 民間医療機関も含めた再検証対象医療機関以外の医療機関における対応方針の策定（策定済の場合、必要に応じた見直しの検討）
- c. 都道府県が運営する地域医療構想調整会議における協議の促進を図る環境整備として、広く地域の医療関係者等が地域医療構想の実現に向けて取り組むことができるよう、議論の促進に必要と考えられる情報・データの利活用（の在り方や地域医療構想調整会議等における議論の状況の「見える化」やフォローアップの在り方については、2021年9月に、事務連絡を発出し、地域医療構想調整会議等における議論の促進の方策や議論の状況を含め、都道府県に対し地域医療構想の進捗状況についての調査を実施した。）
- d. 第8次医療計画における記載事項追加（新興感染症等対応）等に向けて、「基本方針」や「医療計画作成指針」の見直しを行う。
- e. 地域医療構想の議論の進捗状況を踏まえつつ、各都道府県において、第8次医療計画を策定する。
- a. 2021年通常国会において、医療法を改正し、新興感染症等対応を「医療計画」の記載事項として位置付けた。
- b. 2021年9・10月に、都道府県に対し地域医療構想の進捗状況について調査を実施併せて、重点支援区域や病床機能再編支援制度による支援を引き続き、実施しており、2021年度分について、申請受付中。地域医療構想の進め方については、新型コロナウイルス感染症への対応状況に配慮しつつ、検討中。
- d・e. 2021年6月に、「第8次医療計画等に関する検討会」を開催。本検討会において引き続き議論を行い、2022年度中に国において、医療計画の「基本方針」、「医療計画作成指針」を作成。これを踏まえ、2023年度中に都道府県において、第8次医療計画を策定。

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

実施年度	
2021年度	
具体的取組	進捗状況
<p>38 診療報酬や介護報酬において、アウトカムに基づく支払いの導入等の推進</p> <p>a. 2018年度診療報酬改定の影響の検証結果を踏まえて実施した、2020年度診療報酬改定におけるアウトカム指標の見直し等に基づき、取組を推進。医療の質の向上と標準化に向け、データ分析を踏まえたDPC制度の効果的な運用を進めていく。</p> <p>b. 2018年度介護報酬改定で創設したADLの改善等のアウトカムを評価する加算等に関する検証結果等を踏まえ、2021年度介護報酬改定に向けた関係審議会等における検討結果に基づき、取組を推進。</p> <p>c. 介護事業所・施設の経営実態等を適切に把握できるよう、介護報酬改定において参照される経営概況調査等の実施に向けて、介護事業所・施設ごとの正確な収益状況を把握するため、調査・集計方法等の見直しや有効回答率の向上を通じて、より適切な実態把握のための方策を検討</p>	<p>a. 2020年度診療報酬改定において、回復期リハビリテーション病棟入院料についてリハビリテーションの実績を適切に反映する観点から、実績指数等に係る要件を見直し適切に運用した。2020年度診療報酬改定の影響については、入院医療等における実態調査を実施しており、2021年10月に中央社会保険医療協議会において報告した。またDPC制度については、2020年度診療報酬改定において、診療実績データ等を踏まえて診断群分類点数表を見直し、当該制度について適切に運用した。2020年度診療報酬改定の影響については、診療実績データを踏まえた分析を実施しており、2021年10月に中央社会保険医療協議会において報告した。</p> <p>b. アウトカム評価の充実に向けて、2021年度介護報酬改定において、 ・ADL維持等加算について、特養等に対象サービスを拡大するとともに、検証結果等に基づき、単位数の充実やADLを良好に維持・改善する事業者を高く評価する区分を創設 ・これまでプロセスを評価していた加算（褥瘡マネジメント加算や排せつ支援加算）について、アウトカムを評価する区分を創設するとともに、統一的な評価が可能になるような定義や評価指標を設定。 2021年度より、事業者がアウトカムの改善が見込まれる高齢者を選別する等（クリームスキミング）によって利用者のサービス利用に支障が出るなどの弊害が生じていないか等について、調査研究事業を実施。</p> <p>c. 2022年5月の介護事業経営概況調査の実施に向けて、2021年度の調査研究事業において、特別収益の財源及び使途等に係るアンケートを実施し、次期調査計画の検討につなげる予定。 なお、当該事業において、正確性の観点からの調査・集計方法等の見直し及び有効回答率の向上のための記入者負担の見直しについて調査・検討し、2021年度中に取りまとめる予定。</p>

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>39. データヘルス改革の推進 i. 被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認を導入</p> <p>a. オンライン資格確認システムについて稼働状況を検証する。 《厚生労働省》</p>	→		
<p>○全国の医療機関等において保健医療情報を確認した件数 【確認できる項目については健康・医療・介護情報利活用検討会等での議論を経て決定する予定であり、その結果を踏まえて指標を設定】⇒2021年10月から本格運用を開始（件数の集計結果は今後の医療保険部会等で公表）</p> <p>○NDB、介護DBの利活用による研究開発の件数【運用開始後（2020年度以降）利用件数増加】⇒NDB利用件数 267件（260件） 介護DB利用件数 3件（10件）（2020年度（2019年度））</p> <p>○オープンデータの充実化【集計項目数増加】⇒集計項目数 271項目（149項目）（2021年度（2020年度））</p>	<p>○全国の医療機関等において確認できる保健医療情報のデータ項目数 【確認できる項目については健康・医療・介護情報利活用検討会等での議論を経て決定する予定であり、その結果を踏まえて指標を設定】⇒2項目（特定健診情報、薬剤情報）</p> <p>○NDB、介護DBと連結解析できる情報データベースの拡大【法的・技術的課題が解決したものから順次対応】⇒2022年4月より患者居住地情報、所得階層情報の収載・提供の開始予定。2022年4月よりDPC DBとNDB・介護DBとの連結開始予定。</p>	<p>39. データヘルス改革の推進 ii. 「保健医療データプラットフォーム」の2020年度本格運用開始</p> <p>a. 2019年9月にデータヘルス改革推進本部において策定した2025年度までの工程表に沿って、着実に取組を推進。</p> <p>b. レセプトに基づく薬剤情報及び特定健診情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みについて薬剤情報は2021年10月から稼働。</p> <p>c. レセプトに基づく手術等のデータ項目を全国の医療機関等で確認できる仕組みについて、稼働。医療機関等において保健医療情報を確認する取組を通じて、通常時や救急・災害時であっても、より適切で迅速な診断や検査、治療等を受けることを可能にするとともに、電子カルテ情報及び交換方式の標準化について検討を進める。</p> <p>d. NDB、介護DBについて、生活保護受給者に係るデータの連結解析や、保健医療分野の他の公的データベースとの連結解析が可能となるよう検討し、連結解析のニーズ、有用性が認められ、かつ、法的・技術的課題が解決したものから対応する。NDBについては、研究者等へのデータ提供を開始して約10年が経過し、2019年の健康保険法等の改正により民間事業者も含めた第三者提供を制度化したことも踏まえ、今後、行政・研究者・民間事業者等によるデータ利活用をより推進し、データの価値を国民に還元できるよう、保健医療分野のみならず、国民生活に関するデータとの連結解析についても、上記の観点と同様に検討する。</p> <p>e. DPCDBについてはNDB・介護DBとの匿名での連結解析を開始。</p> <p>※上記について取組を進める中で、進捗状況・課題等を分析し、対応を更に適切に進めるためのK P I の設定等について検討する。《厚生労働省》</p>	→	→	→

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>39 データヘルス改革の推進</p> <p>i. 被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認を導入 a. オンライン資格確認システムについて稼働状況を検証する。</p>	<p>a. オンライン資格確認等システムについて、本年10月20日から本格運用を開始した顔認証付きカードリーダーの申込数は56.3%、院内システムの改修など準備が完了している施設数は10.6%（11月14日時点）。半導体不足によるパソコン・ルーターの不足やシステム事業者の人員不足等が原因。 今後、医療機関等に対してはオンライン資格確認のメリットを周知。パソコン・ルーターの不足については、メーカーへの働きかけやメーカーとシステム事業者のマッチング支援等を実施。システム事業者の人員不足等については、作業工程短縮の支援等を実施。</p>
<p>39 データヘルス改革の推進</p> <p>ii. 「保健医療データプラットフォーム」の2020年度本格運用開始 a. 2019年9月にデータヘルス改革推進本部において策定した2025年度までの工程表に沿って、着実に取組を推進。 b. レセプトに基づく薬剤情報及び特定健診情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みについて薬剤情報は2021年10月から稼働。 c. レセプトに基づく手術等のデータ項目を全国の医療機関等で確認できる仕組みについて稼働。医療機関等において保健医療情報を確認する取組を通じて、通常時や救急・災害時であっても、より適切で迅速な診断や検査、治療等を受けることを可能にするるとともに、電子カルテ情報及び交換方式の標準化について検討を進める。 d. NDB、介護DBについて、生活保護受給者に係るデータの連結解析や、保健医療分野の他の公的データベースとの連結解析が可能となるよう検討し、連結解析のニーズ、有用性が認められ、かつ、法的・技術的課題が解決したものから対応する。NDBについては、研究者等へのデータ提供を開始して約10年が経過し、2019年の健康保険法等の改正により民間事業者も含めた第三者提供を制度化したことも踏まえ、今後、行政・研究者・民間事業者等によるデータ利活用をより推進し、データの価値を国民に還元できるよう、保健医療分野のみならず、国民生活に関するデータとの連結解析についても、上記の観点と同様に検討する。</p> <p>※上記について取組を進める中で、進捗状況・課題等を分析し、対応を更に適切に進めるためのKPIの設定等について検討する。</p>	<p>a. データヘルス改革推進本部において策定した2025年度までの工程表に沿って、着実に取組を推進。 b. 医療機関・薬局での薬剤情報及び特定健診等情報の閲覧を2021年10月から開始した。 c. 手術等のデータ項目を確認できる仕組みを2022年夏を目途に稼働させるため、システム改修を行っている。電子カルテ情報及び交換方式の標準化については、HL7 FHIRの規格を用いた仕組みを導入する予定。現在は、医療現場の有用性を考慮し、まずは、診療情報提供書やキー画像等を含む退院時サマリーをはじめとした4文書情報について標準化に向けた取組を優先的に進めている。 d. 【NDBについて】 ・利用件数について増加傾向（2020年度：267件）。年間約660億件のレセプトを提供。来年度からクラウド化し、抽出の処理スピードを向上させ、提供までの期間を短縮させる。 ・患者居住地・所得階層情報についてNDBに収載し研究者に提供することについて本年7月の審議会です承。来年4月から収集・提供できるよう、システム改修を実施。 ・生活保護受給者の医療扶助レセプト研究者に提供することについて本年7月の審議会です承。11月18日開催予定の「医療扶助検討会」に報告した後、提供を開始。医療扶助のレセプトと医療保険のレセプトと連結できる仕組みを創設。 ※本年6月成立の改正法により共通の識別子を付記するようにした。 ・他の公的データベースとの連結 介護DBとの連結は昨年より運用開始。DPCDBとの連結は来年4月から開始。難病DB・小慢DBとの連結は、本年7月に関係審議会において意見書がとりまとめられ、現在、法制化に向けて検討中</p>

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○コンピュータで審査完了するレセプトの割合 【システム刷新（2021年内）後2年以内に9割程度】 ⇒8割（2021年9月）</p> <p>○既存の支部設定コンピュータチェックルールの移行・廃止 【新システム稼働時までに集約完了】 ⇒集約完了（2021年9月）</p>	<p>○「審査支払機関改革における今後の取組」等に掲げられた改革項目の進捗状況【各年度時点での十分な進捗を実現】 ⇒支払基金において、2021年9月より審査支払新システムを稼働。</p>	<p>39. データヘルス改革の推進 iii. 医療保険の支払審査機関について、「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」等に掲げられた改革項目の着実な推進</p> <p>a. 2020年3月の「審査支払機関改革における今後の取組」等に基づき、審査支払システムや業務を整合的かつ効率的に機能させる等の改革を着実に進める。</p> <p>〈厚生労働省〉</p>			
<p>○6領域における、AI技術の製品化等、現場での実用化に至った領域数【2020年度末までに1領域】 ⇒2領域（2020年）</p>	<p>○6つの重点領域（ゲノム医療、画像診断支援、診断・治療支援、医薬品開発、介護・認知症、手術支援）のうち、AIの構築に必要なデータベースを構築した領域数 【2020年度末までに6領域】 ⇒6領域（2020年）</p>	<p>39. データヘルス改革の推進 iv. AIの実装に向けた取組の推進</p> <p>a. 重点6領域を中心に必要な研究事業等を実施し、AI開発を加速化するとともに、AI開発に必要な医用画像のデータベースを構築。</p> <p>b. 2020年6月にとりまとめたロードブロック（開発の障壁）解消に向けた工程表、AIの開発・利活用が期待できる領域の俯瞰図に基づく工程表に基づきAIの研究開発、社会実装を推進。</p> <p>〈厚生労働省〉</p>			
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>39. データヘルス改革の推進 v. ケアの内容等のデータを収集・分析するデータベースの構築</p> <p>a. VISITやCHASEを活用し、自立支援・重度化防止等に資する介護の普及に向けたデータの収集・分析を実施。</p> <p>b. データの収集・活用とPDCAサイクルに沿った取組について、2021年度介護報酬改定に向けた関係審議会等における検討結果に基づき、取組を推進。</p> <p>c. データの分析結果を踏まえ、2024年度介護報酬改定に向けて必要な対応を検討。</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>39 データヘルス改革の推進</p> <p>iii. 医療保険の支払審査機関について、「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」等に掲げられた改革項目の着実な推進</p> <p>a. 2020年3月の「審査支払機関改革における今後の取組」等に基づき、審査支払システムや業務を統合的かつ効率的に機能させる等の改革を着実に進める。</p>	<p>a. 審査支払システムや業務を統合的かつ効率的に機能させる等の改革を着実に進めるため、2021年3月に「審査支払機能の在り方に関する検討会」において工程表を策定。支払基金においては、2021年9月に、AIを活用したレセプト振分機能や、審査結果の差異の見える化に向けた自動レポート機能を実装した審査支払新システムを稼働</p>
<p>39 データヘルス改革の推進</p> <p>v. ケアの内容等のデータを収集・分析するデータベースの構築</p> <p>a. VISITやCHASEを活用し、自立支援・重度化防止等に資する介護の普及に向けたデータの収集・分析を実施。</p> <p>b. データの収集・活用とPDCAサイクルに沿った取組について、2021年度介護報酬改定に向けた関係審議会等における検討結果に基づき、取組を推進。</p>	<p>a. b. VISIT・CHASEについては、2021年度より、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、LIFE（科学的介護情報システム）として一体的に運用。2021年度介護報酬改定においては、介護事業者がLIFEを活用し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該システムに高齢者の状態・ケアの内容等の情報を提出するとともに、 ・そのデータを解析した結果のフィードバックを受けることを通じて、 <p>PDCAサイクルの推進とケアの質の向上に向けた取組を行うことを評価する加算を創設</p> <p>2021年6月には最初のフィードバックを実施したところであり、引き続き改定後の状況を把握。</p>

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○介護労働者の平均労働時間・残業時間数【2020年度末までに縮減】 ⇒平均労働時間数：37.4時間（37.0時間、37.9時間）、平均残業時間数：1.5時間（1.7時間、2.0時間）（2020年度（2019年度、2017年度））</p> <p>○介護老人福祉施設等における介護・看護職員等の配置に係る人員ベースでの効率化【2020年度までに改善】 ⇒1.9人(2.0人、2.0人)（2019年度(2018年度、2016年度)）※介護老人福祉施設における、看護・介護職員（常勤換算）1人当たり在所者数</p>	<p>○介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを活用した実証件数【2020年度以降増加】 ⇒12件(2021年9月末までの暫定値)(7件)（2021年度(2020年度)）</p> <p>○地域医療介護総合確保基金等によるロボット・センサーの導入支援件数【2021年度までに6000件（延べ件数）】 ⇒6,831件(暫定値)(4,177件、58件)（2020年度(2019年度、2015年度)）</p> <p>○地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県版介護現場革新会議等において、介護ロボット等の活用、ICT利活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを活用する事業所数【2020年度実績から増加】 ⇒68施設(2021年10月末までの暫定値)(65施設、38施設)（2021年度(2020年度、2019年度)）</p> <p>○地域医療介護総合確保基金によるICT導入支援事業を実施する都道府県数【2021年度までに全都道府県】 ⇒47都道府県（40都道府県、15県）（2021年度（2020年度、2019年度）） ※地域医療介護総合確保基金以外の財源を活用してICT導入支援を実施している場合を含む。</p>	<p>39. データヘルス改革の推進 vi. ロボット・IoT・AI・センサーの活用</p> <p>a. 2040年に向けたロボット・AI等の実用化構想の策定の検討。 b. 介護現場と開発事業者との連携など、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築し、プラットフォームを活用した実証を実施。 c. 介護事業所の生産性を向上するため、介護ロボット導入支援事業によりロボット・センサーの導入を支援し、ロボット・センサーの活用を推進。取組の進捗状況を踏まえ、より適切な実施に向けてKPIの設定等を検討するとともに、支援策を検討。 d. 介護ロボット等の活用、ICT利活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを、地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県版介護現場革新会議等を通じて普及させ、好事例を横展開。 e. 介護ロボット、ICT等のテクノロジーの活用について、2021年度介護報酬改定に向けた関係審議会等における検討結果に基づき、取組を推進。 f. 2021年度介護報酬改定の検証を通じて、より効果的な介護ロボット、ICT等のテクノロジーの活用に関して、2024年度介護報酬改定に向けて必要な対応を検討。 g. 医療サービスの効率的な提供に向け、ロボット、AI、ICT等の活用方策について検討を進め、必要な措置を講じていく。 h. ICTを活用した医療・介護連携を推進するため、データ連携標準仕様の実装・利活用の方策等について、引き続き検討しつつ、取組みを推進。 i. 介護事業所の生産性を向上するため、ICT導入支援事業により標準仕様に基づくシステムの導入を支援するなど、ICTを活用した情報連携を推進。 j. 2019年度のタイムスタディ調査で得た一定の結論を踏まえ、2020年度中に業務負担軽減に係るガイドラインを策定し、2021年度においてガイドラインに沿った業務負担軽減の取組事例を収集。2022年度において好事例を横展開予定。《厚生労働省》</p>			
<p>○2020年度末までに研修を受けた全医療機関が、医療情報の品質管理・標準化を実施し、当該情報を利用した研究に着手【2021年度末までに延べ8機関】⇒のべ9機関（のべ4機関、のべ0機関）（2021年12月時点（2020年10月時点、2018年末時点））</p>	<p>○医療情報の品質管理・標準化について、MID-NETの経験を含む研修を受けた医療機関数【2021年度末までに延べ12機関】 ⇒のべ20機関（のべ9機関、のべ0機関）（2021年12月時点（2020年10月時点、2018年末時点））</p>	<p>40. クリニカル・イノベーション・ネットワークとPMDAの医療情報データベース（MID-NET）の連携</p> <p>a. 臨床研究中核病院の医療情報を継続的に品質管理・標準化する体制を構築し、リアルワールドデータを研究等に活用。 《厚生労働省》</p>			

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

実施年度

2021年度

具体的取組

進捗状況

39

データヘルス改革の推進

vi. ロボット・IoT・AI・センサーの活用

a. 2040年に向けたロボット・AI等の実用化構想の策定の検討。

b. 介護現場と開発事業者との連携など、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築し、プラットフォームを活用した実証を実施。

c. 介護事業所の生産性を向上するため、介護ロボット導入支援事業によりロボット・センサーの導入を支援し、ロボット・センサーの活用を推進。取組の進捗状況を踏まえ、より適切な実施に向けてKPIの設定等を検討するとともに、支援策を検討。

d. 介護ロボット等の活用、ICT利活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを、地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県版介護現場革新会議等を通じて普及させ、好事例を横展開。

e. 介護ロボット、ICT等のテクノロジーの活用について、2021年度介護報酬改定に向けた関係審議会等における検討結果に基づき、取組を推進。

g. 医療サービスの効率的な提供に向け、ロボット、AI、ICT等の活用方策について検討を進め、必要な措置を講じていく。

h. ICTを活用した医療・介護連携を推進するため、データ連携標準仕様の実装・利活用の方策等について、引き続き検討しつつ、取組を推進。

i. 介護事業所の生産性を向上するため、ICT導入支援事業により標準仕様に基づくシステムの導入を支援するなど、ICTを活用した情報連携を推進。

j. 2019年度のタイムスタディ調査で得た一定の結論を踏まえ、2020年度中に業務負担軽減に係るガイドラインを策定し、2021年度においてガイドラインに沿った業務負担軽減の取組事例を収集。2022年度において好事例を横展開予定。

a. CSTI（総合科学技術・イノベーション会議）において、重要な社会課題に対し、人々を魅了する野心的な目標（ムーンショット目標）を国が設定し、挑戦的な研究を推進するムーンショット型研究開発制度が創設。2020年7月には健康・医療戦略推進本部において健康・医療分野の目標「2040年までに、主要な疾患を予防・克服し100歳まで健康不安なく人生を楽しむためのサステナブルな医療・介護システムを実現」が決定。2021年2月には、研究推進法人であるAMED（国立研究開発法人 日本医療研究開発機構）において、プロジェクトマネージャーが採択・公表され研究開発プロジェクトが開始。

b. 2020年8月に介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築。開発企業に対し介護現場のニーズを踏まえた介護ロボットの開発を支援するための拠点であるリビングラボを持つ実証環境の提供や、介護現場での効果検証を行うために協力可能な介護施設情報の提供等を実施。2021年度はリビングラボを2箇所増設し、計8箇所を整備。

c. 2020年度第三次補正予算において、見守りセンサー・インカム・介護記録ソフト等を組み合わせ導入する場合の支援の拡充等を実施。

d. 地域医療介護総合確保基金を活用し、生産性向上に係るガイドラインに基づいて、テクノロジーの活用を含む業務効率化に取り組む施設の支援を行っており、2020年度は新たに15施設に対し支援を実施。2021年度も同基金を活用した支援体制を継続中。また、2021年度に、生産性向上に係るガイドラインの取組内容に関する全国セミナーを27回実施予定。

e. 2021年度介護報酬改定において、実証結果をふまえ夜間における見守りセンサー等の活用による夜間の人員基準の緩和、夜勤職員配置加算の緩和・新設等の措置を実施。引き続き、テクノロジーの活用による業務効率化・ケアの質の向上等に関する効果実証事業を実施。

g. 健康・医療戦略に基づく「医療機器・ヘルスケアプロジェクト」を踏まえ、AMED（日本医療研究開発機構）を通じて、AI・IoT技術やロボティクス技術等を活用し、診断・治療の高度化等に資する医療機器等に関する研究開発助成や補助を行っている。

h. 医療機関と介護事業所間における入退院時のデータ連携について、2019年度に標準仕様案を作成。また、訪問看護事業所と居宅介護事業所等のデータ連携について、2020年度に訪問看護計画書等の標準仕様案を作成し、HP上に公表。今後、仕様の周知を行うとともに、介護ソフト等のベンダーの実装状況の把握を行うなど実装に向けた取組を行う。

i. 地域医療介護総合確保基金を活用したICT導入支援事業について、2020年度当初予算及び補正予算において、補助単価の引き上げや補助対象の拡大等を実施し、2021年度も引き続き介護サービス事業所等に対するICT機器等の導入支援を実施中。

j. 2020年度に「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」の策定を行った。2021年度にガイドラインに沿った業務負担軽減の取組事例を収集予定。

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>40 クリニカル・イノベーション・ネットワークとPMDAの医療情報データベース（MID-NET）の連携</p> <p>a. 臨床研究中核病院の医療情報を継続的に品質管理・標準化する体制を構築し、リアルワールドデータを研究等に活用。</p>	<p>a. KPI第1階層については、2021年年明け以降の急激な感染拡大を受け、対面での研修の実施が困難な状況であったため、オンラインでの研修を行った（2021年度はのべ11機関）。KPI第2階層については、2020年度に研修を受けた職員が臨床研究中核病院で医療情報の品質管理・標準化を実施し、当該情報を利用した研究が開始している（2021年度はのべ5機関）。</p>

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
—	—	<p>4 1. オンラインでの服薬指導を含めた医療の充実 <オンライン診療> a. オンライン診療については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から時限的措置を実施しているところであるが、デジタル時代に合致した制度として、安全性と信頼性をベースとし、エビデンスに基づき、できるだけ早期に結論を得て、恒久化を行う。 b. オンライン診療については、「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」における、実施の際の適切なルールに関する議論を踏まえ、診療報酬について必要な見直しを検討。検討結果に基づき、必要な措置。</p> <p><オンライン服薬指導> c. オンライン服薬指導については、改正医薬品医療機器等法に基づき、一定のルールを定めたうえで、2020年9月に施行されたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた時限的措置により既に実施された実例等を踏まえた検証等を行い、できるだけ早期に結論を得て、恒久化を行う。 d. 実施の際の適切なルールに関する議論を踏まえ、診療報酬について必要な見直しを検討。検討結果に基づき、必要な措置。<厚生労働省></p>	→	→	
<p>○見直し後の臨床研修の実施を踏まえた基本的診療能力について、自信を持ってできる又はできると答えた研修医の割合【2022年度までに研修修了者の70%】（臨床研修後のアンケート調査により把握） ⇒現時点で記載できるデータなし</p>	<p>○見直し後の一貫した到達目標に基づいた臨床研修プログラム数【2023年度までに1,400件】 ⇒1,375件（1,354件）（2021年度（2020年度）） ○一貫した評価システムで評価を行った臨床研修医数【2022年度までに800人】 ⇒8,302人（2021年2月2日時点）</p>	<p>4 2. 卒前・卒後の一貫した医師養成課程の整備</p> <p>a. 卒前卒後の一貫した評価システム（E P O C等）導入。 <厚生労働省></p>		→	
<p>○総合診療専門研修を受けた専攻医数【厚生労働科学研究において2021年度まで研究を行い、将来の各診療科の必要医師数を算出することとしており、その後研究結果を踏まえて指標を設定】 ⇒現時点で記載できるデータなし</p>	<p>○総合診療専門研修プログラム数 ⇒研究結果に基づいて指標を設定する予定 ○総合診療専門研修を希望する若手医師数 ⇒研究結果に基づいて指標を設定する予定</p>	<p>4 3. 総合診療医の養成の促進</p> <p>a. 総合診療専門研修の拡充。 <厚生労働省></p>	→	→	→

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>41 オンラインでの服薬指導を含めた医療の充実</p> <p>＜オンライン診療＞</p> <p>a. オンライン診療については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から時間的措置を実施しているところであるが、デジタル時代に合致した制度として、安全性と信頼性をベースとし、エビデンスに基づき、できるだけ早期に結論を得て、恒久化を行う。</p> <p>b. オンライン診療については、「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」における、実施の際の適切なルールに関する議論を踏まえ、診療報酬について必要な見直しを検討。検討結果に基づき、必要な措置。</p> <p>＜オンライン服薬指導＞</p> <p>c. オンライン服薬指導については、改正医薬品医療機器等法に基づき、一定のルールを定め、2020年9月に施行されたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた時間的措置により既に実施された事例等を踏まえた検証等を行い、できるだけ早期に結論を得て、恒久化を行う。</p> <p>d. 実施の際の適切なルールに関する議論を踏まえ、診療報酬について必要な見直しを検討。検討結果に基づき、必要な措置。</p>	<p>a. オンライン診療の恒久化については、2021年度中の指針の改定に向けて「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」において、初診からの実施は原則、かかりつけ医による実施（かかりつけ医以外の医師が、あらかじめ診療録、診療情報提供書、地域医療ネットワーク、健康診断結果等の情報により患者の状態が把握できる場合を含む。）とし、健康な勤労世代等かかりつけ医がいない患者や、かかりつけ医がオンライン診療を行わない患者で上記の情報を有さない患者については、医師が、初回のオンライン診療に先立って、別に設定した患者本人とのオンラインでのやりとりの中でこれまでの患者の医療履歴や基礎疾患、現在の状況等につき、適切な情報が把握でき、医師・患者双方がオンラインでの診療が可能であると判断し、相互に合意した場合にはオンライン診療を認める方向で一定の要件を含む具体案を検討している。</p> <p>b. 「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」における、実施の際の適切なルールに関する議論を踏まえ、2022年度診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会において、必要な対応を検討中。</p> <p>c. オンライン服薬指導については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた時間的措置の実績等を踏まえ、医薬品医療機器等法に基づくルールの見直しについて検討しているところ。年度内にルールの見直し案について、パブリックコメントを実施し、順次関連する施行規則の公布、通知の改正を行う予定。</p> <p>d. オンライン服薬指導を実施する際の適切なルールに関する議論を踏まえ、2022年度診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会において、必要な対応を検討中。</p>
<p>42 卒前・卒後の一貫した医師養成課程の整備</p> <p>a. 卒前卒後の一貫した評価システム（EPOC等）導入。</p>	<p>a. 2021年2月2日時点で、2020年から本運用が開始されたEPOC2を導入している病院で研修を行っている研修医数は8,302人であった。</p>
<p>43 総合診療医の養成促進</p> <p>a. 総合診療専門研修の拡充。</p>	<p>a. 日本専門医機構において総合診療専門研修を実施しており、専攻医採用数は2018年度184人から2021年度206人に増加している。また、厚生労働省において、総合診療専門プログラム策定支援等を行う「専門医認定支援事業」を2021年度においても継続して実施している。</p>

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）			
		21	22	23	
<p>○看護業務の効率化に資する先進的事例を元に試行された取組事例数【2021年度までに2020年度に加えて5例】 ⇒2022年3月中に公表予定（11例）（2021年度（2020年度））</p> <p>○特定行為研修を修了し、医療機関で就業している看護師の数【2023年度までに7,000人】 ⇒2,280人（1,253人、881人）（2021年8月（2019年10月、2018年3月））</p> <p>○介護分野における書類の削減【2020年代初頭までに半減】⇒社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」の中間とりまとめ等を踏まえ、簡素化・標準化・ICT化の取組を推進。</p> <p>○介護労働者の平均労働時間・残業時間数【2020年度末までに縮減】 ⇒平均労働時間数：37.4時間（37.0時間、37.9時間）、平均残業時間数：1.5時間（1.7時間、2.0時間）（2020年度（2019年度、2017年度））</p> <p>○介護老人福祉施設等における介護・看護職員等の配置に係る人員ベースでの効率化【2020年度までに改善】⇒1.9人（2.0人、2.0人）（2019年度（2018年度、2016年度））</p> <p>※介護老人福祉施設における、看護・介護職員（常勤換算）1人当たり在所者数</p>	<p>○看護業務の効率化に資する先進的取組の公表事例数【2021年度までに25例】 ⇒2022年3月中に公表予定（10例、10例）（2021年度（2020年度、2019年度））</p> <p>○特定行為研修の指定研修機関数【2023年度までに300機関】 ⇒289機関（222機関、87機関） 2021年8月（2020年8月、2018年8月）</p> <p>○地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県版介護現場革新会議等において、介護ロボット等の活用、ICT利活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを活用する事業所数【2020年度実績から増加】 ⇒68施設（2021年10月末までの暫定値）（65施設、38施設） （2021年度（2020年度、2019年度））</p>	<p>4 4. 事業所マネジメントの改革等を推進</p> <p>i. 従事者の役割分担の見直しと効率的な配置</p> <p>a. 医師の働き方改革に関する検討会等におけるタスクシフティング等に関する検討結果に基づき、患者等の理解や負担にも配慮しつつ必要な措置。</p> <p>b. 多様な人材の活用を推進するために必要な取組を実施。</p> <p>c. 介護ロボット等の活用、ICT利活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを、地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県版介護現場革新会議等を通じて普及させ、好事例を横展開。</p> <p>d. 成果について、人員・設備基準の見直しや2024年度介護報酬改定に関する議論の際に活用。</p> <p>e. 特定行為研修制度の推進。</p> <p>f. 看護業務の効率化推進について、前年度選定された先進的取組を他施設にて試行し、そのプロセス・成果を公表することで、業務効率化を推進。</p> <p>g. 2019年度のタイムスタディ調査で得た一定の結論を踏まえ、2020年度中に業務負担軽減に係るガイドラインを策定し、2021年度においてガイドラインに沿った業務負担軽減の取組事例を収集予定。2022年度において好事例を横展開予定。 《厚生労働省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>
<p>○「介護に関する入門的研修」の実施からマッチングまでの一体的支援事業により介護施設等とマッチングした者の数【2021年度までに2018年度と比べて15%増加】 （2021年度の「介護に関する入門的研修」の実施からマッチングまでの一体的支援事業により介護施設等とマッチングした者の数/2018年度の「介護に関する入門的研修」の実施からマッチングまでの一体的支援事業により介護施設等とマッチングした者の数） ⇒488人（204人）（2019年度（2018年度））</p> <p>○保育補助者雇上強化事業により雇い上げられた人数【2021年度までに3,000人】⇒5,483人（2020年交付決定）（2,847人（2018年）307人（2016年））</p>	<p>○地域医療介護総合確保基金による介護人材の資質向上のための都道府県の取組の実施都道府県数【毎年度47都道府県】⇒47都道府県（47都道府県） （2019年度（2018年度））</p> <p>○「介護に関する入門的研修」の延べ実施回数【2021年度までに2018年度と比べて15%増加】（2021年度の「介護に関する入門的研修」の述べ実施回数/2018年度の「介護に関する入門的研修」の述べ実施回数）⇒313回（117回）（2019年度（2018年度））</p> <p>○保育補助者雇上強化事業を利用した市町村数【2021年度までに300市町村】⇒272自治体（2020年交付決定）（163自治体（2018年）34自治体（2016年））</p>	<p>4 4. 事業所マネジメントの改革等を推進</p> <p>ii. 介護助手・保育補助者など多様な人材の活用</p> <p>a. 多様な人材の活用を推進するために必要な取組を実施。 なお、2020年11月1日時点での各都道府県における今年度の介護に関する入門的研修の事業実施状況及び事業実施予定を調査することとしており、当該調査結果と同年4月1日時点での実施予定を比較し、本事業への影響を測ることとしている。 《厚生労働省》</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

実施年度

2021年度

具体的取組

進捗状況

44 事業所マネジメントの改革等を推進

- i. 従事者の役割分担の見直しと効率的な配置
- a. 医師の働き方改革に関する検討会等におけるタスクシフティング等に関する検討結果に基づき、患者等の理解や負担にも配慮しつつ必要な措置。
- b. 多様な人材の活用を推進するために必要な取組を実施。
- c. 介護ロボット等の活用、ICT活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを、地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県版介護現場革新会議等を通じて普及させ、好事例を横展開。
- e. 特定行為研修制度の推進。
- f. 看護業務の効率化推進について、前年度選定された先進的取組を他施設にて試行し、そのプロセス・成果を公表することで、業務効率化を推進。
- g. 2019年度のタイムスタディ調査で得た一定の結論を踏まえ、2020年度中に業務負担軽減に係るガイドラインを策定し、2021年度においてガイドラインに沿った業務負担軽減の取組事例を収集予定。2022年度において好事例を横展開予定。

- a. 「医師の働き方改革の推進に関する検討会」及び「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト／シェアの推進に関する検討会」において、医療専門職種がそれぞれの能力を活かし、より能動的に対応できる仕組みを整えるための具体的検討を行い、その内容を盛り込んだ関連法案を第204回通常国会に提出・成立したところ。改正法を着実に施行するため、引き続き「医師の働き方改革の推進に関する検討会」において、施行に向けた課題についての議論を行うなど、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組を実施。
- b. 多様な働き方、柔軟な勤務形態による効率的・効果的な事業運営を行うため、介護現場における多様な働き方導入モデル事業を実施している。
- c. 地域医療介護総合確保基金を活用し、生産性向上に係るガイドラインに基づいて、テクノロジーの活用を含む業務効率化に取り組む施設の支援を行っており、2020年度は新たに15施設に対し支援を実施。2021年度も同基金を活用した支援体制を継続中。また、2021年度に、生産性向上に係るガイドラインの取組内容に関する全国セミナーを27回実施予定。
- e. 2021年度においては、「看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業」、「看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業」、「看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設備事業」を継続して実施している。また、2021年度より「看護師の特定行為に係る研修機関の養给力向上支援事業」を新たに開始している。
- f. 2020年度（2021年3月）に、前年度選定された先進的取組を他施設にて試行した事例のプロセス・成果を11例分公表。2021年度も引き続き同様の取り組みを実施中（2022年3月に結果を公表予定）。

- g. 2020年度に「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」の策定を行った。2021年度にガイドラインに沿った業務負担軽減の取組事例を収集予定

44 事業所マネジメントの改革等を推進

- ii. 介護助手・保育補助者など多様な人材の活用
- a. 多様な人材の活用を推進するために必要な取組を実施。
なお、令和2年11月1日時点での各都道府県における今年度の介護に関する入門的研修の事業実施状況及び事業実施予定を調査することとしており、当該調査結果と同年4月1日時点での実施予定を比較し、本事業への影響を測ることとしている。

- a. 各都道府県に設置している地域医療介護総合確保基金を活用して、介護分野へのアクティブシニア等の参入を促すための「入門的研修」の普及や、多様な働き方、柔軟な勤務形態による効率的・効果的な事業運営を行うため、介護現場における多様な働き方導入モデル事業を実施している。

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○アンケート調査において医療従事者の勤務環境改善に「職種を問わず」または「一部職種で」取り組んでいると回答した病院の割合 【2023年度までに85%】（上記回答をした保険医療機関（病院）／同調査に回答した保険医療機関（病院）。病院の勤務環境に関するアンケート調査 回答率：19.4%）⇒73.4%（74.6%、68.0%）（2020年度（2019年度、2018年度））</p> <p>○介護分野における書類の削減 【2020年代初頭までに半減】 ⇒社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」の中間とりまとめ等を踏まえ、簡素化・標準化・ICT化の取組を推進。</p> <p>○介護労働者の平均労働時間・残業時間数 【2020年度末までに縮減】 ⇒平均労働時間数：37.4時間（37.0時間、37.9時間）、平均残業時間数：1.5時間（1.7時間、2.0時間）（2020年度（2019年度、2017年度））</p> <p>○介護老人福祉施設等における介護・看護職員等の配置に係る人員ベースでの効率化 【2020年度までに改善】 ⇒1.9人(2.0人、2.0人)（2019年度(2018年度、2016年度)） ※介護老人福祉施設における、看護・介護職員（常勤換算）1人当たり在所者数</p>	<p>○病院長に対する労務管理に関するマネジメント研修の受講者数【2021年度から2023年度の期間に延べ4,500人】 （参考）病院長に対する労務管理に関するマネジメント研修の受講者数【2020年度までに1,500人】達成済み⇒1,766人（1,512人）（2020年度（2019年度））</p> <p>○職員のキャリアアップや職場環境等の改善に取り組む介護事業所の割合【2023年度末までに85%】 （介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を算定している事業者数／全事業者数。介護給付費実態統計） （参考）職員のキャリアアップや職場環境等の改善に取り組む介護事業所の割合【2020年度末までに75%】達成済み⇒80.0%（77.6%、67.9%）（2020年度（2019年度、2017年度））</p> <p>○地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県版介護現場革新会議等において、介護ロボット等の活用、ICT利活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを活用する事業所数【2020年度実績から増加】 ⇒68施設(2021年10月末までの暫定値)(65施設、38施設)（2021年度(2020年度、2019年度)）</p> <p>（参考）介護分野における生産性向上ガイドライン活用事業所数【2019年実績から増加】達成済み⇒68施設(2021年10月末までの暫定値)(65施設、38施設)（2021年度(2020年度、2019年度)）</p>	<p>4.4. 事業所マネジメントの改革等を推進 iii. 事業所マネジメントの改革等を推進</p> <p>a. 医師の働き方改革に関する検討会等におけるタスクシフティング等に関する検討結果に基づき、患者等の理解や負担にも配慮しつつ必要な措置。</p> <p>b. 病院長に対する労務管理に関するマネジメント研修の実施等を通じて、医療機関における労務管理を担う人材を育成。</p> <p>c. 介護ロボット等の活用、ICT利活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを、地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県版介護現場革新会議等を通じて普及させ、好事例を横展開。</p> <p>d. 成果について、人員・設備基準等の見直しや2024年度介護報酬改定に関する議論の際に活用。</p> <p>e. 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会の中間とりまとめを踏まえ、ウェブ入力・電子申請、データの共有化・文書保管の電子化等について方針を得て、検討結果に応じてシステム改修等を行う。また、保険者機能強化推進交付金の活用等を通じ、自治体における書類削減の取組を推進。</p> <p>f. 検討結果に応じた対応（システム改修等） ≪厚生労働省≫</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

実施年度

2021年度

具体的取組

進捗状況

44 事業所マネジメントの改革等を推進

iii. 事業所マネジメントの改革等を推進

a. 医師の働き方改革に関する検討会等におけるタスクシフティング等に関する検討結果に基づき、患者等の理解や負担にも配慮しつつ必要な措置。

b. 病院長に対する労務管理に関するマネジメント研修の実施等を通じて、医療機関における労務管理を担う人材を育成。

c. 介護ロボット等の活用、ICT利活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを、地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県版介護現場革新会議等を通じて普及させ、好事例を横展開。

e. 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会の中間取りまとめを踏まえ、ウェブ入力・電子申請、データの共有化・文書保管の電子化等について方針を得て、検討結果に応じてシステム改修等を行う。
また、保険者機能強化推進交付金の活用等を通じ、自治体における書類削減の取組を推進。

a. 「医師の働き方改革の推進に関する検討会」及び「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト／シェアの推進に関する検討会」において、医療専門職種がそれぞれの能力を活かし、より能動的に対応できる仕組みを整えるための具体的検討を行い、その内容を盛り込んだ関連法案を第204回通常国会に提出・成立したところ。改正法を着実に施行するため、引き続き「医師の働き方改革の推進に関する検討会」において、施行に向けた課題についての議論を行うなど、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組を実施。

b. 第204回通常国会で医師の働き方改革を含む関連法案が成立。2024年度の法施行を見据え、引き続き、病院長に対する労務管理に関するマネジメント研修の実施等を通じて、医療機関における労務管理を担う人材を育成。

c. 地域医療介護総合確保基金を活用し、生産性向上に係るガイドラインに基づいて、テクノロジーの活用を含む業務効率化に取り組む施設の支援を行っており、2020年度は新たに15施設に対し支援を実施。2021年度も同基金を活用した支援体制を継続中。また、2021年度に、生産性向上に係るガイドラインの取組内容に関する全国セミナーを27回実施予定。

e. 「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会（第8回）」（2021年3月）の議論を踏まえ、2021年度内にシステム改修を実施予定。また、保険者機能強化推進交付金等において、自治体の文書負担軽減の取組を評価。

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○ 1 社会福祉法人当たりの介護サービスの事業数【2020年度末までに増加】 ⇒4.8事業(4.8事業、4.6事業) (2019年度 (2018年度、2016年度))</p> <p>○社会福祉法人数及び1 社会福祉法人当たりの職員数（常勤換算数）【見える化】 ⇒社会福祉法人数 20,972 (20,912、20,665) (2020年 (2019年、2017年)) ⇒職員数 89.03 (87.49、87.19) (2020年 (2019年、2017年))</p>	<p>○効率的な体制構築に関する先進的取組の事例数【2020年度実績から増加】 ⇒15事例(暫定値)(10事例) (2021年度 (2019年度))</p>	<p>4 4. 事業所マネジメントの改革等を推進 iv. 介護の経営の大規模化・協働化</p> <p>a. 事業者の経営の大規模化・協働化等の取組状況等を把握し、経営の大規模化・協働化を推進するための施策について、2021年度介護報酬改定に向けた関係審議会等における検討結果等も踏まえ、取組を推進。第9期介護保険事業計画期間に向けて、介護サービスの種類や地域性、経営の効率性等を考慮しつつ、組織間連携の推進等の必要な措置を講じる。</p> <p>b. 2020年度に公表した効率的な体制構築方策に関するガイドラインを周知するとともに、更なる取組の把握等を行い、推進。</p> <p>c. 「社会福祉連携推進法人」制度の円滑な施行（「地域共生社会の実現に向けた社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布（令和2年6月12日）から2年以内に政令で定める日）に向けて検討を進める。</p> <p>d. 「社会福祉連携推進法人」制度施行後に制度が活用されるような取組を推進する。 《厚生労働省》</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>
<p>—</p>	<p>令和2年度より実施する調査研究事業の研究結果を踏まえて検討 ⇒事業報告書等について、アップロードによる届出を可能とする省令改正等を2021年度内に実施予定</p>	<p>4 4. 事業所マネジメントの改革等を推進 v. 医療法人の経営状況の透明性の確保</p> <p>a. 医療法人の損益計算書等の事業報告書等について、社会福祉法人同様、アップロードによる届出・公表を可能とする仕組みを検討する。</p> <p>b. 医療法人の損益計算書等の事業報告書等をアップロードするデータベースの整備を行う。 《厚生労働省》</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>4 5. 国保の普通調整交付金について見直しを検討</p> <p>a. 普通調整交付金の配分について、所得調整機能の観点や、加入者の性・年齢で調整した標準的な医療費を基準とする観点から、引き続き地方団体等と議論を継続。《厚生労働省》</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>44 事業所マネジメントの改革等を推進 iv. 介護の経営の大規模化・協働化</p> <p>a. 事業者の経営の大規模化・協働化等の取組状況等を把握し、経営の大規模化・協働化を推進するための施策について、2021年度介護報酬改定に向けた関係審議会等における検討結果等も踏まえ、取組を推進。第9期介護保険事業計画期間に向けて、介護サービスの種類や地域性、経営の効率性等を考慮しつつ、組織間連携の推進等の必要な措置を講じる。</p> <p>b. 2020年度に公表した効率的な体制構築方策に関するガイドラインを周知するとともに、更なる取組の把握等を行い、推進。</p> <p>c. 「社会福祉連携推進法人」制度の円滑な施行（「地域共生社会の実現に向けた社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布（令和2年6月12日）から2年以内に政令で定める日）に向けて検討を進める。</p>	<p>a. 2021年度介護報酬改定において、経営の大規模化・協働化に資する措置として、特養と小多機を併設する場合等における職員の兼務の緩和等を実施。さらに、2021年度老人保健健康増進等事業において、地域の実情等を踏まえつつ、合併や事業所間連携等により、介護事業所における大規模化・協働化を図っている事例の調査など、介護経営の大規模化・協働化に関する調査研究事業を実施。当該調査研究事業の結果を踏まえつつ、施策の推進のための提言をまとめる予定。</p> <p>b. 上述の調査研究事業の結果を踏まえつつ、2020年度に公表した効率的な体制構築方策に関するガイドラインのさらなる周知を含め、必要な措置を検討。</p> <p>c. 社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会を実施し、2021年5月14日にとりまとめを公表。関係政省令・通達についてパブリックコメントに付すとともに令和3年9月27日に公布した施行期日令において、社会福祉連携推進法人制度の施行期日を令和4年4月1日とした。令和3年8月に関係動画を厚生労働省ホームページにおいて公開し、2021年9月に自治体との意見交換会を開催するなど、社会福祉連携推進法人制度の円滑な施行に向けた取組を行っている。</p>
<p>44 事業所マネジメントの改革等を推進 v. 医療法人の経営状況の透明性の確保</p> <p>a. 医療法人の損益計算書等の事業報告書等について、社会福祉法人同様、アップロードによる届出・公表を可能とする仕組みを検討する。</p>	<p>a. 事業報告書等について、アップロードによる届出を可能とする省令改正等を2021年度内に実施予定。</p>

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
—	—	<p>4 6. 科学的介護・栄養の取組の推進</p> <p>a. VISIT・CHASEを活用し、自立支援・重度化防止等に資する介護の普及に向けたデータの収集・分析を実施。</p> <p>b. データの収集・活用とPDCAサイクルに沿った取組について、2021年度介護報酬改定に向けた関係審議会等における検討結果に基づき、取組を推進。</p> <p>c. データの分析結果を踏まえ、2024年度介護報酬改定に向けて訪問系サービスや居宅サービス全体のケアマネジメントにおけるVISIT・CHASEの活用を通じた質の評価の在り方や標準的な介護サービス等について、必要な対応を検討。</p> <p>d. 2020年度に策定予定の民間PHR事業者が遵守すべき情報の管理・利活用に係る基準を整理したガイドラインを踏まえ、食事歴等を管理する民間PHR事業者との連携について検討。</p> <p>《厚生労働省》</p>	→	→	→
—	—	<p>4 7. ケアマネジメントの質の向上</p> <p>i. AIも活用した科学的なケアプランの実用化</p> <p>a. 2019年度の調査研究事業においては、ケアマネジメントの質の向上や業務効率化に対して一定程度の効果があるとの結論を得た一方で、AIに学習させるべき教師データが不十分である等の課題も明らかになったことを踏まえ、2020年度以降、居宅介護支援事業所のケアマネジメントのデータ分析などを通して、AIの思考過程を明らかにすることや、教師データのさらなる収集・学習等の実証検証などについて、引き続き調査研究を進める。</p> <p>b. 取組の進捗状況を踏まえ、より適切な実施に向けてKPIの設定等を検討するとともに、支援策を検討。</p> <p>《厚生労働省》</p>	→	→	→
—	—	<p>4 7. ケアマネジメントの質の向上</p> <p>ii. ケアマネジャーの業務の在り方の検討</p> <p>a. ケアマネジャーの業務の在り方について、2021年度介護報酬改定に向けた関係審議会等における検討結果に基づき、取組を推進。</p> <p>b. 2021年度介護報酬改定の検証等を通じて、より効果的なケアマネジャーの業務の在り方に関して、科学的介護の取組も踏まえ2024年度介護報酬改定等に向けて必要な対応を検討。</p> <p>《厚生労働省》</p>	→	→	→

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

実施年度	
2021年度	
具体的取組	進捗状況
<p>46 科学的介護・栄養の取組の推進</p> <p>a. VISIT・CHASEを活用し、自立支援・重度化防止等に資する介護の普及に向けたデータの収集・分析を実施。</p> <p>b. データの収集・活用とPDCAサイクルに沿った取組について、2021年度介護報酬改定に向けた関係審議会等における検討結果に基づき、取組を推進。</p> <p>c. データの分析結果を踏まえ、2024年度介護報酬改定に向けて訪問系サービスや居宅サービス全体のケアマネジメントにおけるVISIT・CHASEの活用を通じた質の評価の在り方や標準的な介護サービス等について、必要な対応を検討。</p> <p>d. 2020年度に策定予定の民間PHR事業者が遵守すべき情報の管理・利活用に係る基準を整理したガイドラインを踏まえ、食事歴等を管理する民間PHR事業者との連携について検討。</p>	<p>a. b. VISIT・CHASEについては、2021年度より、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、LIFE（科学的介護情報システム）として一体的に運用。2021年度介護報酬改定においては、介護事業者がLIFEを活用し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該システムに高齢者の状態・ケアの内容等の情報を提出するとともに、 ・そのデータを解析した結果のフィードバックを受けることを通じて、 <p>PDCAサイクルの推進とケアの質の向上に向けた取組を行うことを評価する加算を創設。2021年6月には最初のフィードバックを実施したところであり、引き続き改定後の状況を把握</p> <p>c. 2021年度より、訪問系サービスや居宅介護支援サービスにおいてモデル事業所を選定し、当該サービスにおける具体的なLIFEの活用方法やLIFE導入における課題等について検討する調査研究事業を実施。</p> <p>d. 民間業者が収集する栄養情報の利活用に係る整理や検討を行う事業を立ち上げ、栄養情報に関する民間PHRサービスの情報整理、医療・介護・地域等の管理栄養士等における栄養情報のニーズ調査、民間事業者が整備すべき栄養情報の標準的な項目や、民間PHRサービスからのデータ出力に関する要件について検討を進めている。</p>
<p>47 ケアマネジメントの質の向上</p> <p>i. AIも活用した科学的なケアプランの実用化</p> <p>a. 2019年度の調査研究事業においては、ケアマネジメントの質の向上や業務効率化に対して一定程度の効果があるとの結論を得た一方で、AIに学習させるべき教師データが不十分である等の課題も明らかになったことを踏まえ、2020年度以降、居宅介護支援事業所のケアマネジメントのデータ分析などを通して、AIの思考過程を明らかにすることや、教師データのさらなる収集・学習等の実証検証などについて、引き続き調査研究を進める。</p> <p>b. 取組の進捗状況を踏まえ、より適切な実施に向けてKPIの設定等を検討するとともに、支援策を検討。</p>	<p>a. 2021年度老人保健健康増進等事業において、「脳血管疾患を有する利用者」に対してケアマネジャーが行うアセスメントプロセスの可視化を行うとともに、AIの精度向上を図ることを目的として、ケアマネジメントの標準化に関する研修を受講したケアマネジャーが作成するケアプランなど、より質の高い教師データの収集を実施。こうした事業を踏まえ、引き続き取組を推進。</p> <p>b. aの取組の進捗状況を踏まえ、定量的な数値目標として何が適切か引き続き検討。</p>
<p>47 ケアマネジメントの質の向上</p> <p>ii. ケアマネジャーの業務の在り方の検討</p> <p>a. ケアマネジャーの業務の在り方について、2021年度介護報酬改定に向けた関係審議会等における検討結果に基づき、取組を推進。</p>	<p>a. 居宅介護支援については、2021年度介護報酬改定において、ケアマネジメントの質の向上を図る観点から、事務の効率化による逓減制の緩和（※）や、医療機関との情報連携強化等の対応を実施。</p> <p>（※）逓減制の適用を40件以上から45件以上とした。</p>

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
—	—	<p>48. 医薬品・医療機器等の開発の促進に資する薬事規制の体制の整備・合理化</p> <p>a. 2020年9月施行の改正医薬品医療機器等法で導入された ①医療機器の特性やAI等による技術革新等に適切に対応する医療機器の承認制度 ②「先駆的医薬品等指定制度」や「条件付き承認制度」の安定的な運用に取り組む。《厚生労働省》</p>	→		
<p>○バイオシミラーの品目数（成分数ベース） 【2023年度末までに品目数を2010年7月時点からの倍増（20成分）】 ⇒バイオシミラー品目数：15品目（2021年10月時点）</p>	<p>○バイオシミラー等のバイオ医薬品の技術研修に参加する企業数【年10社以上】 ⇒年17社参加（2020年度）</p>	<p>49. バイオ医薬品の研究開発の推進等</p> <p>a. バイオ医薬品のデザイン技術開発等に関する研究を推進。 b. 国内に不足しているバイオ医薬品の製造・開発技術を担う人材育成を実施。 《厚生労働省》</p> <p>50. バイオシミラーの研究開発・普及の推進等</p> <p>a. バイオシミラーの医療費適正化効果額・金額シェアを公表。 b. バイオシミラーの有効性、安全性、品質等に関する教材を作成。 c. バイオシミラーの研究開発の推進。 d. バイオシミラーに係る新たな目標の在り方を検討し結論を得る。 《厚生労働省》</p>	→	→	
—	—	<p>51. 薬価制度抜本改革の更なる推進</p> <p>i. 医薬品等の費用対効果の本格実施に向けた検討</p> <p>a. 医薬品等の費用対効果評価の活用について、関係審議会等において、事例の集積、影響の検証、現行制度に係る課題を整理する必要があるとされたことも踏まえて、引き続き検討。 《厚生労働省》</p>	→		

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

実施年度

2021年度

具体的取組

進捗状況

48 医薬品・医療機器等の開発の促進に資する薬事規制の体制の整備・合理化

- a. 2020年9月施行の改正医薬品医療機器等法で導入された
 ①医療機器の特性やAI等による技術革新等に適切に対応する医療機器の承認制度
 ②「先駆的医薬品等指定制度」や「条件付き承認制度」の安定的な運用に取り組む。

- a. 以下のとおり制度の安定的な運用に取り組んだ。
 ①医療機器の特性やAI等による技術革新等に適切に対応する医療機器の承認制度
 →「変更計画確認手続制度（IDATEN）」に基づき厚生労働大臣が確認した変更計画は2件（2021年10月時点）。その他、多数の事前相談に対応。
 ②「先駆的医薬品等指定制度」や「条件付き承認制度」
 →複数の事前相談に対応。
 →先駆的医薬品に指定された医薬品 1品目
 条件付き承認制度を用いて承認された医薬品 0品目

49 バイオ医薬品の研究開発の推進等

- a. バイオ医薬品のデザイン技術開発等に関する研究を推進。
 b. 国内に不足しているバイオ医薬品の製造・開発技術を担う人材育成を実施。

- a. バイオ医薬品のデザイン技術開発等に資する人材の育成を通じ、バイオ医薬品の研究開発を推進。
 b. 「バイオ医薬品開発促進事業」を実施し、国内でのバイオ医薬品の製造技術や開発手法を担う人材を育成。

50 バイオシミラーの研究開発・普及の推進等

- a. バイオシミラーの医療費適正化効果額・金額シェアを公表。
 b. バイオシミラーの有効性、安全性、品質等に関する教材を作成。
 c. バイオシミラーの研究開発の推進。
 d. バイオシミラーに係る新たな目標の在り方を検討し結論を得る。

- a. バイオシミラーの医療費適正化効果額・金額シェアについては、医薬品価格調査により公表。
 b. バイオシミラーの有効性、安全性、品質等に関して、医療関係者、患者・国民向けの講習会を開催し、HPに教材を公開。
 c. バイオシミラーの研究開発に資する人材の育成を通じ、バイオシミラーの研究開発を推進。
 d. 「医薬品産業ビジョン2021（令和3年9月13日）」を策定し、バイオシミラーの特性を踏まえた新たな目標の在り方を設定。

51 薬価制度抜本改革の更なる推進

- i. 医薬品等の費用対効果の本格実施に向けた検討
 a. 医薬品等の費用対効果評価の活用について、関係審議会等において、事例の集積、影響の検証、現行制度に係る課題を整理する必要があるとされたことも踏まえて、引き続き検討。

- a. 医薬品等の費用対効果評価の活用として、10品目の評価を終了し、9品目について価格調整を実施した。引き続き、個別品目の評価を進めて事例を集積するとともに、中央社会保険医療協議会において、影響の検証、現行制度の課題の整理を進めている。

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
—	—	5 1. 薬価制度抜本改革の更なる推進 ii. 2021年度以降毎年薬価改定を実施する。 a. 2021年度以降毎年薬価改定を実施する。 <厚生労働省>	→		
—	—	5 1. 薬価制度抜本改革の更なる推進 iii. 新薬創出等加算対象品目を比較薬とする場合の薬価算定の見直し、効能追加等による革新性・有用性の評価、長期収載品の段階的な価格引下げまでの期間の在り方等について、所要の措置を検討 a. 新薬創出等加算の対象外である品目に関し、同加算の対象品目を比較薬とした薬価算定における比較薬の新薬創出等加算の累積額を控除する取扱いについて検討を行った結果に基づき所要の措置を講じた2020年度薬価改定を踏まえて、適切に薬価を設定。影響について検証を実施。 b. 長期収載品に関し、イノベーションを推進するとともに医薬品産業を高い創薬力を持つ産業構造に転換する観点から、段階的な価格引下げ開始までの期間の在り方について検討を行った結果に基づき所要の措置を講じた2020年度薬価改定を踏まえて、適切に薬価を設定。影響について検証を実施。 c. イノベーションの評価に関し、効能追加等による革新性・有用性の評価の是非について検討を行った結果に基づき必要な措置を講じた2020年度薬価改定を踏まえて、適切に薬価を設定。影響について検証を実施。 <厚生労働省>	→	→	→
—	—	5 1. 薬価制度抜本改革の更なる推進 iv. 薬価算定プロセスの透明性の向上について検討 a. 薬価算定プロセスの透明性の向上のため、薬価算定組織の委員名簿、議事の内容の公開に向けて必要な対応を実施。 b. 原価計算方式における製造原価について、薬価算定において開示度の向上を促進する取組を引き続き推進。	→	→	

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

実施年度

2021年度

具体的取組

進捗状況

51 薬価制度抜本改革の更なる推進

- ii. 2021年度以降毎年薬価改定を実施する。
- a. 2021年度以降毎年薬価改定を実施する。

a. 2021年度薬価改定を実施した。

51 薬価制度抜本改革の更なる推進

iii. 新薬創出等加算対象品目を比較薬とする場合の薬価算定の見直し、効能追加等による革新性・有用性の評価、長期収載品の段階的な価格引下げまでの期間の在り方等について、所要の措置を検討

a. 新薬創出等加算の対象外である品目に関し、同加算の対象品目を比較薬とした薬価算定における比較薬の新薬創出等加算の累積額を控除する取扱いについて検討を行った結果に基づき所要の措置を講じた2020年度薬価改定を踏まえて、適切に薬価を設定。影響について検証を実施。

b. 長期収載品に関し、イノベーションを推進するとともに医薬品産業を高い創薬力を持つ産業構造に転換する観点から、段階的な価格引下げ開始までの期間の在り方について検討を行った結果に基づき所要の措置を講じた2020年度薬価改定を踏まえて、適切に薬価を設定。影響について検証を実施。

c. イノベーションの評価に関し、効能追加等による革新性・有用性の評価の是非について検討を行った結果に基づき必要な措置を講じた2020年度薬価改定を踏まえて、適切に薬価を設定。影響について検証を実施。

a. 新たな措置の対象品目は2025年度薬価改定以降に発生しうるものであり、現時点で対象となり得る品目について、中央社会保険医療協議会において報告した。

b. 新たな措置の対象品目は2022年度薬価改定以降に発生しうるものであり、2021年度薬価調査結果が得られた後、対象品目を確認する予定。

c. 新たな措置の対象品目は2022年度薬価改定以降に発生しうるものであり、現時点で対象となり得る品目について、中央社会保険医療協議会において報告した。

51 薬価制度抜本改革の更なる推進

iv. 薬価算定プロセスの透明性の向上について検討

a. 薬価算定プロセスの透明性の向上のため、薬価算定組織の委員名簿、議事の内容の公開に向けて必要な対応を実施。

b. 原価計算方式における製造原価について、薬価算定において開示度の向上を促進する取組を引き続き推進。

a. 委員名簿について2021年1月から公開した。また、議事の内容についても、企業秘密等に係る部分のマスキング等について一定の検討の上、2021年9月から公開した。

b. 2022年度薬価改定に向けて、中央社会保険医療協議会において、必要な対応の検討を開始した。

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
—	—	5 2. 調剤報酬の在り方について検討 a. 地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価を進めるとともに、調剤料などの技術料を含めた対物業務から対人業務への構造的な転換を推進するための所要の評価の重点化と適正化を行う観点から実施した、2020年度診療報酬改定における見直しに基づき、取組を推進しつつ、効果の検証を行う。 ≪厚生労働省≫	→		
—	—	5 3. 適正な処方of在り方について検討 i. 高齢者への多剤投与対策の検討 a. 2020年度に作成されたポリファーマシー対策導入のための業務手順書等をより実践的なものとするため、課題を検証する。≪厚生労働省≫	→		
—	—	5 3. 適正な処方of在り方について検討 ii. 生活習慣病治療薬について費用面も含めた処方of在り方の検討 a. 生活習慣病治療薬の費用面も含めた適正な処方of在り方について、2020年度診療報酬改定における見直しに基づき、取組を推進しつつ、効果の検証を行う。≪厚生労働省≫	→		

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>52 調剤報酬の在り方について検討</p> <p>a. 地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価を進めるとともに、調剤料などの技術料を含めた対物業務から対人業務への構造的な転換を推進するための所要の評価の重点化と適正化を行う観点から実施した、2020年度診療報酬改定における見直しに基づき、取組を推進しつつ、効果の検証を行う。</p>	<p>a. 2020年度診療報酬改定において、調剤料やかかりつけ薬剤師指導料等を見直し、適切に運用した。2020年度診療報酬改定による調剤報酬に係る結果の検証を実施しており、2021年12月に中央社会保険医療協議会において報告した。</p>
<p>53 適正な処方について検討</p> <p>i. 高齢者への多剤投与対策の検討</p> <p>a. 2020年度に作成されたポリファーマシー対策導入のための業務手順書等をより実践的なものとするため、課題を検証する。</p>	<p>a. ポリファーマシー対策における業務手順書等の有効性と課題を確認するために、ポリファーマシー対策をこれまで実施していなかった2医療機関、すでに実施している1医療機関を対象に、業務手順書等を用いてポリファーマシー対策に取り組んでいただくモデル事業を実施している。</p>
<p>53 適正な処方について検討</p> <p>ii. 生活習慣病治療薬について費用面も含めた処方の在り方の検討</p> <p>a. 生活習慣病治療薬の費用面も含めた適正な処方の在り方について、2020年度診療報酬改定における見直しに基づき、取組を推進しつつ、効果の検証を行う。</p>	<p>a. 2020年度診療報酬改定において、在宅自己注射指導管理料におけるバイオ後続品導入初期加算を新設し、適切に運用した。当該評価新設の結果の検証を実施しており、2021年12月に中央社会保険医療協議会において報告した。</p>

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○後発医薬品の使用割合 新たな目標について、目標の達成状況や地域差等を踏まえ、年度内に結論。それを踏まえてKPIを設定。</p> <p>⇒新たな目標（後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性の確保を柱とし、官民一体で、製造管理体制強化や製造所への監督の厳格化、市場流通品の品質確認検査などの取組を進めるとともに、後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上とする）を設定（2021年6月）</p>	<p>○後発医薬品の品質確認検査の実施 【年間約900品目】⇒523品目（834品目、891品目） （2020年度（2019年度、2018年度））</p>	<p>54. 後発医薬品の使用促進</p> <p>a. 普及啓発の推進や医療関係者への情報提供等による環境整備に関する事業を実施。</p> <p>b. 保険者協議会や後発医薬品使用促進の協議会を活用するなどの現場の取組を促す。</p> <p>c. 保険者インセンティブの活用や、保険者ごとの使用割合の公表等により、医療保険者の使用促進の取組を引き続き推進。</p> <p>d. 後発医薬品の使用を推進する観点から実施した、2020年度診療報酬改定における後発医薬品使用体制加算や後発医薬品調剤体制加算に係る基準の見直し等に基づき、取組を推進しつつ、効果の検証を行う。検証結果に基づき必要な対応を検討。</p> <p>e. 信頼性向上のため、市場で流通する製品の品質確認検査を行い、その結果について、医療用医薬品最新品質情報集（ブルーブック）に順次追加して公表。</p> <p>f. 後発医薬品利用差額通知の送付など、後発医薬品の使用促進を図るための取組支援。</p> <p>g. 改正生活保護法（平成30年10月施行）に基づく生活保護受給者の後発医薬品の使用原則化について、引き続き地方自治体において確実に取組むよう促す。</p> <p>h. 後発医薬品の使用が進んでいない地域等の要因をきめ細かく分析し、その要因に即した対応を検討し、実施。</p> <p>i. 「2020年9月までに後発医薬品使用割合を80%以上」の目標達成後の新たな目標について、これまでに分かってきた課題も踏まえつつ、その内容について検討。</p> <p>j. 後発医薬品も含めた、医薬品の適正使用に資するフォーミュラガイドラインを策定。</p> <p>k. 後発医薬品使用割合の見える化・公表を医療機関等の別に着目して拡大することを検討。</p> <p>l. 後発医薬品や新薬等の使用が医療費に与える影響等について分析・検討。</p> <p>〈厚生労働省〉</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

実施年度

2021年度

具体的取組

進捗状況

54

後発医薬品の使用促進

- a. 普及啓発の推進や医療関係者への情報提供等による環境整備に関する事業を実施。
- b. 保険者協議会や後発医薬品使用促進の協議会を活用するなどの現場の取組を促す。
- c. 保険者インセンティブの活用や、保険者ごとの使用割合の公表等により、医療保険者の使用促進の取組を引き続き推進。
- d. 後発医薬品の使用を推進する観点から実施した、2020年度診療報酬改定における後発医薬品使用体制加算や後発医薬品調剤体制加算に係る基準の見直し等に基づき、取組を推進しつつ、効果の検証を行う。検証結果に基づき必要な対応を検討。
- e. 信頼性向上のため、市場で流通する製品の品質確認検査を行い、その結果について、医療用医薬品最新品質情報集（ブルーブック）に順次追加して公表。
- f. 後発医薬品利用差額通知の送付など、後発医薬品の使用促進を図るための取組支援。
- g. 改正生活保護法（平成30年10月施行）に基づく生活保護受給者の後発医薬品の使用原則化について、引き続き地方自治体において確実に取組むよう促す。
- h. 後発医薬品の使用が進んでいない地域等の要因をきめ細かく分析し、その要因に即した対応を検討し、実施。
- i. 「2020年9月までに後発医薬品使用割合を80%以上」の目標達成後の新たな目標について、これまでに分かってきた課題も踏まえつつ、その内容について検討。
- j. 後発医薬品も含めた、医薬品の適正使用に資するフォーミュラガイドラインを策定
- k. 後発医薬品使用割合の見える化・公表を医療機関等の別に着目して拡大することを検討。
- l. 後発医薬品や新薬等の使用が医療費に与える影響等について分析・検討

- a. 講演等により情報提供を行うとともに、YouTube・Facebook等により後発医薬品の品質、有効性、安全性に関する動画配信を実施。
- b. 後発医薬品の使用割合に係るデータを各都道府県に提供し、分析等を行い、PDCAサイクルを回していただくよう周知した。
- c. 2021年3月に2020年9月診療分、2021年10月に2021年3月診療分の保険者別後発医薬品使用割合を公表している。
- d. 2020年度診療報酬改定において見直した、後発医薬品使用体制加算や後発医薬品調剤体制加算について適切に運用した。2020年度診療報酬改定による後発品使用促進に係る結果の検証を実施しており、2022年度診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会において、必要な対応を検討中。
- e. 2016年度から後発医薬品の検査を年間900品目実施。
- f. 保険者インセンティブ制度において、後発医薬品の使用割合や後発医薬品利用差額通知等の後発医薬品の使用促進を行っていることを評価指標としている。
- g. 生活保護受給者の後発医薬品の使用促進については、地方自治体において策定する後発医薬品使用促進計画の策定率100%を達成しており、生活保護受給者の後発医薬品の使用割合についても、目標値である80%以上を達成している。
- h. 使用が進んでいない地域や薬剤料の状況等を勘案し重点地域を選定して、各地域における課題を調査分析し、明らかになった課題の解決に取り組む事業を実施。
- i. 新たな目標（後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性の確保を柱とし、官民一体で、製造管理体制強化や製造所への監督の厳格化、市場流通品の品質確認検査などの取組を進めるとともに、後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上とする）を骨太の方針2021において設定
- j. 2020年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査（令和3年度調査）において、フォーミュラリ取組状況等を調査しており、2021年12月に中央社会保険医療協議会において報告した。
- k. 使用促進策の検討に資する地域や医療機関等別の効果的な見える化を検討中。
- l. 後発医薬品や新薬等に係る薬剤費の分析結果について、中央社会保険医療協議会において報告した。

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）			
		21	22	23	
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>55. 医療技術評価の在り方について調査・研究・検討を推進するとともに、そのための人材育成・データ集積・分析を推進</p> <p>a. 引き続き、費用対効果評価を効果的・効率的に実施することができるよう、研究等を継続するとともに、人材の育成を推進。《厚生労働省》</p>	→		
<p>○大病院受診者のうち紹介状なしで受診したものの割合【2020年度までに400床以上の病院で40%以下】 （400床以上の病院における紹介状なし初診患者数/400床以上の病院の初診患者数。診療報酬改定結果検証調査）⇒34.2%（36.9%、40.4%） （2020年（2018年、2017年））</p> <p>○重複投薬・相互作用等防止に係る調剤報酬の算定件数【2021年度までに2017年度と比べて20%増加】 ⇒296,548件（386,178件、329,216件）（2020年度（2019年度、2017年度））</p> <p>○地域包括ケアシステムにおいて過去1年間に平均月1回以上医師等と連携して在宅業務を実施している薬局数【2022年度までに60%】 （地域包括ケアシステムにおいて過去1年間に平均月1回以上医師等と連携して在宅業務を実施している薬局数/薬局数（薬局機能情報提供制度による（回答率100%）） ⇒33.1%（29.8%）（2020年12月末（2019年12月末））</p>	<p>○「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数【2022年度までに60%】 （「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数/薬局数（薬局機能情報提供制度による（回答率100%）） ⇒75.7%（67.5%）（2020年12月末（2019年12月末））</p> <p>○各都道府県の、一人の患者が同一期間に3つ以上の医療機関から同じ成分の処方を受けている件数【見える化】 ⇒公表に向け集計中（ホームページにて公表済、ホームページにて公表済み）（2020年度分（2019年度分、2017年度分））</p> <p>○調剤報酬における在宅患者訪問薬剤管理指導料、介護報酬における居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費の算定件数【2021年度までに2017年度と比べて40%増加】 ⇒集計中、今年度中に結論を得る（12,545,021件、9,427,974件）（2020年度（2019年度、2017年度））</p>	<p>56. かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及</p> <p>a. 病院・診療所の機能分化・機能連携等を推進しつつ、かかりつけ機能の在り方を踏まえながら、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及を進める。《厚生労働省》</p>	→		

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>55 医療技術評価の在り方について調査・研究・検討を推進するとともに、そのための人材育成・データ集積・分析を推進</p> <p>a. 引き続き、費用対効果評価を効果的・効率的に実施することができるよう、研究等を継続するとともに、人材の育成を推進。</p>	<p>a. 2021年度も前年度に引き続き厚生労働科学研究として、費用対効果評価の効果的・効率的な運用に向けた研究を実施。人材育成については、人材育成プログラム初の修了者が出ており、修了者の一部は当該評価において企業分析の検証等を行う公的分析班に参画している。</p>
<p>56 かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及</p> <p>a. 病院・診療所の機能分化・機能連携等を推進しつつ、かかりつけ機能の在り方を踏まえながら、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及を進める。</p>	<p>a.</p> <p><かかりつけ医関係> (進捗状況) 「かかりつけ医機能の強化・普及にかかる調査・普及事業」において、かかりつけ医機能の強化・活用に関する好事例の収集、かかりつけ医機能の強化・活用に係る取組の横展開等を実施。</p> <p><かかりつけ薬剤師関係> 2019年12月に公布された改正医薬品医療機器等法において、入院時の他医療機関等との情報連携や在宅医療の実施によって一元的・継続的に対応できる地域連携薬局等の認定制度の施行を円滑に行った。(2021年8月施行) また、「薬と健康の週間」など、様々な機会を通じて、国民、自治体や薬局関係団体に向けて周知を行った。 さらに、「地域包括ケアシステムにおける薬剤師・薬局の役割」をテーマに自治体職員を対象とするセミナーを開催し、かかりつけ薬剤師・薬局の推進に関する自治体等の好事例を周知した。加えて、2022年2月にも全国の自治体や関係団体向けに好事例等を周知する予定。</p>

社会保障 4. 給付と負担の見直し

高齢化や現役世代の急減という人口構造の変化の中でも、国民皆保険を持続可能な制度としていくため、勤労世代の高齢者医療への負担状況にも配慮しつつ、必要な保険給付をできるだけ効率的に提供しながら、自助、共助、公助の範囲についても見直しを図る。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
—	—	57. 高齢者医療制度や介護制度において、所得のみならず資産の保有状況を適切に評価しつつ、「能力」に応じた負担の検討 a. マイナンバーの導入等の金融資産の把握に向けた取組を踏まえつつ、医療保険における負担への金融資産等の保有状況の反映の在り方について、2020年の関係審議会のとりまとめを踏まえ検討課題の整理を行うなど関係審議会等において、預金口座へのマイナンバー付番の状況を見つつ、引き続き検討。 b. 2019年度の関係審議会における審議結果を踏まえ、介護保険の補足給付の見直しについて、必要な周知広報を行いつつ、施行。 《厚生労働省》	→		
—	—	58. 団塊世代が後期高齢者入りするまでに、後期高齢者の窓口負担について検討 a. 全世代型社会保障改革の方針（令和2年12月15日閣議決定）を踏まえ、課税所得28万円以上かつ年収200万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が320万円以上）の方に限って、窓口負担割合を2割とすること等とし、2021年の通常国会に必要な法案の提出を図る。 《厚生労働省》	→	→	
—	—	59. 薬剤自己負担の引上げについて幅広い観点から関係審議会において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる a. 2020年の関係審議会のとりまとめを踏まえ、医療資源の効率的な活用を図る観点から、薬剤給付の適正化に向けて、保険者の上手な医療のかかり方及びセルフメディケーションの推進策の具体化について関係審議会において早期の結論を得るべく引き続き検討するとともに、その他の措置についても検討。 《厚生労働省》	→		
—	—	60. 外来受診時等の定額負担の導入を検討 a. 全世代型社会保障検討会議や関係審議会等の議論を踏まえ、医療機関が都道府県に外来機能を報告する制度を創設し、地域の実情に応じて、紹介患者への外来を基本とする医療機関を明確化するための法制上の措置を講じる。 b. 上記を踏まえ、紹介状なしの大病院受診時定額負担に関して、当該医療機関のうち一般病床200床以上の病院にも対象を拡大し、保険給付の範囲から一定額を控除し、それと同額以上の定額負担を追加的に求めること等について、中央社会保険医療協議会で具体的に検討する。また、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。 《厚生労働省》	→	→	

社会保障 4. 給付と負担の見直し

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
57	<p>高齢者医療制度や介護制度において、所得のみならず資産の保有状況を適切に評価しつつ、「能力」に応じた負担の検討</p> <p>a. 。マイナンバーの導入等の金融資産の把握に向けた取組を踏まえつつ、医療保険における負担への金融資産等の保有状況の反映の在り方について、2020年の関係審議会のとりまとめを踏まえ検討課題の整理を行うなど関係審議会等において、預金口座へのマイナンバー付番の状況を見つつ、引き続き検討。</p> <p>b. 2019年度の関係審議会における審議結果を踏まえ、介護保険の補足給付の見直しについて、必要な周知広報を行いつつ、施行。</p>
58	<p>団塊世代が後期高齢者入りするまでに、後期高齢者の窓口負担について検討</p> <p>a. 全世代型社会保障改革の方針（令和2年12月15日閣議決定）を踏まえ、課税所得28万円以上かつ年収200万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が320万円以上）の方に限って、窓口負担割合を2割とすること等とし、2021年の通常国会に必要な法案の提出を図る。</p>
59	<p>薬剤自己負担の引上げについて幅広い観点から関係審議会において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる</p> <p>a. 2020年の関係審議会のとりまとめを踏まえ、医療資源の効率的な活用を図る観点から、薬剤給付の適正化に向けて、保険者の上手な医療のかかり方及びセルフメディケーションの推進策の具体化について関係審議会において早期の結論を得べく引き続き検討するとともに、その他の措置についても検討。</p>
60	<p>外来受診時等の定額負担の導入を検討</p> <p>a. 全世代型社会保障検討会議や関係審議会等の議論を踏まえ、医療機関が都道府県に外来機能を報告する制度を創設し、地域の実情に応じて、紹介患者への外来を基本とする医療機関を明確化するための法制上の措置を講じる。</p> <p>b. 上記を踏まえ、紹介状なしの大病院受診時定額負担に関して、当該医療機関のうち一般病床200床以上の病院にも対象を拡大し、保険給付の範囲から一定額を控除し、それと同額以上の定額負担を追加的に求めること等について、中央社会保険医療協議会で具体的に検討する。また、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。</p>

社会保障 4. 給付と負担の見直し

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
—	—	<p>6 1. 医療費について保険給付率（保険料・公費負担）と患者負担率のバランス等を定期的に見える化しつつ、診療報酬とともに保険料・公費負担、患者負担について総合的な対応を検討</p> <p>a. 医療費の財源構造、医療保険制度の比較、実効給付率の推移と要因分析、生涯医療費の分析内容を含む資料について、わかりやすさを重視したうえで、年1回関係審議会において報告するとともに、ホームページ上で公表する。《厚生労働省》</p>	→		
—	—	<p>6 2. 介護のケアプラン作成に関する給付の在り方について検討。</p> <p>a. 2019年度の関係審議会における審議結果を踏まえ、利用者負担の導入について、第9期介護保険事業計画期間に向けて、関係審議会等において結論を得るべく引き続き検討。《厚生労働省》</p>		→	
—	—	<p>6 3. 介護の多床室室料に関する給付の在り方について検討</p> <p>a. 2019年度の関係審議会における審議結果を踏まえ、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設の機能等を考慮しながら、負担の公平性の関係から、多床室の室料負担の見直しについて、第9期介護保険計画期間に向けて、関係審議会等において結論を得るべく引き続き検討。《厚生労働省》</p>		→	
—	—	<p>6 4. 介護の軽度者への生活援助サービス・福祉用具貸与に関する給付の在り方等について検討</p> <p>a. 介護の軽度者への生活援助サービス等の地域支援事業への移行を含めた方策について、2019年度の関係審議会における審議結果を踏まえ、第9期介護保険事業計画期間に向けて、関係審議会等において結論を得るべく引き続き検討。</p> <p>b. 地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の上限制度の運用の在り方について、速やかに必要な対応を検討。</p> <p>c. 福祉用具貸与の在り方について、要介護度に関係なく給付対象となっている廉価な品目について、貸与ではなく販売とするなど、2020年度の関係審議会における審議結果を踏まえ、速やかに必要な対応を検討。《厚生労働省》</p>	→	→	→

社会保障 4. 給付と負担の見直し

実施年度		
2021年度		
	進捗状況	
61	<p>医療費について保険給付率（保険料・公費負担）と患者負担率のバランス等を定期的に見える化しつつ、診療報酬とともに保険料・公費負担、患者負担について総合的な対応を検討</p> <p>a. 医療費の財源構造、医療保険制度の比較、実効給付率の推移と要因分析、生涯医療費の分析内容を含む資料について、わかりやすさを重視したうえで、年1回関係審議会において報告するとともに、ホームページ上で公表する。</p>	<p>a. 2021年9月に開催した社会保障審議会医療保険部会において、「医療費における保険給付率と患者負担率のバランス等の定期的な見える化」と題して、医療費の財源構造、制度別の財源、実効給付率の推移と財源構成、生涯医療費等の分析結果をわかりやすい資料にして報告。その後、当該資料をホームページ上で公表済み。</p>
62	<p>介護のケアプラン作成に関する給付の在り方について検討。</p> <p>a. 2019年度の関係審議会における審議結果を踏まえ、利用者負担の導入について、第9期介護保険事業計画期間に向けて、関係審議会等において結論を得るべく引き続き検討。</p>	<p>a. 社会保障審議会介護保険部会における2019年12月の取りまとめにおいて、「ケアマネジメントに関する給付の在り方については、利用者やケアマネジメントに与える影響を踏まえながら、自立支援に資する質の高いケアマネジメントの実現や他のサービスとの均衡等幅広い観点から引き続き検討を行うことが適当である。」とされており、これに基づいて引き続き検討。</p>
63	<p>介護の多床室室料に関する給付の在り方について検討</p> <p>a. 2019年度の関係審議会における審議結果を踏まえ、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設の機能等を考慮しながら、負担の公平性の関係から、多床室の室料負担の見直しについて、第9期介護保険計画期間に向けて、関係審議会等において結論を得るべく引き続き検討。</p>	<p>a. 社会保障審議会介護保険部会における2019年12月の取りまとめにおいて、「多床室の室料負担については、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設の機能や医療保険制度との関係も踏まえつつ、負担の公平性の関係から引き続き検討を行うことが適当である」とされており、これに基づいて引き続き検討。</p>
64	<p>介護の軽度者への生活援助サービス・福祉用具貸与に関する給付の在り方等について検討</p> <p>a. 介護の軽度者への生活援助サービス等の地域支援事業への移行を含めた方策について、2019年度の関係審議会における審議結果を踏まえ、第9期介護保険事業計画期間に向けて、関係審議会等において結論を得るべく引き続き検討。</p> <p>b. 地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の上限制度の運用の在り方について、速やかに必要な対応を検討。</p> <p>c. 福祉用具貸与の在り方について、要介護度に関係なく給付対象となっている廉価な品目について、貸与ではなく販売とするなど、2020年度の関係審議会における審議結果を踏まえ、速やかに必要な対応を検討。</p>	<p>a. 社会保障審議会介護保険部会における2019年12月の取りまとめにおいて、「軽度者の生活援助サービス等に関する給付の在り方については、総合事業の実施状況や介護保険の運営主体である市町村の意向、利用者への影響等を踏まえながら、引き続き検討を行うことが適当である。」とされており、これに基づいて引き続き検討。</p> <p>b. 地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の上限制度が適切に運用されるよう、2021年度にガイドライン等の見直しを実施。引き続き必要な対応を検討。</p> <p>c. 社会保障審議会介護給付費分科会における2020年12月の取りまとめにおいて、「介護保険制度における福祉用具の貸与・販売種目について、利用実態を把握しながら、現行制度の貸与原則の在り方や福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全性の確保、保険給付の適正化等の観点から、どのような対応が考えられるのか、今後検討していくべきである。」とされたことを踏まえ2021年度老人保健健康増進等事業において、福祉用具貸与とサービスの利用・提供実態の把握を実施しているところ。その結果等を踏まえ、福祉用具貸与の在り方について、外部有識者等も交えて、さらなる検討を実施。</p>

社会保障 4. 給付と負担の見直し

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
—	—	<p>65. 医療・介護における「現役並み所得」の判断基準の見直しを検討</p> <p>a. 医療における「現役並み所得」の判断基準の見直しについて、現役との均衡の観点から、2020年の関係審議会のとりまとめを踏まえ関係審議会等において、判断基準や基準額の見直しに伴い現役世代の負担が増加することに留意しつつ、引き続き検討。</p> <p>b. 現役との均衡の観点から介護保険における「現役並み所得」（利用者負担割合を3割とする所得基準）等の判断基準の見直しについては、2019年度の関係審議会における審議結果も踏まえ、利用者への影響等を考慮しながら、第9期介護保険事業計画期間に向けて、関係審議会等において結論を得るべく引き続き検討。《厚生労働省》</p>	→	→	
—	—	<p>66. 新規医薬品や医療技術の保険収載等に際して、費用対効果や財政影響などの経済性評価や保険外併用療養の活用などを検討</p> <p>a. 医薬品や医療技術の保険収載の判断等に当たり費用対効果や財政影響などの経済性評価を活用し、保険対象外の医薬品等に係る保険外併用療養を柔軟に活用・拡大することについて、関係審議会等において、事例の集積、影響の検証、現行制度に係る課題を整理する必要があるとされたことを踏まえ、関係審議会等において早期の結論を得るべく引き続き検討。《厚生労働省》</p>	→		

社会保障 4. 給付と負担の見直し

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>65 医療・介護における「現役並み所得」の判断基準の見直しを検討</p> <p>a. 医療における「現役並み所得」の判断基準の見直しについて、現役との均衡の観点から、2020年の関係審議会のとりまとめを踏まえ関係審議会等において、判断基準や基準額の見直しに伴い現役世代の負担が増加することに留意しつつ、引き続き検討。</p> <p>b. 現役との均衡の観点から介護保険における「現役並み所得」（利用者負担割合を3割とする所得基準）等の判断基準の見直しについては、2019年度の関係審議会における審議結果も踏まえ、利用者への影響等を考慮しながら、第9期介護保険事業計画期間に向けて、関係審議会等において結論を得るべく引き続き検討。</p>	<p>a. 社会保障審議会医療保険部会において「判断基準や基準額の見直しに伴い現役世代の負担が増加することに留意する必要があること（中略）から、引き続き検討すべきである」とされたことを踏まえ、引き続き検討。</p> <p>b. 社会保障審議会介護保険部会における2019年12月の取りまとめにおいて、「「現役並み所得」「一定以上所得」の判断基準については、利用者への影響等を踏まえつつ引き続き検討を行うことが適当である。」とされており、第9期介護保険事業計画期間に向けて、関係審議会等において結論を得るべく引き続き検討。</p>
<p>66 新規医薬品や医療技術の保険収載等に際して、費用対効果や財政影響などの経済性評価や保険外併用療養の活用などを検討</p> <p>a. 医薬品や医療技術の保険収載の判断等に当たり費用対効果や財政影響などの経済性評価を活用し、保険対象外の医薬品等に係る保険外併用療養を柔軟に活用・拡大することについて、関係審議会等において、事例の集積、影響の検証、現行制度に係る課題を整理する必要があるとされたことを踏まえ、関係審議会等において早期の結論を得るべく引き続き検討。</p>	<p>a. 医薬品等の費用対効果評価の活用として、10品目の評価を終了し、9品目について価格調整を実施した。引き続き、個別品目の評価を進めて事例を集積するとともに、中央社会保険医療協議会において、影響の検証、現行制度の課題の整理を進めている。</p>

社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
—	—	③ 医療・介護を通じた居住に係る費用負担の公平化の検討			
<p>○在宅サービスのサービス量進捗状況【2020年度までに100%】（第7期介護保険事業計画の実績値／第7期介護保険事業計画の計画値。介護保険事業状況報告）⇒95.4%（92.2%、90.2%）（2020年度（2019年度、2018年度））</p>	<p>○地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第7期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護）【2020年度までに100%】（第7期介護保険事業計画の実績値／第7期介護保険事業計画の計画値。）</p> <p>小規模多機能型居宅介護の進捗状況 →81.6%（80.2%、78.8%）</p> <p>・看護小規模多機能型居宅介護 →71.4%（60.8%、52.0%）</p> <p>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 →90.0%（79.4%、68.7%） （2020年度（2019年度、2018年度））</p>	<p>⑦ 在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築</p> <p>a. 第8期介護保険事業（支援）計画（2021～2023年度）に基づき、推進。《厚生労働省》</p> <p>b. 第7次医療計画（2018～2023年度）に基づき、推進。《厚生労働省》</p>	→	→	
—	<p>○在宅患者訪問診療件数【2017年医療施設調査からの増加】⇒1,228,040件(1,072,285件)(2017年(2014年))</p> <p>○在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の実施保険者【2020年度以降100%を維持】（実施保険者／全保険者。地域支援事業交付金実績報告、認知症総合支援事業等実施状況調べ等）</p> <p>・在宅医療・介護連携推進事業 →100%（100%、88.3%）</p> <p>・認知症総合支援事業 →99.9%（100%、87.8%）</p> <p>・生活支援体制整備事業 →100%（99.9%、87.6%） （2020年度（2018年度、2017年度））</p>	<p>⑩ 看護を含む医療関係職種の質評価・質向上や役割分担の見直しを検討</p> <p>a. 特定行為研修制度を着実に実施するとともに、地域医療介護総合確保基金に基づく新人看護職員研修をはじめとする研修を推進。《厚生労働省》</p>	→		
—		<p>⑪ 都道府県の行う病床再編や地域差是正の努力を支援するための取組</p> <p>i 地域医療介護総合確保基金について、改革に取り組む都道府県を重点的に支援する観点から、新型コロナウイルス感染症への対応状況に十分配慮した上で、取組の進捗状況を踏まえたメリハリある配分を実施する。</p> <p>a. 2021年度中に消費税財源による「医療・介護の充実」とするための法案を提出し、これに基づき病床機能の再編支援を実施する。《厚生労働省》</p>	→		
—		⑬ 国民健康保険において、保険者努力支援制度の趣旨を現行制度に前倒しで反映			

社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>⑦ 在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築</p> <p>a. 第8期介護保険事業（支援）計画（2021～2023年度）に基づき、推進。</p> <p>b. 第7次医療計画（2018～2023年度）に基づき、推進。</p>	<p>a.</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅サービス等のサービス量の進捗状況については、2019年度から2020年度にかけてサービス量が増加しており、引き続き第8期介護保険事業（支援）計画に基づき、KPI達成に向けた取組を推進。 ・KPI第1階層のうち、「在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業の実施保険者」については、全ての市町村において実施されている。 ・認知症総合支援事業については、2019年度に一旦全市町村での実施に至ったが、一部自治体において人員の欠員等により事業が休止となった。引き続き、全市町村での事業の着実な実施に向けた取組を推進。 <p>b. 第7次医療計画（2018～2023年度）に基づき実施中</p>
<p>⑩ 看護を含む医療関係職種の質評価・質向上や役割分担の見直しを検討</p> <p>a. 特定行為研修制度を着実に実施するとともに、地域医療介護総合確保基金に基づく新人看護職員研修をはじめとする研修を推進。</p>	<p>a. 都道府県における地域医療介護総合確保基金の活用による看護職の資質向上に係る事業等の実施状況を把握し、都道府県等（関係者）に情報提供する等事業の推進を支援</p>
<p>⑪ 都道府県が行う病床再編や地域差是正の努力を支援するための取組</p> <p>i 地域医療介護総合確保基金について、改革に取り組む都道府県を重点的に支援する観点から、新型コロナウイルス感染症への対応状況に十分配慮した上で、取組の進捗状況を踏まえたメリハリある配分を実施する。</p> <p>a. 2021年度中に消費税財源による「医療・介護の充実」とするための法案を提出し、これに基づき病床機能の再編支援を実施する。</p>	<p>地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、骨太方針2019に基づき、大幅なメリハリ付けの仕組みを構築することとされており、2021年度の評価項目において、重点支援区域が属する都道府県や医師少数都道府県等に対して配分額の加算を行い、メリハリある配分を実施。</p> <p>a. 2020年度に予算事業として措置された「病床機能再編支援事業」については、2021年通常国会で改正した医療法等により、新たに「地域医療介護総合確保基金」に全額国費の事業として位置付け、地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の合意を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等の取組に対して支援を実施。</p>

社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○年間新規透析患者数【2028年度までに35,000人以下に減少】 ⇒40,885人（40,468人、39,344人） （2019年（2018年、2016年））</p> <p>○糖尿病有病者の増加の抑制【2022年度までに1,000万人以下】 ⇒1,000万人（2016年度）</p> <p>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数【2022年度までに2008年度と比べて25%減少】⇒13.5%減（13.7%減、3.2%減） （2019年（2018年、2014年））</p> <p>○終了した研究に基づき発表された成果数（論文、学会発表、特許の件数など）【前年度と同水準】 ⇒343件（2020年度）[前年度（2019年度）90件]</p>	<p>○好事例（の要素）を反映したデータヘルスの取組を行う保険者【100%】（好事例を反映したデータヘルスの取組を行う保険者数/データヘルス計画策定の保険者数 保険者データヘルス全数調査（回答率96.6%）） ⇒市町村国保：1,440（1,254、1,116）（2020年（2019年、2017年）） ⇒広域連合：44（41、39）（2020年（2019年、2017年）） ⇒健保組合：837（417、271）（2020年（2019年、2017年）） ⇒共済組合：65（30、20）（2020年（2019年、2017年）） ⇒協会けんぽ：48（48、48）（2020年（2019年、2017年）） ○データヘルスに対応する健診機関（民間事業者も含む）を活用する保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】（データヘルスに対応する健診機関を活用している保険者数/データヘルス計画を策定の保険者数 保険者データヘルス全数調査（回答率96.6%）） ⇒市町村国保：1,189（1,139、924）（2020年（2019年、2017年）） ⇒広域連合：22（21、12）（2020年（2019年、2017年）） ⇒健保組合：938（934、732）（2020年（2019年、2017年）） ⇒共済組合：62（62、34）（2020年（2019年、2017年）） ⇒協会けんぽ：47（40、40）（2020年（2019年、2017年）） ○健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】（加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者数/データヘルス計画を策定の保険者数 保険者データヘルス全数調査（回答率96.6%）） ⇒市町村国保：1,321（2020年） ⇒広域連合：37（2020年） ⇒健保組合：606（2020年） ⇒共済組合：37（2020年） ⇒協会けんぽ：38（2020年） ○健康保険組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業数【2020年度までに500社以上】 ⇒1794社（1476社、539社）（2020年（2019年、2017年）） ○協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業数2020年度までに3万社以上】 ⇒58,597社（51,126社、23,074社）（2020年（2019年、2017年）） ○保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者数【2020年度までに100社以上】 ⇒124社（123社、102社）（2019年（2018年、2017年））</p> <p>○「事前評価委員会」による学術的・行政的観点に基づく評価・採択と、「中間・事後評価委員会」による研究成果の検証及び採択に基づく、採択課題の継続率【2022年度に100%】⇒100%（2020年）</p>	<p>② 医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等 i 障壁となっている規制がないか検証し必要な対応を検討・実施 a. 関係者のニーズ等に基づきグレーゾーン解消制度の活用を含め柔軟に対応。《厚生労働省》 ii 事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見や資金の活用を促進 a. 「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集」に加え、「地方自治体における地域包括ケアシステム構築に向けた『保険外サービス』の活用に関するポイント集・事例集」や「QOLを高める保険外（自費）サービス活用促進ガイド」を活用し、保険外サービスの活用について周知を推進。《厚生労働省》 b. 介護サービス情報公表システムの活用等により、ケアマネジャーや高齢者等に対し情報提供を推進する取組を支援。《厚生労働省》</p> <p>③ マイナンバー制度のインフラ等を活用した取組 iii 医療等分野における研究開発の促進 a. 医療等分野のデータを利活用した研究開発を促進《厚生労働省》</p> <p>④ 世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点からの検討 i 高額療養費制度の在り方 iii 高額介護サービス費制度の在り方 高額介護サービス費制度の見直しを2017年8月から実施。 iv 介護保険における利用者負担の在り方 利用者負担割合について、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担を3割とする見直しを2018年8月から実施。</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>

社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

実施年度	
2021年度	
具体的取組	進捗状況
<p>⑳ 医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等</p> <p>i 障壁となっている規制がないか検証し必要な対応を検討・実施</p> <p>a. 関係者のニーズ等に基づきグレーゾーン解消制度の活用を含め柔軟に対応。</p> <p>ii 事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見や資金の活用を促進</p> <p>a. 「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集」に加え、「地方自治体における地域包括ケアシステム構築に向けた『保険外サービス』の活用に関するポイント集・事例集」や「QOLを高める保険外（自費）サービス活用促進ガイド」を活用し、保険外サービスの活用について周知を推進。</p> <p>b. 介護サービス情報公表システムの活用等により、ケアマネジャーや高齢者等に対し情報提供を推進する取組を支援。</p>	<p>a. グレーゾーン解消制度の申請があった場合に、随時対応。</p> <p>a. 「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集」に加え、「地方自治体における地域包括ケアシステム構築に向けた『保険外サービス』の活用に関するポイント集・事例集」や「QOLを高める保険外（自費）サービス活用促進ガイド」を活用し、保険外サービスの活用について周知を推進。</p> <p>b. 介護サービス情報公表システムの活用については、介護サービスや生活関連情報等を一体的に集約し、パンフレット等も活用しながら、関連情報を広く周知・発信している状況。2020年度においては、システム改修を行い、新たに「有料老人ホーム」に関する検索や詳細な情報提供を開始するとともに、利用者の活用方法やニーズに関する調査研究等により実態把握に努める。</p>
<p>㉑ マイナンバー制度のインフラ等を活用した取組</p> <p>iii 医療等分野における研究開発の促進</p> <p>a. 医療等分野のデータを利活用した研究開発を促進。</p>	<p>a. 医療等分野のデータを利活用した研究開発を促進。臨床研究等ICT基盤構築・人工知能実装研究において、次世代医療情報交換標準規格FHIRを用いたPHR統一プラットフォームの開発研究や、次世代医療基盤法に基づく、認定匿名加工医療情報作成事業者から提供された匿名加工医療情報がどのような研究に資するのか、またAI技術を用いた研究に関する技術的課題を明らかとし、認定事業者を利用した研究を加速する施策提言につなげる研究等を選択し、研究を進めている。</p>
<p>㉒ 世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点からの検討</p> <p>iii 高額介護サービス費制度の在り方 高額介護サービス費制度の見直しを2017年8月から実施。</p> <p>iv 介護保険における利用者負担の在り方 利用者負担割合について、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担を3割とする見直しを2018年8月から実施。</p>	<p>iii 高額介護サービス費制度の見直しを2017年8月から実施。</p> <p>iv 利用者負担割合について、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担を3割とする見直しを2018年8月から実施。</p>

社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>②⑤ 現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るための検討</p> <p>i 介護納付金の総報酬割 介護納付金の総報酬割について、2017年度から段階的に実施。</p> <p>ii その他の課題 a. 現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るためのその他の課題について、関係審議会等において検討。</p>	<p>i 介護納付金の総報酬割について、2017年度から段階的に実施。</p> <p>a. 関係審議会等において、引き続き検討。</p>
<p>②⑦ 公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討</p> <p>v 不適切な給付の防止の在り方について検討</p>	<p>v 保険給付の適正化のため、柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いに関する指導監査業務等実施要領を改正するとともに、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いに関する指導監査業務等実施要領を新たに施行し、各地方厚生（支）局における当該業務の標準化を図った。</p>
<p>③④ 適切な市場価格の形成に向けた医薬品の流通改善</p> <p>a. 「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン（2018年1月）に基づき、流通改善に取り組むとともに、当該懇談会において定期的に進捗状況を把握し、改善に向けた取組を推進。</p>	<p>●流通改善の進捗状況については、「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」において定期的に把握し、改善に向けた取組を推進。</p> <p>●医療用医薬品の流通におけるRFIDの活用について検討を実施。</p> <p>●価格交渉の実態を把握するための調査を実施。</p> <p>●医療用医薬品の取引環境の変化に対応するため、「流通改善ガイドライン」の改訂に着手。</p>
<p>③⑤ 医療機器の流通改善及び保険償還価格の適正化を検討</p> <p>a. 医療機器の流通に関して関係団体との協議を踏まえ、関係団体及び個別企業への調査結果を踏まえ、改善が必要とされる問題点を整理し、対応策を検討。医療機器のコード化の進捗状況を定期的に把握する等、改善に向けた取組を推進。</p>	<p>●流通改善に係る課題の整理・対応策の検討のため、2021年は4回にわたり関係団体と協議を実施。</p> <p>●医療機器流通の効率化等のため、医療機器業界による内閣府SIP「スマート物流サービス」プログラム（医療機器物流情報プラットフォーム）の適切な実施を支援。</p> <p>●2020年9月時点のコード化の進捗状況を調査、その結果を公表し、改善を促した。</p>

社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○重複投薬・相互作用等防止に係る調剤報酬の算定件数【2021年度までに2017年度と比べて20%増加】 ⇒296,548件（386,178件、329,216件） （2020年度（2019年度、2017年度））</p> <p>○地域包括ケアシステムにおいて過去1年間に平均月1回以上医師等と連携して在宅業務を実施している薬局数【2022年度までに60%】（地域包括ケアシステムにおいて過去1年間に平均月1回以上医師等と連携して在宅業務を実施している薬局数/薬局数（薬局機能情報提供制度による（回答率100%）） ⇒33.1%（29.8%） （2020年12月末（2019年12月末））</p>	<p>○「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を発揮できる薬剤師を配置している薬局数【2022年度までに60%】（「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を発揮できる薬剤師を配置している薬局数/薬局数（薬局機能情報提供制度による（回答率100%）） ⇒75.7%（67.5%）（2020年12月末（2019年12月末））</p> <p>○各都道府県の、一人の患者が同一期間に3つ以上の医療機関から同じ成分の処方を受けている件数【見える化】 ⇒公表に向け集計中（ホームページにて公表済、ホームページにて公表済み）（2020年度分（2019年度分、2017年度分））</p> <p>○調剤報酬における在宅患者訪問薬剤師管理指導料、介護報酬における居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費の算定件数【2021年度までに2017年度と比べて40%増加】 ⇒今年度中に結論を得る（12,545,021件、9,427,974件） （2020年度（2019年度、2017年度））</p>	<p>③⑥ かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す</p> <p>a. 服薬情報の一元的・継続的な把握等を行うかかりつけ薬剤師・薬局を推進。《厚生労働省》 →</p> <p>b. 各都道府県等の先進・優良事例の周知。《厚生労働省》 →</p>			
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>③⑧ 診療報酬改定における前回改定の結果・保険医療費への影響の検証の実施とその結果の反映及び改定水準や内容に係る国民への分かりやすい形での説明</p> <p>a. 診療報酬改定の内容に係る分かりやすい周知方法について、引き続き検討。《厚生労働省》 →</p>			
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>③⑨ 社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討</p> <p>i マクロ経済スライドの在り方</p> <p>a. 名目手取り賃金変動率がマイナスで、かつ名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合には、名目手取り賃金変動率にあわせて年金額を改定するルールが2021年4月に施行されることとされており、該当する場合には当該ルールに沿って対応するとともに、マクロ経済スライドの仕組みの在り方について、令和2年改正法の検討規定に基づき、今後の検討課題について検討を行う。 →</p> <p>iv 高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し</p> <p>a. 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）が2020年5月に成立したところであり、その円滑な施行に向けた準備、周知、広報に努めるとともに、公的年金制度の所得再分配機能の強化について、同法の検討規定、附帯決議に基づき、検討を加える。《厚生労働省》 →</p> <p>b. 個人所得課税について、総合的かつ一体的に税負担構造を見直す観点から、今後、政府税制調査会において、論点を整理しつつ、議論。《財務省》 →</p>			

社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>③⑥ かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す</p> <p>a. 服薬情報の一元的・継続的な把握等を行うかかりつけ薬剤師・薬局を推進。</p> <p>b. 各都道府県等の先進・優良事例の周知。</p>	<p>a. 2019年12月に公布された改正医薬品医療機器等法において、入退院時の他医療機関等との情報連携や在宅医療の実施によって一元的・継続的に対応できる地域連携薬局等の認定制度の施行を円滑に行った。(2021年8月施行)</p> <p>また、「薬と健康の週間」など、様々な機会を通じて、国民、自治体や薬局関係団体に向けて周知を行った。</p> <p>b. 「地域包括ケアシステムにおける薬剤師・薬局の役割」をテーマに自治体職員を対象とするセミナーを開催し、かかりつけ薬剤師・薬局の推進に関する自治体等の好事例を周知した。</p> <p>また、2022年2月に全国の自治体や関係団体向けに好事例等を周知する予定。</p>
<p>③⑧ 診療報酬改定における前回改定の結果・保険医療費への影響の検証の実施とその結果の反映及び改定水準や内容に係る国民への分かりやすい形での説明</p> <p>a. 診療報酬改定の内容に係る分かりやすい周知方法について、引き続き検討。</p>	<p>a. 診療報酬改定の内容に係る分かりやすい周知方法について、検討。</p>
<p>③⑨ 社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討</p> <p>i マクロ経済スライドの在り方</p> <p>a. 名目手取り賃金変動率がマイナスで、かつ名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合には、名目手取り賃金変動率にあわせて年金額を改定するルールが2021年4月に施行されることとされており、該当する場合には当該ルールに沿って対応するとともに、マクロ経済スライドの仕組みの在り方について、令和2年改正法の検討規定に基づき、今後の検討課題について検討を行う。</p> <p>iv 高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し</p> <p>a. 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）が2020年5月に成立したところであり、その円滑な施行に向けた準備、周知、広報に努めるとともに、公的年金制度の所得再分配機能の強化について、同法の検討規定、附帯決議に基づき、検討を加える。</p> <p>b. 個人所得課税について、総合的かつ一体的に税負担構造を見直す観点から、今後、政府税制調査会において、論点を整理しつつ、議論。</p>	<p>a. 2021年度の年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率がマイナス0.1%、物価変動率が0.0%となり、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回っているため、名目手取り賃金変動率に基づき年金額を改定し、2021年度の年金額を0.1%引き下げた。6月には、公的年金財政状況報告を取りまとめた。</p> <p>a. 令和2年法律の円滑な施行に向けて、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和3年政令第229号）を2021年8月6日に公布した。</p> <p>6月には、公的年金財政状況報告を取りまとめた。</p> <p>b. 2019年9月、政府税制調査会において、働き方の違い等によって有利・不利が生じないような企業年金・個人年金等に関する税制上の取扱いについて検討するとともに、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な税負担のあり方についても検討する必要があるとされ、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスについても、働き方やライフコースの多様化を踏まえた丁寧な検討が必要であるとされた。</p>

社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2021年度までに50%】 ⇒40.4%（42.4%、42.4%） （2019年度（2018年度、2016年度）） （就労した者及び就労による収入が増加した者の数/就労支援事業等の参加者数）</p> <p>○「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）【2021年度までに45%】 ⇒39.3%（38.7%、36.6%） （2019年度（2018年度、2016年度）） （「その他の世帯」のうち就労者のいる世帯数/「その他の世帯」数）</p> <p>○就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】 ⇒6.7%（7.6%、7.6%） （2019年度（2018年度、2016年度））</p> <p>○就労支援事業等の参加者の就労・増収率についての自治体ごとの状況【見える化】</p> <p>○「その他の世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】</p> <p>○生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【毎年度80%】 ⇒87.8%（86.2%、63.8%） 2020年6月（2019年6月、2016年6月） （医療扶助における後発医薬品の数量/医療扶助における薬剤数量の総数）</p> <p>○頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【2021年度において2017年度比2割以上の改善】 ⇒集計中（49.0%、53.9%、52.3%） 2020年度（2019年度、2017年度、2016年度）</p> <p>○生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】 ※地域差、であることから数値記載は困難であるが、全自治体の現状は見える化データベースに掲載済</p> <p>○後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】 ※地域差、であることから数値記載は困難であるが、全自治体の現状は見える化データベースに掲載済</p>	<p>○就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率 【2021年度までに65%】 ⇒52.1%（57.1%、56.8%） （2019年度（2018年度、2016年度）） （就労支援事業等の参加者数/就労支援事業等の参加可能者数）</p> <p>○就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率の自治体ごとの状況【見える化】⇒全自治体の状況を見る化データベースに掲載済</p> <p>○医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率 【毎年度100%】 ⇒100%（97.4%、99.9%） 2021年度（2020年度、2016年度） （後発医薬品使用促進計画を策定している自治体数/全自治体数）</p> <p>○頻回受診対策を実施する自治体【毎年度100%】 ⇒98.6%（96.0%、100%） 2021年度（2020年度、2016年度） （頻回受診対策を実施する自治体/全自治体数）</p>	<p>⑩ 就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む a. 生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進。就労支援事業等の既存事業の積極的な活用を促す。 《厚生労働省》</p> <p>⑪ 生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化 a. 頻回受診等に係る適正受診指導の徹底、生活保護受給者に対する健康管理支援の実施等により、医療扶助の適正化を推進。また、生活保護受給者の頻回受診対策については、現在開催している「医療扶助に関する検討会」の議論や2021年度までの実績等を踏まえ、該当要件についての検討を2022年度中に行う。また、その他医療扶助における適正化について、医療費適正化計画の医療費に医療扶助も含まれることを踏まえ他制度における取組事例も参考に推進しつつ、中期的に医療扶助のガバナンス強化に向け、EBPMの観点も踏まえて検討を行う。《厚生労働省》 b. 生活保護受給者が通院・入院する割合が高い病院・診療所について2021年度中に調査を行う。《厚生労働省》 c. マイナンバーカードを用いた、医療扶助のオンライン資格確認については、「デジタル・ガバメント実行計画」や「医療扶助に関する検討会」の議論を踏まえ、令和5年度中の実施に向け所要の措置を講ずる。《厚生労働省》 d. 生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進。《厚生労働省》 e. 級地制度について、地域ごとの最低生活費を測るための適切な指標の検討を行い、速やかに抜本的見直しを行う。《厚生労働省》</p> <p>⑫ 令和3年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し</p>			

社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>⑩ 就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む</p> <p>a. 生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進。就労支援事業等の既存事業の積極的な活用を促す。</p>	<p>a. 就労自立のインセンティブ強化を目的として2018年10月に改正した就労自立給付金等、就労支援に関する取組について、2021年10月の指導職員ブロック会議等を通じ、自治体に制度の確実な実施について周知を行った。</p>
<p>⑪ 生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化</p> <p>a. 頻回受診等に係る適正受診指導の徹底、生活保護受給者に対する健康管理支援の実施等により、医療扶助の適正化を推進。また、生活保護受給者の頻回受診対策については、現在勤奨を含む医療扶助の適正化に係る取組を推進。頻回受診者の該当要件については、開催している「医療扶助に関する検討会」の議論や2021年度までの実績等を踏まえ、該当要件についての検討を2022年度中に行う。また、その他医療扶助における適正化について、2021年度は医療扶助の更なるガバナンス強化の在り方について検討するための調査研究事業を実施。に推進しつつ、中期的に医療扶助のガバナンス強化に向け、EBPMの観点も踏まえて検討を行う。</p> <p>b. 生活保護受給者が通院・入院する割合が高い病院・診療所について2021年度中に調査を行う。</p> <p>c. マイナンバーカードを用いた、医療扶助のオンライン資格確認については、「デジタル・ガバメント実行計画」や「医療扶助に関する検討会」の議論を踏まえ、令和5年度中の実施に向け所要の措置を講ずる。</p> <p>d. 生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進。</p> <p>e. 級地制度について、地域ごとの最低生活費を測るための適切な指標の検討を行い、速やかに抜本的な見直しを行う。</p>	<p>a. 2021年1月施行の被保護者健康管理支援事業等において、適正受診指導や健診受診に必要となるシステム改修や実務の詳細等を検討するための調査研究事業を実施するとともに、各自治体に対し、被保護者のマイナンバーカードの取得促進等に係る事務連絡を发出。</p> <p>b. 生活保護受給者が通院・入院する割合が高い指定医療機関について、2021年6月に該当する医療機関の指定権者である都道府県等に対するアンケート調査を実施。</p> <p>c. 2021年度は、社会保険診療報酬支払基金や福祉事務所等において、医療扶助のオンライン資格確認の導入のために必要となるシステム改修や実務の詳細等を検討するための調査研究事業を実施するとともに、各自治体に対し、被保護者のマイナンバーカードの取得促進等に係る事務連絡を发出。</p> <p>d. 就労自立のインセンティブ強化を目的として2018年10月に改正した就労自立給付金等、就労支援に関する取組について、2021年10月の指導職員ブロック会議等を通じ、自治体に制度の確実な実施について周知を行った。</p> <p>e. 級地制度について、地域ごとの最低生活費を測るための適切な指標の検討に向けて消費支出等に関する地域差の現状分析などに関する調査研究を実施したところであり、当該調査研究結果を踏まえて、社会保障審議会生活保護基準部会において議論が行われ「生活保護基準における級地区分の検証に係る分析結果のまとめ」が取りまとめられたところ。</p>

社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
⑫	<p>令和3年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し</p> <p>(再掲)</p> <p>⑩ a. 就労自立のインセンティブ強化を目的として2018年10月に改正した就労自立給付金等、就労支援に関する取組について、2021年10月の指導職員ブロック会議等を通じ、自治体に制度の確実な実施について周知を行った。</p> <p>④ e. 級地制度について、地域ごとの最低生活費を測るための適切な指標の検討に向けて、消費支出等に関する地域差の現状分析などに関する調査研究を実施したところであり、当該調査研究結果を踏まえて、社会保障審議会生活保護基準部会において議論が行われ、「生活保護基準における級地区分の検証に係る分析結果のまとめ」が取りまとめられたところ。</p>

社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）		
		21	22	23
<p>○生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数【見える化】 ⇒就労支援プラン（プランに就労支援が盛り込まれたもの）の作成・支援により就労した者及び増収した者の数 ：20,439人(21,607人、22,714人) （2020年度(2019年度、2016年度)） ⇒上記以外のものであって、生活困窮者自立支援制度の利用や他機関につないだことにより、就労した者及び増収した者の数 ：12,039人(12,255人、10,073人) （2020年度(2019年度、2016年度)） ○就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【毎年度75%】 （就労した者及び就労による収入が増加した者数/就労支援プラン対象者数。生活困窮者自立支援統計システム） ⇒27%(61%、71%) （2020年度(2019年度、2016年度)） ○自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合【2021年度までに90%】 （自立に向けての改善が見られた者数/自立生活のためのプラン作成者数。生活困窮者自立支援統計システム） ⇒82%(85%)（2020年度(2019年度)） ※2018年度までについては、数値計測をしておらず、記載不可。</p>	<p>○福祉事務所設置自治体による就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率【見える化】 ⇒就労支援準備事業：60%(55%、39%) （2020年度(2019年度、2016年度)） 家計改善支援事業：62%(55%、33%) （2020年度(2019年度、2016年度)） ○自立生活のためのプラン作成件数【毎年度年間新規相談件数の50%】 （自立生活のためのプラン作成件数/年間新規相談件数。生活困窮者自立支援統計システム） ⇒18%（32%、30%）（2020年度(2019年度、2016年度)） ○自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【毎年度プラン作成件数の60%】 （自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数/自立生活のためのプラン作成件数。生活困窮者自立支援統計システム） ⇒55%(47%、48%)（2020年度(2019年度、2016年度)） ○自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2021年度までに25万件】 ⇒785,750件(248,398件、222,426件）（2020年度(2019年度、2016年度)） ○自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ（連絡・調整や同行等）件数【見える化】 ⇒155,464件(52,108件、55,992件）（2020年度(2019年度、2016年度)） ○任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施率【見える化】 ⇒一時生活支援事業：34%(32%、25%) （2020年度(2019年度、2016年度)） 子どもの学習・生活支援事業：64%(64%、46%) （2020年度(2019年度、2016年度)） 生活保護受給者等就労自立促進事業：99%(99%、99%)（2020年度(2019年度、2016年度)）</p>	<p>④③ 生活困窮者自立支援制度の着実な推進</p> <p>a. 改正生活困窮者自立支援法に基づき、就労や家計をはじめとした様々な課題に対応できる包括的な支援体制の整備の推進を図ることにより、自立に向けた意欲の向上や日常生活面・社会生活面の改善を含め、就労・増収等を通じた生活困窮者の自立支援を推進。 その際、本人の希望に応じて求職者支援制度等適切な就労支援施策へ繋ぎ、継続的な支援を実施する。《厚生労働省》</p> <p>b. 新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、支援ニーズの増加に対する体制強化や支援のICT化を始めとした、生活困窮者自立支援制度の強化を進める。《厚生労働省》</p>		
—	—	<p>④④ 雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討 a. 経済財政運営と改革の基本方針2019も踏まえ、雇用保険料と国庫負担の時限的な引下げの継続等について検討し、必要な措置を講ずる。 《厚生労働省》</p>		

社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>④③ 生活困窮者自立支援制度の着実な推進</p> <p>a. 改正生活困窮者自立支援法に基づき、就労や家計をはじめとした様々な課題に対応できる包括的な支援体制の整備の推進を図ることにより、自立に向けた意欲の向上や日常生活面・社会生活面の改善を含め、就労・増収等を通じた生活困窮者の自立支援を推進。その際、本人の希望に応じて求職者支援制度等適切な就労支援施策へ繋ぎ、継続的な支援を実施する。</p> <p>b. 新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、支援ニーズの増加に対する体制強化や支援のICT化を始めとした、生活困窮者自立支援制度の強化を進める。</p>	<p>a. 改正生活困窮者自立支援法を着実に施行。特に、就労準備支援事業・家計改善支援事業については、両事業を実施していない自治体の実施を促す観点から、都道府県が管内未実施自治体の支援に際して活用することを目的とした「支援マニュアル」の作成・配布を行っている。特に、管内自治体の両事業の実施率が低調な都道府県を10箇所「重点支援都道府県」として選定し、管内未実施自治体の実施に向け、道県取組に対し国として助言を行うとともに、研修を開催するなど丁寧な対応を行っている。また、希望する自治体に有識者を派遣する自治体・支援員コンサルティング事業を実施する等、自治体の状況に応じてきめ細かに支援している。加えて、広域実施をモデル的に実施する等の取り組みを行っている。</p> <p>・就労・増収等を通じた自立を促進するため、自立生活のためのプランの中に就労支援を盛り込むこと等を通じ、対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度等の利用を促進。</p> <p>b. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、自立相談支援体制の強化を図るとともに、地域の課題や実情を踏まえた家計改善支援の人員体制の強化、就労準備支援や子どもの学習・生活支援事業のICT化、住まい支援の強化等を進めることにより、生活困窮者自立支援制度の機能強化の促進を行った。</p>
<p>④④ 雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討</p> <p>a. 経済財政運営と改革の基本方針2019も踏まえ、雇用保険料と国庫負担の時限的な引下げの継続等について検討し、必要な措置を講ずる。</p>	<p>a. 雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）により、2021年度までの間に限り、雇用保険の保険料率を2/1000引き下げ、国庫負担を本来負担すべき額の10%に相当する額としたところ。2022年度以降の雇用保険の財政運営については労働政策審議会において年内を目途に検討を行う。</p>

社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

(再掲)

- ①都道府県ごとの地域医療構想の策定による、医療の「見える化」を踏まえた病床の機能分化・連携の推進（療養病床に係る地域差の是正）（社保-29 i、ii）
- ②慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制に係る制度上の見直しの検討（社保-29 i）
- ④地域医療構想との整合性の確保や地域間偏在の是正などの観点を踏まえた医師・看護職員等の需給について検討（社保-31）
- ⑤外来医療費について、データに基づき地域差を分析し、重複受診・重複投与・重複検査等の適正化を行いつつ地域差を是正（社保-33 i）
- ⑥地域医療構想と統合的な形で、都道府県ごとに医療費の水準や医療の提供に関する目標を設定する医療費適正化計画を策定。国が27年度中に標準的な算定方式を示す（都道府県別の医療費の差の半減を目指す）（社保-33 i）
- ⑧人生の最終段階における医療の在り方を検討（社保-26）
- ⑨かかりつけ医の普及の観点からの診療報酬上の対応や外来時の定額負担について検討（社保-56）
- ⑪都道府県の行う病床再編や地域差是正の努力を支援するための取組
 - ii 医療費適正化計画の進捗状況等を踏まえた高確法第14条の診療報酬の特例の活用の在り方の検討（社保-33 iii）
 - iv 都道府県の体制・権限の整備の検討（社保-29 i）
- ⑫全ての国民が自ら生活習慣病を中心とした疾病の予防、重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特定健診等の受診率向上に取り組みつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築（社保-2、5、6、7）
- ⑭保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に係る制度設計
 - i 2018年度までに国民健康保険の保険者努力支援制度のメリハリの効いた運用方法の確立（社保-19）
 - ii 国民健康保険料に対する医療費の地域差の一層の反映（社保-45）
 - iii 健康保険組合等の後期高齢者支援金の加算・減算制度の運用面での強化（社保-19）
 - iv 医療保険の審査支払機関の事務費・業務の在り方（社保-39 iii）
- ⑮ヘルスケアポイント付与や保険料への支援になる仕組み等の個人に対するインセンティブ付与による健康づくりや適切な受診行動等の更なる促進（社保-6）
- ⑯セルフメディケーションの推進（社保-15）
- ⑰要介護認定率や一人当たり介護費の地域差を分析し、保険者である市町村による給付費の適正化に向けた取組を一層促す観点からの、制度的な対応も含めて検討（社保-33 i、35、36）
- ⑱高齢者のフレイル対策の推進（社保-7、8）
- ⑲「がん対策加速化プラン」を年内めどに策定し、がん対策の取組を一層推進（社保-4 i、ii）
- ⑳民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組について、健康経営の取組との連携も図りつつ、好事例を強力に全国展開（社保-17、18）
- ㉒介護人材の資質の向上と事業経営の規模の拡大やICT・介護ロボットの活用等による介護の生産性向上（社保-39 vi（ICT・介護ロボットの活用）、44 ii（介護助手・保育補助者など多様な人材の活用）、44 iv（事業経営の規模の拡大））

社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

(再掲)

- ㉓ マイナンバー制度のインフラ等を活用した取組
 - i 医療保険のオンライン資格確認の導入（社保-39 i）
 - ii 医療・介護機関等間の情報連携の促進による患者負担軽減と利便性向上（社保-39 ii）
- ㉔ 世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点からの検討
 - ii 医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方（社保-58）
- ㉕ 医療保険、介護保険ともに、マイナンバーの活用等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて検討（社保-57）
- ㉖ 公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討
 - i 次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討（社保-64（軽度者に対する生活援助サービス））
 - ii 医薬品や医療機器等の保険適用に際して費用対効果を考慮することについて平成28年度診療報酬改定において試行的に導入した上で、速やかに本格的な導入を目指す（社保-51 i）
 - iii 生活習慣病治療薬等について、費用面も含めた処方等の在り方等の検討（社保-53 ii）
 - iv 市販品類似薬に係る保険給付について見直しを検討（社保-59）
- ㉗ 後発医薬品に係る数量シェアの目標達成に向けて安定供給、信頼性の向上、情報提供の充実、診療報酬上の措置など必要な追加的措置を講じる（社保-54）
- ㉘ 後発医薬品の価格等を踏まえた特許の切れた先発医薬品の保険制度による評価の仕組みや在り方等の検討（社保-51 iii）
- ㉙ 基礎的な医薬品の安定供給、創薬に係るイノベーションの推進、真に有効な新薬の適正な評価等を通じた医薬品産業の国際競争力強化に向けた必要な措置の検討（社保-51 iii）
- ㉚ 市場実勢価格を踏まえた薬価の適正化（社保-51 ii）
- ㉛ 薬価改定の在り方について、その頻度を含め検討（社保-51 ii）
- ㉜ 平成28年度診療報酬改定において、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証し、調剤報酬について、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化、患者本意の医薬分業の実現に向けた見直し（社保-52）
- ㉝ 社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討
 - ii 短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大（社保-22）
 - iii 高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方（社保-23）
- ㉞ 令和3年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し
 - a 生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進（社保-40 a）
 - b 級地制度について、地域ごとの最低生活費を測るための適切な指標の検討を行い、速やかに抜本的な見直しを行う（社保-41 e）

2. 社会資本整備等

政策目標 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

公共投資における効率化・重点化と担い手を確保するため、i-Constructionの推進、中長期的な担い手確保に向けた取組、費用便益分析、効率的・効果的な老朽化対策等に取り組む。

・i-Constructionについて、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスにおける建設現場の生産性を2025年度までに2割向上することを目指す。

⇒ICT土工：26.2%（29.0%、31.2%）の時間短縮効果（2021年3月（2020年3月、2018年6月））

⇒ICT舗装工：40.0%、ICT浚渫工：35.6%、ICT浚渫工（港湾）：8.2%の時間短縮効果（2020年度末）

・また、インフラメンテナンスについて、予防保全型のメンテナンスの推進等により、中長期のトータルコストの抑制を目指す。

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）		
		21	22	23
<p>○ICT土工の実施率(直轄事業)：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒82%（79%）（2020年度末（2019年度末）時点）</p>	<p>○ICTの活用対象：橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理を含む全てのプロセスに拡大 ⇒土工、舗装工、浚渫工（河川）、地盤改良工、法面工、付帯構造物設置工、舗装工（修繕工）、構造物工（橋脚・橋台）、路盤工、浚渫工（港湾）、基礎工（港湾）、ブロック据付工（港湾）、海上地盤改良工（床掘工・置換工）（港湾） （2019：土工、舗装工、浚渫工（河川）、浚渫工（港湾）、地盤改良工（浅層・中層混合処理、深層）、法面工（吹付工、吹付法砕工）、付帯構造物設置工、舗装（修繕工）、基礎工・ブロック据付工（港湾）、2016：土工） （2021年度末（2020年4月、2016年度末）時点）</p>	<p>1. ICTの活用（i-Constructionの推進）</p> <p>a. ICT活用工種について、構造物工、路盤工、海上地盤改良工（床掘工、置換工）に拡大するとともに、これにより取得される3次元データを活用することで維持管理分野の効率化を図る。また、大規模構造物における全ての詳細設計でBIM/CIMを原則適用とするなど建設現場の生産性向上を図る。ICTの更なる活用に向けたロードマップを策定する。《国土交通省》</p> <p>b. 大規模構造物における全ての詳細設計・工事でBIM/CIMを原則適用とする。《国土交通省》</p> <p>c. 小規模を除く全ての公共工事においてBIM/CIMを原則適用とする。《国土交通省》</p> <p>d. 中小建設業、地方公共団体へのICT施工の普及拡大に向けて、実態を踏まえた積算基準の適正化、経営者向け講習会の実施、業界全体でICT施工未経験企業へのアドバイスを行う人材・組織の育成の取組等を推進する。《国土交通省》</p>		

1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>1 ICTの活用(i-Constructionの推進)</p> <p>a. ICT活用工種について、構造物工、路盤工、海上地盤改良工（床掘工、置換工）に拡大するとともに、これにより取得される3次元データを活用することで維持管理分野の効率化を図る。また、大規模構造物における全ての詳細設計でBIM/CIMを原則適用とするなど建設現場の生産性向上を図る。ICTの更なる活用に向けたロードマップを策定する。《国土交通省》</p> <p>d. 中小建設業、地方公共団体へのICT施工の普及拡大に向けて、実態を踏まえた積算基準の適正化、経営者向け講習会の実施、業界全体でICT施工未経験企業へのアドバイスを行う人材・組織の育成の取組等を推進する。《国土交通省》</p>	<p>a. ICT活用工種について、構造物工、路盤工、海上地盤改良工（床掘工、置換工）に拡大した。また、2023年度までに小規模を除く全ての公共工事においてBIM/CIMを原則適用することとして、段階的に適用拡大を図っており、2021年度は大規模構造物の詳細設計で原則適用することとした。</p> <p>d. ICT施工の経験企業を増やし普及拡大を図るため、一部地整で導入が進んでいる未経験企業へのアドバイスを行うアドバイザー制度を2021年度に全国へ展開する他、講習会や研修を継続して実施する等、人材・組織の育成の取組等を推進している。</p>

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○データプラットフォームの活用累積件数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒3件 (0件) (2020年10月 (2017年度末) 時点)</p>	<p>○インフラ・データプラットフォームと連携する累積データベース数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒18件 (9件、未構築) (2021年10月 (2020年10月、2017年度末) 時点)</p>	<p>2. インフラデータの有効活用 (i-Constructionの推進)</p> <p>(データプラットフォーム)</p> <p>a. 国・自治体・民間が保有する国土・経済活動・自然現象に関するデータと連携したプラットフォームを構築。《国土交通省》</p> <p>b. 具体的な活用事例の検討と利用者のニーズを踏まえつつ、関係省庁等と連携し、データ連携の更なる拡大、要素技術の開発・実装を行う。《国土交通省》</p> <p>(研究開発の推進)</p> <p>a. 官民研究開発投資拡大プログラム (P R I S M) を推進し、民間研究開発投資誘発効果が高い領域等へ各省施策を誘導する。(2020年度は国土交通データプラットフォームに対して予算を配分) 《内閣府》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		
<p>○4～6月期の平均稼働件数と当該年度の平均稼働件数の比率：目標設定はせずモニターする [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒ 国土交通省直轄：0.84 (0.83、0.82) 都道府県：0.78 (0.76、0.73) 政令指定都市：0.69 (0.70、0.66) 市町村：0.60 (0.63、0.52) (いずれも2020 (2019、2015) 年度)</p>	<p>○地域単位での発注見通しの統合・公表に参加する団体の割合：2020年度末までに100% [取組のフォローアップ等を踏まえ、新たなK P I を検討] ⇒ 国・都道府県：100% (99%、84%) 市区町村：100% (98%、51%) (2021年3月 (2019年度末、2018年5月) 時点)</p>	<p>3. 施工時期の平準化 (i-Constructionの推進)</p> <p>a. 債務負担行為の積極的活用などを通じて、国・都道府県・市町村が連携して施工時期の平準化に取り組む。また、全ての地方公共団体における平準化率と具体的取組状況の公表を通じて自主的な取組を促すとともに、平準化が進んでいない団体に対しては継続してフォローアップを実施する。《国土交通省》</p>	<p>→</p>		

1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>2 インフラデータの有効活用(i-Constructionの推進)</p> <p>(データプラットフォーム)</p> <p>a. 国・自治体・民間が保有する国土・経済活動・自然現象に関するデータと連携したプラットフォームを構築。《国土交通省》</p> <p>b. 具体的な活用事例の検討と利用者のニーズを踏まえつつ、関係省庁等と連携し、データ連携の更なる拡大、要素技術の開発・実装を行う。《国土交通省》</p> <p>(研究開発の推進)</p> <p>a. 官民研究開発投資拡大プログラム(PRIISM)を推進し、民間研究開発投資誘発効果が高い領域等へ各省施策を誘導する。(2020年度は国土交通データプラットフォームに対して予算を配分)《内閣府》</p>	<p>a. b. 2022年度の国土交通データプラットフォームの概成に向けて、3D地形図や3D都市モデル(PLATEAU)と連携するとともに、国土土地盤情報の連携対象データを追加するなど、連携データの拡充に取り組んでいる。また、国土交通データプラットフォームの利活用を促進するため、2次元CAD図面から3次元モデルを自動で作成する技術や電子成果品のメタデータを自動で作成する技術等、要素技術の開発に取り組んでいる。</p> <p>a. 官民研究開発投資拡大プログラム(PRIISM)を推進し、民間研究開発投資誘発効果が高い領域等へ各省施策を誘導する。(2021年度は国土交通データプラットフォームに対して予算を配分)</p>
<p>3 施工時期の平準化</p> <p>a. 債務負担行為の積極的活用などを通じて、国・都道府県・市町村が連携して施工時期の平準化に取り組む。また、全ての地方公共団体における平準化率と具体的な取組状況の公表を通じて自主的な取組を促すとともに、平準化が進んでいない団体に対しては継続してフォローアップを実施する。《国土交通省》</p>	<p>a. 2021年度においても、債務負担行為の積極的活用等を通じて、国・都道府県・市区町村が連携して施工時期の平準化に取り組んでいるところ。また、平準化の進捗・取組状況の「見える化」の結果を踏まえ、2021年10月より主に人口10万未満の市区を対象に平準化の進捗・取組が進まない要因や課題等についてヒアリングを開始。KPI第1階層の発注見通しの統合・公表への参加団体の割合は、2020年度末に目標である100%を達成。</p>

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○建設技能者の処遇改善を図りつつ、建設市場の労働需要に応えられる建設技能者の確保（下記の3つの指標）：目標は設定せず、建設技能者に係る各種指標をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p> <p>「労働力調査」から算定する技能者数</p> <p>「学校基本調査」から算定する入職数</p> <p>「賃金構造基本統計調査」から算定する男性生産労働者年間賃金支給額 ⇒ 「労働力調査」から算定する技能者数：315万人（323万人、320万人）（2021年8月（2020年8月、2019年9月）時点）</p> <p>建設キャリアアップシステムに登録している技能者数：692,511人（396,946人）（2021年9月（2020年10月末時点））</p> <p>「学校基本調査」から算定する入職数：4.0万人（3.9万人、3.9万人）（2020年（2019年、2018年）時点）</p> <p>「賃金構造基本統計調査」から算定する男性生産労働者年間賃金支給額：5,403千円（4,624千円、4,625千円）（2020年12月（2019年、2018年）時点）</p>	<p>○建設業許可業者の社会保険への加入率：2025年度までできるだけ早期に100% ⇒99%（98%、97%） （2020年10月（2019年10月、2017年10月）時点）</p> <p>○国及び都道府県における週休2日工事の導入：2020年度までに100% ⇒2022年1月に数値把握 ・国：導入済み（導入済み、導入済み、導入済み） ・都道府県：〇〇%（98%、87%） （〇〇年（2019年11月、2017年12月）時点）</p> <p>○国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入：2023年度末までに国並びに全ての都道府県及び市町村が建設キャリアアップシステムを活用する工事を導入 ⇒2022年1月に把握可能（前回記載なし）</p> <p>○女性の入職者数に対する離職者数の割合：前年度比で低下 ⇒96.9%（71.4%）（2019年（2018年）） ○入職者に占める女性の割合：前年度比で上昇 ⇒19.4%（20.5%）（2019年（2018年））</p>	<p>4. 中長期的な担い手の確保</p> <p>（技能労働者の処遇改善） a. 2020年10月1日以降、建設業の許可・更新の要件として社会保険の加入が追加されたため、K P I 第1階層の達成状況やこれまでの取組状況のフォローアップを行い、技能労働者の更なる処遇改善に向けた取組を実施する。《国土交通省》</p> <p>（働き方改革） a. 2020年7月に中央建設業審議会において作成・勧告した「工期に関する基準」について、公共工事・民間工事を問わず、引き続きその周知を図るとともに、新・担い手3法の施行により、2020年10月以降、著しく短い工期による請負契約の締結が禁止されたことも踏まえ、引き続きK P I 第1階層の達成状況やこれまでの取組状況のフォローアップを行い、働き方改革を通じた担い手の更なる入職・定着に向けた取組を進める。《国土交通省》</p> <p>（人材育成） a. 2019年度から運用を開始した「建設キャリアアップシステム」への加入を促進するため、官民一体となって、現場でのカードリーダー等の設置による建設技能者の就業履歴を確実に蓄積できる措置を進めていくとともに、能力評価制度の普及・拡大や同システムの活用促進に向けた取組を進める。《国土交通省》</p> <p>b. 建設業従事者の処遇改善等に向けた取組を推進するとともに建設業の魅力発信のため広報・教育活動の充実等を図り、建設業の担い手確保を積極的に推進する。特に、「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画（2020年1月策定）」を踏まえ、女性技術者・技能者の活躍の定着に向けた取組を進める。《国土交通省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>4 中長期的な担い手の確保</p> <p>(技能労働者の処遇改善)</p> <p>a. 2020年10月1日以降、建設業の許可・更新の要件として社会保険の加入が追加されたため、KPI第1階層の達成状況やこれまでの取組状況のフォローアップを行い、技能労働者の更なる処遇改善に向けた取組を実施する。《国土交通省》</p> <p>(働き方改革)</p> <p>a. 2020年7月に中央建設業審議会において作成・勧告した「工期に関する基準」について、公共工事・民間工事を問わず、引き続きその周知を図るとともに、新・担い手3法の施行により、2020年10月以降、著しく短い工期による請負契約の締結が禁止されたことも踏まえ、引き続きKPI第1階層の達成状況やこれまでの取組状況のフォローアップを行い、働き方改革を通じた担い手の更なる入職・定着に向けた取組を進める。《国土交通省》</p>	<p>a. ・2021年6月に行政・学識・建設業団体が連携して社会保険の加入に取り組む「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」を開催し、社会保険加入状況を確認するとともに、技能労働者の賃金上昇について概ね2%以上を目指すことを重点課題とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設事業者の社会保険の加入や賃金の支払い状況、工事における法定福利費の確保について11月に調査予定。 ・社会保険の加入逃れ等による技能者の一人親方化（フリーランス化）を防止するため、適切な社会保険の加入・雇用契約の締結を促すリーフレットを約35万部を12月頃に発行予定。 <p>a. 「工期に関する基準」について、公共工事・民間工事を問わず、引き続きその周知を図るとともに、民間工事における工期の実態調査を実施し、その結果を踏まえて働きかけを行うなど、工期の適正化を推進する。</p>

1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>4 中長期的な担い手の確保</p> <p>(人材育成)</p> <p>a. 2019年度から運用を開始した「建設キャリアアップシステム」への加入を促進するため、官民一体となって、現場でのカードリーダー等の設置による建設技能者の就業履歴を確実に蓄積できる措置を進めていくとともに、能力評価制度の普及・拡大や同システムの活用促進に向けた取組を進める。《国土交通省》</p> <p>b. 建設業従事者の処遇改善等に向けた取組を推進するとともに建設業の魅力発信のため広報・教育活動の充実等を図り、建設業の担い手確保を積極的に推進する。特に、「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画（2020年1月策定）」を踏まえ女性技術者・技能者の活躍の定着に向けた取組を進める。《国土交通省》</p>	<p>a. 建設キャリアアップシステム等普及促進コース（仮）：建設キャリアアップシステム等の普及促進を図ることを目的とし、建設事業主団体が普及促進に向けた事業した場合の助成金を新設。また、能力評価制度の拡大に向けて、登録基幹技能講習団体を3団体追加。</p> <p>2020年1月に「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」を策定。 2020年度「女性定着促進に向けたアクションプログラム」を策定。 2021年度は6月から実態調査を実施し、キャリアパス・ロールモデル集を作成予定。</p>

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○社会資本整備重点計画において設定されている重点施策の達成状況を測定するための指標と同じ</p>	<p>○「政策評価に関する基本計画」に定められた評価対象となる個別公共事業の事前評価・事後評価の実施率（直轄事業・補助事業）：100% ⇒100%（100%、100%） （2021年10月（2020年9月、2018年3月時点））</p>	<p>5. 重点プロジェクトの明確化</p> <p>（ストック効果の把握） a. 事業実施後に、ストック効果の発現状況を定量的・客観的に効果を把握し、見える化するとともに、事業の改善点などの工夫・教訓をアーカイブ化する取組を進め、これらの知見を今後の事業実施に活用する。《関係省庁》</p> <p>（公共事業における事業評価） a. 評価対象事業に関する効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るとともに、有識者委員会等における議論を踏まえた事業評価手法の改善を進め、適切に事業評価を実施する。《関係省庁》</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>（交付金事業・補助事業） a. 地方公共団体におけるより効果的な取組を促進するよう、一定の線引きを行った上でのB/Cの算出の要件化や定量的指標の設定と達成状況等の見える化など、政策目的の実現性を評価する取組を進めるとともに、取組状況をフォローアップする。《関係省庁》</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>

1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>5 重点プロジェクトの明確化</p> <p>(ストック効果の把握)</p> <p>a. 事業実施後に、ストック効果の発現状況を定量的・客観的に効果を把握し、見える化するとともに、事業の改善点などの工夫・教訓をアーカイブ化する取組を進め、これらの知見を今後の事業実施に活用する。《関係省庁》</p> <p>(公共事業における事業評価)</p> <p>a. 評価対象事業に関する効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るとともに、有識者委員会等における議論を踏まえた事業評価手法の改善を進め、適切に事業評価を実施する。《関係省庁》</p> <p>(交付金事業・補助事業)</p> <p>a. 地方公共団体におけるより効果的な取組を促進するよう、一定の線引きを行った上でのB/Cの算出の要件化や定量的指標の設定と達成状況等の見える化など、政策目的の実現性を評価する取組を進めるとともに、取組状況をフォローアップする。《関係省庁》</p>	<p>a. 事後評価等において事業実施後のストック効果を把握するとともに、事前評価において事業実施によって見込まれるストック効果を検討するなどPDCAサイクルを活用した取組を行っている。</p> <p>a. 「政策評価に関する基本計画」に基づき、事業評価を実施した。</p> <p>a. 一定の線引きを行った上でのB/Cの算出の要件化や定量的指標の設定などの政策目的の実現性を評価する取組を行った。</p>

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○包括的民間委託を導入した累積自治体数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒362者（288者） （下水道分野は2020年4月、その他は2021年3月）時点（下水道分野は2019年4月、その他は2019年10月）時点</p>	<p>○インフラメンテナンス国民会議に参加する自治体数：毎年度増加 ⇒1,121者（856者）（2021年10月末（2020年11月時点））</p>	<p>6. 効率的・効果的な老朽化対策の推進 （包括的民間委託） a. 包括的民間委託に関する検討会において、包括的民間委託のケーススタディを行い、検討結果をインフラメンテナンス国民会議も活用しながら全国展開し、包括的民間委託の更なる導入を促進する。《国土交通省》 b. 包括的民間委託のグッドプラクティス集を作成する。《国土交通省》</p>	→	→	
<p>○国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合：2030年までに100% ⇒48% （2021年3月時点）</p>	<p>○新技術の現場試行累積数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒38技術（29技術、17技術）（2021年3月末（2020年3月、2018年12月）時点）</p> <p>○インフラメンテナンス国民会議に参加する会員数：2020年末までに2,000者 ⇒2,440者（2,123者、1,596者）（2021年10月（2020年12月、2018年12月）時点）</p>	<p>（新技術導入促進による業務効率化） a. インフラメンテナンス国民会議等における現場試行・実装化と横展開を継続するとともに、得られた知見をもとに更なる新技術の導入に係るガイドライン等を作成する。点検要領やガイドライン、事例集の充実等により新技術の普及促進を図るとともに、維持管理に関する情報のデータベース整備による業務効率化を図る。《関係省庁》</p> <p>（インフラメンテナンス国民会議） a. インフラメンテナンス国民会議において、インフラメンテナンス大賞の周知を図るなどの先進・優良事例の全国展開を図るとともに、会員のニーズを踏まえ、関係省庁の様々な分野をインフラメンテナンス国民会議で取扱うなど、国民会議の内容充実を図る。《関係省庁》</p>	→	→	
—	—	<p>（インフラ長寿命化計画の見直し） a. 2020年度中にインフラ長寿命化計画のフォローアップを行った上で、その結果を踏まえつつ、予防保全型の老朽化対策を推進するために必要な具体策を盛り込んだ新計画を策定し、2021年度以降は、新計画に基づく老朽化対策を推進する。 （具体策は、例えば、新技術の更なる導入促進方策、データの更なる利活用方策、技術系職員不足を踏まえた対応策など） 《関係省庁》</p>	→		

1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

実施年度		
2021年度		
	具体的取組	進捗状況
6	<p>効率的・効果的な老朽化対策の推進</p> <p>(包括的民間委託)</p> <p>a. 包括的民間委託に関する検討会において、包括的民間委託のケーススタディを行い、検討結果をインフラメンテナンス国民会議も活用しながら全国展開し、包括的民間委託の更なる導入を促進する。《国土交通省》</p> <p>b. 包括的民間委託のグッドプラクティス集を作成する。《国土交通省》</p> <p>(新技術導入促進による業務効率化)</p> <p>a. インフラメンテナンス国民会議等における現場試行・実装化と横展開を継続するとともに、得られた知見をもとに更なる新技術の導入に係るガイドライン等を作成する。点検要領やガイドライン、事例集の充実等により新技術の普及促進を図るとともに、維持管理に関する情報のデータベース整備による業務効率化を図る。《関係省庁》</p>	<p>a. 包括的民間委託の導入検討を行うモデル自治体を公募・選定し、社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会社会資本メンテナンス戦略小委員会民間活力活用促進WGにおいて有識者の意見を伺いながら導入検討支援を行っている。</p> <p>b. 包括的民間委託の導入検討支援の成果やすでに包括的民間委託を導入済みの自治体からのヒアリング結果を活用し、インフラ維持管理における包括的民間委託導入の手引きの作成に向け、社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会社会資本メンテナンス戦略小委員会民間活力活用促進WGにおいて検討を進めている。</p> <p>a. インフラメンテナンス国民会議等の取組の中で新技術の紹介、産官学の技術マッチングのコーディネート等を行い、新技術の社会実装を支援した。また新技術が積極的に採用されるよう、点検要領の見直しやマニュアル・手引きの作成等を行った。</p>

1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>6 効率的・効果的な老朽化対策の推進</p> <p>(インフラメンテナンス国民会議)</p> <p>a. インフラメンテナンス国民会議において、インフラメンテナンス大賞の周知を図るなどの先進・優良事例の全国展開を図るとともに、会員のニーズを踏まえ、関係省庁の様々な分野をインフラメンテナンス国民会議で取扱うなど、国民会議の内容充実を図る。《関係省庁》</p> <p>(インフラ長寿命化計画の見直し)</p> <p>a. 2020年度中にインフラ長寿命化計画のフォローアップを行った上で、その結果を踏まえつつ、予防保全型の老朽化対策を推進するために必要な具体策を盛り込んだ新計画を策定し、2021年度以降は、新計画に基づく老朽化対策を推進する。(具体策は、例えば、新技術の更なる導入促進方策、データの更なる利活用方策、技術系職員不足を踏まえた対応策など)《関係省庁》</p>	<p>a. インフラメンテナンス国民会議において、インフラメンテナンス大賞の周知を図るなどの先進・優良事例の全国展開を図るとともに、会員のニーズを踏まえ、関係省庁の様々な分野を取扱うイベントを開催している。</p> <p>a. 現行のインフラ長寿命化計画の取組状況のフォローアップを行い、新計画の策定を行った。</p>

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○措置が必要な施設の修繕率：毎年度上昇〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 ⇒ 学校施設：次年度把握 社会教育施設：次年度把握 文化施設：次年度把握 スポーツ施設：次年度把握 水道：77% 福祉施設：今年度内に把握 医療施設：今年度内に把握 農業水利施設：次年度把握 農道：次年度把握 農業集落排水施設：次年度把握 林道施設：次年度把握 治山施設：次年度把握 地すべり防止施設：次年度把握 漁港施設：次年度把握 漁場の施設：次年度把握 漁業集落環境施設：次年度把握 道路：51% 河川：0% ダム：86% 砂防：91.7% 海岸：86% 下水道：26% 港湾：83% 空港：100% 鉄道：14% 自動車道：0% 航路標識：55% 公園：54% 公営住宅：次年度把握 官庁施設：24% 一般廃棄物処理施設：64% （いずれも2020年度末時点） ※対象施設は各分野において設定</p>	<p>○施設の点検の実施率：分野毎に定める点検の実施期間中に100% ⇒ 学校施設：98% 社会教育施設：92% 文化施設：94% スポーツ施設：91% 水道：79% 福祉施設：今年度内に把握 医療施設：今年度内に把握 農業水利施設：100% 農道：100% 農業集落排水施設：100% 林道施設：100% 治山施設：100% 地すべり防止施設：100% 漁港施設：100% 漁場の施設：100% 漁業集落環境施設：100% 道路：38%（2巡目） 河川：100% ダム：100% 砂防：100% 海岸：95% 下水道：100% 港湾：98% 空港：100% 鉄道：100% 自動車道：100% 航路標識：75% 公園：99.8% 公営住宅：99% 官庁施設：99% 一般廃棄物処理施設：54% （いずれも2020年度末）</p>	<p>6. 効率的・効果的な老朽化対策の推進</p> <p>（予防保全型の老朽化対策への転換） a. インフラ長寿命化計画及び個別施設計画に基づくインフラの定期的な点検・診断、必要な修繕等の実施によりメンテナンスのP D C Aサイクル（メンテナンスサイクル）を確立・実行し、予防保全型の老朽化対策へ早期に転換する。また、関係省庁は、毎年度、地方公共団体を含めたその実行状況を把握・公表、データの蓄積・活用により、必要な支援を行う。《関係省庁》</p>			

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○総合管理計画において効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表した累積地方自治体数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒589団体（555団体、523団体） （2021年3月（2020年3月、2018年3月）末時点）</p>	<p>○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2020年度末までに100% ⇒更新があれば記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設：公表済（2012年度） ・社会教育施設：公表済（2020年度） ・文化施設：公表済（2020年度） ・スポーツ施設：公表済（2020年度） ・水道：公表済（2019年度） ・福祉施設：公表済（2021年11月） ・医療施設：公表済（2021年4月） ・農林水産省所管施設：公表済（2021年3月） ・国土交通省所管施設：公表済（2018年11月） ・一般廃棄物処理施設：公表済（2020年9月） 	<p>7. インフラ維持管理・更新費見通しの公表</p> <p>（総合管理計画）</p> <p>a. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表において、効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを見える化し、随時情報を更新するとともに、地方自治体が個別施設計画の内容を踏まえて維持管理・更新費見通しの見直しを行うように促す。《総務省》</p> <p>（学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、道路（橋梁）、道路（トンネル）、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、一般廃棄物処理施設）</p> <p>a. 2020年度末までに効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表する（一部公表済み）。《関係省庁》</p> <p>b. 地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表に向け、2021年度までに標準的な算定方法や先進事例を示すなどの支援を行う。《関係省庁》</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	

1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
6	<p>効率的・効果的な老朽化対策の推進</p> <p>(予防保全型の老朽化対策への転換)</p> <p>a. インフラ長寿命化計画及び個別施設計画に基づくインフラの定期的な点検・診断、必要な修繕等の実施によりメンテナンスのPDCAサイクル(メンテナンスサイクル)を確立・実行し、予防保全型の老朽化対策へ早期に転換する。また、関係省庁は、毎年度、地方公共団体を含めたその実行状況を把握・公表、データの蓄積・活用により、必要な支援を行う。《関係省庁》</p> <p>＜国土交通省＞ 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向け施設の修繕等を推進した。また、国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)のフォローアップを実施した。</p> <p>＜農林水産省＞ 2020年度中にインフラ長寿命化計画の改訂及び個別施設計画策定100%を達成し、予防保全型の老朽化対策へ転換を促すとともに、個別施設計画の主たる内容について公表した。</p> <p>＜厚生労働省＞ ・水道においては、行動計画・個別施設計画に基づき、所管する水道施設に対し、適切に維持・修繕の措置がなされるよう取り組むよう依頼し、また実行状況について把握に努めているところ。 ・医療施設においては、行動計画や個別施設計画に基づくインフラの定期的な点検及び必要な修繕について、各自治体に対して調査を実施しているところ。 ・福祉施設においては、行動計画や個別施設計画に基づくインフラの定期的な点検及び必要な修繕について、各自治体に対して調査を実施する予定。</p> <p>＜文部科学省＞ インフラ長寿命化計画及び個別施設計画に基づくインフラの定期的な点検の実施状況を把握した。</p> <p>＜環境省＞ 新たに点検の実施率の調査を開始し、2021年3月時点では54.5%であった。 (一般廃棄物処理施設)</p>

1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>7 インフラ維持管理・更新費の見通しの公表</p> <p>(総合管理計画)</p> <p>a. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表において、効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを見える化し、随時情報を更新するとともに、地方自治体が個別施設計画の内容を踏まえて維持管理・更新費見通しの見直しを行うように促す。《総務省》</p> <p>(学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、道路(橋梁)、道路(トンネル)、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、一般廃棄物処理施設)</p> <p>a. 2020年度末までに効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表する(一部公表済み)。《関係省庁》</p>	<p>a. インフラ維持管理・更新費の見通しを記載項目として設定している公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表について、2020年度末時点の状況に更新し、2021年10月に公表済み。</p> <p>a.</p> <p><国土交通省> 2018年11月に国土交通省所管施設における今後30年間の維持管理・更新費の見通しの推計結果を公表している。</p> <p><農林水産省> 農林水産省所管施設については、2020年度末に「インフラ維持管理・更新費の見通し」を公表済み。</p> <p><厚生労働省> ・水道においては、2021年3月に、効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費の見通しの推計について公表した。 ・医療施設においては、2021年4月に、効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費の見通しの推計について公表した。 ・福祉施設においては、2021年11月に、効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費の見通しの推計について公表した。</p> <p><文部科学省> 文部科学省施設(社会教育施設、文化施設、スポーツ施設)については、2020年度末に公表した。(学校施設は2012年度末に公表済み)</p> <p><環境省> 環境省施設(一般廃棄物処理施設)については、2020年9月に公表済。</p>

1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>7 インフラ維持管理・更新費の見通しの公表</p> <p>（学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、道路（橋梁）、道路（トンネル）、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、一般廃棄物処理施設）</p> <p>b. 地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表に向け、2021年度までに標準的な算定方法や先進事例を示すなどの支援を行う。 《関係省庁》</p>	<p>b. <国土交通省> 2018年11月に国土交通省所管施設における今後30年間の維持管理・更新費の見通しの推計結果を公表するにあたって各分野での推計方法を合わせて公表している。</p> <p><農林水産省> 農林水産省では、「インフラ維持管理・更新費見通し」の公表と併せて、「インフラ維持管理・更新費の見通し」を取りまとめに際し、対象施設、見通し（推計）期間及び推計手法等を整理した「推計手順書」を地方自治体へ提供すること等により支援を行った。</p> <p><厚生労働省> ・水道 地方自治体による公表に資する事例研究を行い、2021年3月に公表した。 ・医療施設においては、インフラ維持管理・更新費の見通しに関する自治体からの照会に対し助言を行うとともに、全国のインフラ維持管理・更新費見通しの推計について公表した。 ・福祉施設においては、インフラ維持管理・更新費の見通しに関する調査を行い、算出した推計コスト等を2021年11月に公表した。</p> <p><文部科学省> 文部科学省では、維持管理・更新費見通しの標準的な算定方法などを示した学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書の活用を促した。</p> <p><環境省> 環境省では、インフラ維持管理・更新費見通しについて2020年9月に公表済。（一般廃棄物処理施設）</p>

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23																																																																																																																																
<p>○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕^{2020年度} ^{2021以降} ^{2019年度}</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施数</th> <th>計画数</th> <th>実施数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>学校施設：</td><td>453件</td><td>1088件</td><td>453件</td></tr> <tr><td>社会教育施設：</td><td>153件</td><td>430件</td><td>153件</td></tr> <tr><td>文化施設：</td><td>26件</td><td>84件</td><td>26件</td></tr> <tr><td>スポーツ施設：</td><td>123件</td><td>220件</td><td>123件</td></tr> <tr><td>水道：</td><td>365件</td><td>306件</td><td>381件</td></tr> <tr><td>福祉施設：</td><td>今年度内に把握</td><td>今年度内に把握</td><td>82件</td></tr> <tr><td>医療施設：</td><td>今年度内に把握</td><td>今年度内に把握</td><td>0件</td></tr> <tr><td>農業水利施設：</td><td>8件</td><td>7件</td><td>2件</td></tr> <tr><td>農道：</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td></tr> <tr><td>農業集落排水施設：</td><td>34件</td><td>63件</td><td>37件</td></tr> <tr><td>林道施設：</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td></tr> <tr><td>治山施設：</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td></tr> <tr><td>地すべり防止施設：</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td></tr> <tr><td>漁港施設：</td><td>6件</td><td>0件</td><td>18件</td></tr> <tr><td>漁場の施設：</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td></tr> <tr><td>漁業集落環境施設：</td><td>1件</td><td>11件</td><td>3件</td></tr> <tr><td>道路（橋梁）：</td><td>308件</td><td>510件</td><td>302件</td></tr> <tr><td>道路（トンネル）：</td><td>5件</td><td>32件</td><td>32件</td></tr> <tr><td>河川：</td><td>31件</td><td>32件</td><td>20件</td></tr> <tr><td>ダム：</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td></tr> <tr><td>砂防：</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td></tr> <tr><td>海岸：</td><td>71件</td><td>0件</td><td>48件</td></tr> <tr><td>下水道：</td><td>80件</td><td>191件</td><td>100件</td></tr> <tr><td>港湾：</td><td>35件</td><td>44件</td><td>14件</td></tr> <tr><td>空港：</td><td>1件</td><td>1件</td><td>2件</td></tr> <tr><td>鉄道：</td><td>5件</td><td>0件</td><td>8件</td></tr> <tr><td>自動車道：</td><td>1件</td><td>1件</td><td>0件</td></tr> <tr><td>航路標識：</td><td>17件</td><td>6件</td><td>21件</td></tr> <tr><td>公園：</td><td>54件</td><td>126件</td><td>67件</td></tr> <tr><td>公営住宅：</td><td>1131件</td><td>5062件</td><td>806件</td></tr> <tr><td>一般廃棄物処理施設：</td><td>52件</td><td>385件</td><td>53件</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（ごみ焼却施設）</p> <p><small>実施数：「集約」、「再編」、「複合化」、「廃止」について、2020年度に取組（整備等）に着手した数 計画数：「集約」、「再編」、「複合化」、「廃止」について、2021年度以降に取組（整備等）を予定している数 文部科学省所管施設においては、2020年度調査結果を記載。</small></p>		実施数	計画数	実施数	学校施設：	453件	1088件	453件	社会教育施設：	153件	430件	153件	文化施設：	26件	84件	26件	スポーツ施設：	123件	220件	123件	水道：	365件	306件	381件	福祉施設：	今年度内に把握	今年度内に把握	82件	医療施設：	今年度内に把握	今年度内に把握	0件	農業水利施設：	8件	7件	2件	農道：	0件	0件	0件	農業集落排水施設：	34件	63件	37件	林道施設：	0件	0件	0件	治山施設：	0件	0件	0件	地すべり防止施設：	0件	0件	0件	漁港施設：	6件	0件	18件	漁場の施設：	0件	0件	0件	漁業集落環境施設：	1件	11件	3件	道路（橋梁）：	308件	510件	302件	道路（トンネル）：	5件	32件	32件	河川：	31件	32件	20件	ダム：	0件	0件	0件	砂防：	0件	0件	0件	海岸：	71件	0件	48件	下水道：	80件	191件	100件	港湾：	35件	44件	14件	空港：	1件	1件	2件	鉄道：	5件	0件	8件	自動車道：	1件	1件	0件	航路標識：	17件	6件	21件	公園：	54件	126件	67件	公営住宅：	1131件	5062件	806件	一般廃棄物処理施設：	52件	385件	53件	<p>○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100%</p> <p>⇒</p> <p>学校施設：92%（39%、7%） 社会教育施設：76%（29%、11%） 文化施設：77%（35%、13%） スポーツ施設：76%（31%、14%） 水道：90%（87%、75%） 福祉施設：72%（40%、23%） 医療施設：56%（24%、10%） 農業水利施設：100%（86%、69%） 農道：100%（79%、36%） 農業集落排水施設100%（68%、42%） 林道施設：100%（67%、33%） 治山施設：100%（88%、60%） 地すべり防止施設：100%（75%、21%） 漁港施設：100%（85%、80%） 漁場の施設：100%（84%、75%） 漁業集落環境施設：100%（50%、18%） 道路（橋梁）：96%（92%、73%） 道路（トンネル）：83%（71%、36%） 河川：100%（97%、89%） ダム：99.6%（98%、79%） 砂防：100%（100%、79%） 海岸：99.7%（82%、39%） 下水道：100%（100%、70%） 港湾：100%（100%、100%） 空港：100%（100%、100%） 鉄道：100%（100%、100%） 自動車道：100%（61%、48%） 航路標識：100%（100%、100%） 公園：95%（95%、93%） 公営住宅：94%（90%、89%） 一般廃棄物処理施設：86%（61%、42%） （いずれも2021年3月（2020年3月、2018年3月）末時点）</p> <p>○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100%</p> <p>⇒12.0%（9.4%） （2021年3月（2020年3月）末時点）</p>	<p>8. 総合管理計画・個別施設計画の策定支援</p> <p>a. 個別施設計画の策定が遅れている分野については、原因の分析を行った上で、2020年度末策定に向けた支援を引き続き行う。《関係省庁》</p> <p>b. 2020年度末までに策定予定の個別施設計画の内容充実・更新を行う。《関係省庁》</p> <p>c. 2021年度末までの総合管理計画の見直しに向け、地方自治体に対し、見直しに当たっての留意点等を改めて周知するとともに、新たな支援策を講じる。《総務省》</p> <p>d. 地域における施設の集約化・複合化が進む取組に対する支援を2021年度までに実施する。《関係省庁》</p> <p>9. 総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開</p> <p>（総合管理計画）</p> <p>a. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表について、見える化の内容の更なる充実を図ることにより、総合管理計画の充実や計画の実行を推進する。《総務省》</p> <p>（学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、道路（橋梁）、道路（トンネル）、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、一般廃棄物処理施設）</p> <p>a. 2020年度までに公表する個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表について、その見える化の内容の充実を図るとともに、先進・優良事例の横展開等により、個別施設計画の策定・充実、計画の実行を推進する。《関係省庁》</p> <p>※見える化の内容としては、原則、施設数、施設の老朽化状況（供用年数、健全性）、計画の策定年度・公表の有無・計画期間、維持管理・更新の方針などとし、施設毎の特性に応じて、各省庁において適切に判断する。</p> <p>（総合管理計画・個別施設計画の策定状況）</p> <p>a. 総合管理計画及び全ての個別施設計画の策定状況を記載した一覧表について、情報を更新する。《内閣官房、関係省庁》</p>	→	→	→
	実施数	計画数	実施数																																																																																																																																		
学校施設：	453件	1088件	453件																																																																																																																																		
社会教育施設：	153件	430件	153件																																																																																																																																		
文化施設：	26件	84件	26件																																																																																																																																		
スポーツ施設：	123件	220件	123件																																																																																																																																		
水道：	365件	306件	381件																																																																																																																																		
福祉施設：	今年度内に把握	今年度内に把握	82件																																																																																																																																		
医療施設：	今年度内に把握	今年度内に把握	0件																																																																																																																																		
農業水利施設：	8件	7件	2件																																																																																																																																		
農道：	0件	0件	0件																																																																																																																																		
農業集落排水施設：	34件	63件	37件																																																																																																																																		
林道施設：	0件	0件	0件																																																																																																																																		
治山施設：	0件	0件	0件																																																																																																																																		
地すべり防止施設：	0件	0件	0件																																																																																																																																		
漁港施設：	6件	0件	18件																																																																																																																																		
漁場の施設：	0件	0件	0件																																																																																																																																		
漁業集落環境施設：	1件	11件	3件																																																																																																																																		
道路（橋梁）：	308件	510件	302件																																																																																																																																		
道路（トンネル）：	5件	32件	32件																																																																																																																																		
河川：	31件	32件	20件																																																																																																																																		
ダム：	0件	0件	0件																																																																																																																																		
砂防：	0件	0件	0件																																																																																																																																		
海岸：	71件	0件	48件																																																																																																																																		
下水道：	80件	191件	100件																																																																																																																																		
港湾：	35件	44件	14件																																																																																																																																		
空港：	1件	1件	2件																																																																																																																																		
鉄道：	5件	0件	8件																																																																																																																																		
自動車道：	1件	1件	0件																																																																																																																																		
航路標識：	17件	6件	21件																																																																																																																																		
公園：	54件	126件	67件																																																																																																																																		
公営住宅：	1131件	5062件	806件																																																																																																																																		
一般廃棄物処理施設：	52件	385件	53件																																																																																																																																		

1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>8 総合管理計画・個別施設計画の策定支援</p> <p>b. 2020年度末までに策定予定の個別施設計画の内容充実・更新を行う。 《関係省庁》</p>	<p>b.</p> <p><国土交通省> 個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表の公表により、個別施設計画の内容充実・更新を促進。</p> <p><農林水産省> 農林水産省では、個別施設計画の内容充実・更新の取組を促進するため、インフラ長寿命化計画（行動計画）を2021年3月に改訂し管理者に周知した。</p> <p><厚生労働省> 水道においては、水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、行動計画に基づいた適切な対応と、対応の進捗状況のフォローアップの実施を要請した。医療施設においては、新型コロナウイルス感染症による影響が落ち着いたタイミングで、個別施設計画の内容充実・更新の具体的方向性を整理し、周知を行う。 福祉施設においては、ガイドラインの周知、中長期的な維持管理更新費の見通しの公表等により、計画の策定を支援した。</p> <p><文部科学省> 個別施設計画の内容の充実や見直しに資するため、先進的な取組をまとめた事例集を作成し、周知を行った。</p> <p><環境省> 「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」や計画のひな形を2021年3月に改訂し、記載事項の周知を行い、内容充実を図った。（一般廃棄物処理施設）</p>
<p>c. 2021年度末までの総合管理計画の見直しに向け、地方自治体に対し、見直しに当たっての留意点等を改めて周知するとともに、新たな支援策を講じる。 《総務省》</p>	<p>c. 2021年1月通知により、総合管理計画の見直しに当たっての留意点等を改めて周知するとともに、市町村における総合管理計画の見直しに係る経費等について特別交付税措置を講じることとしている。</p>

1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

実施年度		
2021年度		
	進捗状況	
8	<p>総合管理計画・個別施設計画の策定支援</p> <p>d. 地域における施設の集約化・複合化が進む取組に対する支援を2021年度までに実施する。《関係省庁》</p>	<p>d.</p> <p><国土交通省> 集約・再編等の事例や考え方をガイドライン等にて周知するとともに、交付金等により財政的支援を実施。</p> <p><農林水産省> 農林水産省では、機能の集約化や既存施設の統廃合等の取組を促進するため、インフラ長寿命化計画（行動計画）を2021年3月に改訂し管理者に周知した。</p> <p><厚生労働省> 水道においては、各水道事業者に、行動計画・個別施設計画に基づき、所管する水道施設に対し、更新の機会を捉えた施設のダウンサイジング・統廃合・再配置・共同化などにも取り組むよう要請した。 医療施設においては、施設の老朽化対策の観点も含め、地域の医療機能の分化・連携に向けて医療施設を整備する際には、地域医療介護総合確保基金により支援を実施しているところ。 福祉施設においては、施設の集約化・複合化の状況について、2021年11月に調査を実施した。</p> <p><文部科学省> 施設の集約化・複合化事業を検討する際の参考に、地方公共団体の集約化・複合化事業の調査結果の共有と併せて、学校施設の複合化に関する基本的な考え方や留意事項を示した報告書等を活用するよう周知を行った。また、上記の個別施設計画の内容の充実や見直しを支援するための事例集において、集約化・複合化の事例についても紹介した。</p> <p><環境省> 環境省では、「広域化・集約化に係る手引き」を2020年6月に策定した。 （一般廃棄物処理施設）</p>

1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

実施年度	
2021年度	
具体的取組	進捗状況
<p>9 総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開</p> <p>(総合管理計画)</p> <p>a. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表について、見える化の内容の更なる充実を図ることにより、総合管理計画の充実や計画の実行を推進する。《総務省》</p> <p>(学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、道路(橋梁)、道路(トンネル)、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、一般廃棄物処理施設)</p> <p>a. 2020年度までに公表する個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表についてその見える化の内容の充実を図るとともに、先進・優良事例の横展開等により、個別施設計画の策定・充実、計画の実行を推進する。《関係省庁》</p> <p>※見える化の内容としては、原則、施設数、施設の老朽化状況(供用年数、健全性)、計画の策定年度・公表の有無・計画期間、維持管理・更新の方針などとし、施設毎の特性に応じて、各省庁において適切に判断する。</p>	<p>a. 公共施設等総合管理計画の主たる記載項目をまとめた一覧表について、2020年度末時点の状況に更新し、2021年10月に公表済み。</p> <p>a.</p> <p><国土交通省> 所管分野における個別施設計画の策定状況や主たる記載内容について一覧表形式でHP上で公表している。また、個別施設計画の策定を個別補助や交付金の重点配分の要件化することで個別施設計画の策定を促進している。(公共事業企画調整課) また、2020年11月に個別施設計画の主たる内容を記載した一覧表について公表した。個別施設計画の記載内容の充実を促し、老朽化対策の更なる加速化を推進している。(都市局)</p> <p><農林水産省> 農林水産省では、個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表について、2021年3月に公表した。</p> <p><厚生労働省> 水道においては、個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表について、その見える化の内容の充実化を図った。 医療施設においては、個別施設計画の主たる内容やどのような項目を盛り込んでいるかをまとめた一覧表について、2021年10月に公表した。 福祉施設においては、個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表について、2021年度11月に公表した。また、ガイドラインの周知、中長期的な維持管理更新費の見通しの公表等の支援を行った。</p> <p><文部科学省> 個別施設計画の見える化調査を実施し、結果を公表することで、記載内容の充実を促した。</p> <p><環境省> 環境省では、個別施設計画に記載されている、施設数、施設の老朽化状況(供用年数、健全性)、計画の策定年度・公表の有無・計画期間、維持管理・更新の方針について調査を行った。結果については2021年中に公開予定である。 (一般廃棄物処理施設)</p>

1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

実施年度		
2021年度		
	具体的取組	進捗状況
9	総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開 (総合管理計画・個別施設計画の策定状況) a. 総合管理計画及び全ての個別施設計画の策定状況を記載した一覧表について、情報を更新する。《内閣官房、関係省庁》	a. 2018年12月に地方公共団体ごとの総合管理計画及び全ての個別施設計画の策定状況を記載した一覧表(2018年4月1日時点・国土交通省分は2018年3月31日時点)を公表。 また、2021年10月に2021年4月1日時点(国土交通省分は2021年3月31日時点)の情報を更新し、公表。

民間の資金・ノウハウを最大限活用するとともに、公的負担の最小化を図るため、「PPP/PFI推進アクションプラン」に基づき、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進するとともに、地方公共団体等がPPP/PFIに取り組みやすい方策等を講じる。

・これらにより、2013年度～2022年度の10年間のPPP/PFIの事業規模（契約期間中の総収入）21兆円を目指す。

⇒23.9兆円（19.1兆円、13.8兆円）

（2013～2019年度までの7年間（2013～2018年度までの6年間、2013～2017年度までの5年間））

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○コンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ ⇒ 重点分野における目標達成状況 ＜達成＞空港、道路、文教施設、公営住宅工業用水道 ＜未達成・取組中＞ ・水道（今後の経営のあり方の検討21件/30件） ・下水道（実施方針策定3件/6件） ・クルーズ船向け旅客ターミナル施設（1件/3件、2021年度末の状況等をみて2022年度以降の数値目標を改めて検討） ・MICE施設（事業具体化4件/6件） ・公営水力発電（事業具体化1件/3件）（2021年3月31日現在）</p> <p>収益型事業 165件（129件、97件） （2013～2019年度までの7年間（2013～2018年度までの6年間、2013～2017年度までの5年間））</p> <p>公的不動産利活用事業 168件（142件、114件） （2013～2019年度までの7年間（2013～2018年度までの6年間、2013～2017年度までの5年間））</p>	<p>○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2022年度末までに181団体 ⇒128団体（111団体、19団体） （2020（2019、2017）年度末時点）</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数：2018年度～2020年度に200団体 ⇒255団体（214団体、153団体） （2020（2019、2018）年度末時点）</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する地方公共団体数：2018年度～2020年度に600団体 ⇒649団体（514団体、385団体） （2020（2019、2018）年度末時点）</p>	<p>10. PPP/PFI推進アクションプランの推進</p> <p>（PPP/PFI推進アクションプラン等）</p> <p>a. 施策の進捗状況等のフォローアップを行い、現状の把握と課題の検討をし、必要に応じてアクションプランを見直すことにより、PPP/PFIの更なる推進を図る。特に、専門的な人材の活用推進や初期財政負担支援など地方公共団体の取組が加速するようなインセンティブを強化するとともに、人口20万人未満の自治体へのPPP/PFIの導入が加速する方策等の措置を講じる。《関係省庁》</p> <p>b. 各取組の方針（実施時期やKPI設定の検討等を含む）については、民間資金等活用事業推進委員会等の議論を踏まえて具体化し、2021年6月頃公表予定のPPP/PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）において明示する。《関係省庁》</p> <p>（水道）</p> <p>a. 改正水道法による新たな許可制度を適切に運用し、具体的な検討を進めている地方公共団体に対する支援を継続するとともに、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開する。また、地方公共団体において今後の経営のあり方の検討が進むよう支援する。《厚生労働省》</p> <p>（下水道）</p> <p>a. 具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続する。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、PPP/PFI導入の成果について周知する。《国土交通省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

2. PPP/PFIの推進

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>10 PPP/PFI推進アクションプランの推進</p> <p>(PPP/PFI推進アクションプラン等)</p> <p>a. 施策の進捗状況等のフォローアップを行い、現状の把握と課題の検討をし、必要に応じてアクションプランを見直すことにより、PPP/PFIの更なる推進を図る。特に、専門的な人材の活用推進や初期財政負担支援など地方公共団体の取組が加速するようなインセンティブを強化するとともに、人口20万人未満の自治体へのPPP/PFIの導入が加速する方策等の措置を講じる。《関係省庁》</p> <p>b. 各取組の方針（実施時期やKPI設定の検討等を含む）については、民間資金等活用事業推進委員会等の議論を踏まえて具体化し、2021年6月頃公表予定のPPP/PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）において明示する。《関係省庁》</p> <p>(水道)</p> <p>a. 改正水道法による新たな許可制度を適切に運用し、具体的な検討を進めている地方公共団体に対する支援を継続するとともに、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開する。また、地方公共団体において今後の経営のあり方の検討が進むよう支援する。《厚生労働省》</p> <p>(下水道)</p> <p>a. 具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続する。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、PPP/PFI導入の成果について周知する。《国土交通省》</p>	<p>a. 施策の進捗状況のフォローアップを実施し、アクションプランを2021年6月18日に改定済み。専門的な人材の活用推進のため、PPP/PFI行政実務専門家の派遣を2021年9月10日より開始。人口10万人以上20万人未満の地方公共団体については、2023年度までに優先的検討規程が策定されるように2021年6月に要請済。また、民間資金等活用事業推進委員会等において、人口20万人未満の地方公共団体への導入加速といったPPP/PFIの裾野を広げる方策等を検討中。</p> <p>b. 各取組の方針（実施時期やKPI設定の検討等を含む）については、民間資金等活用事業推進委員会等の議論を踏まえ、2021年6月18日改定のPPP/PFI推進アクションプランにおいて具体的取組を明示済み。</p> <p>a. 先導的に取り組む地方公共団体に対する支援を行うとともに、官民連携推進協議会を開催し、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開しているところ。また、地方公共団体における今後の経営のあり方の検討のための支援を交付金や委託事業等により行った。</p> <p>a. コンセッション導入に向けて取り組みを進めている地方公共団体に対する支援を行うとともに、PPP/PFI検討会を開催し、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開している。併せて、PPP/PFI導入の成果について周知しているところ。</p>

社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○コンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ</p>	<p>○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2022年度末までに181団体</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数：2018年度～2020年度に200団体</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する地方公共団体数：2018年度～2020年度に600団体</p>	<p>10. PPP/PFI推進アクションプランの推進</p> <p>（空港）</p> <p>a. 広島空港について、コンセッションによる運営を開始する。《国土交通省》</p> <p>b. PPP/PFI推進アクションプランに掲げられた措置等により、空港コンセッションの導入を促進する。《国土交通省》</p> <p>（交付金・補助金事業）</p> <p>a. 公営住宅、下水道、都市公園、廃棄物処理施設、浄化槽、集落排水について、交付金事業の実施又は補助金採択の際、PPP/PFIの一部要件化の実施・適用を行うとともに、その他の事業についても、一部要件化の検討を行う。《関係省庁》</p>	→	→	→
	<p>○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2022年度末までに181団体</p>	<p>11. 優先的検討規程の策定・運用</p> <p>a. 優先的検討規程の策定・運用状況の「見える化」、フォローアップ等を通じた人口規模に応じた課題・ノウハウの抽出と横展開により、①策定済の団体における的確な運用、②人口20万人以上で未策定の地方公共団体における速やかな策定、③地域の実情や運用状況、先事例を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への導入促進が加速する方策等の措置を講じる。《内閣府、総務省、関係省庁》</p>	→		

2. PPP/PFIの推進

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>10 PPP/PFI推進アクションプランの推進</p> <p>(空港)</p> <p>a. 広島空港について、コンセッションによる運営を開始する。《国土交通省》</p> <p>b. PPP/PFI推進アクションプランに掲げられた措置等により、空港コンセッションの導入を促進する。《国土交通省》</p> <p>(交付金・補助金事業)</p> <p>a. 公営住宅、下水道、都市公園、廃棄物処理施設、浄化槽、集落排水について、交付金事業の実施又は補助金採択の際、PPP/PFIの一部要件化の実施・適用を行うとともに、その他の事業についても、一部要件化の検討を行う。《関係省庁》</p>	<p>a. 広島空港については、2021年7月よりコンセッションによる運営を開始した。</p> <p>b. 他の空港についても、資産調査の実施等によりコンセッション導入の促進を図っている。</p> <p>a. PPP/PFIの一部要件化の実施・適用について、2021年度から卸売市場、水道施設等、公立義務教育諸学校等、警察施設を追加した。また、PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年度改訂版）に基づき、一部要件化する事業分野の拡大に向けて検討を行っている。</p>
<p>11 優先的検討規程の作成・運用</p> <p>a. 優先的検討規程の策定・運用状況の「見える化」、フォローアップ等を通じた人口規模に応じた課題・ノウハウの抽出と横展開により、①策定済の団体における的確な運用、②人口20万人以上で未策定の地方公共団体における速やかな策定、③地域の実情や運用状況、先行事例を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への導入促進が加速する方策等の措置を講じる。《内閣府、総務省、関係省庁》</p>	<p>a. 優先的検討規程の策定状況は継続的に調査・公開をしている。</p> <p>①地方公共団体の優先的検討規程の的確な運用のため、優先的検討規程の策定・運用の手引きの改訂等の施策を検討中。②人口20万人以上で未策定の地方公共団体において、速やかに策定されるよう2021年6月に地方公共団体に要請。③人口20万人未満の地方公共団体への導入が図られるよう、小規模自治体に向けた優先的検討規程の運用定着のポイントと参考事例を展開。また、優先的検討規程の策定・運用を支援する内閣府支援事業や、PPP/PFI行政実務専門家の派遣といった支援を実施。さらに、人口10万人以上20万人未満の地方公共団体については、2023年度までに優先的検討規程が策定されるように2021年6月に要請。</p>

社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○コンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ</p>	<p>○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数：2018年度～2020年度に200団体</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する地方公共団体数：2018年度～2020年度に600団体</p>	<p>12. PPP/PFI推進のための地方公共団体への支援</p> <p>（地域プラットフォーム）</p> <p>a. 地域プラットフォーム（ブロックプラットフォーム及び協定プラットフォーム）の拡大及び継続的な活動を支援し、地域活性化に資するPPP/PFIの推進を図る。あわせて、地域プラットフォームの運用マニュアルの充実を図るとともに、専門家の派遣や地方公共団体職員・地域事業者向けの研修・セミナーの実施等による人材育成、市町村長との意見交換、官民対話の機会の創出等により、PPP/PFIの具体的案件形成を促進する。《内閣府、国土交通省、関係省庁》</p> <p>（ワンストップ窓口）</p> <p>a. 改正PFI法で創設されたワンストップ窓口制度やPFI推進機構による助言機能の活用により支援を行うとともに、これまでの相談内容の分析と現状課題の把握を踏まえ、地方公共団体等へよりの確な支援を行い、PPP/PFIの更なる推進を図る。《内閣府、関係省庁》</p> <p>（人口20万人未満の地方公共団体への対応）</p> <p>a. 「PPP/PFI導入可能性調査簡易化マニュアル」の周知、初期財政負担支援等により地方公共団体の負担軽減を図るとともに、優先的検討規程の運用支援等を行う。さらに、人口20万人未満の地方公共団体へのPPP/PFIの導入が加速する方策等の措置を講じる。《内閣府、関係省庁》</p> <p>（キャッシュフローを生み出しにくいインフラ）</p> <p>a. キャッシュフローを生み出しにくいインフラについて、海外事例等も参考にしつつ、モデル事業の実施などの財政的支援及びガイドラインや事例集等の策定・周知などの導入支援を行う。《内閣府、関係省庁》</p>	→	→	→

2. PPP/PFIの推進

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>12 PPP/PFI推進のための地方公共団体への支援</p> <p>(地域プラットフォーム)</p> <p>a. 地域プラットフォーム（ブロックプラットフォーム及び協定プラットフォーム）の拡大及び継続的な活動を支援し、地域活性化に資するPPP/PFIの推進を図る。あわせて、地域プラットフォームの運用マニュアルの充実を図るとともに、専門家の派遣や地方公共団体職員・地域事業者向けの研修・セミナーの実施等による人材育成、市町村長との意見交換、官民対話の機会の創出等により、PPP/PFIの具体的案件形成を促進する。《内閣府、国土交通省、関係省庁》</p> <p>(ワンストップ窓口)</p> <p>a. 改正PFI法で創設されたワンストップ窓口制度やPFI推進機構による助言機能の活用により支援を行うとともに、これまでの相談内容の分析と現状課題の把握を踏まえ、地方公共団体等へよりの確な支援を行い、PPP/PFIの更なる推進を図る。《内閣府、関係省庁》</p> <p>(人口20万人未満の地方公共団体への対応)</p> <p>a. 「PPP/PFI導入可能性調査簡易化マニュアル」の周知、初期財政負担支援等により地方公共団体の負担軽減を図るとともに、優先的検討規程の運用支援等を行う。さらに、人口20万人未満の地方公共団体へのPPP/PFIの導入が加速する方策等の措置を講じる。《内閣府、関係省庁》</p> <p>(キャッシュフローを生み出しにくいインフラ)</p> <p>a. キャッシュフローを生み出しにくいインフラについて、海外事例等も参考にしつつ、モデル事業の実施などの財政的支援及びガイドラインや事例集等の策定・周知などの導入支援を行う。《内閣府、関係省庁》</p>	<p>a. 2021年度には新たに3地域で、地方公共団体や地元企業、地域金融機関が参画するプラットフォームの形成を支援している。令和元年度創設した地域プラットフォーム協定制度については、2地域を追加し、計27地域となった。地方公共団体職員に対する研修・セミナーを2021年7月～9月にかけて実施した。あわせて、研修では地方公共団体の案件形成に向けた個別相談会も実施した。</p> <p>市町村長のイニシアティブの更なる発揮を図るため、市町村長との意見交換を2021年10月に実施した。</p> <p>地方公共団体と民間事業者等との対話（サウンディング）についても、2021年11月に実施した。</p> <p>地方公共団体職員や民間事業者等向けのコンセッション事業推進セミナーについて、2021年度内に実施する予定である。</p> <p>a. 主に地方公共団体からのPPP/PFIに関する質問・相談に対して、適時適切に回答・情報提供を行っている。また、適宜当室所管の支援事業に繋げるなど、実効的な案件組成支援を行っている。</p> <p>2020年11月からは、Webによるワンストップ相談（24時間365日受付）を開始しており、利便性を高めている。</p> <p>a. 上記のワンストップ窓口、専門家派遣および地域プラットフォーム等を通じて、地方公共団体がPPP/PFIを検討するにあたっての支援を行っている。人口20万人未満の地方公共団体へのPPP/PFIの導入が図られるよう、支援事業を実施中であり、また、優先的検討規程の策定・運用の手引きの改訂等の施策を検討中。</p> <p>a. 指標連動方式（アベイラビリティペイメント方式）について、先進的な国内の事例や海外の制度を調査・整理し、これらの結果に基づき、活用方法を記載した実用的なガイドラインを内閣府において2021年度中を目途に策定する。また、当該方式の活用を検討する地方公共団体に対し、支援事業を実施中。文教施設分野については、包括民間委託等の実務的な手引きを2021年度中を目途に策定する。</p>

政策目標 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

新しい時代に対応したまちづくりを促進するためには、コンパクト・プラス・ネットワークの推進に向けた政策手段の強化とデジタル化の推進に向けた新技術を活用する取組を一体となって進める必要がある。このため、政令指定都市及び中核市等を中心に多核連携の核となるスマートシティを強力に推進し、企業の進出、若年層が就労・居住しやすい環境を整備するとともに、立地適正化計画及び地域公共交通計画の作成促進や策定された計画の実現を通じ、まちづくりと公共交通体系の見直しを一体的に進める。併せて、所有者不明土地対策等を推進する。

①社会のDX化による地域サービス等の進展や新技術活用による新たな価値創出に資する基盤を構築するとともに、都市マネジメント高度化等による社会課題解決を目指す取組への民間企業・市民の参画状況を向上させる。結果として、住民満足度の向上、産業の活性化、グリーン化の実現など社会的価値、経済的価値、環境的価値等を高める多様で持続可能な都市が各地に形成され、国内外に紹介できる優良事例を創出する。

②市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数を、2024年度末までに評価対象都市の2/3とすることを旨とする。

⇒評価対象都市の220/308 (160/229、100/141、44/63)
(2021年4月 (2020年4月、2019年4月、2018年4月)時点)

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）
<p>○都市OS（データ連携基盤）上で構築されたサービスの種類数 社会領域（電子政府、防災、防犯、医療、介護、教育、交通等） 経済領域（観光、農林水産業、商業等） 環境領域（エネルギー等） ：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 ⇒前回記載なし</p>	<p>○都市OS（データ連携基盤）の導入数：2025年度までに100地域 ⇒18地域(2021年9月末時点)</p> <p>○自治体データプラットフォームとの連携数：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 ⇒前回記載なし</p> <p>○スマートシティサービスの運営組織数：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 ⇒前回記載なし</p>	<p>13. スマートシティの推進</p> <p>（データ連携の推進）</p> <p>a. スマートシティリファレンスアーキテクチャ（ガイドライン）に基づき、各府省のスマートシティ関係事業を実施する。 →</p> <p>b. 各府省のスマートシティ関係事業のうち、地方公共団体が都市OS（データ連携基盤）を整備する際は、リファレンスアーキテクチャを参照し、相互運用性や拡張性を担保することを採択要件にする。 →</p> <p>c. 「スーパーシティ・スマートシティにおけるデータ連携等に関する検討会」を通じて、データやシステムの相互接続性などに考慮した、スーパーシティにおいて実装するデータ連携基盤の要件を整理する。 →</p> <p>d. スーパーシティにおいて構築されたデータ連携基盤に基づき、スマートシティにおけるサービスの実装・運用をさらに推進する。 →</p> <p>e. 自治体データプラットフォームとスマートシティの都市OS（データ連携基盤）の連携モデルを構築し、課題を整理する。 →</p> <p>f. 自治体データプラットフォームと都市OS（データ連携基盤）の連携モデルをもとに、スマートシティの都市OS（データ連携基盤）の横展開を進める。 →</p> <p>g. 官民連携プラットフォームにおける普及推進活動等を通じて、参加会員・オブザーバー数を向上させるとともに連携させる官民データの量が増加するよう、スマートシティリファレンスアーキテクチャ（ガイドライン）の普及・定着を推進する。 →</p> <p>h. KPI指標の数値を調査、分析、妥当性の検討を行い、必要に応じてKPI指標を見直す。 →</p>

21 22 23

3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>13 スマートシティの推進</p> <p>(データ連携の推進)</p> <p>a. スマートシティリファレンスアーキテクチャ（ガイドライン）に基づき、各府省のスマートシティ関係事業を実施する。</p> <p>b. 各府省のスマートシティ関係事業のうち、地方公共団体が都市OS（データ連携基盤）を整備する際は、リファレンスアーキテクチャを参照し、相互運用性や拡張性を担保することを採択要件にする。</p> <p>c. 「スーパーシティ・スマートシティにおけるデータ連携等に関する検討会」を通じて、データやシステムの相互接続性などに考慮した、スーパーシティにおいて実装するデータ連携基盤の要件を整理する。</p> <p>e. 自治体データプラットフォームとスマートシティの都市OS（データ連携基盤）の連携モデルを構築し、課題を整理する。</p> <p>g. 官民連携プラットフォームにおける普及推進活動等を通じて、参加会員・オブザーバー数を向上させるとともに連携させる官民データの量が増加するよう、スマートシティリファレンスアーキテクチャ（ガイドライン）の普及・定着を推進する。</p> <p>h. KPI指標の数値を調査、分析、妥当性の検討を行い、必要に応じてKPI指標を見直す。</p>	<p>a. 2021年8月に4府省5事業の合同審査会を行い、スマートシティリファレンスアーキテクチャに基づき、各府庁のスマートシティ関係事業の採択を実施（62地域、74事業を選定し公表した。）</p> <p>b. 合同審査会の採択ポイントに都市OSの構築とAPIの公開を条件として公募を行い、関係事業における相互運用性や拡張性を担保。</p> <p>c. スーパーシティの指定に向けた議論の状況や、データ戦略推進ワーキンググループ（デジタル庁）における議論等を踏まえ、実装するデータ連携基盤の要件について検討中。</p> <p>e. 現況について調査を実施するとともに、データ戦略推進ワーキンググループ（デジタル庁）における議論等を踏まえ、課題の整理を実施予定。</p> <p>g. 官民連携PFのオンラインセミナーや、PF会員や関係機関等が主催するセミナーなどでアーキテクチャーとガイドブックの説明を行うなど活動の普及に努め、会員数は合計827団体まで増加。（2021年9月末時点。前年度末比63団体増加）</p> <p>h. アンケート等により既存情報の収集・整理を行うとともに、スマートシティの評価に関する有識者検討会を立ち上げ、年内の検討成果を踏まえ、工程表の評価指標の見直しに反映する。</p>

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○都市OS（データ連携基盤）を活用してサービスを提供するユーザ数：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 ⇒前回記載なし</p>	<p>○スマートシティの連携事例数：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 ⇒前回記載なし</p> <p>○技術の実装をした自治体・地域団体数：2025年度までに実装地域数100 ⇒33団体（23団体）（2021年3月（H29～R2年））</p>	<p>13. スマートシティの推進</p> <p>（官民連携・住民参加の推進）</p> <p>a. スマートシティの普及に向けて、政府内の推進体制を強化する。</p> <p>b. 関係府省等が連携して、これまでの知見を活用しつつ、ハンズオン支援の実施により、モデル事業等を推進する。</p> <p>c. 官民連携プラットフォームを通じて、データ利活用・脱炭素化等の成功モデルの横展開の促進、自治体と民間企業のマッチング支援を行う。</p> <p>d. 官民連携プラットフォームにおける普及推進活動等を通じて、制度・運用上の課題を解決するために必要な措置を講じる。</p> <p>e. 官民連携プラットフォームを通じて、住民が参画するスマートシティの取組を促すため、他分野での参加促進・理解醸成の取組（リビングラボ等）も参考に普及展開活動を行う。</p> <p>f. スマートシティガイドブック（2020年度作成）に基づき、取組の意義や進め方、定義等の普及展開を行う。</p> <p>g. 政令指定都市・中核市等におけるスマートシティの実証の取組を通じ、広域での連携や、都市間の連携による相互運用を行うに当たっての課題検討を行う。</p> <p>h. 上記に加え、スマートシティを普及させるに当たっての課題を整理し、制度・運用上の見直しを行う。</p> <p>i. 「グローバル・スマートシティ・アライアンス」や「日ASEANスマートシティ・ネットワーク・ハイレベル会合」等を通じて、得られた成果を海外にも展開し、海外の都市との間でも相互に知見を共有する。</p> <p>j. 自治体や民間企業、特に住民が参画した事例のモデルづくりを進める。</p> <p>k. KPI指標の数値を調査、分析、妥当性の検討を行い、必要に応じてKPI指標を見直す。</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		
<p>○スマートシティに取組む自治体および民間企業・地域団体の数（官民連携プラットフォームの会員・オブザーバ数）：2025年度までに1000団体 ⇒827団体（2021年9月末時点）</p>	<p>○政府および自治体による、民間企業や住民等への広報活動の実績：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 ⇒前回記載なし</p>		<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

実施年度		
2021年度		
	具体的取組	進捗状況
13	<p>スマートシティの推進 (官民連携・住民参加の推進)</p> <p>a. スマートシティの普及に向けて、政府内の推進体制を強化する。</p> <p>b. 関係府省等が連携して、これまでの知見を活用しつつ、ハンズオン支援の実施により、モデル事業等を推進する。</p> <p>c. 官民連携プラットフォームを通じて、データ利活用・脱炭素化等の成功モデルの横展開の促進、自治体と民間企業のマッチング支援を行う。</p> <p>d. 官民連携プラットフォームにおける普及推進活動等を通じて、制度・運用上の課題を解決するために必要な措置を講じる。</p> <p>e. 官民連携プラットフォームを通じて、住民が参画するスマートシティの取組を促すため、他分野での参加促進・理解醸成の取組(リビングラボ等)も参考に普及展開活動を行う。</p> <p>f. スマートシティガイドブック(2020年度作成)に基づき、取組の意義や進め方定義等の普及展開を行う。</p> <p>g. 政令指定都市・中核市等におけるスマートシティの実証の取組を通じ、広域での連携や、都市間の連携による相互運用を行うに当たっての課題検討を行う。</p> <p>i. 「グローバル・スマートシティ・アライアンス」や「日ASEANスマートシティ・ネットワーク・ハイレベル会合」等を通じて、得られた成果を海外にも展開し、海外の都市との間でも相互に知見を共有する。</p> <p>k. KPI指標の数値を調査、分析、妥当性の検討を行い、必要に応じてKPI指標を見直す。</p>	<p>a. スマートシティTFの下、地域連携WGを設置することとしたほか、必要に応じ課題検討のため検討会等を設置、等を通じ関係省庁・関係機関の活動の連携を強化。</p> <p>b. 合同審査会5事業の中の「未来技術社会実装事業(内閣府地創)」にて9地域を選定し、ハンズオン支援を実施。また、「スマートシティモデルプロジェクト(国土交通省)」にて新規で10事業を選定。</p> <p>c. 官民連携PFにおいて府省横断での事業支援(会員向けセミナー:6/1、8/3、10/1、12/3実施)、マッチング支援(3/2web開催)を実施。セミナーの中で、先進事例を有する自治体の関係者が講演を行い、広く、好事例の横展開を行っている。</p> <p>d. 官民連携PFのオンラインセミナーなどで、スマートシティガイドブックの概要説明を行い、スマートシティを進めるにあたっての、制度・運用上の課題解決のための情報提供を実施。</p> <p>e. 官民連携PFのオンラインセミナーなどで、スマートシティガイドブックの説明を行うとともに、他分野での参加促進・理解醸成の先進的な取り組みを行っている自治体による講演等により、普及展開を実施。</p> <p>f. 官民連携PFのオンラインセミナーや関係機関等が主催するセミナーなどで、スマートシティガイドブックの説明を行い、スマートシティを進めるにあたっての、制度・運用上の課題解決のための情報提供を実施。</p> <p>g. 合同審査会において今年度選定した事業の中で、都市間連携や事業間の連携事例が多数見られた。今後、事業を実施。自治体や事業者へのヒアリングを行い、連携や相互運用に係る課題の抽出と検討を行う。</p> <p>i. 2021年10月18日開催の「日ASEANスマートシティ・ネットワーク・ハイレベル会合」において国土交通省・科技事務局や国内専門家から、我が国のスマートシティの取組の発信と、関係国・都市との成果と知見の共有を行った。</p> <p>k. アンケート等により既存情報の収集・整理を行うとともに、スマートシティの評価に関する有識者検討会を立ち上げ、年内の検討成果を踏まえ、工程表の評価指標の見直しに反映する。</p>

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○大学等の取組を通じ、社会課題解決・まちづくり活動に参画した市民／関係人口の数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒前回記載なし</p>	<p>○大学等における地域貢献・社会課題解決に関する普及促進活動数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒前回記載なし</p>	<p>13. スマートシティの推進</p> <p>（人材育成）</p> <p>a. リカレント教育等を通じてデータリテラシーを高めるため、大学等と連携して、スマートシティの創出・運用に必要な人材の育成・確保を図る。</p> <p>b. 教育機関における地域貢献・社会課題解決に関する活動においてスマートシティに関する取り組み方の普及促進を進める。</p> <p>c. スマートシティの先導人材を育成するプログラムを作成する。</p> <p>d. スマートシティの先導人材を育成するプログラムを運用する。</p> <p>e. スマートシティの先導人材を育成するプログラムによって誕生した人材を中心としたスマートシティプログラムの企画設計をフォローしながら、新たな専門人材、実務人材の育成を図る。</p> <p>f. K P I 指標の数値を調査、分析、妥当性の検討を行い、必要に応じてK P I 指標を見直す。</p> <p>《スマートシティタスクフォース（内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、金融庁）》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		
<p>○スマートシティ構築を先導する人材数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒前回記載なし</p>	<p>○スマートシティの人材育成プログラムの受講者数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒前回記載なし</p>				

3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

実施年度		
2021年度		
	具体的取組	進捗状況
13	<p>スマートシティの推進</p> <p>(人材育成)</p> <p>a. リカレント教育等を通じてデータリテラシーを高めるため、大学等と連携して、スマートシティの創出・運用に必要な人材の育成・確保を図る。</p> <p>c. スマートシティの先導人材を育成するプログラムを作成する。</p> <p>f. KPI指標の数値を調査、分析、妥当性の検討を行い、必要に応じてKPI指標を見直す。</p> <p>《スマートシティタスクフォース（内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、金融庁）》</p>	<p>a. 大学等と連携した人材育成等については、今年度中に既存情報の収集・整理を行うとともに、課題の抽出と検討を行う。</p> <p>c. 先導人材育成については、今年度中に既存情報の収集・整理を行うとともに、プログラムの在り方や整理を行う。</p> <p>f. アンケート等により既存情報の収集・整理を行うとともに、スマートシティの評価に関する有識者検討会を立ち上げ、年内の検討成果を踏まえ、工程表の評価指標の見直しに反映する。</p>

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数：2024年度末までに評価対象都市の2/3 ⇒196/310（151/231、63/100） （2021年4月（2020年4月、2018年4月時点））</p>	<p>○立地適正化計画を作成した市町村数：2024年度末までに600市町村 ⇒398市町村（339市町村、177市町村） （2021年7月（2020年7月、2018年8月末時点））</p> <p>○立地適正化計画を地域公共交通計画と併せて策定した市町村数：2024年度末までに400市町村 ⇒281市町村（228市町村、172市町村） （2021年3月（2020年7月、2019年7月）末時点）</p>	<p>14. 立地適正化計画の作成・実施の促進</p> <p>（計画に対する予算措置等による支援）</p> <p>a. 予算措置等により市町村の計画作成を支援する。</p> <p>b. まちのマネジメントの広域化・自治体間連携などの観点も含め、現地訪問や計画相互の比較検証を通じたコンサルティングを継続的に実施することで計画の質を向上させるとともに、まちづくり分野と公共交通分野との連携強化に取り組み、立地適正化計画及び地域公共交通計画を一体的に策定するよう相互に働きかける。</p> <p>c. 立地適正化計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、地域公共交通計画を作成していない市町村にあっては、その検討を引き続き交付要件とするとともに、両計画それぞれの策定に係る手引きに、両計画を併せて作成することの重要性を明記し、その周知を図る。</p> <p>d. 計画に基づく誘導施設や公共交通ネットワークの整備等について、予算措置等により市町村の取組を支援する。</p> <p>e. 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、国の支援措置等をわかりやすく情報提供する。</p> <p>（支援策等の充実）</p> <p>a. 市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実を図るとともに、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集を更新し、市町村に情報提供を行う。</p> <p>b. まちづくりに関連する支援施策について、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に資するものへの重点化を推進する。</p> <p>c. 2015年から2030年までに人口が2割以上減少する見込みの自治体のうち都市計画区域を有するものについては、計画作成に向けた進捗状況を定期的に把握するとともに、積極的に相談に応じるなど、自治体の事情を踏まえたきめ細やかな対応を実施する。</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>14 立地適正化計画の作成・実施の促進</p> <p>(計画に対する予算措置等による支援)</p> <p>a. 予算措置等により市町村の計画作成を支援する。</p> <p>b. まちのマネジメントの広域化・自治体間連携などの観点も含め、現地訪問や計画相互の比較検証を通じたコンサルティングを継続的に実施することで計画の質を向上させるとともに、まちづくり分野と公共交通分野との連携強化に取り組み、立地適正化計画及び地域公共交通計画を一体的に策定するよう相互に働きかける。</p> <p>c. 立地適正化計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、地域公共交通計画を作成していない市町村にあつては、その検討を引き続き交付要件とするとともに、両計画それぞれの策定に係る手引きに、両計画を併せて作成することの重要性を明記し、その周知を図る。</p> <p>d. 計画に基づく誘導施設や公共交通ネットワークの整備等について、予算措置等により市町村の取組を支援する。</p> <p>e. 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、国の支援措置等をわかりやすく情報提供する。</p>	<p>a. 予算措置等により市町村の計画作成の支援を行った。</p> <p>b. まちのマネジメントの広域化・自治体間連携などの観点も含め、Web会議等を活用し計画相互の比較検証を通じたコンサルティングを継続的に実施することで計画の質の向上に働きかけた。また、まちづくり分野と公共交通分野との連携については、2021年7月に都市計画運用指針の改正等を行い、立地適正化計画及び地域公共交通計画を一体的に策定するよう相互に働きかけた。</p> <p>c. 立地適正化計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、地域公共交通計画を作成していない市町村にあつては、その検討を引き続き交付要件とするとともに、両計画それぞれの策定に係る手引きに、両計画を連携して作成することの重要性を明記し、その周知を図った。</p> <p>d. 計画に基づく誘導施設や公共交通ネットワークの整備等について、予算措置等により市町村の取組を支援を行った。</p> <p>e. 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、国の支援措置等をわかりやすく情報提供した。</p>

3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

実施年度		
2021年度		
	具体的取組	進捗状況
14	<p>立地適正化計画の作成・実施の促進</p> <p>(支援策等の充実)</p> <p>a. 市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実を図るとともに、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集を更新し、市町村に情報提供を行う。</p> <p>b. まちづくりに関連する支援施策について、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に資するものへの重点化を推進する。</p> <p>c. 2015年から2030年までに人口が2割以上減少する見込みの自治体のうち都市計画区域を有するものについては、計画作成に向けた進捗状況を定期的に把握するとともに、積極的に相談に応じるなど、自治体の事情を踏まえたきめ細やかな対応を実施する。</p>	<p>a. 市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実を図るとともに、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集を更新し、市町村に情報提供を行った。</p> <p>b. まちづくりに関連する支援施策について、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に資するものへの重点化を推進した。</p> <p>c. 2015年から2030年までに人口が2割以上減少する見込みの自治体のうち都市計画区域を有するものについては、計画作成に向けた進捗状況を定期的に把握するとともに、積極的に相談に応じるなど、自治体の事情を踏まえたきめ細やかな対応を実施した。</p>

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数：2024年度末までに評価対象都市の2/3 ⇒196/310（151/231、63/100） （2021年4月（2020年4月、2018年4月時点））</p>	<p>○立地適正化計画を作成した市町村数：2024年度末までに600市町村 ⇒398市町村（339市町村、177市町村） （2021年7月（2020年7月、2018年8月末時点））</p> <p>○立地適正化計画を地域公共交通計画と併せて策定した市町村数：2024年度末までに400市町村 ⇒281市町村（228市町村、172市町村） （2021年7月（2020年7月、2019年7月）末時点）</p>	<p>14. 立地適正化計画の作成・実施の促進 （モデル都市の形成・横展開） a. 都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成を図り、横展開を推進する。 b. 過去の取組事例について、効果、課題などを分析し、市町村と共有、必要に応じて支援施策を見直す。 c. 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、市町村の取組状況等をわかりやすく情報提供する。</p> <p>（都市計画に関するデータの利用環境の充実） a. 都市計画情報のオープンデータ化に向けたガイドラインや3D都市モデルの構築・更新に係るマニュアル等の継続的な周知や全国での研修会の実施など、地方公共団体等の実務担当者に対して必要な支援を行うことにより、都市計画情報の利活用を促進する。</p> <p>（効果的な評価指標設定の啓発） a. コンパクトシティ化による多様な効用を明らかにするため、都市構造の評価に関するハンドブック等の継続的な周知など地方公共団体等の実務担当者に対して必要な支援を行い、指標の活用を推進する。</p> <p>（スマート・プランニングの推進） a. 人の属性ごとの行動データの把握に関する分析手法について、複数都市での検証を通じて、多様な施策の評価が可能となる高度なシステムへ改良する。 b. 「スマート・プランニング研究小委員会」と連携し、セミナーや勉強会を通じて、分析手法の普及を図る。</p> <p>（立地適正化計画制度の更なる改善） a. 災害ハザードエリアの居住誘導区域からの除外の徹底、立地適正化計画に居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」、災害ハザードエリアからの移転の促進など、改正都市再生特別措置法等の周知を図りつつ、立地適正化計画の制度・運用の更なる改善等のために必要な措置を講じる。</p> <p>《国土交通省》 《コンパクトシティ形成支援チーム（国土交通省 内閣府 復興庁 総務省 財務省 金融庁 文部科学省 厚生労働省 農林産省 経済産業省 環境省）》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

実施年度		
2021年度		
	具体的取組	進捗状況
14	<p>立地適正化計画の作成・実施の促進</p> <p>(モデル都市の形成・横展開)</p> <p>a. 都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成を図り、横展開を推進する。</p> <p>b. 過去の取組事例について、効果、課題などを分析し、市町村と共有、必要に応じて支援施策を見直す。</p> <p>c. 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、市町村の取組状況等をわかりやすく情報提供する。</p> <p>(都市計画に関するデータの利用環境の充実)</p> <p>a. 都市計画情報のオープンデータ化に向けたガイドラインや3D都市モデルの構築・更新に係るマニュアル等の継続的な周知や全国での研修会の実施など、地方公共団体等の実務担当者に対して必要な支援を行うことにより、都市計画情報の利活用を促進する。</p>	<p>a. コンパクトシティの取組と都市の防災・減災対策に意欲的に取り組む防災コンパクト先行モデル都市を17都市選定しており、そのうち2021年7月時点において23都市が防災指針を定めた立地適正化計画を作成・公表し、横展開を推進した。</p> <p>b. 防災コンパクト先行モデル都市の検討事例について、課題などを市町村と共有し必要に応じて支援施策を見直した。</p> <p>c. 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、市町村の取組状況や防災コンパクト先行モデル都市の先行事例等をわかりやすく情報提供を行った。</p> <p>a. 2021年5月に都市計画基礎調査実施要領等を改訂。全国56都市の3D都市モデルの整備、オープンデータ化を実施。2021年6月・9月に自治体向け説明会を実施。</p>

3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

実施年度		
2021年度		
	具体的取組	進捗状況
14	<p>立地適正化計画の作成・実施の促進</p> <p>(効果的な評価指標設定の啓発)</p> <p>a. コンパクトシティ化による多様な効用を明らかにするため、都市構造の評価に関するハンドブック等の継続的な周知など地方公共団体等の実務担当者に対して必要な支援を行い、指標の活用を推進する。</p> <p>(スマート・プランニングの推進)</p> <p>a. 人の属性ごとの行動データの把握に関する分析手法について、複数都市での検証を通じて、多様な施策の評価が可能となる高度なシステムへ改良する。</p> <p>b. 「スマート・プランニング研究小委員会」と連携し、セミナーや勉強会を通じて、分析手法の普及を図る。</p> <p>(立地適正化計画制度の更なる改善)</p> <p>a. 災害ハザードエリアの居住誘導区域からの除外の徹底、立地適正化計画に居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」、災害ハザードエリアからの移転の促進など、改正都市再生特別措置法等の周知を図りつつ、立地適正化計画の制度・運用の更なる改善等のために必要な措置を講じる。</p> <p>《国土交通省》 《コンパクトシティ形成支援チーム（国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）</p>	<p>a. 各地方公共団体等の実務担当者に対する立地適正化計画策定支援等の中で都市構造の評価に関するハンドブック等の周知や活用推進を行った。</p> <p>a. 人の属性を踏まえた居住の立地選択等を評価するためのモデル（案）を構築した。</p> <p>b. 2021年6月・11月に自治体向けの説明会を実施した。</p> <p>a. 災害ハザードエリアの居住誘導区域からの除外の徹底、立地適正化計画に居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」、災害ハザードエリアからの移転の促進など、改正都市再生特別措置法等の周知を図りつつ、立地適正化計画の制度・運用の更なる改善等のために必要な措置を講じた。</p>

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○地方部（三大都市圏を除く地域）における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員：減少率を毎年低下〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 ⇒-2.3%（0.6%、-1.0%） （令和元年度(2017年-2018年、2015-2016年)）</p>	<p>○地域公共交通計画の策定件数：2024年度末までに1,200件 ⇒666件（606件、433件） （2021年9月(2020年9月、2018年10月)末時点）</p> <p>○立地適正化計画を地域公共交通計画と併せて策定した市町村数：2024年度末までに400市町村 ⇒ 281市町村（228市町村、172市町村） （2021年7月（2020年7月、2019年7月）末時点）</p>	<p>15. 地域公共交通計画の作成・実施の促進</p> <p>a. 公共交通分野とまちづくり分野との連携強化に取り組み、地域公共交通計画及び立地適正化計画を一体的に策定するように相互に働きかける。</p> <p>b. 地域公共交通計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、立地適正化計画を作成していない市町村にあっては、その検討を引き続き交付要件とするとともに、両計画それぞれの策定に係る手引きに、両計画を併せて作成することの重要性を明記し、その周知を図る。</p> <p>c. 2020年11月に施行された改正地域公共交通活性化再生法等を活用しつつ、先進的な事例の積極的な横展開等を通じて、公共交通ネットワーク構築を着実に実施するとともに、次期交通政策基本計画を踏まえた施策を着実に推進していく。 《国土交通省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		
<p>○都市計画道路の見直しを行った市町村数の割合：2023年度末までに90% ⇒83.3%（80.9%）（2020年3月（2019年3月末時点））</p>	<p>○都市計画道路の見直しの検討に着手した市町村数の割合：2023年度末までに100% ⇒86.9%（85.2%）（2020年3月（2019年3月末時点））</p>	<p>16. 都市計画道路の見直し</p> <p>a. 「都市計画道路の見直しの手引き」を全国の担当者が集まる会議で周知するなど、横展開を図る。《国土交通省》</p>	<p>→</p>		

3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>15 地域公共交通計画の作成・実施の促進</p> <p>a. 公共交通分野とまちづくり分野との連携強化に取り組み、地域公共交通計画及び立地適正化計画を一体的に策定するように相互に働きかける。</p> <p>b. 地域公共交通計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、立地適正化計画を作成していない市町村にあつては、その検討を引き続き交付要件とするとともに、両計画それぞれの策定に係る手引きに、両計画を併せて作成することの重要性を明記し、その周知を図る。</p> <p>c. 2020年11月に施行された改正地域公共交通活性化再生法等を活用しつつ、先進的な事例の積極的な横展開等を通じて、公共交通ネットワーク構築を着実に実施するとともに、次期交通政策基本計画を踏まえた施策を着実に推進していく。 《国土交通省》</p>	<p>a. 公共交通分野とまちづくり分野との連携強化に取り組み、地域公共交通計画及び立地適正化計画を一体的に策定するように相互に働きかけを行った。その結果、281市町村（2021年7月末時点）で両計画が策定されている。</p> <p>b.</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、立地適正化計画を作成していない市町村にあつては、その検討を引き続き交付要件とした。 ・地域公共交通計画に係る手引きを作成・公表しており、両計画を併せて作成することの重要性を明記することで、周知を図っている。 <p>c.</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画について市町村等による策定を法的に努力義務化することで、地域交通に関するマスタープランの位置づけを明確化した。 ・「交通政策基本計画」については、2021年5月に閣議決定された。
<p>16 都市計画道路の見直し</p> <p>a. 「都市計画道路の見直しの手引き」を全国の担当者が集まる会議で周知するなど、横展開を図る。《国土交通省》</p>	<p>a. 全国の都市計画担当課長等の自治体担当者が集まる会議等において、見直しの考え方や事例の提供を行うなど、「手引き」の周知等の横展開を行っている。</p>

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数：2025年において400万戸程度におさえる ⇒2024年10月提出可能（349万戸、318万戸） （（2018、2013）年度）</p> <p>○既存住宅流通の市場規模：2025年までに8兆円 ⇒2024年10月提出可能（4.5兆円、4.0兆円） （（2018、2013）年時点）</p> <p>※社会資本整備審議会住宅地分科会等において審議中</p>	<p>○空き家・空き店舗等の再生による新たな投資：2020年度～2022年度の平均値で3.7億円 ⇒1.26億円（2.54億円、2.3億円） （2018年～2020年度の平均（2018～2019年度の平均値、2018年度））</p> <p>○空家等対策計画を策定した市区町村数の割合：2025年末までにおおむね8割 ⇒77%（69.4%、3.0%） （2021年3月（2020年3月末、2016年3月末時点））</p> <p>※社会資本整備審議会住宅地分科会等において審議中</p> <p>○低未利用土地権利設定等促進計画の作成件数：2023年度末までに約35件 ⇒0件（0件、0件） （2021年7月（2020年3月、2019年7月）末時点）</p> <p>○立地誘導促進施設協定の締結数：2023年度末までに約25件 ⇒1件（1件、0件） （2021年7月（2020年4月、2019年7月）末時点）</p>	<p>17. 既存ストックの有効活用</p> <p>（先進的取組や活用・除却への支援）</p> <p>a. 「全国版空き家・空き地バンク」による情報提供の充実化等を実施し、全国版バンクを通じた空き家等のマッチングを促進する。</p> <p>b. 空き家等の流通促進のために先進的な取組を行う団体の優良事例を収集、全国版バンク内に事例紹介ページを設置し、横展開を実施する。</p> <p>c. 自治体向けのガイドラインの作成など、自治体による空き家バンク設置に向けた支援を実施する。</p> <p>d. 管理不全土地等の利活用・管理に向けて、利用ニーズのマッチング等を促進するランドバンクについてモデル調査の実践を通じ、必要な制度見直し等のとりまとめを行い、制度の見直しを実施する。</p> <p>e. 「不動産特定共同事業法の電子取引業務ガイドライン」や不動産の流通に係る税制の特例措置等により、不動産に係るクラウドファンディングや小規模不動産特定共同事業の活用を促進する。</p> <p>f. 空き家等の利活用事業に係る好事例の蓄積・横展開を図り、地域の不動産業者等が小口資金を募ることにより空き家等の利活用事業に取り組むことができるよう、事業の管理者となるための不動産証券化に関する法務・税務等の知識を付与する講習の実施等を行う。</p> <p>g. 空家等対策計画の策定を促進し、地方公共団体が行う周辺に悪影響を及ぼす空き家等の除却、空き家を活用し地域活性化に資する施設へ改修する取組に対して支援を実施する。</p> <p>h. 空き家・空き室を活用したセーフティネット住宅について、登録目標の達成状況等を踏まえ、地方公共団体に対し、賃貸住宅供給促進計画の策定による登録基準の合理化や支援制度の充実の働きかけを行うなど登録促進に取組む。</p> <p>i. 市町村や民間事業者等が行う空き家対策のための人材育成や相談体制の構築、空き家対策に関する新たなビジネスの構築等のモデル的な取組に対して支援を実施する。</p> <p>j. 改正都市再生特別措置法（2018年7月施行）等で創設した都市のスポンジ化対策等に関する各種制度について、立地適正化計画に関するコンサルティング等と併せて、活用促進を図る。 《国土交通省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>17 既存ストックの有効活用</p> <p>(先進的取組や活用・除却への支援)</p> <p>a. 「全国版空き家・空き地バンク」による情報提供の充実化等を実施し、全国版バンクを通じた空き家等のマッチングを促進する。</p> <p>b. 空き家等の流通促進のために先進的な取組を行う団体の優良事例を収集、全国版バンク内に事例紹介ページを設置し、横展開を実施する。</p> <p>c. 自治体向けのガイドラインの作成など、自治体による空き家バンク設置に向けた支援を実施する。</p> <p>d. 管理不全土地等の利活用・管理に向けて、利用ニーズのマッチング等を促進するランドバンクについてモデル調査の実践を通じ、必要な制度見直し等のとりまとめを行い、制度の見直しを実施する。</p> <p>e. 「不動産特定共同事業法の電子取引業務ガイドライン」や不動産の流通に係る税制の特例措置等により、不動産に係るクラウドファンディングや小規模不動産特定共同事業の活用を促進する。</p> <p>f. 空き家等の利活用事業に係る好事例の蓄積・横展開を図り、地域の不動産業者等が小口資金を募ることにより空き家等の利活用事業に取り組むことができるよう、事業の管理者となるための不動産証券化に関する法務・税務等の知識を付与する講習の実施等を行う。</p>	<p>a. 全国版空き家・空き地バンクにおいて、登録自治体数等の増加に取り組んだ。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加自治体数：852自治体 ・掲載物件数：約10,500件 ・累計成約件数：約9,200件 <p>(2021年10月末時点)</p> <p>b. 全国版空き家・空き地バンクにおいて、空き家利活用に係る優良事例を紹介。(2021年5月公開) コロナ禍における空き家の有効活用事例に関するWebセミナーを開催。(2021年度中開催予定)</p> <p>c. 全国の自治体を対象に全国版空き家・空き地バンクを含む空き家バンク設置のためのガイドラインを作成。(2021年度中作成予定)</p> <p>d. 2020年度(6団体採択)、2021年度(6団体採択)に実施したランドバンクモデル調査から得られた知見・課題を基に、国土審議会において2021年12月に必要な見直し事項等を取りまとめ、2022年通常国会に必要な法案の提出を目指す。</p> <p>e. 不動産に係るクラウドファンディングや小規模不動産特定共同事業の活用を促進するため、セミナーにおいて、不動産特定共同事業の制度概要とともに「不動産特定共同事業法の電子取引業務ガイドライン」や不動産の流通に係る税制の特例措置等を周知したほか、本年7月に不動産特定共同事業の意義・活用のメリットや好事例、成功のポイントをまとめた「不動産特定共同事業(FTK)の利活用促進ハンドブック」を作成し周知を実施。</p> <p>f. 関係者と連携し、事業の管理者となるための不動産証券化に関する法務・税務等の知識を付与する講習を、2019年度まで2件実施(2019年度及び2020年度開催。2021年度は現在参加者募集中。)</p>

3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>17 既存ストックの有効活用</p> <p>(先進的取組や活用・除却への支援)</p> <p>g. 空き家対策計画の策定を促進し、地方公共団体が行う周辺に悪影響を及ぼす空き家等の除却、空き家を活用し地域活性化に資する施設へ改修する取組に対して支援を実施する。</p> <p>h. 空き家・空き室を活用したセーフティネット住宅について、登録目標の達成状況等を踏まえ、地方公共団体に対し、賃貸住宅供給促進計画の策定による登録基準の合理化や支援制度の充実の働きかけを行うなど登録促進に取組む。</p> <p>i. 市町村や民間事業者等が行う空き家対策のための人材育成や相談体制の構築、空き家対策に関する新たなビジネスの構築等のモデル的な取組に対して支援を実施する。</p> <p>j. 改正都市再生特別措置法（2018年7月施行）等で創設した都市のスポンジ化対策等に関する各種制度について、立地適正化計画に関するコンサルティング等と併せて、活用促進を図る。</p> <p>《国土交通省》</p>	<p>g. 空き家対策総合支援事業等の実施により、地方公共団体が行う空き家の除却や、地域活性化に資する空き家の活用に対する支援等を行った。</p> <p>h. セーフティネット登録住宅について、地方公共団体に対し計画の策定や支援制度の創設の働きかけを行うとともに、セーフティネット登録住宅に対する改修費や家賃低廉化等の支援の充実を図った。</p> <p>i. 住宅市場を活用した空き家対策モデル事業の実施により、市町村や民間事業者等が行う空き家対策のモデル的な取組に対して支援を行った。</p> <p>j. 改正都市再生特別措置法（2018年7月施行）等で創設した都市のスポンジ化対策等に関する各種制度について、立地適正化計画に関するコンサルティング等と併せて、活用促進を図った。</p>

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数：2025年において400万戸程度におさえる ⇒2024年10月提出可能（349万戸、318万戸） （（2018、2013）年度）</p> <p>○既存住宅流通の市場規模：2025年までに8兆円 ⇒2024年10月提出可能（4.5兆円、4.0兆円） （（2018、2013）年時点）</p> <p>※社会資本整備審議会住宅宅地分科会等において審議中</p>	<p>○不動産価格指数を掲載するホームページのアクセス件数：2022年度に400,000件 ※不動産情報に係る新たな指標の充実：2021年度までに公表 ⇒470,684件（421,876件、105,872件） （2020(2019、2016)年度）</p>	<p>17. 既存ストックの有効活用</p> <p>（情報の充実等）</p> <p>a. 不動産総合データベースの取組として、官民が保有する各種不動産関連データの連携がより一層行われるよう環境整備を進めるとともに、不動産情報に係る新たな指標の公表を行うことで不動産情報基盤を充実させつつ、地方公共団体とも連携し、具体的な活用方法を示すことにより、価格指数をはじめとする不動産情報基盤を改善する。《国土交通省》</p>	→		
	<p>○インスペクションを受けた既存住宅売買瑕疵保険の加入割合：2025年までに20% ※社会資本整備審議会住宅宅地分科会等において審議中 ⇒14%（12%、5%） （2019（2018、2014）年時点）</p>	<p>b. 国が専門家によるインスペクションの活用の促進や、「安心R住宅」制度の周知・普及等を通じ、売主・買主が安心して取引できる市場環境を整備する。《国土交通省》</p>	→		
		<p>（売主と買主の情報の非対称性を低減させるための取組の推進）</p> <p>a. 国内におけるインスペクション活用に係る実態調査を実施する。</p> <p>b. 住宅市場に占める既存住宅の流通シェアが高い諸外国におけるインスペクションの実態、制度的背景、商習慣等を把握し、我が国への導入の課題等の調査分析を行い、制度の運用改善を図る。 《国土交通省》</p>	→	→	

3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

実施年度		
2021年度		
	具体的取組	進捗状況
17	<p>既存ストックの有効活用</p> <p>(情報の充実等)</p> <p>a. 不動産総合データベースの取組として、官民が保有する各種不動産関連データの連携がより一層行われるよう環境整備を進めるとともに、不動産情報に係る新たな指標の公表を行うことで不動産情報基盤を充実させつつ、地方公共団体とも連携し、具体的な活用方法を示すことにより、価格指数をはじめとする不動産情報基盤を改善する。《国土交通省》</p> <p>b. 国が専門家によるインスペクションの活用の促進や、「安心R住宅」制度の周知・普及等を通じ、売主・買主が安心して取引できる市場環境を整備する。《国土交通省》</p> <p>(売主と買主の情報の非対称性を低減させるための取組の推進)</p> <p>a. 国内におけるインスペクション活用に係る実態調査を実施する。</p> <p>b. 住宅市場に占める既存住宅の流通シェアが高い諸外国におけるインスペクションの実態、制度的背景、商習慣等を把握し、我が国への導入の課題等の調査分析を行い、制度の運用改善を図る。《国土交通省》</p>	<p>a. 2021年度は既存住宅販売量の確報値と法人取引量指数の公表に向けた検討を行っている。また、2021年4月に公表した不動産市場分野の面的データ構築に係わるガイドラインについて、地方公共団体に向けた周知等を実施する予定。</p> <p>b. インスペクションの活用状況についてアンケート調査を実施し、活用促進に向けた課題を把握するとともに、安心R住宅の周知・普及を推進。</p> <p>a. インスペクションの活用状況について、アンケート調査を実施。</p> <p>b. 諸外国におけるインスペクションの活用状況の実態について、調査を実施</p>

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○国有地の定期借地件数：目標は設定せず、モニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 ⇒144件（138件、109件） （2021年3月(2020年3月、2018年3月)末時点)</p>	<p>○固定資産台帳の更新状況：毎年度100% ⇒87.5%（83.1%、81.7%） （2019（2018、2017）年度決算分）</p>	<p>17. 既存ストックの有効活用</p> <p>（未利用資産等の活用促進）</p> <p>a. 国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体等からの優先的な利用要望を受け付け、利用要望がない場合は一般競争入札により処分する。また、まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させる入札などの手法の活用も行うほか、所有権を留保する財産や、保育・介護等の人々の安心につながる分野で利用を行う財産については、定期借地権による貸付を行うなど、管理処分の多様化を図るとともに、国有地の定期借地件数のモニタリングの結果を踏まえ、未利用資産等の活用促進の観点から必要な改善策を講じる。《財務省》</p> <p>b. 公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開する。《総務省》</p> <p>c. 各地方公共団体が公表している固定資産台帳のデータや保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集を作成し、順次更新する。また、財政状況資料集において、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、グラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表し、各地方公共団体における施設類型ごとの公共施設の保有量等を「見える化」する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有資産全体の有形固定資産減価償却率 ・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積等 ・一人当たりの投資的経費の内訳（既存施設更新・新規施設整備）、維持補修費も含めた決算情報 <p>有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」する。《総務省》</p> <p>d. 公有財産の有効活用を促進するため、作成した手引きを普及させるとともに、民間提案を活用した取組等の先進的な事例を把握して横展開する。《関係省庁》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

実施年度		
2021年度		
	具体的取組	進捗状況
17	<p>既存ストックの有効活用</p> <p>(未利用資産等の活用促進)</p> <p>a. 国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体等からの優先的な利用要望を受け付け、利用要望がない場合は一般競争入札により処分する。また、まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させる入札などの手法の活用も行うほか、所有権を留保する財産や、保育・介護等の人々の安心につながる分野で利用を行う財産については、定期借地権による貸付を行うなど、管理処分が多様化を図るとともに、国有地の定期借地件数のモニタリングの結果を踏まえ、未利用資産等の活用促進の観点から必要な改善策を講じる。《財務省》</p> <p>b. 公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開する。《総務省》</p> <p>c. 各地方公共団体が公表している固定資産台帳のデータや保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集を作成し、順次更新する。また、財政状況資料集において、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、グラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表し、各地方公共団体における施設類型ごとの公共施設の保有量等を「見える化」する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有資産全体の有形固定資産減価償却率 ・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積等 ・一人当たりの投資的経費の内訳（既存施設更新・新規施設整備）、維持補修費も含めた決算情報 <p>有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」する。《総務省》</p> <p>d. 公有財産の有効活用を促進するため、作成した手引きを普及させるとともに、民間提案を活用した取組等の先進的な事例を把握して横展開する。《関係省庁》</p>	<p>a. 国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体等からの優先的な利用要望を受け付け、利用要望がない場合には一般競争入札により処分を行っている。</p> <p>また、まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させる入札などの手法の活用も行ったほか、所有権を留保する財産や、保育・介護等の人々の安心につながる分野で利用を行う財産については、定期借地権による貸付を行っているなど、管理処分が多様化を図るとともに、国有地の定期借地件数のモニタリングの結果を踏まえ、未利用資産等の活用促進の観点から必要な改善策を講じている。</p> <p>b. 2019年度決算に係る固定資産台帳の整備状況について、調査・把握済み。固定資産台帳を活用した取組事例について、総務省HPに集約・公表しており、引き続き、取組事例の集約・横展開を実施する。</p> <p>c. 固定資産台帳のデータへのリンク集について、2021年10月に総務省HPにて公表済み。</p> <p>保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集については公表済みであり、順次更新する予定（年度末まで）。</p> <p>令和元年度決算分の財政状況資料集において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有資産全体の有形固定資産減価償却率 ・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積等 ・一人当たりの投資的経費の内訳（既存施設更新・新規施設整備）、維持補修費も含めた決算情報とともに、施設類型別の減価償却率や有形固定資産減価償却率と将来負担比率との組み合わせの比較及び各地方公共団体において行った分析を公表済み。 <p>d. 作成した手引きの周知を引き続き実施。公的不動産を含めた遊休不動産について、不動産証券化手法を活用した、新しい生活様式に対応した改修事業に取り組もうとしている者に対し、専門家によるアドバイザー等への支援を実施し、好事例の横展開を図る。</p>

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○国公有財産の最適利用プランを策定した数：目標は設定せず、モニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 ⇒21件（15件、8件） （2021年3月(2020年3月、2018年3月)末時点）</p>	<p>○市区町村等との間で設置した協議会の数：増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 ⇒113件（101件、75件） （2021年3月(2020年3月、2018年3月)末時点）</p>	<p>17. 既存ストックの有効活用</p> <p>（地域における国公有財産の最適利用に向けたプランの策定と定期的な点検）</p> <p>a. 全市区町村等と財務省財務局・財務事務所間において、連携窓口の設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等を実施し、最適利用プランの策定を行う。</p> <p>b. 各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行うとともに、国公有財産の最適利用プランを策定した数のモニタリングの結果を踏まえ、同プランの策定と定期的な点検に関して必要な改善策を講じる。 《財務省、総務省》</p>	→	→	
<p>○長期相続登記等未了土地が解消された数：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 ⇒81,923筆（26,743筆） （2020年度末（2020年9月30日）時点）</p> <p>○変則的な登記がされている土地が解消された数：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 ⇒4,035筆（858筆）（2020年度末（2020年10月1日）時点）</p>	<p>○市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う、長期相続登記等未了土地の解消作業に着手した数：2020年度末までに約140,000筆 ⇒318,190筆（197,702筆）（2020年度末（2020年9月30日）時点）</p> <p>○市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う、変則的な登記がされている土地の解消作業に着手した数：2020年度末までに約15,000筆 ⇒15,775筆（7,887筆）（2020年度末（2020年10月1日）時点）</p>	<p>18. 所有者不明土地の有効活用</p> <p>（相続登記の義務化等を含めて相続等を登記に反映させるための仕組み、登記簿と戸籍等の連携等による所有者情報を円滑に把握する仕組み、土地を手放すための仕組み等）</p> <p>a. 所有者不明土地の発生を予防するための仕組み、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み等について、必要な制度改革を実施する。</p> <p>b. 筆界特定制度の新たな活用策等を実施する。 《法務省》</p> <p>（長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消）</p> <p>a. 民法・不動産登記法の改正を踏まえて、長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消方策の在り方を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 《法務省》</p> <p>（遺言書保管制度の円滑な導入）</p> <p>a. 2020年7月から運用が開始されている遺言書保管制度の普及を図る。 《法務省》</p>	→	→	→

3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>17 既存ストックの有効活用</p> <p>(地域における国公有財産の最適利用に向けたプランの策定と定期的な点検)</p> <p>a. 全市区町村等と財務省財務局・財務事務所間において、連携窓口の設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等を実施し、最適利用プランの策定を行う。</p> <p>b. 各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用にあたっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行うとともに、国公有財産の最適利用プランを策定した数のモニタリングの結果を踏まえ、同プランの策定と定期的な点検に関して必要な改善策を講じる。 《財務省、総務省》</p>	<p>a. 全市区町村等と財務省財務局・財務事務所間において、連携窓口の設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等を実施し、最適利用プランの策定を行っている。</p> <p>b. 各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する予定としている。なお、有効活用にあたっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行うとともに、国公有財産の最適利用プランを策定した数のモニタリングの結果を踏まえ、同プランの策定と定期的な点検に関して必要な改善策を講じている。</p>
<p>18 所有者不明土地の有効活用</p> <p>(相続登記の義務化等を含めて相続等を登記に反映させるための仕組み、登記簿と戸籍等の連携等による所有者情報を円滑に把握する仕組み、土地を手放すための仕組み等)</p> <p>a. 所有者不明土地の発生を予防するための仕組み、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み等について、必要な制度改革を実施する。</p> <p>b. 筆界特定制度の新たな活用策等を実施する。 《法務省》</p> <p>(長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消)</p> <p>a. 民法・不動産登記法の改正を踏まえて、長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消方策の在り方を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 《法務省》</p> <p>(遺言書保管制度の円滑な導入)</p> <p>a. 2020年7月から運用が開始されている遺言書保管制度の普及を図る。 《法務省》</p>	<p>a. 2021年4月に「民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和3年法律第25号）」が成立・公布された。</p> <p>b. 筆界特定制度の新たな活用策等を実施した。</p> <p>a. 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）に基づき新制度が創設されるため、当該新制度の施行に合わせて、長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地をより効果的に解消することができるような方策の在り方について検討を行っている。</p> <p>a. 遺言書保管制度の手続案内を法務省HPにおいて行うとともに、同制度の概要を紹介したポスター及びチラシ等の作成・配布等を行い、同制度の普及を図っている。</p>

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○地域福利増進事業における利用権の設定数：2019年6月から10年間で累計100件 ⇒0件（0件）（2021年10月（2020年10月末））</p>	<p>○所有者不明土地の収用手続きに要する期間（収用手続きへの移行から取得まで）：2019年6月以降に手続きを開始したものは約21か月（約1/3短縮） ⇒2024年度10月把握可能</p>	<p>18. 所有者不明土地の有効活用</p> <p>（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の円滑な施行、土地の管理や利用に関し所有者が負うべき責務やその担保方策）</p> <p>a. 民事基本法制の見直しも踏まえ、土地基本方針の改定を実施する。</p> <p>b. 改定後の土地基本方針や国土審議会における調査審議・とりまとめを踏まえ、所有者不明土地法施行3年経過の見直しに向けた検討を実施し、必要な制度見直し等を実施する。《国土交通省》</p>	→	→	
<p>○全農地面積に占める担い手の利用面積のシェア：2023年度末までに8割 ⇒58.0%（57.1%、55.2%） （2021年3月（2020年3月末、2018年3月末時点））</p>	<p>○新制度による所有者不明農地の活用面積：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 ⇒58.4ha（129件）（12.4ha（18件）、0ha）（2021年3月（2020年3月、2019年3月）時点）</p>	<p>（所有者が不明な場合を含めて地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置）</p> <p>a. 第7次国土調査事業十箇年計画（2020年～2029年）に基づき、国土調査法等の改正により措置された所有者不明等の場合でも調査を進めるための新たな調査手続の活用や、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進し、地籍調査を円滑かつ迅速に進める。《国土交通省》</p>	→		
<p>○私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積の割合：2028年度末までに5割 ⇒37.2（36.6%）（2021年3月（2020年3月）時点）</p>	<p>○私有人工林が所在する市町村のうち、新たな制度の下で森林の集積・集約化に取り組んだ市町村の割合：2023年度末までに10割 ⇒6割（3割）（2021年3月（2020年3月）時点）</p>	<p>（所有者不明農地に関する新たなスキーム等）</p> <p>a. 制度の浸透を図り、農地中間管理機構による農地の集積・集約化を推進するとともに、半期毎に活用事例を収集し、HP上で公表する取組を実施する。《農林水産省》</p> <p>（所有者不明森林に関する新たなスキーム等）</p> <p>a. 森林経営管理法が円滑に運用されるよう、説明会等で制度の周知を図るほか、先進事例を調査・分析し、普及を図る。</p> <p>b. 引き続き、制度の周知を図るとともに、先進地以外の取組の参考となる多様な事例の調査・分析を進め、取組を全国に横展開する。</p> <p>c. 林地台帳を活用しつつ、森林の経営管理の集積・集約化を推進する。また、地方交付税措置により支援する。《農林水産省》</p>	→	→	→

3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>18 所有者不明土地の有効活用</p> <p>(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の円滑な施行、土地の管理や利用に関し所有者が負うべき責務やその担保方策)</p> <p>a. 民事基本法制の見直しも踏まえ、土地基本方針の改定を実施する。</p> <p>b. 改定後の土地基本方針や国土審議会における調査審議・とりまとめを踏まえ、所有者不明土地法施行3年経過の見直しに向けた検討を実施し、必要な制度見直し等を実施する。《国土交通省》</p> <p>(所有者が不明な場合を含めて地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置)</p> <p>a. 第7次国土調査事業十箇年計画(2020年~2029年)に基づき、国土調査法等の改正により措置された所有者不明等の場合でも調査を進めるための新たな調査手続の活用や、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進し、地籍調査を円滑かつ迅速に進める。《国土交通省》</p> <p>(所有者不明農地に関する新たなスキーム等)</p> <p>a. 制度の浸透を図り、農地中間管理機構による農地の集積・集約化を推進するとともに、半期毎に活用事例を収集し、HP上で公表する取組を実施する。《農林水産省》</p> <p>(所有者不明森林に関する新たなスキーム等)</p> <p>a. 森林経営管理法が円滑に運用されるよう、説明会等で制度の周知を図るほか、先進事例を調査・分析し、普及を図る。</p> <p>c. 林地台帳を活用しつつ、森林の経営管理の集積・集約化を推進する。また、地方交付税措置により支援する。《農林水産省》</p>	<p>a. 土地基本方針の変更については、国土審議会での審議を通じ、関係府省庁の施策の進捗や、所有者不明土地法の見直しに向けた検討等を踏まえ、2020年5月28日に閣議決定されたところ。</p> <p>b. 所有者不明土地の利活用や円滑な管理等を図る制度の充実と支援策の強化を検討し、国土審議会において2021年12月にとりまとめ、2022年通常国会に必要な法案の提出を目指す。</p> <p>a. 所有者不明等の場合でも調査を進める新たな調査手続や、官民境界のみを先行して調査を行う街区境界調査等の効率的な調査手法について、導入促進に向けた取り組みを推進しており、市町村等が行う地籍調査の現場においてその活用が進んでいる。</p> <p>a. 2021年8月に活用実績(2021年3月末時点)をHPに公表</p> <p>a. 市町村職員等を対象とした研修や説明会を継続的に実施するとともに、全国12地区(累計24地区)を対象とした先進事例の調査・分析を実施し、取組事例の横展開を図る取組事例集、事務データベースの作成に取り組んでいるところ。</p> <p>c. 全市町村で整備されている林地台帳については、森林経営管理法に基づき市町村が行う森林所有者の意向調査等に活用しているところ。また、登記簿を基に作成した林地台帳情報について、各種調査等により精度向上を図る取組に対して、地方交付税措置により支援しているところ。</p>

3. 地方行財政改革等

持続可能な地方行財政基盤を構築するため、将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方の検討や地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革に取り組むとともに、見える化、先進・優良事例の横展開、公営企業・第三セクター等の経営抜本改革を推進する。
 ・ 安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向）
 ⇒臨時財政対策債の発行額：5.5兆円（3.1兆円、4.0兆円）（2021（2020、2018）年度地方財政計画）
 ⇒実質赤字比率：赤字団体数1（0、3） 連結実質赤字比率：赤字団体数1（0、1）
 将来負担比率：早期健全化基準団体数0（1、1） 資金不足比率：経営健全化基準以上の会計数9（5、11）
 （2020（2019、2017）年度）

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）			
		21	22	23	
<p>○歳出効率化の成果 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理時間等）を把握し、公表 ⇒団体毎に取組状況等を把握し、公表済</p>	<p>○窓口業務のアウトソーシングの実施件数【2023年度までに485団体】 ⇒463（425、335） （2020（2019年、2017）年度）</p> <p>○標準委託仕様書等を参考にする自治体数【2021年度に160団体】 ⇒151（144、69） （2021（2020、2018）年度）</p> <p>○総合窓口を導入した自治体数【2023年度までに370団体以上】 ⇒246（236、214） （2020（2019、2017）年度）</p> <p>○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務数 ⇒18業務（18業務、18業務） （2021（2020、2018）年度）</p> <p>○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務における算定項目別の経費水準の見直し額【見直し予定額の100%】 ⇒100% （2021年度）</p>	<p>1. 先進的な業務改革の取組等の拡大、業務改革の取組の成果の地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎への適切な反映</p> <p>a. 「業務改革モデルプロジェクト」による歳出効率化（業務コストの抑制、処理時間短縮等）の優良事例の横展開や標準委託仕様書等の情報提供及びフォローアップにより、地方自治体における取組状況を踏まえ、窓口業務の委託等の業務改革の取組を進める。《総務省》</p> <p>b. 総務省・各自治体において、窓口業務等の民間委託の業務別団体規模別の取組状況（実施率、業務分析手法活用の有無や具体的な委託事務の範囲等）、住民一人当たりコスト、歳出効率化効果や今後の対応方針について、「見える化」・比較可能な形での公表。《総務省》</p> <p>c. 歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなもののうち、基準財政需要額の算定への反映を行うこととしている業務について、段階的な導入を完了。《総務省》</p> <p>d. 窓口業務の委託に係る基準財政需要額の算定への反映について、地方自治体における取組状況を踏まえ、今後の方針を検討する。《総務省》</p>			

1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>1 先進的な業務改革の取組等の拡大、業務改革の取組の成果の地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎への適切な反映</p> <p>a. 「業務改革モデルプロジェクト」による歳出効率化（業務コストの抑制、処理手続時間の短縮等）の優良事例の横展開や標準委託仕様書等の情報提供及びフォローアップにより、地方自治体における取組状況を踏まえ、窓口業務の委託等の業務改革の取組を進める。《総務省》</p> <p>b. 総務省・各自治体において、窓口業務等の民間委託の業務別団体規模別の取組状況（実施率、業務分析手法活用の有無や具体的な委託事務の範囲等）、住民一人当たりコスト、歳出効率化効果や今後の対応方針について、「見える化」・比較可能な形で公表。《総務省》</p> <p>c. 歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなもののうち、基準財政需要額の算定への反映を行うこととしている業務について、段階的な導入を完了。《総務省》</p> <p>d. 窓口業務の委託に係る基準財政需要額の算定への反映について、地方自治体における取組状況等を踏まえ、今後の方針を検討する。《総務省》</p>	<p>a. 業務改革モデルプロジェクトによる窓口業務改革等の成果を他の自治体へ波及するため、同プロジェクトの実施団体担当者を他の自治体が開催する行革勉強会等に講師として派遣し横展開を図るとともに、行革の取組状況に関する調査において、全国の優良事例をとりまとめ、行革の取組状況と併せて公表した。また、窓口業務の実態等に係る個別調査の際、標準委託仕様書等を交付するなどしてさらなる周知を図った。</p> <p>b. 全国の自治体における行革の取組状況について調査を行い、BPRの実施状況やその効果等を、団体の人口規模と併せて見える化・比較可能な形で公表した。</p> <p>c. 2021年度において、2017年度に導入した1業務（公立大学運営）について、段階的な反映における5年目の見直しを実施した。これにより、基準財政需要額の算定への反映を開始した全ての対象業務（18業務）について、経費水準の見直しの段階的な導入（見直し予定額の100%）が完了した。</p> <p>d. 窓口業務の委託については、優良事例の横展開や標準委託仕様書等の情報提供及びフォローアップによる窓口業務の委託等の業務改革の取組の状況や、地方自治体における取組状況等を踏まえて基準財政需要額への反映を検討することとしており、2021年度においては導入しないこととした。</p>

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）			
			21	22	23
自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）計画に基づきKPI設定		<p>2. 自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）計画の推進</p> <p>a. 2020年12月に策定するDX計画に基づき自治体DXを推進するとともに必要に応じ計画の改善を図る。DX計画をはじめとする地方のデジタル化について経済・財政一体改革推進委員会のWGでフォローアップをする。《総務省》</p> <p>b. 地域情報化アドバイザー、地方創生人材支援制度に基づくデジタル専門人材の派遣に加え、デジタル人材確保を支援するための仕組みを2020年内に具体化し、自治体DXを支えるデジタル人材の確保に取り組む。《総務省》</p>	→		

1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>2 自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）計画の推進</p> <p>a.2020年12月に策定するDX計画に基づき自治体DXを推進するとともに必要に応じ計画の改善を図る。DX計画をはじめとする地方のデジタル化について経済・財政一体改革推進委員会のWGでフォローアップをする。《総務省》</p> <p>b.地域情報化アドバイザー、地方創生人材支援制度に基づくデジタル専門人材の派遣に加え、デジタル人材確保を支援するための仕組みを2020年内に具体化し、自治体DXを支えるデジタル人材の確保に取り組む。《総務省》</p>	<p>a.2020年12月に「自治体DX推進計画」を策定以降、各自治体の本計画を踏まえて、着実にDXに取り組めるよう、2021年7月に「自治体DX推進手順書」を作成し、自治体の取組を後押しするとともに、国の取組みの進捗等を踏まえて適宜見直す。</p> <p>b.市町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行うにあたっての財政措置を創設（R2.12月に公表）。また、市区町村の外部人材の募集情報を収集し、総務省HPで公表するとともに、募集情報について、情報提供を希望するデジタル人材・企業に対して随時情報発信する仕組みを構築（R3.9月）している。</p>

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支（改善）、繰出金（抑制）】 ⇒収支：6,539億円（7,522億円、9,028億円） 繰出金：2.8兆円（2.8兆円、2.9兆円） （2020（2019、2017）年度）</p>	<p>○経営戦略の見直し率 【2025年度までの見直し率100%】 ⇒8.9%（2020年度）</p> <p>○収支赤字事業数【2017年度決算（938事業）より減少】 ⇒1080（1038、938） （2020（2019、2017）年度）</p>	<p>3. 公営企業の業務効率化とデジタル化の徹底、抜本的な改革等の推進</p> <p>a.経営戦略に沿って収入、支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進。《総務省》</p> <p>b.経営戦略が未策定の事業についてフォローアップを実施し、早期策定を促すため、地方団体に対するアドバイザー派遣による支援制度を創設するとともに、策定済の事業について一定期間ごとの見直しを推進。《総務省》</p> <p>c.経営比較分析表について、これまで順次公表してきた9分野における抜本的な改革の検討にも資するよう、必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覧して容易に比較できる形での公表を検討するなど、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進。《総務省》</p> <p>d.水道、下水道などの公営企業についてICT等デジタル技術を活用した管理を推進。《総務省、関係府省庁》</p> <p>e.経営戦略に沿った取組等の進捗状況を踏まえつつ、今後の公営企業制度の在り方の見直しを含め、公営企業の経営改革を更に推進する方策について検討。《総務省》</p>	→	→	→
		<p>4. 公営企業会計の適用促進</p> <p>a.重点事業（下水道、簡易水道事業）について、ロードマップに基づき、人口3万人未満の団体においても、特に小規模な団体の取組が円滑に進むよう支援するなど公営企業会計の適用を一層促進。《総務省》</p> <p>b.その他の事業（港湾整備、市場、と畜場、観光施設等）について、実情や費用対効果を踏まえつつ、公営企業会計を適用すべき対象範囲や目標等の工程を明確化し、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。《総務省》</p>	→	→	→
		<p>○重点事業における公営企業会計の適用自治体数（人口3万人未満）【2024年度予算から対象団体の100%】 ⇒下水道：89.7%（66.7%、34.5%） （2021（2020、2019）年度） 簡易水道：88.1%（69.1%、46.3%） （2021（2020、2019）年度）（注）</p> <p>○その他の事業における公営企業会計の適用事業数【増加】 ⇒225事業（217事業） （2020（2019）年度）</p>	→	→	→

（注）「適用済」及び「適用に取組中」の合計

1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>3 公営企業の業務効率化とデジタル化の徹底、抜本的な改革等の推進</p> <p>a.経営戦略に沿って収入、支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進。《総務省》</p> <p>b.経営戦略が未策定の事業についてフォローアップを実施し、早期策定を促すため、地方団体に対するアドバイザー派遣による支援制度を創設するとともに、策定済の事業について一定期間ごとの見直しを推進。《総務省》</p> <p>c.経営比較分析表について、これまで順次公表してきた9分野における抜本的な改革の検討にも資するよう、必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覧して容易に比較できる形での公表を検討するなど、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進。《総務省》</p> <p>d.水道、下水道などの公営企業についてICT等デジタル技術を活用した管理を推進。《総務省、関係府省庁》</p> <p>e.経営戦略に沿った取組等の進捗状況を踏まえつつ、今後の公営企業制度の在り方の見直しを含め、公営企業の経営改革を更に推進する方策について検討。《総務省》</p>	<p>a.e.経営戦略の策定・改定及び事業ごとの特性に応じた抜本的な改革の検討を行うよう助言。2021年10月に2020年度の経営戦略の策定・改定状況及び抜本的な改革に係る具体的な取組状況を公表。アドバイザー派遣による支援制度を創設するとともに、経営改革の先進・優良事例集に新たな事例を追加し、2021年度末までに公表予定。</p> <p>b.2021年度より地方公共団体に対するアドバイザー派遣による支援制度を創設し、経営戦略が未策定の事業に対して早期策定を支援。策定済の事業については、一定期間ごとの見直しを行うよう助言。</p> <p>c.2019年度決算に基づく9分野の経営比較分析表を公表した。</p> <p>d.総務省HPに掲載している経営改革の先進・優良事例集（検討のきっかけや取組のプロセス、改革の効果額等を具体的に記載）に、デジタル技術の活用等の事例を掲載し、2021年度末までに公表予定。 水道事業については、厚生労働省において、IoTなどの先端技術を活用する事業について、生活基盤施設耐震化等交付金により財政支援を行った。 下水道事業については、国土交通省主催の「広域化・共同化計画」の策定にかかる意見交換会において、ICTを活用した維持管理システム等の事例を紹介し、広域化・共同化計画に盛り込むよう周知した。</p>
<p>4 公営企業会計の適用促進</p> <p>a.重点事業（下水道、簡易水道事業）について、ロードマップに基づき、人口3万人未満の団体においても、特に小規模な団体の取組が円滑に進むよう支援するなど公営企業会計の適用を一層促進。《総務省》</p> <p>b.その他の事業（港湾整備、市場、と畜場、観光施設等）について、実情や費用対効果を踏まえつつ、公営企業会計を適用すべき対象範囲や目標等の工程を明確化し、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。《総務省》</p>	<p>a.重点事業について、人口3万人未満の地方公共団体のうち、公営企業会計を適用済み又は適用に取り組んでいる団体の割合は、2021年4月1日時点で簡易水道事業が88.1%、下水道事業が89.7%となっている。2021年度から、団体規模を問わず全ての地方公共団体において活用可能なアドバイザー派遣による支援制度を創設。</p> <p>b.その他の事業について、2023年度までに公営企業会計をできる限り適用できるよう要請しており、地方公共団体の取組が進むよう、専門的なアドバイザーの派遣や適用経費に対する地方財政措置などを引き続き講じている。</p>

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）		
		21	22	23
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支（改善）、繰出金（抑制）】 ⇒収支：6,539億円（7,522億円、9,028億円） 繰出金：2.8兆円（2.8兆円、2.9兆円） （2020（2019、2017）年度）</p>	<p>○広域連携に取り組むこととした市町村数【2022年度までに650団体】 ⇒647（571、324） （2020（2019、2017）年度）</p> <p>○システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランを策定した都道府県数【2022年度末までに47都道府県】 ⇒5（2020年度末）</p> <p>○水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等が全体に占める割合【2025年度までに100%】 ⇒マッピングシステムの整備率：89.5% （2020年度）</p>	<p>5. 水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進</p> <p>a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。 →</p> <p>b. 各都道府県における2022年度までの水道広域化推進プランの策定に向けた取組状況を把握・公表し、システム共同化等のデジタル化を含めたシミュレーション及び今後の広域化に係る推進方針等を定め、必要に応じてPPP/PFIをはじめとした官民連携手法の活用を盛り込んだプラン策定を促すとともに、本プランに基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。 →</p> <p>c. 官民連携活用の好事例、先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、料金の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理（水道事業者等における水道施設台帳の電子化や、水道情報活用システム・スマートメーター等のCPS/IoTの活用）、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。 →</p> <p>d. 水道情報活用システムの全国への水平展開を進めるため、ベンダー各社の連携や水道標準プラットフォームの周知の促進、関連機器の標準化、技術開発の進展や情報利活用の高度化等への対応のためのシステム標準仕様の改定等への支援。 →</p> <p>《総務省、厚生労働省、経済産業省》</p>		

1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
5	<p>水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進</p> <p>a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。</p> <p>b. 各都道府県における2022年度までの水道広域化推進プランの策定に向けた取組状況を把握・公表し、システム共同化等のデジタル化を含めたシミュレーション及び今後の広域化に係る推進方針等を定め、必要に応じてPPP/PFIをはじめとした官民連携手法の活用を盛り込んだプラン策定を促すとともに、本プランに基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。</p> <p>c. 官民連携活用の好事例、先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか料金の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理（水道事業者等における水道施設台帳の電子化や、水道情報活用システム・スマートメーター等のCPS/IoTの活用）、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。</p> <p>d. 水道情報活用システムの全国への水平展開を進めるため、ベンダー各社の連携や水道標準プラットフォームの周知の促進、関連機器の標準化、技術開発の進展や情報利活用の高度化等への対応のためのシステム標準仕様の改定等への支援。</p> <p>《総務省、厚生労働省、経済産業省》</p>
	<p>a. 2019年度より広域化を行う場合の地方財政措置を拡充したところであり、措置の活用について周知している。</p> <p>b. 総務省及び厚生労働省において、各都道府県の取組状況を把握するとともにシステム共同化等のデジタル化の推進に関する事項等を盛り込むよう助言した。今後、把握した水道広域化推進プランの策定状況を公表予定。また、プラン策定を支援するため、プラン策定経費及びプランに基づく取組に対する財政措置を引き続き講じている。</p> <p>c. 総務省HPに掲載している経営改革の先進・優良事例集（検討のきっかけや取組のプロセス、改革の効果額等を具体的に記載）に、広域化やPPP/PFI、デジタル技術の活用等の事例を掲載し、2021年度末までに公表予定。また、厚生労働省HPにて広域・官民連携の好事例を周知した(2021年3月)。さらに、IoTなどの先端技術を活用する事業について、生活基盤施設耐震化等交付金により財政支援を行った。</p> <p>d. 厚生労働省及び経済産業省において、水道情報活用システム標準仕様書研究会を通じ、水道情報活用システムの標準仕様の改定等への支援を行ったほか、水道事業者等のWGや会議等を通じて周知を行い、水道情報活用システムの普及活動の支援を行った。</p>

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支（改善）、繰出金（抑制）】 ⇒収支：6,539億円（7,522億円、9,028億円） 繰出金：2.8兆円（2.8兆円、2.9兆円） （2020（2019、2017）年度）</p>	<p>○広域化に取り組むこととした地区数（着手または完了した地区数） 【2022年度までに450地区】 ⇒403（313、138） （2020（2019、2017）年度）</p> <p>○システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ下水道広域化・共同化計画を策定した都道府県数【2022年度末までに47都道府県】 ⇒3県 （2020年度末時点）</p>	<p>6. 下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進</p> <p>a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。</p> <p>b. 改正下水道法等に基づく協議会の活用による広域連携に向けた検討・協議を推進。</p> <p>c. 都道府県に対し、下水道事業のシステム標準化を含むデジタル化の推進に加え、必要に応じて多様なPPP/PFIの活用を盛り込んだ広域化・共同化計画を2022年度までに策定するよう要請。</p> <p>d. 各都道府県における広域化・共同化計画の策定状況を把握・公表し、2022年度までの策定にあたっての課題を整理するとともに、本計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。</p> <p>e. 先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、使用料の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。</p> <p>f. 具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続する。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、PPP/PFI導入の成果について周知する。</p> <p>《総務省、農林水産省、国土交通省、環境省》</p>			
	<p>○再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等に係る新公立病院改革プランを策定した病院数及びそれらの取組を実施した病院数【地域医療構想に関する進め方の整理を踏まえ目標の在り方を検討の上、設定】 ⇒再編・ネットワーク化 策定：121（116、91）、実施：67（62、41） 地方独立行政法人 策定：22（21、15）、実施：18（17、9） 指定管理 策定：16（15、9）、実施：15（14、7） （2020（2019、2017）年度）</p>	<p>7. 公立病院の再編・ネットワーク化等を推進</p> <p>a. 地域医療構想に関する取組の進め方の整理を踏まえ、新公立病院改革ガイドラインの取扱いについてその方向性を示す。 《総務省》</p> <p>b. 新公立病院改革プランの着実な実施等を通じ、再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等を推進。 《総務省》</p> <p>c. 経営改革の進捗状況を定量的に把握するとともに各取組の成果を検証し、必要な取組を検討。《総務省》</p>			

1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>6 下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進</p> <p>a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。</p> <p>b. 改正下水道法等に基づく協議会の活用による広域連携に向けた検討・協議を推進。</p> <p>c. 都道府県に対し、下水道事業のシステム標準化を含むデジタル化の推進に加え、必要に応じて多様なPPP/PFIの活用を盛り込んだ広域化・共同化計画を2022年度までに策定するよう要請。</p> <p>d. 各都道府県における広域化・共同化計画の策定状況を把握・公表し、2022年度までの策定にあたっての課題を整理するとともに、本計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。</p> <p>e. 先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、使用料の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。</p> <p>f. 具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続する。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、PPP/PFI導入の成果について周知する。</p> <p>《総務省、農林水産省、国土交通省、環境省》</p>	<p>a. 令和2年度に社会資本整備総合交付金の交付要件として使用料改定の必要性の検討等を追加するとともに、下水道事業経営セミナーを開催し、経営健全化に取り組む地方公共団体の優良事例等を横展開するなど、引き続き、下水道事業の収支構造の適正化を推進しているところ。</p> <p>b. 6つの協議会において、広域連携に向けた検討・協議を実施しており、1つの協議会では、協議会で決定された取組内容を実施している。</p> <p>c. 都道府県に対し、「広域化・共同化計画」の策定にかかる意見交換会（国土交通省主催）において、ICTを活用した維持管理システムやPPP/PFIを活用した汚泥処理施設の事例を紹介し、広域化・共同化計画に盛り込むよう周知。</p> <p>d. 総務省及び国土交通省において、都道府県に対し、経費削減効果の大きい内容を盛り込んだ「広域化・共同化計画」の策定を助言するとともに、下水道広域化推進総合事業及び2019年度から拡充している広域化・共同化を行う場合の地方財政措置により、地方公共団体における広域化を支援。</p> <p>e. 下水道事業経営セミナーでの優良団体の事例発表等に加え、国土交通省HPにおいて、経営状況の「見える化」指標や「下水道事業における広域化・共同化の事例集」に追加したICTによる維持管理共同化事例を公表することにより、下水道経営健全化の取組を推進。あわせて、広域化やPPP/PFI等の経営改革の先進・優良事例について、総務省HPに掲載している事例集（検討のきっかけや取組のプロセス、改革の効果額等を具体的に記載）に、デジタル技術の活用等の事例を掲載し、2021年度末までに公表予定。</p> <p>f. コンセプション導入に向けて取り組みを進めている地方公共団体に対する支援を行うとともに、PPP/PFI検討会を開催し、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開している。併せて、PPP/PFI導入の成果について周知しているところ。</p>
<p>7 公立病院の再編・ネットワーク化等を推進</p> <p>a. 地域医療構想に関する取組の進め方の整理を踏まえ、新公立病院改革ガイドラインの取扱いについてその方向性を示す。《総務省》</p> <p>b. 新公立病院改革プランの着実な実施等を通じ、再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等を推進。《総務省》</p> <p>c. 経営改革の進捗状況を定量的に把握するとともに各取組の成果を検証し、必要な取組を検討。《総務省》</p>	<p>a. 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域医療構想と整合性を図りつつ、公立病院の経営強化の方策を検討し、新たなガイドラインを策定する。</p> <p>b. 再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等を実施した病院数は着実に増加。</p> <p>c. 経営改革の進捗状況を定量的に把握するとともに、現在開催中の「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化に関する検討会」において、各取組の成果を検証し、その結果を新たなガイドラインへ反映する予定。</p>

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）		
		21	22	23
<p>○経営健全化のための方針の策定要件①～③のいずれかに該当する第三セクター等のうち、該当する要件に係る数値（債務超過額など）が改善している第三セクター等の数</p> <p>①債務超過法人 ②時価で評価した場合に債務超過になる法人（土地開発公社の場合、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上である場合も含む） ③地方公共団体が第三セクター等に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の標準財政規模に対する比率が、当該地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準の水準に達している場合 【増加、進捗検証】</p> <p>⇒174（171） （2019（2018）年度）</p> <p>○第三セクター等に対する財政支援額（補助金、損失補償、債務保証）</p> <p>⇒補助金：3,492億円（2,891億円、2,792億円） （2018（2017、2016）年度） 損失補償・債務保証：2.6兆円（2.7兆円、3.2兆円） （2019（2018、2016）年度）</p>	<p>○経営健全化のための方針の策定率 【全対象団体で策定】 ⇒100%（2019年度）</p>	<p>8. 第三セクター等について経営健全化のための方針に基づく取組を推進</p> <p>a. 財政的リスクの高い第三セクター等と関係を有する地方自治体における経営健全化のための方針に沿った取組状況を把握・公表するとともにその取組を推進。《総務省》</p> <p>b. 経営健全化のための方針の策定状況を調査し、未策定の団体に対して策定を促すなど取組を推進。《総務省》</p>		

1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

実施年度		
2021年度		
	具体的取組	進捗状況
8	<p>第三セクター等について経営健全化のための方針に基づく取組を推進</p> <p>a.財政的リスクの高い第三セクター等と関係を有する地方自治体における経営健全化のための方針に沿った取組状況を把握・公表するとともにその取組を推進。《総務省》</p> <p>b.経営健全化のための方針の策定状況を調査し、未策定の団体に対して策定を促すなど取組を推進。《総務省》</p>	<p>a.2020年12月に経営健全化のための方針に沿った取組状況を公表。その後、策定済の地方公共団体に対し、一層の経営健全化に取り組むとともに、その取組状況を公表するよう要請。</p> <p>b.2020年12月に経営健全化のための方針の策定状況を公表。その後、未策定の地方公共団体に対し速やかな策定を要請。</p>

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○「見える化」・一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数【全団体】 ⇒931団体（2019年度）</p> <p>○統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数【全団体】 ⇒1,121団体（1,068団体、645団体） （2020（2019、2017）年度）</p> <p>○各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表 ⇒団体毎に取組状況等を把握し、公表済</p>	<p>○地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について「見える化」 ⇒地方公共団体の決算を地方財政計画上の各歳入・歳出項目に振り分けた上で、両者の比較を実施し、見える化を推進（2019年度決算分）</p> <p>○地方単独事業（ソフト）の決算情報の全国状況を「見える化」 ⇒試行調査を実施・結果を公表（試行調査を実施・結果を公表）（2019（2018、2017）年度決算分）</p> <p>○基金の考え方・増減の理由・今後の方針について、統一的な様式で公表した地方公共団体数【2021年度に全団体】 ⇒全団体（全団体）（2019（2018、2017）年度決算分）</p> <p>○統一的な基準による地方公会計の情報について、比較可能な形で分析・公表した地方公共団体数【2025年度までに全団体】 ⇒【財務書類の「見える化」】 1,646団体（1,637、1,588）（2018（2017、2016）年度決算分）</p> <p>○住民一人当たり行政コスト等を「見える化」した地方公共団体数 【2021年度に全団体】 ⇒【住民一人当たり行政コスト】 全団体（全団体）（2019（2018、2017）年度決算分） 【ストック情報の「見える化」】 43都道府県20指定都市1526市区町村（42都道府県19指定都市1408市区町村、8都道府県11指定都市342市区町村） （2019（2018、2016）年度決算分） 【予算・決算の対比】 全団体（全団体） （2020（2019、2018）年度決算分） 【基準財政需要額等の内訳等の公開】 総務省において公表済（総務省において公表済） （2021（2020、2019）年度）</p> <p>○決算年度の翌年度までに財務書類の作成・更新を完了している地方公共団体数【2025年度までに全団体】 ⇒1,539団体（2019年度決算分）</p>	<p>9. 地方行財政の「見える化」、先進・優良事例の横展開</p> <p>a. 地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算との差額及び対応関係について、より分かりやすくなるよう工夫した上で見える化に取り組む。《総務省》</p> <p>b. 地方単独事業（ソフト）について、試行調査を行い明らかになった課題（歳出区分の設定の在り方、歳出区分への計上精度の向上、システム改修による対応の必要性など）の解消に向けて取り組み、法令との関係を含めて「見える化」を推進。《総務省》</p> <p>c. 各年度の決算について、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表・一覧化により「見える化」を推進。《総務省》</p> <p>d. 統一的な基準による地方公会計について、経年・団体間比較が可能な形で「見える化」を推進するとともに、標準化された基本項目を記載した固定資産台帳のデジタル化や、固定資産台帳のデータと個別の施設とをコードの設定により紐付けて公共施設等の適正管理に活かす取組などの促進を図り、資産管理向上や予算編成に活用している取組事例の共有に取り組む。《総務省》</p> <p>e. 住民一人当たり行政コストやストック情報等について、直近の決算統計データ等を用いて更新・公表を行い、「見える化」を推進。《総務省》</p> <p>f. 地方自治体における財務書類等の作成・更新について、仕訳作業の早期化・分散化、予算科目と公会計の勘定科目の統一化等の取組事例の収集・公表、職員研修等の実施、知見・ノウハウを有する専門人材の活用促進、デジタル化等により早期化を図る。《総務省》</p> <p>g. 地方単独事業を含め、医療・介護、教育や子ども・子育てに係る経費や制度的な課題について、関係府省が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討。《関係府省庁》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		<p>173</p>

1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>9 地方行財政の「見える化」、先進・優良事例の横展開</p> <p>a. 地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算との差額及び対応関係について、より分かりやすくなるよう工夫した上で見える化に取り組む。《総務省》</p> <p>b. 地方単独事業（ソフト）について、試行調査を行い明らかになった課題（歳出区分の設定の在り方、歳出区分への計上精度の向上、システム改修による対応の必要性など）の解消に向けて取り組み、法令との関係を含めて「見える化」を推進。《総務省》</p> <p>c. 各年度の決算について、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表・一覧化により「見える化」を推進。《総務省》</p> <p>d. 統一的な基準による地方公会計について、経年・団体間比較が可能な形で「見える化」を推進するとともに、標準化された基本項目を記載した固定資産台帳のデジタル化や、固定資産台帳のデータと個別の施設とをコードの設定により紐付けて公共施設等の適正管理に活かす取組などの促進を図り、資産管理向上や予算編成に活用している取組事例の共有に取り組む。《総務省》</p> <p>e. 住民一人当たり行政コストやストック情報等について、直近の決算統計データ等を用いて更新・公表を行い、「見える化」を推進。《総務省》</p> <p>f. 地方自治体における財務書類等の作成・更新について、仕訳作業の早期化・分散化、予算科目と公会計の勘定科目の統一化等の取組事例の収集・公表、職員研修等の実施、知見・ノウハウを有する専門人材の活用促進、デジタル化等により早期化を図る。《総務省》</p> <p>g. 地方単独事業を含め、医療・介護、教育や子ども・子育てに係る経費や制度的な課題について、関係府省が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討。《関係府省庁》</p>	<p>a. 地方公共団体の決算を地方財政計画上の各歳入・歳出項目に振り分けた上で、両者の比較を実施することを検討。</p> <p>b. 2019年度決算に関して、地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化するため、試行調査を実施・公表。これまでの試行調査の結果や検討会における議論の結果を踏まえ、2020年度決算に係る試行調査やシステム改修を実施予定。</p> <p>c. 2019年度決算に関して、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針について、統一的な様式での公表・一覧化。2020年度決算分の見える化を年度末までに実施予定。</p> <p>d. ①2019年度決算に関して、統一的な基準による地方公会計について、各地方公共団体が作成した財務書類の情報を取りまとめ、経年・団体間比較が可能な形で分析・公表予定（2021年度末）。②固定資産台帳のデータと個別の施設とをコードの設定により紐付けて管理を行っている取組をはじめ、資産管理向上や予算編成に活用している取組事例について、総務省HPに集約・公表するとともに、研修等の機会を通じて、各地方公共団体に説明を行っている。</p> <p>e. ①住民一人当たり行政コストについて、2019年度決算分に引き続き、2020年度決算分の見える化を年度末までに実施予定。②ストック情報の「見える化」について、2018年度決算分に引き続き、2019年度決算分の「見える化」を実施予定。③予算・決算の対比について、2019年度決算分に引き続き、2020年度決算分の「見える化」を年度末までに実施予定。④基準財政需要額の内訳等について2021年度算定を踏まえた内容に更新して公表済み。</p> <p>f. 2021年度より、職員の意識向上や知識・ノウハウの展開のため、先進団体職員や公認会計士等の専門家を、課題を抱える市区町村に直接かつ継続的に派遣する制度を創設し、各団体の取組を支援している。</p> <p>g. 「1－3 医療・福祉サービス改革」及び「4－1 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上」に基づき、各分野における取組を推進。</p>

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）			
		21	22	23	
<p>○パフォーマンス指標を活用し、事業の点検・改善を行った国庫支出金の割合【100%】 ⇒81%（79%、76%）（2020年（2019年、2018年））</p>	<p>○国庫支出金の設定済パフォーマンス指標の「見える化」実施割合【100%】 ⇒91%（91%、85%）（2020年（2019年、2017年））</p>	<p>10. 国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、配分のメリハリ付けの促進</p> <p>a. 所管府省における国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、事業の点検・改善を促す。また、「見える化」の促進のため、「見える化」の事例を収集し、「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」の充実を図る。《内閣府、制度所管府省庁》</p>	→		
<p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」を活用した、類似団体間の比較等の分析事例の件数【増加】 ⇒80件（2020年）</p>	<p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」における、 ・月平均アクセス回数【増加】 ⇒373回、（280回、341回）（2020（2019、2018）年度） ・月平均データダウンロード回数【増加】 ⇒1,141回（381回、612回）（2020（2019、2018）年度）</p>	<p>11. 経済・財政と暮らしの指標・見える化データベース</p> <p>a. 2020年度の「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」の地方自治体への利活用状況アンケートの結果を踏まえつつ、更なる利活用促進のための機能強化を実施するとともに、更なる利便性向上に向けた改善を検討する。《内閣府》</p> <p>b. 2021年度における検討を踏まえ、利便性向上に向けて必要な措置を講じ、その内容について自治体への広報を進めるとともに、引き続き残された課題の検討・改善を進める。《内閣府》</p>	→		→

1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

実施年度		
2021年度		
	具体的取組	進捗状況
10	<p>国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、配分のメリハリ付けの促進</p> <p>a. 所管府省における国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、事業の点検・改善を促す。また、「見える化」の促進のため、「見える化」の事例を収集し、「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」の充実を図る。《内閣府、制度所管府省庁》</p>	<p>a. 所管府省庁における国庫支出金のパフォーマンス指標の設定・「見える化」を促し、その取組状況について、内閣府HP内の「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」において年度内に公表。各府省庁に対し、好事例を示し、横展開を慫慂。その際、他の取組との比較可能性に配慮したHPの改良を検討。</p>
11	<p>経済・財政と暮らしの指標・見える化データベース</p> <p>a. 2020年度の「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」の地方自治体への利活用状況アンケートの結果を踏まえつつ、更なる利活用促進のための機能強化を実施するとともに、更なる利便性向上に向けた改善を検討する。《内閣府》</p>	<p>a. 2020年度に実施した地方自治体へのアンケートの結果を踏まえ、データ更新頻度等の向上に向けて、RPAの活用等を進めるとともに、利便性向上のため、2021年3月にデータダウンロードページのリニューアルを実施した。</p>

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
○人口の社会減の緩和・社会増など（事後的に検証）	<p>○連携中枢都市圏等の形成数 【連携中枢都市圏は2022年度までに35圏域。定住自立圏は2024年度までに140圏域】 ⇒【連携中枢都市圏】 34圏域（34圏域、13圏域） （2020（2019、2015）年度） 【定住自立圏】 129圏域（127圏域、79圏域） （2020（2019、2014）年度） ○各圏域において取り組む施策や事業に応じて設定した成果指標（K P I）の達成率【進捗検証】 ⇒【連携中枢都市圏】各圏域において設定したK P Iのうち、2021年3月末時点で約50%が達成済又は達成見込み。 （各圏域において設定したK P Iのうち、2020年3月末時点で約55%が達成済又は達成見込み。） （2021（2020）年度） 【定住自立圏】各圏域において設定したK P Iのうち、2021年2月末時点で約55%が達成済又は達成見込み。 （各圏域において設定したK P Iのうち、2020年2月末時点で約56%が達成済又は達成見込み。） （2021（2020）年度）</p>	<p>1 2. 地方自治体の多様な広域連携の推進等</p> <p>a. 連携中枢都市圏等の広域連携に取り組む団体に対し、地方財政措置等を通じ支援を実施。《総務省、関係府省庁》</p> <p>b. 今後の人口減少・少子高齢社会を見据えた先進的な事例に係る知見の収集を強化するとともに、これまでの取組の分析・検証、取組事例に関する情報提供等により、取組の横展開を促進。《総務省、関係府省庁》</p> <p>c. 第32次地方制度調査会答申を踏まえ、それぞれの地域における行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題の見通し（「地域の未来予測」）の作成について、国として具体的な分野・指標等を提示するなど、連携中枢都市圏や定住自立圏のほか多様な広域連携に取り組む地方自治体間の合意形成を支援。《総務省》</p> <p>d. 新型コロナウイルス拡大を契機としたデジタル化の要請等を踏まえ、隣接していない自治体間の連携の在り方について検討する。《総務省、関係府省庁》</p> <p>e. 2020年度に実施した国が法令に基づき地方自治体に作成を求める計画に関する調査を踏まえ、極力複数地方自治体での共同作成が可能となるよう、関係府省庁において必要な措置を講ずる。《内閣府、総務省、関係府省庁》</p> <p>f. 複数の地方自治体が連携して実施する公共施設等の集約化・複合化の取組について地方財政措置を講じる。《総務省》</p>			

1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>1 2 地方自治体の多様な広域連携の推進等</p> <p>a. 連携中枢都市圏等の広域連携に取り組む団体に対し、地方財政措置等を通じ支援を実施。《総務省、関係府省庁》</p> <p>b. 今後の人口減少・少子高齢社会を見据えた先進的な事例に係る知見の収集を強化するとともに、これまでの取組の分析・検証、取組事例に関する情報提供等により、取組の横展開を促進。《総務省、関係府省庁》</p> <p>c. 第32次地方制度調査会答申を踏まえ、それぞれの地域における行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題の見通し（「地域の未来予測」）の作成について、国として具体的な分野・指標等を提示するなど、連携中枢都市圏や定住自立圏のほか多様な広域連携に取り組む地方自治体間の合意形成を支援。《総務省》</p> <p>d. 新型コロナウイルス拡大を契機としたデジタル化の要請等を踏まえ、隣接していない自治体間の連携の在り方について検討する。《総務省、関係府省庁》</p> <p>e. 2020年度に実施した国が法令に基づき地方自治体に作成を求める計画に関する調査を踏まえ、極力複数地方自治体での共同作成が可能となるよう、関係府省庁において必要な措置を講ずる。《内閣府、総務省、関係府省庁》</p> <p>f. 複数の地方自治体が連携して実施する公共施設等の集約化・複合化の取組について地方財政措置を講じる。《総務省》</p>	<p>a. 連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、普通交付税及び特別交付税による包括的財政措置を講じるなど、広域連携に取り組む団体に対し、地方財政措置等の支援を実施している。</p> <p>b. 2021年度においても、「多様な広域連携促進事業」を実施し、今後の人口減少・少子高齢社会を見据えた広域連携に係る先進事例の知見を収集するとともに、これまでの取組の分析・検証について実施している。</p> <p>c. 「地域の未来予測」として行政需要や経営資源に係る長期的見通しを作成することが考えられる分野・指標の例について、「地域の未来予測に関する検討WG」を開催し、2021年3月に報告書を取りまとめ、市町村に周知した。</p> <p>d. 「多様な広域連携促進事業」により、隣接していない自治体間の教育・観光等の分野におけるデジタル技術を活用した連携等を支援し、隣接していない自治体間の連携に係る課題等を把握している。</p> <p>e. 2021年7月に、内閣府及び総務省から各府省に対し、市町村が策定する法定計画については、特段の支障がない限り原則として共同策定を可能とし、その旨を法令や通知等において明らかにしていただきたい旨依頼を行った。</p> <p>f. 2020年度から、複数の地方自治体が連携して実施する公共施設等の集約化・複合化の取組において、集約化・複合化する施設を有しない団体が当該事業による施設整備の実施主体となる場合も、公共施設等適正管理推進事業債を活用可能とした。その上で、2021年度については、あらかじめ、2021年1月に、より広域での最適配置を図る観点から、複数団体の連携による集約化・複合化の取組を積極的に推進することが重要である旨を通知するなど、年度を通じて地方公共団体に対する周知を強化するとともに、引き続き公共施設等適正管理推進事業債を活用可能とした。これにより、既に工程の内容を達成しているため、工程からは削除した上で、例年の取組として、公共施設等総合管理計画の実行の推進（社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保）の中で今後も地方財政措置を講じる。</p>

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）		
		21	22	23
<p>○法定外税や超過課税による税収 ⇒法定外税による税収：670億円 （651億円、517億円） 超過課税による税収：7,050億円 （7,025億円、6,515億円） （2019（2018、2016）年度）</p>	<p>○法定外税や超過課税の導入団体及び件数 ⇒法定外税の導入状況：34都道府県・20市区町村・65件（34都道府県・20市区町村・65件、34都道府県・14市区町村・57件） （2021（2020、2017）年度） 超過課税の導入団体：127都道府県・1,613市区町村（127都道府県・1,590市区町村、127都道府県・1,588市区町村） （2020（2019、2018）年度） （注）</p>	<p>1 3. 地方の独自財源の確保（法定外税及び超過課税の活用の促進）</p> <p>a.課税自主権の一層の活用を図る観点から、情報提供など地方団体への支援。《総務省》</p>		
—	—	<p>1 4. 将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方の検討</p> <p>a.基準財政需要額の在り方を含め、将来の人口構造の変化に対応した地方団体の行財政制度の在り方について、第32次地方制度調査会答申も踏まえつつ、検討する。《総務省、関係府省庁》</p>		

（注）超過課税の導入団体数について、1団体で複数の税目について超過課税を行っている場合は延べ数を計上

1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>1 3 地方の独自財源の確保（法定外税及び超過課税の活用の促進）</p> <p>a. 課税自主権の一層の活用を図る観点から、情報提供など地方 団体への支援。 《総務省》</p>	<p>a. 地方団体向けの各種説明会等において、法定外税及び超過課税の導入団体や税収規模など課税自主権の活用状況を紹介するとともに、ホームページにおいても課税自主権に関するページを設け、情報提供を行っている。</p>
<p>1 4 将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方の検討</p> <p>a. 基準財政需要額の在り方を含め、将来の人口構造の変化に対応した地方団体の行財政制度の在り方について、第32次地方制度調査会答申も踏まえつつ、検討する。 《総務省、関係府省庁》</p>	<p>a. 第32次地方制度調査会答申を踏まえ、下記の取組等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方行政のデジタル化に資するため、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年5月公布）を制定 ・ 「地域の未来予測」として行政需要や経営資源に係る長期的見通しを作成することが考えられる分野・指標の例について、「地域の未来予測に関する検討WG」を開催し、令和3年年3月に報告書を取りまとめ、市町村に周知

個性と活力ある地域経済の再生に向けて、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における各種KPIの達成を目指す。また、人口急減地域においては、地域社会・経済の維持に困難が生じており、地域づくりを行う人材の確保を図る。

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○まち・ひと・しごと創生事業費の算定に使用している指標（若年者就業率、女性就業率、転入出者人口比率等） ⇒人口増減率：-0.3%（-0.4%、-0.3%）、年少者人口比率：12.2%（12.3%、12.6%）（2020（2019、2017）年度） 若年者就業率：55.1%、女性就業率：65.9%（2015年度） ○地方の自主的な取組を前提としつつ、経済再生と合わせた地方財政分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標（地方税収入額、地方債依存度） ⇒地方税収入額：41.2兆円（40.8兆円、39.4兆円） 地方債依存度：10.5%（10.4%、10.2%）（2019（2018、2016）年度）</p>	<p>○まち・ひと・しごと創生事業費のうち、「人口減少等対策事業費」に占める成果反映配分の割合 【地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、2024年度までに、5割以上】 ⇒40.0%（36.7%、27.7%）（2021（2020、2018）年度）</p>	<p>15. 地方交付税（まち・ひと・しごと創生事業費）について改革努力等に応じた配分の強化を検討</p> <p>a. 「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方交付税算定のうち、「人口減少等特別対策事業費」について、「成果」を反映した配分割合を5割以上とすることを目指し、地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等を踏まえ、必要に応じ更なる見直し。《総務省》</p>			
<p>○生活支援などの自主事業の実施等により収入の確保に取り組む地域運営組織の割合 【2024年度までに60%】 ⇒47.0%（46.1%）（2020（2019）年度）</p>	<p>○地域運営組織の形成数 【2024年度までに7,000団体】 ⇒5,783団体（5,236団体）（2020（2019）年度）</p>	<p>16. 地域運営組織の推進について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる</p> <p>a. 地方公共団体や地域運営組織と連携した情報交流や優良事例の横展開。</p> <p>b. 地域運営組織の形成状況等を踏まえ、各地域の実情に応じ、ブロック別研修会の開催等を通して、地域運営組織の形成や地域の多様な組織との連携を促進。</p> <p>c. 全国の自治体に対して取組状況を調査し、小さな拠点・地域運営組織の状況を一覧にしてHPで公表、内容を充実。</p> <p>d. 法人化促進のためのガイドブックや小さな拠点税制等を活用し、法人化の促進等、地域運営組織の持続的な取組体制の構築を推進。</p> <p>e. 地方創生推進交付金等も活用して支援するとともに、地方交付税措置により支援。</p> <p>《内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局》</p>			

2. 個性と活力ある地域経済の再生

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>15 地方交付税（まち・ひと・しごと創生事業費）について 改革努力等に応じた配分の強化を検討</p> <p>a. 「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方交付税算定のうち、「人口減少等特別対策事業費」について、「成果」を反映した配分割合を5割以上とすることを目指し、地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等を踏まえ、必要に応じ更なる見直し。《総務省》</p>	<p>a. 2020年度からの5年間の段階的シフトの2年目として、2021年度においては、「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ200億円シフト（累計400億円シフト）。</p>
<p>16 地域運営組織の推進について前年度までの取組の成果を 把握・見える化し、所要の措置を講じる</p> <p>a. 地方公共団体や地域運営組織と連携した情報交流や優良事例の横展開。</p> <p>b. 地域運営組織の形成状況等を踏まえ、各地域の実情に応じ、ブロック別研修会の開催等を通して、地域運営組織の形成や地域の多様な組織との連携を促進。</p> <p>c. 全国の自治体に対して取組状況を調査し、小さな拠点・地域運営組織の状況を一覽にしてHPで公表、内容を充実。</p> <p>d. 法人化促進のためのガイドブックや小さな拠点税制等を活用し、法人化の促進等、地域運営組織の持続的な取組体制の構築を推進。</p> <p>e. 地方創生推進交付金等も活用して支援するとともに、地方交付税措置により支援。</p> <p>《内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局》</p>	<p>a. 都道府県担当者説明会を4月にオンラインで実施。また、優良事例の横展開のために事例集を作成予定。</p> <p>b. 小さな拠点及び地域運営組織の形成や地域の多様な組織との連携を促進するため、7月にオンラインセミナーを開催。このほか、令和3年度中に全国フォーラムを1回、オンラインセミナーを2回実施予定。</p> <p>c. 「地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業」（総務省）、「小さな拠点の形成に関する実態調査」（内閣府）を実施し、地域運営組織や小さな拠点の状況を一覽にして、HPで公表予定。</p> <p>d. 4月に開催した都道府県担当者説明会において、小さな拠点税制の活用等による法人化の事例を紹介したほか、今後開催予定の全国フォーラムにおいても紹介予定。</p> <p>e. 地方創生推進交付金により、小さな拠点分野の事業を27件支援しているほか、地方交付税措置等を通じ、地域運営組織の形成・運営を支援。</p>

地方行財政改革等 2. 個性と活力ある地域経済の再生

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）			
		21	22	23	
<p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体において設定したK P Iの達成 （事前に設定したK P Iを達成した事業数／交付金対象事業数） 【目標：77%】 ⇒81%(80%、84%) (2019(2018、2016)年度実施事業)</p> <p>○地方創生推進交付金事業全体の効果 （経済波及効果等） 【目標：1.6倍】 ⇒1.6倍(1.6倍、1.6倍) (2019(2018、2016)年度実施事業)</p>	<p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体におけるK P Iの設定 （K P Iを設定した事業数／交付金対象事業数） 【目標：全事業】 ⇒全事業（全事業） (2021(2020、2018)年度採択事業)</p> <p>○地方公共団体のK P I達成に貢献する可能性が高い取組である「適切なK P I設定」、「安定した人材の確保」、「地域主体の参加促進」、「事業改善方針の明確化」の実施率 【目標：50%】 ⇒47%（45%） (2019（2018）年度実施事業)</p>	<p>17. 地方創生推進交付金の効果向上</p> <p>a.効果的な事業の採択 2021年度における地方創生推進交付金について、①K P Iの実績見込みや効果検証結果、②自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等を備えた先導的な取組内容か、を審査のうえ、効果が見込まれる事業を採択。</p> <p>b.地方公共団体における検証体制の整備等 ・ガイドライン等を活用し、地方公共団体による取組の効果的な検証体制や環境整備を促進 ・地方創生推進交付金の効果検証を実施</p> <p>c.先駆的な取組の全国展開 地方創生に係る特徴的な取組事例の公表やアウトリーチ活動等を通じ、先駆的な取組の全国展開を推進。</p> <p>d.必要予算の確保 2022年度予算において、所要額を計上。 《内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府》</p>			

2. 個性と活力ある地域経済の再生

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>17 地方創生推進交付金の効果向上</p> <p>a.効果的な事業の採択 2021年度における地方創生推進交付金について、①KPIの実績見込みや効果検証結果、②自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等を備えた先導的な取組内容か、を審査のうえ、効果が見込まれる事業を採択。</p> <p>b.地方公共団体における検証体制の整備等 ・ガイドライン等を活用し、地方公共団体による取組の効果的な検証体制や環境整備を促進 ・地方創生推進交付金の効果検証を実施</p> <p>c.先駆的な取組の全国展開 地方創生に係る特徴的な取組事例の公表やアウトリーチ活動等を通じ、先駆的な取組の全国展開を推進。</p> <p>d.必要予算の確保 2022年度予算において、所要額を計上。 《内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府》</p>	<p>a.採択件数 1,844件（第1回 1,812件、第2回 32件）</p> <p>b. ・2022年3月にガイドライン、活用事例集、報告書等を取りまとめ、全地方公共団体に周知し（予定）、地方創生関係交付金を活用した事業の効果的な検証体制や環境整備を促進。 ・2021年9月21日に、地方創生関係交付金を活用した事業を2020年度に実施したすべての地方公共団体に対し、事業実施報告書の提出を依頼し、同報告書の作成を通じた、地方公共団体での事業の振り返りを企図。事業による効果の内容の把握、RESASやe-stat等のデータの活用状況や効果の把握に資するデータのニーズ調査等を新たに実施。 抽出した事業については、外部有識者による現地調査、ヒアリングも実施。その上で、各事業の実施報告に対応した分析レポートを作成し、それぞれの地方公共団体にフィードバック（予定）。 分析レポートとは別に、上記の事業実施報告書に基づき、事業別に設定されたKPIの達成度、地方創生関係交付金を活用した事業の社会的、経済的效果などを整理・分析（予定）。 加えて、平成28年度から令和2年度にかけての5年事業を対象として、目標以上の進捗がある事例や目標に向け十分に進捗したとは言い難い事例等の要因などについて、調査・分析（予定）。 上記の外部有識者による検討会での討議（年4回。第1回は2021年9月10日に開催）を経て、内閣府において、ガイドライン、活用事例集、報告書を取りまとめ、全地方公共団体に送付（予定）。</p> <p>c.既採択事業のうち先駆的な取組に係る事業計画書をデータベース化し、地方公共団体が閲覧できるシステムの運用。さらに、特徴的な事業目的の事業をまとめた事例集を2021年6月に地方公共団体に送付するなど情報を提供。また新型コロナウイルスの影響を踏まえ、9月16日にオンライン説明会を実施し、全国約600の地方公共団体に事例や制度の紹介を行い、先駆的な取組の全国展開。</p> <p>d.2022年度予算については、概算要求基準の上限である1,200億円を要求。</p>

4. 文教・科学技術

政策目標 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

教育政策における外部資源の活用やP D C Aサイクルの徹底、デジタル化の推進、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、学習環境の格差が生じることを防ぎ、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。

- ・ O E C D ・ P I S A 調査等の各種調査における水準の維持・向上

※科学リテラシー等、読解力、数学リテラシーなど、世界トップレベルの維持・向上 (PISA(2015, 2018) : 科学リテラシー(1位, 2位)、読解力(6位, 11位)、数学リテラシー(1位, 1位))

※知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程 (取組・所管府省、実施時期)	21	22	23
<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県・政令市・市区町村の割合</p> <p>※(都道府県) 2018年度: 91.5%→2021年度: 100%⇒97.9% (85.1%、91.5%) (2020年度(2019年度、2018年度))</p> <p>※(政令市) 2018年度: 85%→2021年度: 100%⇒95% (80%、85%) (2020年度(2019年度、2018年度))</p> <p>※(市区町村) 2018年度: 21%→2021年度: 50%⇒56.3% (37%、21%) (2020年度(2019年度、2018年度))</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合</p> <p>※(都道府県) 2018年度: 87.2%→2021年度: 100%⇒83% (72.3%、87.2%) (2020年度(2019年度、2018年度))</p> <p>※(政令市) 2018年度: 55%→2021年度: 80%⇒75% (65%、55%) (2020年度(2019年度、2018年度))</p> <p>※(市区町村) 2018年度: 47%→2021年度: 70%⇒31.9% (21.5%、47%) (2020年度(2019年度、2018年度))</p>	<p>○少子化の進展(児童生徒数、学級数の減少等)及び小規模化した学校の規模適正化の動向、学校の課題(いじめ・不登校、校内暴力、外国人児童生徒、障害のある児童生徒、子供の貧困等)に関する客観的なデータ、教育政策に関する実証研究の結果等を踏まえた予算の裏付けのある公立小中学校の教職員定数の中期見通しの策定状況を踏まえた都道府県・政令市の方針策定計画割合</p> <p>※2019年度: 50.7%→2021年度: 100.0%⇒56.7% (50.7%) (2020年度(2019年度))</p> <p>○特別免許状授与件数</p> <p>※2016年度: 延べ1,101件→2021年度: 延べ1,600件⇒1,478件 (1,270件、1,101件) (2018年(2017年、2016年))</p> <p>○外国語指導助手(ALT)等の配置状況</p> <p>※2017年度: 12,912人(小学校)→2021年度: 15,000人(小学校)⇒13,326人(13,044人、12,912人)(2019年度(2018年度、2017年度))</p> <p>○部活動について、部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている市町村の割合</p> <p>※2019年度: 65.2%→2021年度: 70%⇒64.3% (65.2%) (2020年度(2019年度))</p> <p>○学校事務の共同実施を実施している市町村の割合</p> <p>※2018年度: 63.8%→2021年度: 75%⇒67.7%(66.6%、63.8%)(2020年(2019年度、2018年度))</p>	<p>1. 教育政策の実証研究を推進するとともに、同実証研究の進展等を踏まえた教職員定数の中期見通しの策定</p> <p>a. 義務教育9年間を見通した指導体制に関する調査研究の進捗状況や、小学校高学年からの教科担任制の導入に係る中央教育審議会等の審議状況を踏まえ、更なる実証研究を推進。</p> <p>b. 学校における働き方改革の取組の効果等を測り、教師に関する勤務環境について検討を進めるため、公立小中学校の教職員の勤務実態について調査・分析を実施。</p> <p>c. 教育政策に関する実証研究の進展や都道府県・指定都市の動向等を踏まえ、必要に応じ、公立小中学校の教職員定数の中期見通しの改定を検討。</p> <p>d. 中期見通しを踏まえた都道府県・指定都市の方針策定計画についてフォローアップ。</p> <p style="text-align: right;">《a-d: 文部科学省》</p> <hr/> <p>2-1. 学校における働き方改革</p> <p>(外部人材の活用等によるチームとしての学校の推進)</p> <p>a. 専門スタッフ配置実績等を踏まえ、更なる適正配置方を検討</p> <p>b. 配置実績等を踏まえ、更なる適正配置を促進。</p> <p>(部活動における外部人材や民間機関の活用)</p> <p>c. 国のガイドラインを踏まえた運動部・文化部活動改革の状況に係るフォローアップを行いつつ、好事例の普及や地域の実情に応じた取組を促進。</p> <p>(学校事務の共同実施)</p> <p>d. 学校事務の共同実施状況等を踏まえ、必要に応じて支援を行いつつ自治体の取組を推進。</p> <p style="text-align: right;">《a-d: 文部科学省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>1 教育政策の実証研究を推進するとともに、同実証研究の進展等を踏まえた教職員定数の中期見通しの策定</p> <p>a. 義務教育9年間を見通した指導体制に関する調査研究の進捗状況や、小学校高学年からの教科担任制の導入に係る中央教育審議会等の審議状況を踏まえ、更なる実証研究を推進。</p> <p>c. 教育政策に関する実証研究の進展や都道府県・指定都市の動向等を踏まえ、必要に応じ、公立小中学校の教職員定数の中期見通しの改定を検討。 《a,c: 文部科学省》</p>	<p>a. 小学校高学年からの教科担任制の導入については、令和2年度の義務教育9年間を見通した指導体制に関する調査研究における調査結果及び令和3年4月の中央教育審議会答申をもとに有識者会議での議論を重ね、同年7月に「義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について（報告）」をとりまとめ。</p> <p>c. 教員定数全体のあり方に関しては、通級による指導や日本語指導のための教員定数の基礎定数化や、いじめ、不登校等の加配定数などの改善を図るとともに、都道府県・指定都市の動向も踏まえながら、新学習指導要領の着実な実施や、学校における働き方改革の推進のために必要な教職員定数の改善の方向性について検討を進めた。</p>

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>2-1 学校における働き方改革</p> <p>(外部人材の活用等によるチームとしての学校の推進)</p> <p>a. 専門スタッフ配置実績等を踏まえ、更なる適正配置方策を検討</p> <p>(部活動における外部人材や民間機関の活用)</p> <p>c. 国のガイドラインを踏まえた運動部・文化部活動改革の状況に係るフォローアップを行いつつ、好事例の普及や地域の実情に応じた取組を促進。</p> <p>(学校事務の共同実施)</p> <p>d. 学校事務の共同実施状況等を踏まえ、必要に応じて支援を行いつつ自治体の取組を推進。</p>	<p>(外部人材の活用等によるチームとしての学校の推進)</p> <p>a. 令和3年度予算において、学習指導員（11,000人（対前年度+3,000人））、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）（9,600人（対前年度+5,000人））の配置支援に係る経費78億円を計上し、それぞれ配置の拡充を図っており、支援に際しては、設置する学校で客観的な在校等時間の把握を行っている学校設置者に対して支援を行っている。</p> <p>また、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500校）、スクールソーシャルワーカーを全中学校区（10,000校区）に配置するとともに、虐待、いじめ・不登校対策等のための重点配置としてスクールカウンセラー（3,600校（対前年度+700校））、スクールソーシャルワーカー（3,900校（対前年度+1,000校））を配置するため等の経費72億円を計上し、配置の充実を図っており、重点配置については、学校の規模等を考慮して配置を行っている。</p> <p>(部活動における外部人材や民間機関の活用)</p> <p>c. 地域のスポーツクラブや民間企業との連携・協力により、教師に代わって外部人材が部活動指導を担っている事例等について情報発信するとともに、令和3年度予算において、休日の部活動の段階的な地域移行に向け、人材確保などの課題への対応など、地域の実情に応じた取組事例を創出・普及するための実践研究を実施するなど、ガイドラインを踏まえた部活動改革の取組を促進している。また、令和3年度予算において、部活動指導員（10,800人（対前年度+600人））の配置支援に係る経費12億円を計上し、配置の拡充を図っており、支援に際しては国のガイドラインを遵守していること等を要件として学校設置者に対して支援を行っている。</p> <p>文化部活動は、令和3年度予算において、休日の部活動の段階的な地域移行に向け、地域人材の確保や活動場所・用具の確保、それらにかかる費用負担やコーディネート等の課題解決を目指すとともに、ニーズの多様化による指導者不足等に対応するための合同部活動実施に向けた移動手段の確保や、ICTを活用した練習・指導法の確立、それらにかかる費用負担等の課題解決を目指すため実践研究を実施するなど、ガイドラインを踏まえた部活動改革への取組を促進している。</p> <p>(学校事務の共同実施)</p> <p>d. 全国の教育委員会を対象に、学校事務の共同実施状況の調査を実施中。</p>

《a-d: 文部科学省》

政策目標 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県・政令市・市区町村の割合 <small>※（都道府県）2018年度：91.5%→2021年度：100%→97.9%(85.1%、91.5%)(2020年度(2019年度、2018年度))</small> <small>※（政令市）2018年度：85%→2021年度：100%→95%(80%、85%)(2020年度(2019年度、2018年度))</small> <small>※（市区町村）2018年度：21%→2021年度：50%→56.3%(37%、21%)(2020年度((2019年度、2018年度))</small></p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合 <small>※（都道府県）2018年度：87.2%→2021年度：100%→83%(72.3%、87.2%)(2020年度(2019年度、2018年度))</small> <small>※（政令市）2018年度：55%→2021年度：80%→75%(65%、55%)(2020年度(2019年度、2018年度))</small> <small>※（市区町村）2018年度：47%→2021年度：70%→31.9%(21.5%、47%)(2020年度(2019年度、2018年度))</small></p> <p>○児童生徒の情報活用能力に関する指標を設定※データなし「情報活用能力調査」の実施を踏まえ検討</p> <p>○ICTを活用した授業頻度（ほぼ毎日）の割合 <small>※2019年度：小学校37.1%、中学校43.6%→2023年度100%</small> <small>⇒小学校 53.9%、中学校 58.6%（2021年）</small> <small>（参考）OECD TALIS2018調査「児童生徒に課題や学級での活動にICTを活用させる」</small> <small>日本（小学校24.4%、中学校17.9%）</small> <small>参加国平均（小学校：-%、中学校51.3%）</small></p> <p>○初等中等教育段階において、遠隔教育を実施したいができていない学校の割合 <small>※2020年3月12.0%→2023年度：0%</small> <small>⇒20.7%(確定値)（12.0%）（2021年(2020年)）</small></p> <p>○教師のICT活用指導力の向上 <small>・授業にICTを活用して指導する能力</small> <small>※2020年3月69.8%→2023年度までに100%</small> <small>⇒70.2%（69.8%）（2021年（2020年））</small> <small>・児童生徒のICT活用を指導する能力</small> <small>※2020年3月71.3%→2023年度までに100%</small> <small>→72.9%（71.3%）（2021年（2020年））</small></p>	<p>○学習者用コンピュータの整備状況 <small>※2021年度：義務教育段階の児童生徒1人に1台（※2020年3月：公立小学校5.5人に1台、公立中学校4.8人に1台）</small> <small>⇒公立小学校1.35人に1台、公立中学校1.24人に1台（公立小学校5.5人に1台、公立中学校4.8人に1台）（2021年（2020年））</small></p> <p>○高速大容量の通信ネットワークの整備状況 <small>※2020年3月96.6%→2022年度：100%</small> <small>⇒98.2%（96.6%）（2021年（2020年））</small></p> <p>○学習者用デジタル教科書の整備状況 <small>※2020年3月：8.2%</small> <small>→2025年度：義務教育段階の学校において100%</small> <small>⇒6.3%[速報値]（8.2%）（2021年（2020年））</small></p> <p>○ICT支援員の活用状況 <small>※2020年3月約2,500人→2022年度：4校に1人程度→3,500人（2,500人）（2021年（2020年））</small> <small>※教育のICT化に向けた環境整備5か年計画上の目標水準</small></p> <p>○ICT活用指導力に関する研修を受講した教員の割合 <small>※2020年3月50.1%→2023年度までに100%</small> <small>⇒63.9%（50.1%）（2021年（2020年））</small></p> <p>○統合型校務支援システムの導入率 <small>※2020年3月：64.8%→2022年度：100%</small> <small>⇒72.3%（64.8%）（2021年（2020年））</small></p> <p>○ICT活用教育アドバイザーによる助言・支援の実施状況 <small>※現状値データなし、今年度末に調査</small> <small>→2021年度：助言・支援を必要としている全自治体</small> <small>⇒653自治体（2020年度）</small></p>	<p>2-2（1）. 教育の情報化の加速</p> <p>（学校ICT環境の整備）</p> <p>a. 市町村ごとの整備状況や活用状況等を調査・公表。自治体におけるICT環境整備に係る計画策定・実施を推進。 →</p> <p>b. 義務教育段階において、全児童生徒がそれぞれ端末を持ち、学校のみならず、家庭においても十分に活用できる環境の実現を目指し、高速通信環境が整っていない家庭に対する機器貸与の支援を含め、事業を実施する自治体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずる。 →</p> <p>c. オンライン学習システム（CBTシステム）の全国展開等の取組を推進。 →</p> <p>（デジタル教科書の普及促進）</p> <p>d. 2024年度からの教科書改訂に合わせた本格的な導入に向けて、有識者会議において、制度の見直しも含めた今後の在り方を検討し、2021年夏頃に報告書を取りまとめる。 →</p> <p>e. 学校現場におけるデジタル教科書の普及促進を図るための実証事業等を実施。 →</p> <p>f. 実証事業や報告書を踏まえ、必要な措置を講じる。 →</p> <p>（情報活用能力の育成）</p> <p>g. 継続的な情報発信によって教員研修の質の向上を図る等、学校におけるプログラミング教育を効果的に実施できるよう支援。 <small>《a-g: 文部科学省》</small></p>			

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>2-2 (1) 教育の情報化の加速 (学校ICT環境の整備)</p> <p>a. 市町村ごとの整備状況や活用状況等を調査・公表。自治体におけるICT環境整備に係る計画策定・実施を推進。</p> <p>b. 義務教育段階において、全児童生徒がそれぞれ端末を持ち、学校のみならず、家庭においても十分に活用できる環境の実現を目指し、高速通信環境が整っていない家庭に対する機器貸与の支援を含め、事業を実施する自治体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずる。</p> <p>c. オンライン学習システム（CBTシステム）の全国展開等の取組を推進。</p> <p>(デジタル教科書の普及促進)</p> <p>d. 2024年度からの教科書改訂に合わせた本格的な導入に向けて、有識者会議において、制度の見直しも含めた今後の在り方等を検討し、2021年夏頃に報告書を取りまとめる。</p>	<p>(学校ICT環境の整備)</p> <p>a～c.本年7月に内閣府と文科省が連携してGIGAスクール構想のエビデンス整備に関する研究会を立ち上げ、ICT機器による指導体制等に関する分析、ICT機器の活用による児童生徒の変容等の分析に向けた検討・調整に取り組んでいるところ。</p> <p>a.学校教育及び教育行政のために地方公共団体において整備されたICT機器のほか、学校のインターネット接続環境、教員のICT活用指導力の状況を明らかにし、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的として調査を行い、その結果を本年10月に公表し、学校のICT環境整備に向けた計画策定等のための資料を全国の自治体に対して周知した。</p> <p>b.令和元年度及び令和2年度補正予算等を通じて、1人1台端末の整備を全国一斉に進めるとともに、経済的にICT環境整備が困難な家庭に学校が貸与するモバイルルータ等の整備支援や低所得世帯への通信費支援などの取組を行っている</p> <p>c.オンライン学習システム（CBTシステム：MEXCBT）について、プロトタイプの実証等を踏まえた改善を行い、希望する全国の小・中・高等学校等における活用を2021年内に実現。</p> <p>(デジタル教科書の普及促進)</p> <p>d.令和2年7月より開催している「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議」において、令和3年6月に第一次報告として、デジタル教科書の本格的な導入に向けて必要となる取組が取りまとめられた。 また、デジタル教科書の普及促進に向けた技術的な課題について議論するワーキンググループを令和3年7月から開催し、デジタル教科書に標準的に備えることが望ましい最低限の機能や操作性等について議論している。</p>

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>2-2 (1) 教育の情報化の加速</p> <p>e.学校現場におけるデジタル教科書の普及促進を図るための実証事業等を実施。</p> <p>(情報活用能力の育成)</p> <p>g. 継続的な情報発信によって教員研修の質の向上を図る等、学校におけるプログラミング教育を効果的に実施できるよう支援。</p> <p>《a-g: 文部科学省》</p>	<p>e.令和3年度においては、学習者用デジタル教科書普及促進事業として、小学校5年生～中学校3年生に1教科分のデジタル教科書を広く提供し普及促進を図るための実証事業や、多教科のデジタル教科書を多数の児童生徒が同時に利用する際のクラウド配信に関するフィージビリティ検証、デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究を行っている。</p> <p>また、令和4年度概算要求においては、小学校5年生～中学校3年生に1教科分のデジタル教科書を提供し普及促進を図るための実証事業の規模を約4割の学校から全ての学校に拡充するとともに、デジタル教科書の本格的な導入に当たって必要な学校における通信環境等の検証や、デジタル教科書に必要な機能・配信環境等の開発・実装等、デジタル教科書の使用による効果・影響等に関する実証研究、デジタル教科書を活用した教師の指導力向上のための指導法の研究・実践・発信、デジタル化に対応した教科書制度の見直しに向けた調査研究を行うための経費を合計57億円計上している。</p> <p>(情報活用能力の育成)</p> <p>g.独立行政法人教職員支援機構と連携して、各地域でのICT活用等に関する指導者の養成研修の充実を図っている。また、ポータルサイトにおいて、プログラミング教育に関する実施事例や教材情報を引き続き掲載するとともに、学校における実践レポートを全国から収集・掲載し、取組状況を全国に共有している。</p>

政策目標 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県・政令市・市区町村の割合 ※（都道府県）2018年度：91.5%→2021年度：100%→97.9%(85.1%、91.5%)(2020年度(2019年度、2018年度)) ※（政令市）2018年度：85%→2021年度：100%→95%(80%、85%)(2020年度(2019年度、2018年度)) ※（市区町村）2018年度：21%→2021年度：50%→56.3%(37%、21%)(2020年度(2019年度、2018年度))</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合 ※（都道府県）2018年度：87.2%→2021年度：100%→83%(72.3%、87.2%)(2020年度(2019年度、2018年度)) ※（政令市）2018年度：55%→2021年度：80%→75%(65%、55%)(2020年度(2019年度、2018年度)) ※（市区町村）2018年度：47%→2021年度：70%→31.9%(21.5%、47%)(2020年度(2019年度、2018年度))</p> <p>○児童生徒の情報活用能力に関する指標を設定※データなし「情報活用能力調査」の実施を踏まえ検討</p> <p>○ICTを活用した授業頻度（ほぼ毎日）の割合 ※2019年度：小学校37.1%、中学校43.6%→2023年度100% ⇒小学校 53.9%、中学校 58.6%（2021年） （参考）OECD TALIS2018調査「児童生徒に課題や学級での活動にICTを活用させる」日本（小学校24.4%、中学校17.9%）参加国平均（小学校：-%、中学校51.3%）</p> <p>○初等中等教育段階において、遠隔教育を実施したいができていない学校の割合 ※2020年3月12.0%→2023年度：0% ⇒20.7%(確定値)（12.0%）（2021年(2020年)）</p> <p>○教師のICT活用指導力の向上 ・授業にICTを活用して指導する能力 ※2020年3月69.8%→2023年度までに100% ⇒70.2%（69.8%）（2021年（2020年）） ・児童生徒のICT活用を指導する能力 ※2020年3月71.3%→2023年度までに100% ⇒72.9%（71.3%）（2021年（2020年））</p>	<p>○学習者用コンピュータの整備状況 ※2021年度：義務教育段階の児童生徒1人に1台（※2020年3月：公立小学校5.5人に1台、公立中学校4.8人に1台） ⇒公立小学校1.35人に1台、公立中学校1.24人に1台（公立小学校5.5人に1台、公立中学校4.8人に1台）（2021年（2020年））</p> <p>○高速大容量の通信ネットワークの整備状況 ※2020年3月96.6%→2022年度：100% ⇒98.2%（96.6%）（2021年（2020年））</p> <p>○学習者用デジタル教科書の整備状況 ※2020年3月：8.2% →2025年度：義務教育段階の学校において100% ⇒6.3%[速報値]（8.2%）（2021年（2020年））</p> <p>○ICT支援員の活用状況 ※2020年3月約2,500人→2022年度：4校に1人程度 ⇒3,500人（2,500人）（2021年、2020年） ※教育のICT化に向けた環境整備5か年計画上の目標水準</p> <p>○ICT活用指導力に関する研修を受講した教員の割合 ※2020年3月50.1%→2023年度までに100% ⇒63.9%（50.1%）（2021年（2020年））</p> <p>○統合型校務支援システムの導入率 ※2020年3月：64.8%→2022年度：100% ⇒72.3%（64.8%）（2021年（2020年））</p> <p>○ICT活用教育アドバイザーによる助言・支援の実施状況 ※現状値データなし、今年度末に調査 →2021年度：助言・支援を必要としている全自治体 ⇒653自治体（2020年度）</p>	<p>2-2（2）. 教育の情報化の加速</p> <p>（遠隔・オンライン教育の推進）《文部科学省》 h. 中学校の遠隔教育特例校等での実証を進め、成果検証・運用改善を図るとともに、好事例やノウハウを各種会議や有識者等を活用して発信。また、遠隔・オンライン教育の質の充実について、できるだけ早期に規制を見直し、実施する。</p> <p>i. 病気療養や不登校、感染症や災害の発生などといった要因により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒を含めた全ての子供たちの学びを保障し充実する手段として、高等学校段階を含む各教育段階における遠隔・オンライン教育の更なる活用・推進に向け、実証研究等を進め、その結果も踏まえて必要な措置を講ずる。</p> <p>（学校の指導體制等の充実）《文部科学省》 j. 高校「情報」の免許状を有する教員の配置等を促すためのモデルの開発・周知。</p> <p>k. 調査研究を踏まえ、さらなるICT支援員の配置を促進。</p> <p>l. 研修の充実等、学校のICT環境の現状・課題を踏まえた関係者の専門性を高める取組を推進。</p> <p>m. 特別免許状・特別非常勤講師制度の活用による、各学校における積極的な外部人材の活用を促進。</p> <p>（ICT活用による校務改善等）《文部科学省》 n. 政府のデジタル化の方針等も踏まえ、投資の重複排除やシステム全体の統一性にも留意しながら、標準化・クラウド化も見据えつつ、自治体の取組状況を把握し、ICTによる校務改善を推進。</p> <p>《h-n: 文部科学省》</p>			

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>2-2 (2) 教育の情報化の加速</p> <p>(遠隔・オンライン教育の推進) 《文部科学省》</p> <p>h. 中学校の遠隔教育特例校等での実証を進め、成果検証・運用改善を図るとともに、好事例やノウハウを各種会議や有識者等を活用して発信。また、遠隔・オンライン教育の質の充実について、できるだけ早期に規制を見直し、実施する。</p> <p>i. 病気療養や不登校、感染症や災害の発生などといった要因により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒を含めた全ての子供たちの学びを保障し充実する手段として、高等学校段階を含む各教育段階における遠隔・オンライン教育の更なる活用・推進に向け、実証研究等を進め、その結果も踏まえて必要な措置を講ずる。</p> <p>(学校の指導体制等の充実) 《文部科学省》</p> <p>j. 高校「情報」の免許状を有する教員の配置等を促すためのモデルの開発・周知。</p> <p>k. 調査研究を踏まえ、さらなるICT支援員の配置を促進。</p> <p>l. 研修の充実等、学校のICT環境の現状・課題を踏まえた関係者の専門性を高める取組を推進。</p> <p>m. 特別免許状・特別非常勤講師制度の活用による、各学校における積極的な外部人材の活用を促進。</p>	<p>(遠隔・オンライン教育の推進) 《文部科学省》</p> <p>h. 中学校の遠隔教育特例校の成果検証・運用改善に向けて、各校の特別の遠隔教育の実施状況に係る学校関係者等による評価を実施中。また、遠隔・オンライン教育の質の充実に関し、「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)も踏まえ、GIGAスクール構想における1人1台端末活用に向けて令和2年12月に「GIGA StuDx推進チーム」を設置し、設置者や学校に対して、ICTを活用した学習指導等を支援する体制を整備。</p> <p>i. 「遠隔教育システムの効果的な活用に関する実証(令和2年度)」を実施し、ガイドブックやパンフレット、動画を制作し周知。</p> <p>(学校の指導体制等の充実) 《文部科学省》</p> <p>j. 2021年4月、「高等学校教科「情報」の免許保持教員による複数校指導の手引き」、「情報関係人材の活用促進に向けた指導モデル及び研修カリキュラムの手引き」を作成し、文部科学省ホームページで公表するとともに、全国の自治体に対して事務連絡を發出し、周知。</p> <p>k. 2021年4月、「ICT支援員の配置状況と支援事例等」を作成し、文部科学省ホームページで公表するとともに、全国の自治体に対して事務連絡を發出し、周知。</p> <p>l. 2021年4月、「ICT支援員の配置状況と支援事例等」を作成し、文部科学省ホームページで公表するとともに、全国の自治体に対して事務連絡を發出し、周知。 「ICT活用教育アドバイザー」による専門的な助言や研修支援の実施。 GIGAスクール構想における1人1台端末活用に向けて、令和2年12月に「GIGA StuDx推進チーム」を設置し、設置者や学校に対して、ICTを活用した学習指導等を支援する体制を整備。</p> <p>m. 2021年5月に「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」を改訂し、特別免許状の積極的な授与について教育委員会に通知を發出。</p>

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
2-2 (2)	<p>教育の情報化の加速</p> <p>(ICT活用による校務改善等) 《文部科学省》</p> <p>n. 政府のデジタル化の方針等も踏まえ、投資の重複排除やシステム全体の統一性にも留意しながら、標準化・クラウド化も見据えつつ、自治体の取組状況を把握し、ICTによる校務改善を推進。</p> <p>《h-n: 文部科学省》</p>
	<p>(ICT活用による校務改善等) 《文部科学省》</p> <p>n. 自治体において、統合型校務支援システムの導入が進んでいる状況。令和3年6月に実施した調査において、統合型校務支援システムの導入状況や課題について把握したところであり、引き続き、積極的な整備を促進。また、令和3年5月に「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂を行い、クラウドサービス利活用を前提とし、校務系・学習系のネットワーク分離を必要としない、認証によるアクセス制限を前提とした構成を目指すべき構成として示した。そのため、令和4年度概算要求において、校務系と学習系データのクラウド利用の推進に向けた実証研究を行うための経費を計上。</p>

政策目標 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県・政令市・市区町村の割合 ※（都道府県）2018年度：91.5%→2021年度：100%⇒97.9%（85.1%、91.5%）（2020年度（2019年度、2018年度）） ※（政令市）2018年度：85%→2021年度：100%⇒95%（80%、85%）（2020年度（2019年度、2018年度）） ※（市区町村）2018年度：21%→2021年度：50%⇒56.3%（37%、21%）（2020年度（2019年度、2018年度））</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合 ※（都道府県）2018年度：87.2%→2021年度：100%⇒83%（72.3%、87.2%）（2020年度（2019年度、2018年度）） ※（政令市）2018年度：55%→2021年度：80%⇒75%（65%、55%）（2020年度（2019年度、2018年度）） ※（市区町村）2018年度：47%→2021年度：70%⇒31.9%（21.5%、47%）（2020年度（2019年度、2018年度））</p>	<p>○学校の小規模化について対策の検討に着手している自治体の割合 ※2016年度：58%→2021年度：100%⇒79%（58%）（2018年度（2016年度））</p> <p>○学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）を策定している自治体の割合 ※2017年4月：4%→2021年4月：100%⇒92%（39%、4%）（2021年（2020年、2017年））</p> <p>○廃校施設のうち、活用の用途が決まっていないものの割合 ※2016年5月：21.2%→2021年度：18%⇒19.7%（21.2%）（2018年（2016年））</p>	<p>3. 学校規模適正化・適正配置、学校施設の統合、廃校施設の活用促進</p> <p>（統合による魅力ある学校づくり等を推進するため、学校の規模適正化・適正配置を促進）</p> <p>a. 各自治体の取組を推進しつつ、進捗把握の調査を実施・公表。（進捗の見える化） b. 調査結果等を踏まえ、各自治体における学校の適正規模・適正配置に係る取組の推進。</p> <p>（各自治体における公立学校施設のメンテナンスサイクルを確立し、耐久性や機能の向上を計画的に実行するための施設計画（長寿命化計画）の策定）</p> <p>c. 長寿命化計画の策定率100%を達成（未策定の自治体は公表）するとともに、交付金の事業申請は計画策定を前提とすることにより、計画に基づく施設整備の推進を促す。 d. 整備方針等の変更があれば長寿命化計画を適宜見直すよう各自治体に促し、計画に基づく施設整備を推進。</p> <p>（廃校施設の活用促進）</p> <p>e. 現状の進捗を把握するための調査を実施し、その結果等を踏まえ、各地方公共団体における廃校の更なる活用を促進。 f. 調査結果を踏まえ、各地方公共団体における廃校の更なる活用促進を図る。</p> <p style="text-align: right;">《a-f: 文部科学省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>
	<p>○高等学校のコミュニティ・スクールを導入している都道府県の割合（具体的な導入計画がある都道府県も含む） ※2018年度：44.7%→2021年度：100%⇒63.8%（53.2%、44.7%）（2020年度（2019年度、2018年度））</p> <p>○公立高等学校において、地域課題に係る学習の取組の推進方針を教育振興基本計画の中に位置づけている設置者の割合 ※2019年度：88%→2024年度：100%⇒（-）</p>	<p>4. 地域社会との連携をはじめとした、高等学校教育改革のP D C Aサイクルと「見える化」の推進</p> <p>a. 高等学校と地元自治体等の地域社会の関係機関との連携・協働によって地域課題解決に係る学習プログラムを開発するための調査研究を実施。 b. 引き続き調査研究を実施するとともに、高等学校の学科の在り方を見直し、地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科等の設置を可能とするなど、各高等学校における地域社会の関係機関との連携・協働を促進。</p> <p style="text-align: right;">《a,b: 文部科学省》</p>	<p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p>

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>3 学校規模適正化・適正配置、学校施設の統合、廃校施設の活用促進</p> <p>(統合による魅力ある学校づくり等を推進するため、学校の規模適正化・適正配置を促進)</p> <p>a. 各自治体の取組を推進しつつ、進捗把握の調査を実施・公表。(進捗の見える化)</p> <p>(各自治体における公立学校施設のメンテナンスサイクルを確立し、耐久性や機能の向上を計画的に実行するための施設計画(長寿命化計画)の策定)</p> <p>c. 長寿命化計画の策定率100%を達成(未策定の自治体は公表)するとともに、交付金の事業申請は計画策定を前提とすることにより、計画に基づく施設整備の推進を促す。</p> <p>(廃校施設の活用促進)</p> <p>e. 現状の進捗を把握するための調査を実施し、その結果等を踏まえ、各地方公共団体における廃校の更なる活用を促進。</p> <p>《a,c,e: 文部科学省》</p>	<p>(統合による魅力ある学校づくり等を推進するため、学校の規模適正化・適正配置を促進)</p> <p>a. 学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査を実施し、公表予定。</p> <p>c. 2021年4月時点の長寿命化計画の策定率は92%となっており、未策定の自治体に対しては、個別に連絡を取り、未策定の理由と策定予定時期を把握するとともに、計画策定に必要な助言をしている。その結果、2021年度末の計画策定率は、99%になる予定である。</p> <p>また、2021年度より、長寿命化計画の策定状況を踏まえた交付金事業の採択を行っている。</p> <p>e. 廃校施設等活用状況実態調査を実施中であり、今年度中に調査結果を公表する予定。</p> <p>また、2021年10月に「廃校活用マッチングイベント」を開催するなど、全国の廃校活用事例等の紹介、廃校施設を所有する地方公共団体と廃校活用を希望する事業者とのマッチングを図った。</p>
<p>4 地域社会との連携をはじめとした、高等学校教育改革のPDCAサイクルと「見える化」の推進</p> <p>a. 高等学校と地元自治体等の地域社会の関係機関との連携・協働によって地域課題解決に係る学習プログラムを開発するための調査研究を実施。《文部科学省》</p>	<p>a. 2019年度より「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」を実施し、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を展開している。現在延べ65校を指定校として採択し(指定期間は3年)、うち51校においては、今年度が事業最終年度であり、その成果をとりまとめ、普及していくための取組を行っている。</p>

政策目標 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

教育政策における外部資源の活用やP D C Aサイクルの徹底、デジタル化の推進、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、学習環境の格差が生じることを防ぎ、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。

- 教育の質の向上
 - ・就職を希望する大学等卒業者の就職率の向上 ※2018年度実績：97.7%→毎年度：前年度実績を上回る⇒96.3%（98.0%）（2020年度（2019年度））
 - ・大学卒業者の就職・進学等率の向上 ※2017年度実績：92.2%→毎年度：前年度実績を上回る⇒92.9%（93.3%）（2019年度（2018年度））
 - ・学部の壁を越えた充実した教育課程の構築を行う大学の割合の向上 ※2016年度実績：37.3%→毎年度：前年度実績を上回る⇒38.7%（2019年度）
- （インプットに対する）被引用回数トップ10%論文数の増加（2020年度までに総論文数に占めるTOP10%補正論文数の割合10%以上（運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数等に関する指標の将来の活用について第4期中期目標・中期計画策定までに検討））
 - ⇒被引用回数トップ10%論文数の割合 2017-19年：8.2%（「2. イノベーションによる歳出効率化等」を参照）
 - ⇒TOP10%論文数については、2019年度以降、運営費交付金の客観・共通指標による配分において毎年活用。第4期中期目標期間におけるTOP10%論文数に係る指標の活用については、引き続き検討。
- 企業等からの大学・公的研究機関への投資額※2025年度までに、大学・国立研究開発法人等への民間研究開発投資を3倍増→「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」による目標値は約3,500億円（2014年度実績：1,151億円）⇒1,487億円（1,431億円、1,151億円）（2019年（2018年、2014年））

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○国立大学法人における寄附金受入額の増加 ※2014年度：約729億円→2020年度：2014年度比1.3倍 ⇒994億円（917億円、729億円）（2020年（2019年、2014年））</p> <p>○若手研究者比率の増加 ※40歳未満の大学本務教員割合を3割以上 ⇒26.1%（25.9%）（2020年（2019年））</p> <p>○我が国の大学の研究生産性（インプットに対する論文数等）の向上 ※運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数について、重点支援③16大学の加重平均が前年度より増加（2019年度：コストあたりTOP10%論文数の16大学の加重平均：1億円あたり約1.2本→毎年度：前年度実績を上回る⇒約1.2本（約1.2本）（2021年（2020年））</p>	<p>○運営費交付金のうち、外部資金の獲得状況や質の高い論文数など、教育・研究の成果にかかる客観・共通指標による相対評価に基づく配分対象額及び当該部分の割合の増加と影響の把握・評価。 ⇒1,000億円（850億円、700億円）（2021年（2020年、2019年））</p> <p>○「評価による無用な負担が軽減された」と回答した大学の割合（目標） 2022年度：80% ※認証評価の制度改革は関係審議会の審議を経て行われる予定のため、制度改革後に現状値を調査 ⇒（-）</p>	<p>5-1(1). 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援のメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し</p> <p>（厳格な第三者による評価への改善や国立大学法人運営費交付金等について、P D C Aの確立、学内配分や用途等の「見える化」、戦略的な配分割合の増加）</p> <p>a. 外部資金獲得実績や若手研究者比率、運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文など、成果にかかる客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、これに基づき配分。 b. 学問分野毎の特性を反映した教育・研究の成果にかかる客観・共通指標及び評価を適用。 c. 成果にかかる指標による配分対象割合・再配分率を順次拡大 d. 有識者会議において、第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方についての考え方を2021年夏前に取りまとめを行うとともに、運営費交付金の配分ルールを検討。 e. 検討結果を踏まえ、国立大学法人運営費交付金の配分の実施。</p> <p>f. 審議会において前年度までに整理された課題や制度改革の論点についての対応策を中心に審議。 g. 審議を踏まえ、認証評価制度に係る必要な制度改革等を検討。</p> <p style="text-align: right;">《a-g:文部科学省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>5-1 (1) 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援のメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し</p> <p>(厳格な第三者による評価への改善や国立大学法人運営費交付金等について、PDCAの確立、学内配分や使途等の「見える化」、戦略的な配分割合の増加)</p> <p>a. 外部資金獲得実績や若手研究者比率、運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文など、成果にかかる客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、これに基づき配分。</p> <p>b. 学問分野毎の特性を反映した教育・研究の成果にかかる客観・共通指標及び評価を適用。</p> <p>c. 成果にかかる指標による配分対象割合・再配分率を順次拡大</p> <p>d. 有識者会議において、第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方についての考え方を2021年夏前に取りまとめを行うとともに、運営費交付金の配分ルールを検討。</p> <p>f. 審議会において前年度までに整理された課題や制度改正の論点についての対応策を中心に審議。</p> <p>《a-f:文部科学省》</p>	<p>a. 2020（令和2）年度に引き続き、2021（令和3）年度も、教育・研究・経営の13の指標により実績状況を相対的に把握し、それに基づく配分を実施。その際、必要に応じて評価項目等を修正（例えば、経営系の指標については、達成度が高い評価項目を見直した上で、各種閣議決定等を踏まえ新たな項目を設定）。</p> <p>b. 2020（令和2）年度に引き続き、2021（令和3）年度も、学問分野毎の特性を踏まえた評価となるよう教育・研究の成果にかかる指標については、実績を10の学系（※）に分けて評価。（※）学系：人文科学系、社会科学系、理学系、工学系、農学系、保健系、教育系、総合文系、総合理系、総合融合系</p> <p>c. 2021（令和3）年度は、教育研究の安定性・継続性と改革インセンティブの一層の向上などを総合的に勘案し、2020（令和2）年度からさらに拡大し、配分対象割合を1,000億円、再配分率を80%～120%とした。</p> <p>d. 第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について、有識者会議の議論を踏まえた審議まとめを2021年6月にとりまとめた。また、審議まとめを踏まえた運営費交付金の配分ルールについて、予算編成過程において検討を実施しているところ。</p> <p>f. 2021年3月に設置された第11期中央教育審議会大学分科会においても、前期に引き続き質保証システム部会を設置し、具体的な質保証システムの見直しに向けた議論を進めている。</p>

政策目標 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○国立大学法人における寄附金受入額の増加 ※2014年度：約729億円→2020年度：2014年度比1.3倍 ⇒994億円（917億円、729億円） （2020年（2019年、2014年））</p> <p>○若手研究者比率の増加 ※40歳未満の大学本務教員割合を3割以上 ⇒26.1%（25.9%） （2020年（2019年））</p> <p>○我が国の大学の研究生産性（インプットに対する論文数等）の向上 ※運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数について、重点支援③16大学の加重平均が前年度より増加(2019年度：コストあたりTOP10%論文数の16大学の加重平均：1億円あたり約1.2本→毎年度：前年度実績を上回る ⇒約1.2本（約1.2本） （2021年（2020年））</p>	<p>○「評価による無用な負担が軽減された」と回答した大学の割合（目標）2022年度：80% ※認証評価の制度改革は関係審議会の審議を経て行われる予定のため、制度改革後に現状値を調査 ⇒（-）</p> <p>○運営費交付金のうち、外部資金の獲得状況や質の高い論文数など、教育・研究の成果にかかる客観・共通指標による相対評価に基づく配分対象額及び当該部分の割合の増加と影響の把握・評価。 ⇒1,000億円（850億円、700億円） （2021年（2020年、2019年））</p>	<p>5-1(2). 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援のメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し</p> <p>（大学の連携・統合等、外部人材の理事登用促進による大学の経営力強化）</p> <p>h. 各私立大学における経営力強化に係る実施状況の調査を実施 i. 地域連携プラットフォームの構築や大学等連携推進法人制度の活用状況を見つつ、必要に応じて制度の改善を行う。 j. 運用の改善の活用を含め、連携・統合の事例等を収集し、各大学に周知。</p> <p>（高等教育における遠隔・オンラインの活用）</p> <p>k. 遠隔・オンライン教育の質の充実について、できるだけ早期に規制を見直し、実施する。また、デジタル時代に合致するよう、高等教育における大学等設置基準等の見直しについて、審議会等での議論を加速し、結論を得る。 《h-k:文部科学省》</p>			
<p>○第4期中期目標・中期計画策定までにKPIを設定</p>	<p>○第4期中期目標・中期計画策定までにKPIを設定</p>	<p>5-2. 国立大学改革の加速のための枠組みの構築</p> <p>a. 国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議の最終とりまとめ(2020年中(予定))を踏まえ、定員変更に必要な手続きの簡素化などの定員管理の柔軟化や余裕金の共同運用、留学生対象授業料に係る規制の緩和等の必要な制度改革を実施。</p> <p>b. 2022年度の第4期中期目標・中期計画開始までにKPIを設定。 《a, b: 文部科学省》</p>			

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>5-1 (2) 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのあ る評価への改善、大学への財政支援のメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し</p> <p>(大学の連携・統合等、外部人材の理事登用促進による大学の経営力強化)</p> <p>h. 各私立大学における経営力強化に係る実施状況の調査を実施</p> <p>i. 地域連携プラットフォームの構築や大学等連携推進法人制度の活用状況を見つ、必要に応じて制度の改善を行う。</p> <p>(高等教育における遠隔・オンラインの活用)</p> <p>k. 遠隔・オンライン教育の質の充実について、できるだけ早期に規制を見直し、実施する。また、デジタル時代に合致するよう、高等教育における大学等設置基準等の見直しについて、審議会等での議論を加速し、結論を得る。《h.k:文部科学省》</p>	<p>h. 学校法人のガバナンス改革や経営力の向上に向け、日本私立学校振興・共済事業団において、必要な情報の収集、分析を行うための調査を実施中。</p> <p>i. 2021年6月25日に地域連携プラットフォーム等の構築促進に向けたシンポジウム「大学の力を活用した地方創生に向けて」を開催したり、「大学による地方創生の取組事例集」を周知したりするなど、全国の地域や大学等の事例の共有等に努めている。大学等連携推進法人は2021年10月現在で1法人であり、各大学からの相談に随時対応している。</p> <p>k. 現在、中央教育審議会大学分科会質保証システム部会において、令和3年度内に結論を得るべく、大学設置基準をはじめとした大学の質保証システムの在り方について議論している。</p>
<p>5-2 国立大学改革の加速のための枠組みの構築</p> <p>a. 国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議の最終とりまとめ(2020年中(予定))を踏まえ、定員変更に必要な手続きの簡素化などの定員管理の柔軟化や余裕金の共同運用、留学生対象授業料に係る規制の緩和等の必要な制度改革を実施。</p> <p>b. 2022年度の第4期中期目標・中期計画開始までにKPIを設定。 《a, b: 文部科学省》</p>	<p>a. 「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」最終とりまとめ(2020年12月)も踏まえ、国立大学法人の出資対象範囲を拡大する規制緩和等を内容とする国立大学法人法の一部改正を実施(令和4年4月1日より施行)。 なお、更なる規制緩和については、CSTIの「世界と伍する研究大学専門調査会」中間とりまとめの指摘も踏まえ、文部科学省に設置した「世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改革等のための検討会議」において引き続き検討を行っている。</p> <p>b. 新たにKPIを設定することとしている。</p>

政策目標 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○定員充足率80%未満で赤字経営となっている大学について</p> <p>①学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を下回る水準へ引き下げ</p> <p>※定員充足率80%未満かつ赤字経営大学における学生一人当たり平均： 2019年度：153千円（全大学平均：148千円） ⇒大学における学生一人当たり平均： 2020年度：150円（全大学平均：145千円）</p> <p>②学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を上回る大学数の減少</p> <p>⇒41校（48校）（2020年度（2019年度））</p>	<p>○一般補助における教育の質に応じたメリハリの強化の状況</p> <p>※2019年度予算：▲5%～+5% （※2018年度予算：▲2%～+2%） ⇒▲5%～+5%（▲5%～+5%、▲2%～+2%） （2020年度（2019年度、2018年度））</p> <p>○赤字経営、定員割れ大学への減額ルールの設定・実施の効果</p> <p>※入学定員充足率90%未満の私立大学の割合 （2017年度：26.3%→2023年度：半減） ⇒13.8%（16.9%、26.3%） （2020年（2019年、2017年））</p> <p>※情報の公表状況により私学助成の減額となる大学数（2017年度：36校→2023年度：半減） ⇒30校（26校、36校）（2020年度（2019年度、2017年度））</p>	<p>6. 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化</p> <p>a. 2019年度に行ったメリハリある配分強化（定員未充足に対する調整係数の強化及び教育の質に係る客観的指標の強化、特別補助の交付要件見直し等）の成果を踏まえ、引き続きメリハリある配分を実施。</p> <p>b. 私学助成に係る調査研究結果や私学助成の配分の実態等を踏まえ、教育の質保証や経営力強化に向けたメリハリある配分を引き続き検討。</p> <p>《a,b: 文部科学省》</p>			
<p>○高等教育の修学支援新制度の支援対象学生のGPA（平均成績）、就職・進学率の状況</p> <p>※高等教育の修学支援新制度は開始直後のため、制度実施後に現状値を調査の上、目標値を設定 ⇒改革工程表2021において、目標値を設定した。</p>	<p>○教育の質を担保するための、高等教育の修学支援新制度の支援対象機関に係る具体的・統一的要件（シラバス、GPA（平均成績）等）の設定・適用状況</p> <p>⇒設定・適用した。</p> <p>○経営困難な大学等及び専門学校についての高等教育の修学支援新制度の支援対象機関としない条件の設定・適用状況</p> <p>※2019年度に機関要件を設定し、2019年度以降継続して適用 ⇒設定・適用した。</p>	<p>7. 学生への修学支援の重点的・効率的な実施</p> <p>a. 大学等での勉学が就職や起業等の職業に結びつき、支援対象学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることを目指し、高等教育の修学支援新制度を引き続き実施。</p> <p>b. 高等教育の修学支援新制度の成果や実施状況を検証。</p> <p>《a,b: 文部科学省》</p>			

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>6 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化</p> <p>a. 2019年度に行ったメリハリある配分強化（定員未充足に対する調整係数の強化及び教育の質に係る客観的指標の強化、特別補助の交付要件見直し等）の成果を踏まえ、引き続きメリハリある配分を実施。 《文部科学省》</p>	<p>a. 2020年度の配分実績を踏まえ、2021年度の一般補助、特別補助の交付要件見直し等を検討の上、年度末に配分予定。</p>
<p>7 学生への修学支援の重点的・効率的な実施</p> <p>a. 大学等での勉学が就職や起業等の職業に結びつき、支援対象学生が大学等できりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることを目指し、高等教育の修学支援新制度を引き続き実施。</p> <p>b. 高等教育の修学支援新制度の成果や実施状況を検証。 《a, b: 文部科学省》</p>	<p>a. 高等教育の修学支援新制度（授業料等減免及び給付型奨学金）において、2020年度は27.2万人に支援。2021年度も引き続き新制度を着実に実施</p> <p>b. 高等教育の修学支援新制度の支援対象学生のGPA（平均成績）等及び住民税非課税世帯の進学率（推計値）を算出。 （2020年度）GPA等下位1/4の割合：19%（全学年）23%（1年生） 住民税非課税世帯の大学等への進学率：48～51%（推計値）</p>

政策目標 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

教育政策における外部資源の活用やPDCAサイクルの徹底、デジタル化の推進、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、学習環境の格差が生じることを防ぎ、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。

○地方自治体の教育振興基本計画（教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画）に基づき、エビデンスに基づくPDCAサイクルに関する具体的な取組を実施している割合：※2018年度：都道府県：40.4%、指定都市：35.0%、市区町村：12.6%[速報値] →2021年度：50%
→都道府県：95.7%、指定都市：80.0%、市区町村：54.1%（2020年）

○全国学生調査や大学自らで実施した学生調査の結果をPDCAサイクルに組み込み、教育内容等の改善に向けた取組に活用している大学の割合
※来年の改革工程表までに現状値を調査→（目標）2022年度：100%

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○公立化された大学の地域貢献の実現 ※卒業生の地域内就職率、地域内入学率等の変化を把握して評価 該当大学のデータ評価率 【毎年度100%】 ⇒100%（100%、100%）（2021年（2020年、2019年））</p>	<p>○今後私立大学から公立化する大学について、見込まれる経営見通しや設立団体の財政負担が見える化 ※2018年中に策定した「見える化」の方策に基づき、2021年以降も「見える化」を推進 該当大学のデータ公表率 【該当年度100%】 ⇒該当なし（該当なし、100%）（2021年（2020年、2019年））</p>	<p>8. 私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう財政支援等の見える化、教育成果に応じたメリハリ付け a. 地方自治体との連携を強化し、「見える化」の方策(2018年)に基づき、①公立化事例の財政上の影響分析や公立化の効果の「見える化」、②公立化に際しての経営の現状・見通し、財政負担の見通しを把握の上の「見える化」を推進。《文部科学省、総務省》</p>	→		
<p>○地方自治体の教育振興基本計画（教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画）における、エビデンスに基づくPDCAサイクルに関する取組を盛り込んでいる割合 ※2018年度：都道府県：44.7%、指定都市：35.0%、市区町村：17.5%[速報値] →2021年度：100% ⇒都道府県：95.7%、指定都市：80.0%、市区町村：55.0%（2020年）</p> <p>○全国学生調査や大学自らで実施した学生調査の結果を評価・検証している大学の割合 ※（目標）2022年度：100% ⇒（-）</p>	<p>○全国学力・学習状況調査に関するデータの研究者等への貸与件数 ※2017年度：7件（委託研究等による貸与件数） →2021年度：2017年度比3倍増 ⇒7件（11件、7件）（2020年（2019年、2017年度））</p> <p>○調査データの二次利用件数 ※2017年度：260件→2021年度：340件 ⇒298件（312件、260件）（2020年（2019年、2017年））</p> <p>○全国学生調査に参加又は大学自らで学生調査を実施している大学の割合 ※（目標）2022年度：100% ⇒（-）</p> <p>○中学校卒業段階の英語力CEFR A1相当以上、高校卒業段階の英語力CEFR A2相当以上の割合 ※2018年度：中42.6%、高40.2%→2022年度：50%以上 ⇒中44.0%、高43.6%（中42.6%、高40.2%）（2019年度（2018年度））</p>	<p>9（1）. ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるPDCAサイクルを確立 （教育政策全体の取組の効果検証や分析等を通じたEBPMの加速） a. 第3期教育振興基本計画のフォローアップの実施を通じて、教育政策の評価・改善を進めるなど、実効性あるPDCAサイクルを構築。 b. 新型コロナウイルス感染症が教育に与えた影響の調査研究、新学習指導要領におけるアクティブ・ラーニングやGIGAスクール構想等の効果検証・分析を進め、新たな評価手法の確立、対面とオンラインの最適な組み合わせ、個別最適な学びや協働的な学びの実現、成果・課題の見える化等を推進。 c. 第4期教育振興基本計画（2023年度～）への活用等を目指し、文部科学省実施調査、教育関連のデータの標準化や利活用の方策の検討・実施、データベースの構築・整備等を推進。</p>	→	→	→

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
8	<p>私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう財政支援等の見える化、教育成果に応じたメリハリ付け</p> <p>a. 地方自治体との連携を強化し、「見える化」の方策(2018年)に基づき、①公立化事例の財政上の影響分析や公立化の効果の「見える化」、②公立化に際しての経営の現状・見通し、財政負担の見通しを把握の上の「見える化」を推進。《文部科学省、総務省》</p>
9(1)	<p>ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるPDCAサイクルを確立</p> <p>(教育政策全体の取組の効果検証や分析等を通じたEBPMの加速)</p> <p>a. 第3期教育振興基本計画のフォローアップの実施を通じて、教育政策の評価・改善を進めるなど、実効性あるPDCAサイクルを構築。</p> <p>b. 新型コロナウイルス感染症が教育に与えた影響の調査研究、新学習指導要領におけるアクティブ・ラーニングやGiGAスクール構想等の効果検証・分析を進め、新たな評価手法の確立、対面とオンラインの最適な組み合わせ、個別最適な学びや協働的な学びの実現、成果・課題の見える化等を推進。</p> <p>c. 第4期教育振興基本計画(2023年度～)への活用等を目指し、文部科学省実施調査、教育関連のデータの標準化や利活用方策の検討・実施、データベースの構築・整備等を推進。</p> <p>《a-c; 文部科学省》</p>

政策目標 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○地方自治体の教育振興基本計画（教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画）における、エビデンスに基づくPDCAサイクルに関する取組を盛り込んでいる割合 ※2018年度：都道府県：44.7%、指定都市：35.0%、市区町村：17.5%[速報値]→2021年度：100% ⇒都道府県：95.7%、指定都市：80.0%、市区町村：55.0%（2020年）</p> <p>○全国学生調査や大学自らで実施した学生調査の結果を評価・検証している大学の割合 ※（目標）2022年度：100% ⇒（-）</p>	<p>○全国学力・学習状況調査に関するデータの研究者等への貸与件数 ※2017年度：7件（委託研究等による貸与件数） →2021年度：2017年度比3倍増 ⇒7件（11件、7件）（2020年（2019年、2017年度））</p> <p>○調査データの二次利用件数 ※2017年度：260件→2021年度：340件 ⇒298件（312件、260件）（2020年（2019年、2017年））</p> <p>○全国学生調査に参加又は大学自らで学生調査を実施している大学の割合 ※（目標）2022年度：100% ⇒（-）</p> <p>○中学校卒業段階の英語力CEFR A1相当以上、高校卒業段階の英語力CEFR A2相当以上の割合 ※2018年度：中42.6%、高40.2%→2022年度：50%以上 ⇒中44.0%、高43.6%（中42.6%、高40.2%）（2019年度（2018年度））</p>	<p>9（2）．ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるPDCAサイクルを確立 （教育政策全体の取組の効果検証や分析等を通じたEBPMの加速）</p> <p>d. 1人1台環境も踏まえつつ、学力等に関してパネルデータとしての活用のあり方について検討を行う。</p> <p>e. 全国学力・学習状況調査に関して、貸与対象データを拡充し、改善したガイドラインに則りデータ貸与を促進。</p> <p>f. 試行的に第2回、第3回全国学生調査(2021、2022年度)を実施し、2023年度に本格的な調査を実施。</p> <p>g. 地方公共団体の取組状況を把握しつつ、コンソーシアムでの取組をはじめとする国の取組の情報提供等、必要な支援により取組を一層推進。</p> <p>h. 英語力向上に関する調査の分析結果を自治体や教育関係者に共有。</p> <p>i. 自治体の取組状況を把握しつつ有効事例の共有等、自治体の取組を一層推進。</p> <p>j. プログラミング等で育まれる児童生徒の「情報活用能力」を把握するため、2021年度に情報活用能力調査を実施。</p> <p>k 調査結果を取りまとめ、今後の施策に活用。 《a-k 文部科学省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>9(2) ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるPDCAサイクルを確立 (教育政策全体の取組の効果検証や分析等を通じたEBPMの加速)</p> <p>d. 1人1台環境も踏まえつつ、学力等に関してパネルデータとしての活用のあり方について検討を行う。</p> <p>e. 全国学力・学習状況調査に関して、貸与対象データを拡充し、改善したガイドラインに則りデータ貸与を促進。</p> <p>f. 試行的に第2回、第3回全国学生調査(2021、2022年度)を実施し、2023年度に本格的な調査を実施。</p> <p>g. 地方公共団体の取組状況を把握しつつ、コンソーシアムでの取組をはじめとする国の取組の情報提供等、必要な支援により取組を一層推進。</p> <p style="text-align: right;">《d-j 文部科学省》</p>	<p>d. EBPMアドバイザリーボードのもと、GIGAスクール構想の効果検証を行うにあたり、パネルデータ化している地方自治体における学力調査のデータの活用を検討している。また、1人1台端末を活用したデータの利活用について論点整理を実施するとともに、教育データ標準の公表・随時改訂や、文科省CBTシステム(MEXCBT)の全国展開に向けた取組を推進しており、同システム上での全国学力・学習状況調査のCBT化に向けた試行検証も実施。</p> <p>e. 全国学力・学習状況調査のデータ貸与について、現在、令和3年度調査の結果データを含めた貸与申し出を受け付けている。幅広い分野の研究で活用されるよう、貸与対象データの拡充を行い、HPを見やすく改善し、関係機関等への周知を行っている。また、今年度よりデータ貸与の申し出期間を例年より1か月程度延長するなど、データ貸与を促進するよう取り組んでいる。</p> <p>f. 2021年度内に第2回全国学生調査(試行実施)を実施予定。</p> <p>g. 横展開可能な他自治体の取組の共有、個別自治体の実情に応じた直接のやり取り等により、自治体におけるEBPMについての指標が大幅に向上。 ※地方自治体の教育振興基本計画(教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画)に基づき、エビデンスに基づくPDCAサイクルに関する具体的な取組を実施している割合 2018年度 都道府県：40.4%、指定都市：35.0%、市区町村：12.6%[速報値] ⇒2020年度 都道府県：95.7%、指定都市：80.0%、市区町村：54.1% ※地方自治体の教育振興基本計画(教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画)における、エビデンスに基づくPDCAサイクルに関する取組を盛り込んでいる割合 2018年度 都道府県：44.7%、指定都市：35.0%、市区町村：17.5%[速報値] ⇒2020年度 都道府県：95.7%、指定都市：80.0%、市区町村：55.0%</p> <p>また、全国についての実態調査に加え、国立教育政策研究所とも協力して、市町村の主要施策に絞ってより精緻な調査・分析を行い、各自治体のPDCAサイクルに適切な指標を根付かせる方策を検討中。</p>

実施年度		
2021年度		
	具体的取組	進捗状況
9(2)	<p>ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるPDCAサイクルを確立</p> <p>(教育政策全体の取組の効果検証や分析等を通じたEBPMの加速)</p> <p>h. 英語力向上に関する調査の分析結果を自治体や教育関係者に共有。</p> <p>j. プログラミング等で育まれる児童生徒の「情報活用能力」を把握するため、2021年度に情報活用能力調査を実施。</p> <p>《d-j 文部科学省》</p>	<p>(教育政策全体の取組の効果検証や分析等を通じたEBPMの加速)</p> <p>h. 新型コロナウイルス感染症対策による学校の負担軽減の観点から、令和2年度は調査を中止したため、同年の調査の分析結果は自治体や教育関係者に共有されていない。本年度の調査については、現在、実施に向けた準備を進めているところ。</p> <p>j. 調査実施に向けて、有識者と、調査問題の精査や分析方法の整理を行っているところ。本調査については2022年1月～2月に実施予定。</p>

EBPM化を図りながら、官民をあげて研究開発を推進することで、国民の生活の質の向上等に貢献する形で、Society5.0やイノベーション・エコシステムの構築等の実現を目指し、世界最高水準の「イノベーション国家創造」の実現につなげる。

○世界経済フォーラム世界競争力項目別ランキング「イノベーション力」の順位維持・向上（2018年度は第6位）※評価指標の変更により、順位が変動する可能性がありうる ⇒7位（2019年度）

○被引用回数トップ10%論文数の割合の増加（2014-16年:8.5%→2018-20:10%以上） ⇒2017-19年：8.2%

○企業等からの大学・公的研究機関への投資額※2025年度までに、大学・国立研究開発法人等への民間研究開発投資を3倍増→「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」による目標値は約3,500億円（2014年度実績：1,151億円） ⇒1,487億円（1,431億円、1,151億円）（2019年（2018年、2014年））

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出</p> <p>※大学の特許の実施許諾件数の5割増加（2020年度：年間15,000件） ⇒ 18,784件（17,002件、9,856件）（2019年（2018年、2013年））</p> <p>※未達成のKPIを引き続きフォローしつつ、次期基本計画を踏まえ、KPIを設定・更新</p>	<p>○EBPM化を実現するツールとしての、エビデンスシステムの構築・活用</p> <p>⇒2020年に関係機関への利用開放を開始、一般向けサイトを公開。機能を順次拡充。</p> <p>○大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額</p> <p>※大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額（2015年度：21,000件、467億円→2021年度：2015年度比2倍） ⇒ 29,282件（27,389件、20,821件）、797億円（684億円、467億円）（2019年（2018年、2015年））</p> <p>※未達成のKPIを引き続きフォローしつつ、次期基本計画を踏まえ、KPIを設定・更新</p> <p>○SIPにおけるマッチングファンド率</p> <p>※2020年度内に実施する中間評価を踏まえ、下記の二つの条件を同時に満たす研究開発サブテーマについて、2021年度、2022年度のマッチングファンド率50%。ただし、大学、国立研究開発法人等公的研究試験機関及びスタートアップ企業において実施する研究開発を除く。</p> <p>a) 中間評価時点でTRL(Technology Readiness Level)が5以上のもの、又は、SIP終了時で6以上のもの。</p> <p>b) 国が率先して取り組むべき社会課題解決のための研究開発テーマではなく、専ら民間企業の競争力強化に資するもの。</p> <p>○PRISMにおける民間からの資金等（人・物・資金）の受入状況</p> <p>⇒ PRISM事業費に対して4分の1以上の民間資金を受入（2020年度）</p> <p>※民間資金の受入を国費の約4分の1以上。</p>	<p>10. 科学技術分野においてもエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を含め予算の質の向上を図る</p> <p>a. エビデンスシステムを活用し、次期基本計画のレビューや基本計画に位置付けられる個別施策の立案や評価、国立大学等のマネジメントを通じた経営改善など、効果的なEBPMを推進。</p> <p>《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p> <p>11. 国民の生活の質の向上、歳出効率化を通じた国民負担の軽減に向け、官民を挙げてSDGs等の社会的課題解決に資する研究開発を推進</p> <p>（戦略的イノベーション創造プログラム（SIP））</p> <p>a. 2020年度の中間評価の結果に応じた研究開発体制及び予算配分等の機動的な見直しを行いながら、条件を満たす研究サブテーマについてマッチングファンド率50%を達成しつつ、事業を着実に実施。</p> <p>※SIPにおけるマッチングファンドとは、SIPの研究開発・実証等に参画する民間企業等の人的・物的貢献を金額的に評価するもの。マッチングファンド率＝民間貢献額 / （国からの委託費＋民間貢献額）</p> <p>《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p> <p>（官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM））</p> <p>b. 2020年度に実施する中間評価（PRISM制度の目的である民間研究開発投資誘発効果や財政支出の効率化について評価）を踏まえ、事業の改善をはかりながら着実に推進。加えて、公的サービスの産業化が期待される分野に向けた誘導の在り方について検討。</p> <p>《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
10	<p>科学技術分野においてもエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を含め予算の質の向上を図る</p> <p>a. エビデンスシステムを活用し、次期基本計画のレビューや基本計画に位置付けられる個別施策の立案や評価、国立大学等のマネジメントを通じた経営改善など、効果的なEBPMを推進。</p> <p style="text-align: right;">《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p>
11	<p>国民の生活の質の向上、歳出効率化を通じた国民負担の軽減に向け、官民を挙げてSDGs等の社会的課題解決に資する研究開発を推進</p> <p>(戦略的イノベーション創造プログラム (SIP))</p> <p>a. 2020年度の中間評価の結果に応じた研究開発体制及び予算配分等の機動的な見直しを行いながら、条件を満たす研究サブテーマについてマッチングファンド率50%を達成しつつ、事業を着実に実施。</p> <p>※SIPにおけるマッチングファンドとは、SIPの研究開発・実証等に参画する民間企業等の人的・物的貢献を金額的に評価するもの。マッチングファンド率=民間貢献額/(国からの委託費+民間貢献額)</p> <p style="text-align: right;">《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p> <p>(官民研究開発投資拡大プログラム (PRISM))</p> <p>b. 2020年度に実施する中間評価 (PRISM制度の目的である民間研究開発投資誘発効果や財政支出の効率化について評価) を踏まえ、事業の改善をはかりながら着実に推進。加えて、公的サービスの産業化が期待される分野に向けた誘導の在り方について検討。</p> <p style="text-align: right;">《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p>

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○科学技術政策におけるE B P M化が図られたことによる成果の創出</p> <p>※大学の特許の実施許諾件数の5割増加（2020年度：年間15,000件）⇒18,784件（17,002件、9,856件）（2019年（2018年、2013年））</p> <p>※未達成のKPIを引き続きフォローしつつ、次期基本計画を踏まえ、KPIを設定・更新</p>	<p>○次世代放射光施設の整備に係るプロジェクトの進捗率</p> <p>⇒【2023年度までに100%】</p> <p>⇒45%（20%、0%）</p> <p>（2020年度(2019年度、2018年度当初)）</p>	<p>1 2. 民間投資の誘発効果が高い大型研究施設について官民共同等の新たな仕組みで推進</p> <p>a. 次世代放射光施設について、官民地域パートナーシップによる役割分担に基づき、2023年度中の運用開始を目指し、整備を着実に進める。《文部科学省》</p>			
	<p>○大型研究施設の産学官共用が推進されるよう、毎年度安定的に利用時間を確保</p> <p>※共用システムを構築した研究組織数（2018年度：70 →2020年度：100 →2023年度：130）</p> <p>⇒100件（70件、70件）（2020年度（2019年度、2018年度））</p>	<p>1 3. 大型研究施設の整備及び最大限の産学官共用を図る</p> <p>（大型研究施設の産学官共用の促進）</p> <p>a. 世界最先端の大型研究施設の遠隔化・自動化を含めた整備及び最大限の産学官共用を着実の実施や、スーパーコンピュータ「富岳」の活用を通じ、研究のデジタル化・リモート化・スマート化を推進。《文部科学省》</p> <p>（大学等の研究設備・機器等の共用）</p> <p>b. 大学等・研究機関全体の「統括部局」の機能を強化し、研究設備・機器群を戦略的に導入・更新・共用する仕組み（コアファシリティ）を構築。《文部科学省》</p>			
	<p>○「次期基本計画」「統合イノベーション戦略」に沿った科学技術イノベーション政策の着実な実施</p> <p>○大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額【再掲】</p> <p>○2020年度までに40歳未満の大学本務教員の数2013年度から1割増加</p> <p>⇒41,072人（43,153人、43,763人）（2019年度（2016度、2013年度））※2013年度対比6.2%減</p>	<p>1 4. 政府事業・制度等のイノベーション化の推進</p> <p>a. イノベーション化に関する情報の集約・分析等の調査を実施し、その結果に基づき、事業への科学技術イノベーションの導入について、所管する関係府省庁へ提案。各府省庁は先駆的取組の取り組み等を進めるとともにCSTIと連携し、更なるイノベーション化を推進。</p> <p>b. 次期基本計画を踏まえ、必要に応じて取組内容を見直し。</p> <p>《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p>			
	<p>○2020年度までに研究開発型ベンチャー企業の新規上場数（IPO等）を2014年度の水準から倍増⇒33件（34件、29件）（2019年（2018年、2014年））</p> <p>○ムーンショットの各研究計画でKPIを設定</p> <p>⇒KPIやマイルストーンを内閣府HPで公表済</p> <p>○「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を踏まえ、次期基本計画の検討において、最新のデータを踏まえて検討</p> <p>○2021年度中に大学・高専における数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度の運用開始 ⇒運用開始済</p> <p>※未達成のKPIを引き続きフォローしつつ、次期基本計画を踏まえ、KPIを設定・更新</p>	<p>1 5. 経済財政諮問会議と科学技術関連司令塔の連携強化により、科学技術基本計画の着実な推進を図り、世界最高水準の「イノベーション国家創造」を目指す</p> <p>a. 若手研究者の支援策や官民研究開発投資の拡大方策、STEAM人材育成等も盛り込んだ次期科学技術・イノベーション基本計画に沿って取り組む。《a: 内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p> <p>b. 10兆円規模の大学ファンドを創設し、その運用益を活用することにより、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の共用施設やデータ連携基盤の整備、博士課程学生などの若手人材育成等を推進することで、我が国のイノベーションエコシステムを構築。</p> <p>《b: 内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)、文部科学省》</p>		(2025年度まで)	

実施年度		
2021年度		
	進捗状況	
12	<p>民間投資の誘発効果が高い大型研究施設について官民共同等の新たな仕組みで推進</p> <p>a. 次世代放射光施設について、官民地域パートナーシップによる役割分担に基づき、2023年度中の運用開始を目指し、整備を着実に進める。《文部科学省》</p>	<p>a.官民地域パートナーシップによる役割分担に従い、2019年度より整備を開始、2021年度より加速器の据付を開始。</p>
13	<p>大型研究施設の整備及び最大限の産学官共用を図る</p> <p>(大型研究施設の産学官共用の促進)</p> <p>a. 世界最先端の大型研究施設の遠隔化・自動化を含めた整備及び最大限の産学官共用を着実の実施や、スーパーコンピュータ「富岳」の活用を通じ、研究のデジタル化・リモート化・スマート化を推進。《文部科学省》</p> <p>(大学等の研究設備・機器等の共用)</p> <p>b. 大学等・研究機関全体の「統括部局」の機能を強化し、研究設備・機器群を戦略的に導入・更新・共用する仕組み（コアファシリティ）を構築。《文部科学省》</p>	<p>(大型研究施設の産学官共用の促進)</p> <p>a.Spring-8やSACLA等の我が国が世界に誇る最先端の大型研究施設について、遠隔化・自動化を含めた整備及び最大限の産学官共用を着実に実施しつつ、2021年3月に共用を開始したスーパーコンピュータ「富岳」を着実に運用するとともに、利用者ニーズを考慮した利用環境の改善等を検討するなど、研究施設・設備・機器のデジタル化・リモート化・スマート化の推進に資する取組を実施。</p> <p>(大学等の研究設備・機器等の共用)</p> <p>b.2020年度より先端研究基盤共用促進事業（コアファシリティ構築支援プログラム）を開始し、機関全体の研究設備・機器群を戦略的に導入・更新・共用する仕組みの構築を引き続き実施。</p>
14	<p>政府事業・制度等のイノベーション化の推進</p> <p>a. イノベーション化に関する情報の集約・分析等の調査を実施し、その結果に基づき、事業への科学技術イノベーションの導入について、所管する関係府省庁へ提案。各府省庁は先駆的取組の取り込み等を進めるとともにCSTIと連携し、更なるイノベーション化を推進。《内閣府科学技術・イノベーション推進事務局》</p>	<p>a.イノベーション化に関する情報の集約・分析等の調査を実施。その結果に基づき、事業への科学技術イノベーションの導入について、所管する関係府省庁へ提案等を行うなど、イノベーション化の推進に取り組んでいるところ。</p>
15	<p>経済財政諮問会議と科学技術関連司令塔の連携強化により、科学技術基本計画の着実な推進を図り、世界最高水準の「イノベーション国家創造」を目指す</p> <p>a. 若手研究者の支援策や官民研究開発投資の拡大方策、STEAM人材育成等も盛り込んだ次期科学技術・イノベーション基本計画に沿って取り組む。《a:内閣府科学技術・イノベーション推進事務局》</p> <p>b.10兆円規模の大学ファンドを創設し、その運用益を活用することにより、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の共用施設やデータ連携基盤の整備、博士課程学生などの若手人材育成等を推進することで、我が国のイノベーションエコシステムを構築。《b:内閣府科学技術・イノベーション推進事務局、文部科学省》</p>	<p>a.【若手研究者の支援策】 3月に策定した第6期科学技術・イノベーション基本計画の下、10兆円規模の大学ファンドの設置のほか、博士後期課程学生等への経済的支援、若手研究者の自由な発想による挑戦的な研究への支援などを実施しているところ。また、博士後期課程学生等への支援については、大学フェロウシップ創設事業や次世代研究者挑戦的研究プログラム等を実施。引き続き、着実に博士後期課程学生等に対する支援を継続していく。</p> <p>【STEAM人材育成】 3月に策定した第6期科学技術・イノベーション基本計画の下、中教審等委員の参画を得て令和3年9月に「教育・人材育成WG」を設置し、初等中等教育段階からSociety5.0時代の学びを実現し、好奇心に基づいた探究力の強化に向け、STEAM教育など問題発見・課題解決的な学びの充実を図るための具体策について、調査・検討を開始。年度内にとりまとめ予定。</p> <p>b.【大学ファンド等】 「世界と伍する研究大学専門調査会中間とりまとめ」を8月26日のCSTI本会議において報告。本中間とりまとめを受けて、文科省において具体的な制度改正に関する議論（世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議）を行っているところ。本年末までに専門調査会において最終とりまとめを行い、次期通常国会への法案提出を目指す。 また、「大学ファンドの資金運用の基本的な考え方」をCSTI本会議決定（8月26日）。これを踏まえ、文部科学大臣による運用の基本指針を策定予定。本年度中の運用開始に向けてJST内の体制整備等を行っているところ。 博士後期課程学生等への支援については、大学フェロウシップ創設事業や次世代研究者挑戦的研究プログラム等を実施。引き続き、着実に博士後期課程学生等に対する支援を継続していく。（再掲）</p>

スポーツ・文化の経済的価値等を活用した財源を将来の投資に活用・好循環させることにより、スポーツ・文化の価値を当該分野の振興のみならず経済・社会の発展に活用する。

○企業等から・文化機関・スポーツ機関への投資額 ※2025年の文化とスポーツの市場規模：33兆円

2025年までに、文化：18兆円、スポーツ：15兆円(2018年 文化：約10.5兆円、スポーツ：約9.1兆円) ⇒ 感染症拡大の影響を踏まえ、市場規模の拡大に向けた取組について検討中

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○スポーツツーリズム関連消費額 ※2015年度：約2,204億円 →2021年度：3,800億円 【2021年度までに約3,800億円】 ⇒約411億円(約3,584億円、約2,204 億円) (2020年度(2019年度、2015年度))</p> <p>○スポーツ市場規模 ※2012年：5.5兆円 →2020年：10兆円、2025年：15兆円 【2025年度までに15兆円】 ※2020年度までに10兆円 ⇒約9.1兆円(約7.6兆円、約5.5兆円) (2018年(2017年、2012年))</p>	<p>○スポーツ参画人口の拡大 ※成人の週1回以上のスポーツ実施率：2017年度51.5%→2021年度65%程度 ⇒59.9%(53.6%、51.7%)(2020年度(2019年度、2017年度))</p> <p>○地域交流拠点としてのスタジアム・アリーナ設置数 ※2017年から2025年までに20拠点 ⇒9拠点(2020年度から選定開始) ※スタジアム・アリーナ改革により、民間活力の導入を促し、収益性の向上を図る。</p> <p>○地域スポーツコミッション設置数 ※2016年度：56→2021年度：170 ⇒159(118、56)(2020年度(2019年度、2016年度))</p> <p>○スポーツ目的の訪日外国人旅行者数 ※2015年度：約138万人 →2021年度：250万人 ⇒調査中止(229万人、約138万人)(2020年度(2019年度、2015年度))</p> <p>○大学スポーツアドミニストレーター配置大学数 ※2017年度：17大学→2021年度：100大学 ⇒40(34、17)(2020年度(2019年度、2017年度))</p> <p>○UNIVAS加盟団体数 ※2019年：220団体→2025年：460団体 ⇒218(220)(2020年度(2019年))</p>	<p>16. 民間資金も活用した官民一体となったスポーツ施策の推進 (スポーツによる地域活性化の推進) a. 官民が連携したプロモーション展開、有用情報の集約・拡散、地域連携の促進等の実施するとともに、地域スポーツコミッション※を展開。 ※地方公共団体、スポーツ団体、民間企業等が一体となり、地域活性化に取り組む組織 (大学横断・競技横断的統括組織の設立等によるスポーツ振興) b. 大学スポーツ協会(UNIVAS)等の活動により大学スポーツの振興を図る。 (スタジアム・アリーナ改革の推進) c. ガイドブック等の普及や先進事例の形成及びKPI対象施設の選定・先進事例の拡大。 d. スタジアム等の効果検証 手法の普及。 (ポストコロナのスポーツ政策) e. 感染症拡大の影響を踏まえ、デジタル技術の活用や新たな付加価値の創出の観点から、参画人口や市場規模の拡大を目指す既存の取組を進化・発展させるとともに、2021年度中にポストコロナ時代にふさわしい新たなKPIの設定や取組を検討・実施。 《a-e:文部科学省》</p>	→	→	→
<p>○国民の文化活動への寄付活動を行う割合 ※2016年度：9.6%→上昇 ⇒4.9%(5.2%、9.6%)(2020年度(2019年度、2016年度))</p> <p>○国立美術館・博物館の寄付金受入額 ※2016年度：国立美術館 約8.5億円 国立文化財機構 約7.5億円 →増加 ⇒国立美術館 約6.9億円(約7.4億円、約6.8億円) (2020年度(2019年度、2017年度)) 国立文化財機構 約7.3億円(8.8億円、約7.3億円) (2020年度(2019年度、2017年度)) (注) コロナ禍による経済活動の停滞等による影響。</p> <p>○文化の市場規模 ※2016年度：8.9兆円 →(目標) 2025年までに18兆円(GDP比3%程度)に拡大 ⇒10.5兆円(GDP比約1.9%)(10.1兆円(同約1.8%)、10.1兆円(同約1.9%)) (2018年(2017年、2016年)) (注)改革工程表2020記載の2016年度の文化GDP(8.9兆円)は、当時の推計方法により算出した値。</p>	<p>○国立美術館・博物館の自己収入の増加 ※毎年度、前年度実績を上回る ⇒1,642百万円(4,291百万円、4,952百万円) (2020年度(2019年度、2017年度)) (注) コロナ禍での休館や再開後の入場規制等による影響。</p> <p>○文化施設の入場者数・利用者数の増加 ※2017年度：約1.4億人 ⇒約1.4億人(約1.3億人、約1.3億人) (2017年度(2014年度、2014年度))</p> <p>○アート市場規模の拡大 ※2017年：3.6%→2021年：7% ⇒4.3%(3.8%、3.6%)(2020年(2019年、2017年)) ※2021年度に実施する文化芸術振興基本計画の中間評価や感染症拡大の影響を踏まえ、KPIを更新</p>	<p>17. 民間資金を活用した文化施策の推進 (民間資金等による文化財の保存・活用の推進) a. 文化財所有者等が、必要に応じて有識者の知見も活用しつつ、企業の先端技術を駆使した民間資金による文化財活用方策を検討・実施。 (国立美術館・博物館の自己収入を活用した収蔵品の修理) b. コロナの影響により停滞した国立美術館等の自己収入を前年度よりも回復させ、それらも活用し、収蔵品の修理、多言語化や外国人向けコンテンツの充実等、文化施設の機能強化に努める。 c. 国立博物館等の取組を参考にしつつ、地域の特性を踏まえながら公立博物館等の自立した取組を促進するとともに、好事例を発信。 (アート市場の活性化) d. 企業等が保有する美術品の有効活用を促進する仕組みに向けた検討を踏まえた美術の振興を図る機能の整備。 (ポストコロナの文化政策) e. 感染症拡大の影響を踏まえ、デジタル技術の活用や新たな付加価値の創出の観点から、自己収入や市場規模の拡大を目指す既存の取組を進化・発展させるとともに、2021年度中にポストコロナ時代にふさわしい新たなKPIの設定や取組を検討・実施。 《a-e:文部科学省》</p>	→	→	→

施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>16 民間資金も活用した官民一体となったスポーツ施策の推進 (スポーツによる地域活性化の推進) a. 官民が連携したプロモーション展開、有用情報の集約・拡散、地域連携の促進等の実施するとともに、地域スポーツコミッション※を展開。 ※地方公共団体、スポーツ団体、民間企業等が一体となり、地域活性化に取り組む組織</p> <p>(大学横断・競技横断的統括組織の設立等によるスポーツ振興) b. 大学スポーツ協会(UNIVAS)等の活動により大学スポーツの振興を図る。</p> <p>(スタジアム・アリーナ改革の推進) c. ガイドブック等の普及や先進事例の形成及びKPI対象施設の選定・先進事例の拡大</p> <p>d. スタジアム等の効果検証手法の普及</p> <p>(ポストコロナのスポーツ政策) e. 感染症拡大の影響を踏まえ、デジタル技術の活用や新たな付加価値の創出の観点から、参画人口や市場規模の拡大を目指す既存の取組を進化・発展させるとともに、2021年度中にポストコロナ時代にふさわしい新たなKPIの設定や取組を検討・実施。 《a-e:文部科学省》</p>	<p>a. デジタルプロモーション実施、武道施設情報データベース拡充、コンテンツ創出のためのモデル事業、文化庁・観光庁との連携施策実施等による横展開の促進。19自治体の地域スポーツコミッションの設立及び活動を支援。</p> <p>b. 大学スポーツによる地域振興等に取り組む大学をモデル的に支援しているほか、大学スポーツ協会(UNIVAS)の活動とも連携・協力し、大学スポーツの振興に向けて安全・安心なスポーツ環境の整備等の取組を推進。</p> <p>c. 令和二年度に地域のモデルとなる「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ」を9拠点選定するとともに、それら拠点の事例集を公表。また、2025年までに20拠点の実現を目指し本年度も公募中。</p> <p>d. スタジアム・アリーナ及びスポーツチームがもたらす社会的価値の可視化・定量化調査レポートを公表。</p> <p>e. 現在、令和2年度第三次補正予算を活用して、デジタル技術を活用したスポーツ観戦者の拡大や、スポーツ産業の付加価値創出に向けた取組の公募をしているところ。また、2021年度中にポストコロナ時代におけるスポーツ参画人口や市場規模の拡大に向けた第3期スポーツ基本計画の策定に向けて検討中</p>

施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>17 民間資金を活用した文化施策の推進</p> <p>17. (民間資金等による文化財の保存・活用の推進)</p> <p>a. 文化財所有者等が、必要に応じて有識者の知見も活用しつつ、企業の先端技術を駆使した民間資金による文化財活用方策を検討・実施。</p> <p>(国立美術館・博物館の自己収入を活用した収蔵品の修理)</p> <p>b. コロナの影響により停滞した国立美術館等の自己収入を前年度よりも回復させ、それらも活用し、収蔵品の修理、多言語化や外国人向けコンテンツの充実等、文化施設の機能強化に努める。</p> <p>(アート市場の活性化)</p> <p>d. 企業等が保有する美術品の有効活用を促進する仕組みに向けた検討を踏まえた美術の振興を図る機能の整備。</p> <p>(ポストコロナの文化政策)</p> <p>e. 感染症拡大の影響を踏まえ、デジタル技術の活用や新たな付加価値の創出の観点から、自己収入や市場規模の拡大を目指す既存の取組を進化・発展させるとともに、2021年度中にポストコロナ時代にふさわしい新たなKPIの設定や取組を検討・実施。</p> <p>《a-e:文部科学省》</p>	<p>a. 国立文化財機構文化財活用センターにおいては、先端技術を持つ民間企業と連携した取組により、高精細複製品と映像インスタレーションを組み合わせた新しい展示、VR・ARや8Kモニターなどを活用した文化財の新たな鑑賞体験コンテンツを試行。また、新型コロナウイルス感染症の影響で中止等となったイベントについて、当該イベントのチケットを払い戻さず寄附した場合に税優遇が得られる制度を創設。</p> <p>b. コロナの影響により依然として自己収入が回復しない中、オンラインコンテンツの充実及び配信やファンドレイジング事業の導入などを図り、文化施設の機能強化を進めていく。</p> <p>d. アート・エコシステムの形成に向けた取組等を通じて、アート市場を含む日本におけるアートの活性化を支えるインフラ整備や国際発信等の取組を推進。また、独立行政法人国立美術館運営費交付金に「アート・コミュニケーションセンター（仮称）」設置に係る経費を計上。</p> <p>e. 文化経済戦略推進事業などを通じて、文化芸術関係者の自己収入の自律的拡大に向けた取組を実施。ポストコロナ時代にふさわしいKPIの設定については、文化における市場規模の適切な計測の在り方についての検討等を進めてきており、引き続き、2022年度中の策定を目指している第2期文化芸術推進基本計画と併せて、KPIの設定に係る検討を進めていく。</p>

5. 歳出改革等に向けた取組の加速・拡大

政策目標 歳出改革等 1. 先進・優良事例の横展開（含む業務イノベーション）

ボトムアップ改革を進めるため、先進的な分野について各省が実施しているモデル事業について、歳出効率化効果・経済効果等を定量的に把握し、評価・公表するとともに、効果が高いものについて、所管省庁が責任を持って戦略的に全国展開を進め、その状況をフォローアップする。地方自治体が実施するモデル事業も同様に効果の把握・評価・公表・横展開を促進する。また、必要な公的サービスの質を維持しつつ効率化を図るため、技術革新の成果を行政サービス、行政事務のあらゆる分野に取り入れる。

（再掲）

- 糖尿病等の生活習慣病や慢性腎臓病の予防の推進（社保-2）
- 認知症予防の推進及び認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供（社保-3）
- 企業による保険者との連携を通じた健康経営の促進（社保-18）
- 保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等（社保-19）
- 元気で働く意欲のある高齢者を介護・保育等の専門職の周辺業務において育成・雇用する取組を全国に展開（社保-24）
- 在宅看取りの好事例の横展開（社保-27）
- 国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進（法定外繰入の解消等）（社保-33 ii）
- 効率的・効果的な老朽化対策の推進（社資-6）
- 総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開（社資-9）
- 立地適正化計画の作成・実施の促進（社資-14）
- 水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進（地財-5）
- 下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進（地財-6）

国民、企業、地方公共団体等が自ら無駄をなくし、公共サービスの質の向上に取り組むよう働きかけるため、改革努力、先進性や目標の達成度等の取組の成果等に応じた配分を行うインセンティブの仕組みについて思い切った導入・拡大を進めるとともに、さらなる強化を進める。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○重点3分野での成果連動型民間委託契約方式の実施自治体等の数【2022年度末までに100団体以上】 ⇒54（44） （2020年度(2019年度)）</p>	<p>○成果連動型民間委託契約方式の普及に向けたセミナー等に参加した自治体等の数【増加】 ⇒313（107）（2020年度(2019年度)）</p> <p>○プラットフォームへの参加自治体数【2022年度末までに150団体以上】 ⇒177（2021年9月末）</p>	<p>1. 成果連動型民間委託契約方式の普及促進</p> <p>a. 成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン（令和2年3月27日付け関係府省庁連絡会議決定）に基づき重点3分野（医療・健康、介護、再犯防止）を中心に成果連動型民間委託契約方式（P F S）の普及を促進する。 《内閣府、法務省、厚生労働省、経済産業省》</p> <p>b. 内閣府は、地方公共団体におけるS I Bを含むP F Sの加速度的な普及促進を実現するため、案件組成段階から事業実施段階までシームレスな支援に取り組む。</p> <p>c. 分野横断的な案件形成支援を拡充する。</p> <p>d. 案件組成に向けて、P F Sに関する官民対話・連携促進のためのプラットフォームの形成を支援する。</p> <p>e. 事業実施段階では、委託費の成果連動部分やS I B実施時のファイナンス部分への支援、成果評価支援を一体的かつ複数年で実施する。</p> <p>f. 施策の進捗状況やアクションプランにおけるK P Iの達成状況を踏まえ、引き続き、P F Sの普及促進に取り組む。 《内閣府》</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>

- 予防・健康づくりに頑張った者が報われる制度の整備（社保-6）
- インセンティブの活用を含め介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防等を市町村が一体的に実施する仕組みの検討（社保-7）
- 保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等（社保-19）
- 第8期介護保険事業計画期間における保険者機能の強化に向けた調整交付金の新たな活用方策の運用状況の把握と第9期計画期間に向けた必要な検討（社保-36）
- 国保の普通調整交付金について見直しを検討（社保-45）
- PPP/PFI推進アクションプランの推進（社資-10）
- 優先的検討規程の策定・運用（社資-11）
- PPP/PFI推進のための地方公共団体への支援（社資-12）
- 地方交付税（まち・ひと・しごと創生事業費）について改革努力等に応じた配分の強化を検討（地財-15）
- 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化（文教-6）

歳出改革等 2. インセンティブ改革（頑張る系等）

実施年度	
2021年度	
具体的取組	進捗状況
<p>1 成果連動型民間委託契約方式の普及促進</p> <p>a. 成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン（令和2年3月27日付け関係府省庁連絡会議決定）に基づき重点3分野（医療・健康、介護、再犯防止）を中心に成果連動型民間委託契約方式（PFS）の普及を促進する。 <<内閣府、法務省、厚生労働省、経済産業省>></p> <p>b. 内閣府は、地方公共団体におけるSIBを含むPFSの加速度的な普及促進を実現するため、案件組成段階から事業実施段階までシームレスな支援に取り組む。</p> <p>c. 分野横断的な案件形成支援を拡充する。</p> <p>d. 案件組成に向けて、PFSに関する官民対話・連携促進のためのプラットフォームの形成を支援する。</p> <p>e. 事業実施段階では、委託費の成果連動部分やSIB実施時のファイナンス部分への支援、成果評価支援を一体的かつ複数年で実施する。 <<内閣府>></p>	<p>a. 成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン（令和2年3月27日付け関係府省庁連絡会議決定）に基づき重点3分野（医療・健康、介護、再犯防止）を中心に成果連動型民間委託契約方式（PFS）の普及を促進し、令和2年度末時点で、54団体におけるPFSの導入に繋がった。 <<内閣府、厚生労働省、経済産業省、法務省>></p> <p>（主な取組の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省及び経済産業省において、医療・健康及び介護の両分野における手引きを作成・公表した。<<厚生労働省、経済産業省>> ・法務省において、令和3年8月から再犯防止分野で初めてとなるSIBを活用した事業（SIBによる非行少年への学習支援事業）を開始した（事業期間：令和3年度から令和5年度まで）。<<法務省>> <p>b. 令和3年9月時点において、cからeに示すシームレスな支援を実施した。</p> <p>c. 令和2年度から同3年度において、4件の分野横断的な案件形成支援に取り組んだ。</p> <p>d. 令和3年7月に「PFS官民連携プラットフォーム」創設に係るPFS/SIB推進シンポジウムを実施し、8月からプラットフォームの活動を開始した。令和3年9月末日時点において、登録者総数620件（うち自治体177団体）の参加を得た。</p> <p>e. 令和3年9月時点において、4団体に対し、委託費の成果連動部分やSIB実施時のファイナンス部分への支援、成果評価支援を一体的かつ複数年で実施している。 <<内閣府>></p>

地方自治体や住民が自ら課題を発見し解決・向上につなげていくため、費用対効果や取組状況等について、地域間や保険者間での比較、差異の要因分解を行うなど見える化し、改革努力の目標としても活用する。

(再掲)

- 地域別の取組や成果について進捗管理・見える化を行うとともに、進捗の遅れている地域の要因を分析し、保険者機能の一層の強化を含め、さらなる対応の検討（社保-33 i）
- 国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進（法定外繰入の解消等）（社保-33 ii）
- 介護保険制度における財政的インセンティブの評価指標による評価結果の公表及び取組状況の「見える化」や改善の推進（社保-35）
- インフラデータの有効活用（i-Constructionの推進）（社資-2）
- 総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開（社資-9）
- 立地適正化計画の作成・実施の促進（社資-14）
- 既存ストックの有効活用（社資-17）
- 地方行財政の「見える化」、先進・優良事例の横展開（地財-9）
- 国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、配分のメリハリ付けの促進（地財-10）
- 経済・財政と暮らしの指標・見える化データベース（地財-11）
- 地域運営組織の推進について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる（地財-16）
- 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援のメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し（文教-5-1(1)）
- 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化（文教-6）
- 私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう財政支援等の見える化、教育成果に応じたメリハリ付け（文教-8）
- ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるPDCAサイクルを確立（文教-9(1)）
- 科学技術分野においてもエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を含め予算の質の向上を図る（文教10）

民間の知恵・資金等を有効活用し、公的サービスの効率化、質の向上を実現するため、公的サービスの産業化を促進する。

(再掲)

- 予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業について、多様・包括的な民間委託を推進（社保-17）
- PPP/PFI推進アクションプランの推進（社資-10）
- 優先的検討規程の策定・運用（社資-11）
- PPP/PFI推進のための地方公共団体への支援（社資-12）
- 先進的な業務改革の取組等の拡大、業務改革の取組の成果の地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎への適切な反映（地財-1）
- 成果連動型民間委託契約方式の普及促進（歳出-1）

財政が厳しい中であっても必要な再投資を可能とするとともに、中期にわたる円滑な取組を強化するなどの予算上の対応を工夫しつつ、賢い予算支出を実現するため、既存資源・資本の有効活用等による歳出改革を進める。

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○電波利用料対象事業について設定するKPI（道路、自然公園等の非居住エリアにおける携帯電話サービスのエリアカバー率の増加、電波遮へい対策のトンネル等における整備率の増加等） ⇒道路、自然公園等の非居住エリアにおける携帯電話サービスのエリアカバー率：83.1%※（84.1%）（2020年（2019年）） 500m以上の高速道路トンネルにおける電波遮へい対策の整備率：99.9%（99.7%）（2020年（2019年）） ※ 2020年から、エリアカバー率の主な算出対象となる移動通信システムを第3世代から第4世代に変更したため、2019年と比較して減少している。</p>		<p>2. 電波利用料について、その収入を増加させる方策を検討し、将来必要となる投資等に有効活用</p> <p>a.電波利用料制度の一層の改革に向けた検討を進め、見直し方策を取りまとめ。 b.電波利用料制度の見直しを実施。 c. ICTインフラの構築支援、安心安全な電波利用環境の整備など、見直しを踏まえた取組の推進。 《総務省》</p>	→	→	→
<p>○累積損失解消のファンド数・割合 ⇒0ファンド・0%（0ファンド・0%、0ファンド・—%）（2021年（2020年、2018年））</p>	<p>○数値目標・計画又は改善目標・計画策定のファンド数・割合 ⇒1ファンド・100% ※新たな数値目標・計画策定の該当はなし。既に数値目標・計画を策定済みのファンドのうち、改善目標・計画が必要とされた(株)海外需要開拓支援機構について実施したもの。 （1ファンド・100%、0ファンド・—%）（2021年（2020年、2018年））</p>	<p>3. 官民ファンドの効率的かつ効果的な活用の推進と収益構造の改善等</p> <p>a.改正された「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に基づき、各官民ファンドにおいて設定した新しいKPIに基づく評価やSDGs等への取組の推進等を行う。 官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会及び財政制度等審議会財政投融资分科会における指摘を踏まえ、各官民ファンド及び監督官庁は累積損失解消のための数値目標・計画を策定・公表するとともに、前年度までに策定・公表された数値目標・計画と実績との乖離を検証し、乖離が認められる場合には改善目標・計画を策定・公表（5月まで）。また、策定・公表された改善目標・計画と実績との乖離を検証し、乖離が認められる場合には、各官民ファンド及び監督官庁は速やかに組織の在り方を含め抜本的な見直しを行う。 《官民ファンド監督官庁及び財務省》</p>	→		

（再掲）

- PPP／PFI推進アクションプランの推進（社資-10）
- 優先的検討規程の策定・運用（社資-11）
- PPP／PFI推進のための地方公共団体への支援（社資-12）
- 既存ストックの有効活用（社資-17）
- 所有者不明土地の有効活用（社資-18）

歳出改革等 5. 既存資源・資本の有効活用等による歳出改革

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>2 電波利用料について、その収入を増加させる方策を検討し、将来必要となる投資等に有効活用</p> <p>a 電波利用料制度の一層の改革に向けた検討を進め、見直し方策を取りまとめ。 <<総務省>></p>	<p>デジタル変革時代の電波政策懇談会において、電波利用料の用途や料額について検討を行い、報告書を取りまとめた。当該報告書を踏まえ、所用の制度整備を実施していく。</p>
<p>3 官民ファンドの効率的かつ効果的な活用の推進と収益構造の改善等</p> <p>a 改正された「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に基づき、各官民ファンドにおいて設定した新しいKPIに基づく評価やSDGs等への取組の推進等を行う。 官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会及び財政制度等審議会財政投融资分科会における指摘を踏まえ、各官民ファンド及び監督官庁は累積損失解消のための数値目標・計画を策定・公表するとともに、前年度までに策定・公表された数値目標・計画と実績との乖離を検証し、乖離が認められる場合には改善目標・計画を策定・公表（5月まで）。また、策定・公表された改善目標・計画と実績との乖離を検証し、乖離が認められる場合には、各官民ファンド及び監督官庁は速やかに組織の在り方を含め抜本的な見直しを行う。</p> <p><<官民ファンド監督官庁及び財務省>></p>	<p>各官民ファンド及び監督官庁において、改正された「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に基づき、新たに設定したKPIに基づく評価やSDGs等への取組の推進等を実施。</p> <p>(株)海外交通・都市開発事業支援機構、(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構については、2019年4月に公表した数値目標・計画と実績との乖離を検証するため、各官民ファンド及び監督官庁において、上記計画の進捗状況を公表(2021年5月・11月)。</p> <p>(株)農林漁業成長産業化支援機構については、2019年4月に公表した数値目標・計画と実績の間に乖離が見られたため、2021年度以降は新たな出資の決定を行わず、可能な限り速やかに解散するとの方針が示され、2020年5月に損失を最小化するための改善計画を策定・公表。さらに、改善計画と実績との乖離を検証するため、当該改善計画の進捗状況を公表(2021年5月・11月)。</p> <p>(株)海外需要開拓支援機構については、2019年4月に公表した数値目標・計画と2021年3月末時点での実績の間に乖離が見られたため、2021年5月に改革工程表2020を踏まえた改善計画を策定・公表。当該改善計画の進捗状況を公表(2021年11月)。</p>

公共調達の改革により、予算の一層の効率化・合理化を徹底するため、防衛調達に関しては、装備品単価の不断かつ徹底した低減、高コスト構造の是正に資する調達契約の改善等を推進する。また、先進技術導入の場としての公共調達の活用等を進める。

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○毎年度の調達の合理化・効率化による縮減額【増加】 ⇒ 4,168億円(4,313億円、1,970億円)(2021年度(2020年度、2018年度))</p> <p>○現行基準に対してライフサイクルコストが低減した装備品数【増加】 ⇒プロジェクト管理重点対象装備品等：10品目(9品目、7品目)(2021年度(2020年度、2018年度)) 準重点管理対象装備品等：3品目(1品目、2品目)(2021年度(2020年度、2018年度))</p> <p>○防衛装備移転三原則に基づき国家安全保障会議で移転を認め得るとされた案件数【増加】 ⇒8件(8件、8件)(2020年度、2019年度、2018年度))</p> <p>○インセンティブ契約適用による低減額【増加】 ⇒6.2億円(7.0億円、3.3億円)(2020年度(2019年度、2018年度))</p>	<p>○各種取組による装備品取得経費の縮減額【増加】 ⇒ 4,168億円(4,313億円、1,970億円)(2021年度(2020年度、2018年度))</p> <p>○プロジェクト管理対象装備品等の品目数【増加】 ⇒プロジェクト管理重点対象装備品等：22品目(21品目、17品目)(2021年度(2020年度、2018年度)) 準重点管理対象装備品等：14品目(12品目、3品目)(2021年度(2020年度、2018年度))</p> <p>○防衛装備・技術移転協定に基づき締結した細目取極の件数【増加】 ⇒15件(12件、9件)(2020年度(2019年度、2018年度))</p> <p>○インセンティブ契約の適用件数【増加】 ⇒17件(35件、33件)(2020年度(2019年度、2018年度))</p> <p>○共同履行管理型インセンティブ契約の適用件数【増加】 ⇒2件(2020年度)</p> <p>○企業努力を正当に評価する仕組みの適用件数【増加】 ⇒13件(2020年度)</p>	<p>4. 防衛調達に関して、装備品単価の不断かつ徹底した低減等の調達改革等</p> <p>a. 企業のコストダウン意識の向上に資する契約制度の改善に取り組む。</p> <p>b. プロジェクト管理を強化し、プロジェクト管理対象装備品等のライフサイクルコスト管理を推進する。</p> <p>c. 各国との防衛装備・技術協力を推進する。</p> <p>≪防衛省≫</p>	<p>→</p>		

(再掲)

- ICTの活用 (i-Constructionの推進) (社資-1)
- インフラデータの有効活用 (i-Constructionの推進) (社資-2)
- 効率的・効果的な老朽化対策の推進 (社資-6)

歳出改革等 6. 公共調達改革

実施年度	
2021年度	
具体的取組	進捗状況
<p>4 防衛調達に関して、装備品単価の不断かつ徹底した低減等の調達改革等</p> <p>a. 企業のコストダウン意識の向上に資する契約制度の改善に取り組む。</p> <p>b. プロジェクト管理を強化し、プロジェクト管理対象装備品等のライフサイクルコスト管理を推進する。</p> <p>c. 各国との防衛装備・技術協力を推進する。</p> <p>《防衛省》</p>	<p>⇒a. 次期戦闘機事業及びスタンド・オフ電子戦機事業に対して、共同履行管理型インセンティブ契約制度を適用している。引き続き、装備品の調達において、同制度の適用を検討することで、契約上のリスクを極小化し、着実な契約履行及び企業のコストダウン意欲の向上に努める。 ・企業努力を正当に評価する仕組みの対象案件を拡大するため、前年度の運用結果を踏まえ、適用条件を見直し（5月）</p> <p>⇒b. 2021年8月に新たに3品目のプロジェクト管理対象装備品等を選定するとともに、これまでに算定した25品目のライフサイクルコストについて、現行基準に対する分析及び評価を実施した。</p> <p>⇒c. 豪州との間で、2021年5月から新たに2件の共同研究を開始した。また、英国との間でも、2021年7月から新たに1件の共同研究を開始した。さらに、2021年9月にはベトナムとの間で防衛装備品・技術移転協定が発効した。 防衛装備庁、海外との取引経験がある商社、装備品を製造する企業が連携し、相手国の潜在的なニーズを把握して、提案に向けた活動を行う「事業実現可能性調査」を2020年度より開始した。同年度は、商社の持つ海外ネットワークを活用した情報収集網を構築することで、将来の海外移転につながる可能性のあるいくつかの案件を確認した。2021年度も事業を継続している。</p>

歳出改革等 7. その他

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○官民における統計に関する作業時間【2020年度末までに、統計に関する官民コストを2割削減】 ⇒23.1%(2020年度)</p>	<p>○オンライン調査を導入した統計調査の数【増加】 ⇒242統計(232統計)(2020年度(2019年度)) ○データベース化を実施した統計の数【増加】 ⇒225統計(202統計)(2020年度(2019年度)) ○利活用状況を踏まえた上での記入項目の削減を実施した統計調査の数【増加】 ⇒46統計(39統計)(2020年度(2019年度))</p>	<p>5. 統計に関する官民コストの削減</p> <p>a. 総務省は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(2018～2022年度)に基づき、各府省における統計コスト削減計画に基づいた取組(オンライン調査の推進、業務の電子化・効率化、記入項目の削減等)の最終フォローアップを実施するとともに、各府省の取組状況を統計委員会に報告する</p> <p>≪総務省、各府省庁≫</p>	<p>→</p>		
<p>○点検・評価結果を踏まえ、見直しを実施した統計の数 ⇒15統計(2020年度)</p>	<p>○点検・評価結果の件数 ⇒24統計(2020年度) ○統計業務相談の件数 ⇒43件(13件)(2020年度(2019年度))</p>	<p>6. 政府統計の改善、統計リソースの確保</p> <p>a. 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(2018～2022年度)に基づき、統計委員会を中心に定めた重点分野に統計リソースを集中する。</p> <p>≪総務省、各府省庁≫</p>	<p>→</p>		

歳出改革等 7. その他

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○地方統計職員業務研修(中央及び地方)の修了者数【3,200人(2022年度末)】 ⇒395人(2,513人、2,897人)(2020年度(2019年度、2018年度))</p> <p>○統計分析講習会(中央及び地方)の修了者数【18,000人(2022年度末)】 ⇒6,376人(15,914人、11,958人)</p>	<p>○統計研修の年間修了者数【増加】 ⇒8,319人(6,671人、3,609人)(2020年度(2019年度、2018年度))</p> <p>○インターネット上のコンテンツへのアクセス数【増加】 ⇒6,743件(6,505万件、6,681万件)(2020年(2019年、2018年))</p> <p>○地方統計職員業務研修(中央及び地方)の開催回数【95回(2022年度末)】 ⇒15回(71回、85回)(2020年度(2019年度、2018年度))</p> <p>○統計分析講習会(中央及び地方)の開催回数【330回(2022年度末)】 ⇒148回(303回、252回)(2020年度(2019年度、2018年度))</p> <p>○専門職員を配置した都道府県数【増加】 ⇒9団体(0団体、5団体)(2020年度(2019年度、2018年度))</p>	<p>7. 地方公共団体を含めた、社会全体の統計リテラシーの向上</p> <p>a 実情に応じた効率化を行うため、地方統計機構における統計業務報告等の定型的な業務において、RPA等を活用した業務の省力化に関する調査研究を行う。</p> <p>b 前年度のRPA等を活用した業務の省力化に関する調査研究を基に各都道府県への本格導入を検討する。 ≪総務省、各府省庁≫</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	
<p>○行政記録情報等を活用して効率化できた調査事項数(調査対象数×項目数)【増加】 ⇒1億2,843万件(1億2,508万件)(2020年末(2019年末))</p> <p>○e-Statに掲載している業務統計のアクセス件数【増加】 ⇒454万件(1,180万件、376万件)(2020年度(2019年度、2018年度))</p>	<p>○行政記録情報等を活用又は検討している統計の数【増加】 ⇒503統計(507統計、493統計)(2020年末(2019年末、2018年末))</p> <p>○e-Statに掲載している業務統計の数【増加】 ⇒143統計(111統計、109統計)(2020年度(2019年度、2018年度))</p>	<p>8. 統計への二次的な活用の促進</p> <p>≪総務省、各府省庁≫</p>	<p>→</p>		

歳出改革等 7. その他

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
—	<p>○統計改革推進会議の部会及び部会の下に設置された会議の開催回数（書面開催を除く） ⇒3回（10回）（2020年度（2019年度））</p>	<p>9. 統計改革推進会議における体制の構築 ≪内閣官房行政改革推進本部事務局≫</p>			
<p>○EBPM（ロジックモデル作成）の実例創出の報告数 ⇒292件（127件、31件）（2020年度（2019年度、2018年度））</p> <p>○EBPM（効果検証）の実例創出の報告数 ⇒8件（2020年度）</p>	<p>○行政改革推進本部事務局による各府省のEBPMの推進に対する支援の状況 ⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談・助言対応数：3件（22件、22件）(2020年度(2019年度、2018年度)) ・EBPM推進委員会等関係会議開催数：5回（1回、3回）（2020年度（2019年度、2018年度）） ・府省横断勉強会等研修開催数：0回（1回、3回）(2020年度（2019年度、2018年度）） ・EBPMイントラネットホームページアクセス数：4,909回（7,628回、22,100回）（2020年度、2019年度、2018年度） 	<p>10. 客観的データに基づくPDCAサイクルとEBPMを確立</p> <p>a. 各府省の政策立案総括審議官等が各組織におけるEBPM推進の取組を主導するとともに、これらから成るEBPM推進委員会を府省連携の推進の要として、政府全体のEBPMの取組を推進する。EBPMの中長期的な推進方策について検討し、必要な対応を行う。 ≪内閣官房行政改革推進本部事務局≫</p> <p>b. EBPMの質の向上のため、GIGAスクール構想や中小企業生産性革命事業等の重要施策について、経済・財政一体改革推進委員会EBPMアドバイザリーボードでの検討を踏まえ、政策効果を検証する。 ≪内閣府、各省庁≫</p>		→	→
—	—	<p>11. 補助金交付等の手続き見直し</p> <p>a. 補助金交付等を含めた国・地方間、国・関係機関間の手続を抜本的に見直す。行政事業レビューを徹底的に実施し、その結果を令和3年度予算及び今後の政策立案に反映する。 ≪内閣官房、内閣府、各府省庁≫</p>		→	
—	—	<p>12. 公益法人のガバナンスの更なる強化</p> <p>a. 公益法人のガバナンスの更なる強化等（役員や社員・評議員のより一層の機能発揮など）について検討し、必要な対応を行う。 ≪内閣府公益認定等委員会事務局≫</p>		→	

歳出改革等 7. その他

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
—	—	13. 学校法人制度のガバナンスの更なる強化 a 公益法人のガバナンスの検討、有識者会議のとりまとめ等を踏まえ、学校法人制度改革に向けた必要な対応を行う。 ≪文部科学省≫	→		
—	—	14. 公務員の定年の引上げと能力・実績主義の徹底等 a 2018年の人事院の意見の申出も踏まえ、公務員の定年引上げに向けた取組を進める。 人事評価の運用改善については、有識者検討会において検討された内容を踏まえ、2021年夏までを目途に必要な措置を順次実施する。 局長等の職務内容の明示や幹部職員及び管理職員の公募の目標設定並びに官民公募に重点を置いた公募の推進や十分な応募が得られるための環境整備等に引き続き着実に取り組む。 ≪内閣官房内閣人事局≫	→		
—	—	15. 業務の抜本見直し a 業務の抜本見直し推進チーム（内閣官房）において作成した「業務見直しの進め方」を踏まえ、各府省において、現場業務の実態把握とそれを踏まえた既存業務の抜本見直しを実施。 業務の抜本見直し推進チーム（内閣官房）では、優良事例の分析と展開を行っており、業務を見直すに当たってより良い気付きを得てもらうため、各府省の個別の見直しのテーマに対して助言を実施。 ≪内閣官房内閣人事局≫	→		
○満足度の観点を踏まえて政策運営に取組む地方公共団体数【増加】 ⇒都道府県：25団体（25団体） （2020年度（2019年度）） 市区町村：157団体 （2021年11月時点）	○地方公共団体の指標群掲載ページの月平均アクセス回数【増加】 ⇒2021年度末に計測	16. 満足度・生活の質を示す指標群の構築 a 人々の満足度(well-being)を見える化するため、「満足度・生活の質に関する調査」を実施するとともに、満足度・生活の質を表す指標群(ダッシュボード)の精緻化を検討する。 b 2021年3月を目途に都道府県別の指標群を策定・公表するとともに、2021年度に満足度(Well-being)の地方展開に向けた普及・啓発活動を実施する。 ≪内閣府経済社会システム≫	→	→	

歳出改革等 7. その他

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>5 統計に関する官民コストの削減</p> <p>a. 総務省は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（2018～2022年度）に基づき、各府省における統計コスト削減計画に基づいた取組（オンライン調査の推進、業務の電子化・効率化、記入項目の削減等）の最終フォローアップを実施するとともに、各府省の取組状況を統計委員会に報告する</p> <p>＜総務省、各府省庁＞</p>	<p>2018年度から、各府省は統計コスト削減計画に基づき、オンライン調査の推進、業務の電子化・効率化、記入項目の削減等の取組を実施。総務省において、各府省における取組状況の最終フォローアップを実施し、2割削減の目標達成を統計委員会に報告した。</p>
<p>6 政府統計の改善、統計リソースの確保</p> <p>a. 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（2018～2022年度）に基づき、統計委員会を中心に定めた重点分野に統計リソースを集中する。</p> <p>＜総務省、各府省庁＞</p>	<p>「令和4年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」（令和3年6月30日統計委員会）に基づき、各府省において予算及び機構・定員を要求中。</p>
<p>7 地方公共団体を含めた、社会全体の統計リテラシーの向上</p> <p>a. 実情に応じた効率化を行うため、地方統計機構における統計業務報告等の定型的な業務において、RPA等を活用した業務の省力化に関する調査研究を行う。</p> <p>＜総務省、各府省庁＞</p>	<p>統計業務報告等の定型的な業務において、VBAを活用した業務の省略化を図り、実情に応じた効率化について検討を重ねた。</p>
<p>8 統計への二次的な活用の促進</p> <p>a. 各府省は、行政記録情報等の活用を検討するとともに、業務統計のe-Statによる公表を促進する。また、総務省は、行政記録情報等を活用又は検討している統計の実態を把握する。</p> <p>＜総務省、各府省庁＞</p>	<p>総務省は、2021年度に実施した「令和2年度統計法施行状況報告」において、行政記録情報等を活用又は検討している統計の実態を把握し、ホームページ等で公表している。</p>
<p>9 統計改革推進会議における体制の構築</p> <p>a. 統計改革推進会議統計行政新生部会において検討した総合的な対策を着実に実施するとともに、統計改革調査部会において、政策部門と連携した不断の統計改革実施に向けて議論。</p> <p>＜内閣官房行政改革推進本部事務局＞</p>	<p>総合的な対策を着実に実施するとともに、統計改革調査部会の下に「統計体系の整理等検討会」及び「統計技術・データソースの多様化等検討会」を設置し、統計改革を不断に継続している。</p>

歳出改革等 7. その他

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>10 客観的データに基づくPDCAサイクルとEBPMを確立</p> <p>a. 各府省の政策立案総括審議官等が各組織におけるEBPM推進の取組を主導するとともに、これらから成るEBPM推進委員会を府省連携の推進の要として、政府全体のEBPMの取組を推進する。EBPMの中長期的な推進方策について検討し、必要な対応を行う。〈内閣官房行政改革推進本部事務局〉</p> <p>b. EBPMの質の向上のため、GIGAスクール構想や中小企業生産性革命事業等の重要施策について、経済・財政一体改革推進委員会EBPMアドバイザーボードでの検討を踏まえ、政策効果を検証する。 〈内閣府、各省庁〉</p>	<p>a EBPMの中長期的な推進方策について検討を行うため、EBPM課題検討ワーキンググループ及びデータ利活用ワーキンググループを令和2年度より開催し、両WGにおける議論の結果を令和3年6月に取りまとめたところ、取りまとめの内容を踏まえてEBPMの推進に取り組んでいる。</p> <p>b GIGAスクール構想のエビデンス整備に向けて、内閣府・文科省・有識者からなる研究会を設置し、一人一台端末の効果検証に取り組んでいる。 また、中小企業生産性革命推進事業においては、2021年中に、ものづくり補助金に加えて新たに持続化補助金でも政策効果の分析・公表を行った。今後、IT導入補助金を含め各補助金ごとに検証に有効なデータ整備方法などについて検討を行うなどEBPMを推進し、今後の施策に反映する。加えて、ものづくり補助金では、外部研究機関とも連携して多面的な分析方法や効果分析の妥当性についても検討することで政策効果の検証取組を進めていく。 2021年8月には、EBPMアドバイザーボードで経済・財政一体改革エビデンス整備プランを策定し、改革工程表のエビデンス構築に取り組んでいる。</p>
<p>11 補助金交付等の手続き見直し</p> <p>a. 補助金交付等を含めた国・地方間、国・関係機関間の手続きを抜本的に見直す。行政事業レビューを徹底的に実施し、その結果を令和3年度予算及び今後の政策立案に反映する。 〈内閣官房、内閣府、各府省庁〉</p>	<p>地方分権改革有識者会議における議論等を踏まえ、令和3年12月21日に「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」を閣議決定した。 各府省庁において、外部有識者及び行政事業レビュー推進チームによる点検を通じ、原則全ての事業について、必要性、効率性及び有効性等の観点から検証を行い、その結果を令和3年度予算の執行及び今後の政策立案に反映している（「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）、「行政事業レビュー実施要領」（令和3年3月26日行政改革推進会議）に基づき実施）。</p>
<p>12 公益法人のガバナンスの更なる強化</p> <p>a. 公益法人のガバナンスの更なる強化等（役員や社員・評議員のより一層の機能発揮など）について検討し、必要な対応を行う。 〈内閣府公益認定等委員会事務局〉</p>	<p>「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」において、令和2年12月25日の最終とりまとめを行った。これを踏まえ、必要な対応を検討中。</p> <p>（参考）「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」URL https://www.koeki-info.go.jp/regulation/governance_meeting.html</p>
<p>13 学校法人制度のガバナンスの更なる強化</p> <p>a. 公益法人のガバナンスの検討、有識者会議のとりまとめ等を踏まえ、学校法人制度改革に向けた必要な対応を行う。 〈文部科学省〉</p>	<p>有識者会議の議論の取りまとめ等を踏まえ、学校法人として適切なガバナンスの在り方について、検討を進めている</p>

歳出改革等 7. その他

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>14 公務員の定年の引上げと能力・実績主義の徹底等</p> <p>a 2018年の人事院の意見の申出も踏まえ、公務員の定年引上げに向けた取組を進める。人事評価の運用改善については、有識者検討会において検討された内容を踏まえ、2021年度までを目途に必要な措置を順次実施する。局長等の職務内容の明示や幹部職員及び管理職員の公募の目標設定並びに官民公募に重点を置いた公募の推進や十分な応募が得られるための環境整備等に引き続き着実に取り組む。 <内閣官房内閣人事局></p>	<p>国家公務員の定年を2023～31年度にかけて段階的に引き上げる国家公務員法等の改正法案を第204回国会に提出し、2021年6月に成立した。定年引上げに当たり、各年齢層の職員の能力発揮につながる業務分担の在り方等に係る方針の2021年度中の策定に向けて、検討を行っているところ。</p> <p>人事評価の運用改善については、2021年3月に有識者検討会において取りまとめられた報告書を踏まえた検討を行い、同年9月までに、評語区分等の見直しに係る関係法令の改正等の措置を講じた。改正法令等に基づく、2022年10月の新制度の全面施行に向け（2021年10月より一部施行済）、引き続き周知等を実施。</p> <p>幹部職員及び管理職員の公募については、令和3年度までに150ポストの公募を行う目標を達成するとともに、政府全体の公募情報の統一的な提供等のためのホームページの整備等を実施した。これらの成果を検証しつつ、引き続き、公募の推進・環境整備等に取り組む。</p>
<p>15 業務の抜本見直し</p> <p>a 業務の抜本見直し推進チーム（内閣官房）において作成した「業務見直しの進め方」を踏まえ、各府省において、現場業務の実態把握とそれを踏まえた既存業務の抜本見直しを実施。業務の抜本見直し推進チーム（内閣官房）では、優良事例の分析と展開を行っており、業務を見直すに当たってより良い気付きを得てもらうため、各府省の個別の見直しのテーマに対して助言を実施。 <内閣官房内閣人事局></p>	<p>「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。令和3年1月29日一部改正）を踏まえ、各府省等は、全ての課長級が業務見直しを経験し、成功体験を通じ自主的に改善に挑戦し続ける人材を育成することで、自ら業務を見直す組織文化を定着させることを目的として、「本来業務」自体にスポットを当てて、その業務のやり方、業務プロセスについて、政策の大目的に照らしつつ、「業務見直しの進め方」（令和元年12月業務の抜本見直し推進チーム）を踏まえた業務見直しを推進している。</p> <p>業務の抜本見直し推進チーム（内閣官房）では、各府省等の個別の見直しの取組について、実施状況を確認し、それを基にした先行的な取組事例集の作成・配布や研修を行うとともに、各府省等の要望に応じ個別の業務見直しの支援を実施。</p>
<p>16 満足度・生活の質を示す指標群の構築</p> <p>a 人々の満足度(well-being)を見える化するため、「満足度・生活の質に関する調査」を実施するとともに、満足度・生活の質を表す指標群(ダッシュボード)の精緻化を検討する。</p> <p>b 2021年3月を目途に都道府県別の指標群を策定・公表するとともに、2021年度に満足度(Well-being)の地方展開に向けた普及・啓発活動を実施する。 <内閣府経済社会システム></p>	<p>a 2021年3月に実施した第3回満足度・生活の質に関する調査と前回調査（2020年2月実施）との比較により、感染症前後の満足度・生活の質の変化を分析し、2021年9月に「満足度・生活の質に関する調査報告書2021」を公表した。</p> <p>b 都道府県別の指標群を内閣府HPで公表するとともに、満足度（Well-being）の地方展開に向けて、地方自治体へのアンケート調査を2021年11月に実施。</p>